

全国児童福祉主管課長

・子育て応援特別手当関係課長会議

平成21年2月27日（金）

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

(目次)

(平成21年度予算案の概要)

○ 平成21年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要	3
--------------------------	---

(総務課関係)

1. 少子化対策の推進について

(1) 社会保障審議会少子化対策特別部会の検討の状況について	17
(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定について	17
(3) 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)について	18
(4) 一時預かり事業の拡充について	18
(5) 地域における子育て支援拠点の拡充について	19

2. 児童虐待防止対策について

(1) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について	20
(2) 児童相談所の体制強化について	22
(3) 市町村の体制強化について	25
(4) 児童家庭相談に携わる職員の研修について	26
(5) 児童虐待防止に向けた啓発活動について	27

3. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について	27
(2) 児童福祉施設等の運営について	30
(3) 社会福祉施設等の防災対策について	35
(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について	38

4. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について	39
(2) 措置費等の施設運営費の適正化について	39
(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について	40

5. 雇用対策事業例(子育て支援分野関係)について

(1) 雇用対策事業例について	40
(2) 子育て支援分野における雇用対策事業例について	41

(総務課関連資料)

(資料1) 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	45
(資料2) 次世代育成支援の人材養成事業(新規)	52
(資料3) 地域子育て支援拠点事業(概要)	53
(資料4) 地域子育て支援拠点事業の21年度予算案について	54
(資料5) 地域子育て支援拠点事業〔ひろば型〕Q&A	55
(資料6) 都道府県等別児童相談所の児童福祉司配置状況	58
(資料7) 一時保護施設等緊急整備計画の策定について	59
(資料8) 「市町村の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況等について」(平成20年11月19日公表資料)	64
(資料9) 「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」(案)	93
(資料10) 「養育支援訪問事業ガイドライン」(案)	98
(資料11) 平成20年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」都道府県別実施状況	104
(資料12) 平成21年度国の実施する児童家庭相談に携わる職員の研修等	105
(資料13) 平成21年度児童家庭相談に携わる職員等を対象とした研修等一覧	106
(資料14) 平成21年度虐待対応研修一覧(子どもの虹情報研修センター)	107
(資料15) 平成21年度「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催について	108
(資料16) 「国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に係る留意点等について」(平成20年12月26日付け保国発第1226001号、雇児総発第1226001号)	109
(資料17) 児童福祉施設等の耐震化に関する状況調査	115
(資料18) 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う発出通知一覧(現時点の予定)	141
(資料19) 雇用対策事業例(子育て分野関係)について	142

(職業家庭両立課関係)

仕事と家庭の両立支援対策の推進について

(1) 育児・介護休業法の見直しについて	171
(2) 次世代育成支援対策推進法の改正について(働き方を見直し関係)	172
(3) ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化モデル事業の実施等について	174

(職業家庭両立課関連資料)

(資料1) 「仕事と家庭の両立支援対策の充実について」(労働政策審議会建議)の概要等	179
(資料2) 次世代育成支援対策推進法が改正されます	182

(家庭福祉課関係)

1. 社会的養護体制の拡充について	
(1) 後期行動計画の策定について	185
(2) 里親制度の改正等について	185
(3) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設について	186
(4) 施設退所後の支援について	186
(5) 児童福祉施設等におけるケアの充実について	187
(6) 被措置児童等虐待の防止について	190
2. 児童養護施設等の整備について	190
3. 総合的な母子家庭等自立支援策の展開について	
(1) 児童扶養手当について	192
(2) 母子家庭の母の就業支援策の充実・強化について	193
(3) 平成21年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について	197
(4) 母子家庭等日常生活支援事業の改正について	197
(5) 養育費相談支援について	198
(6) 母子寡婦福祉貸付金について	198
4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について	
(1) 婦人相談所等における体制強化について	199
(2) 配偶者からの暴力被害者に対する自立支援等について	200
(3) 人身取引被害者の保護について	202

(家庭福祉課関連資料)

(資料1) 里親登録数等（都道府県別）	205
(資料2) 里親支援機関の事業の概要	206
(資料3) 平成21年度の里親支援機関の設置予定状況	207
(資料4) 自立援助ホームの設置状況	208
(資料5) 地域生活・自立支援事業（モデル事業）の概要	209
(資料6) 小規模化の実施率の状況（都道府県市別）	210
(資料7) 児童福祉施設基幹職員指導者養成研修プログラム(案)	211
(資料8) 児童家庭支援センターの設置状況	217
(資料9) 児童扶養手当法の一部支給停止及び適用除外について（概要）	218
(資料10) 児童扶養手当一部支給停止措置に関する事務の流れ	219
(資料11) 母子家庭就業・自立支援事業	220
(資料12) 母子自立支援プログラム策定事業について	221

(資料13) 母子家庭の母親の看護師・介護福祉士等の資格取得支援	230
(資料14) 委託訓練活用型デュアルシステム	231
(資料15) 「訓練期間中の生活保障のための給付ができる制度」の創設及び拡大	232
(資料16) 母子家庭の母等を対象とした訓練の整備	233
(資料17) マザーズハローワーク事業の概要	234
(資料18) 平成21年度母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等の 表彰実施要領	235
(資料19) 養育費相談支援センターについて	236
(資料20) 母子家庭の就業支援関係事業の実施状況等 (平成20年10月1日現在)	237
(資料21) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に法律の概要	247
(資料22) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の 状況について	249
(資料23) 厚生労働省における人身取引被害者への対応	255

(育成環境課関係)

1. 「放課後子どもプラン」について	
(1) 「放課後子どもプラン」の着実な推進について	259
(2) 「新待機児童ゼロ作戦」の推進に基づく放課後児童クラブ の設置促進について	259
(3) 放課後児童クラブガイドラインについて	261
2. 児童厚生施設等の設置運営について	
(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について	262
(2) 児童館、児童センターの機能強化について	263
3. 児童育成事業推進等対策事業について	264
4. 乳幼児と年長児童のふれあいの促進について	264
5. 児童委員及び主任児童委員について	
(1) 児童委員及び主任児童委員の積極的な活用・周知について	265
(2) 個人情報取り扱いについて	266
(3) 委嘱手続きの簡素化及び迅速化	266
6. 母親クラブ等の地域組織活動の活性化について	267

7. 児童福祉週間について	
(1) 趣旨について	267
(2) 児童福祉週間の標語について	267
(3) 児童福祉週間の事業展開について	268
8. 児童手当について	268

(育成環境課関連資料)

(資料1) 普通教室として使用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」への活用について	271
(資料2) 平成21年度「放課後子どもプラン」関係予算案の概要	274
(資料3) 平成21年度 児童厚生施設等整備費 国庫補助基準額	275
(資料4) 平成21年度 児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について(抜粋)	276
(資料5) 平成21年度児童環境づくり基盤整備事業の協議について(児童育成事業推進等対策事業)	280
(資料6) 「地域子育て環境づくり支援事業」について	293
(資料7) 児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について	294
(資料8) 児童手当制度の概要	295
(資料9) 児童手当の財源内訳	296

(保育課関係)

1. 待機児童解消に向けた取組について	
(1) 新待機児童ゼロ作戦の推進について	299
(2) 児童福祉法に基づく保育計画について	299
(3) 保育所運営費について	300
(4) 保育所入所待機児童数調査等の実施について	301
2. 多様な保育サービスの推進について	
(1) 家庭的保育事業について	301
(2) 病児・病後児保育事業について	302
(3) 一時預かり事業について	303
(4) 地域ニーズへの対応について	304
(5) 駅型保育試行事業について	304
3. 認定こども園の実施状況等について	305

4. 保育所の規制緩和等について	
(1) 規制改革会議・地方分権改革について	306
(2) 構造改革特区について	306
(3) 保育所の民営化について	307
5. 保育所の入所について	
(1) 保育所入所の円滑化について	308
(2) 保育所入所の促進について	309
(3) 保育所の費用徴収制度の取扱いについて	310
(4) 保育所に関する情報提供について	311
6. 保育所保育指針の施行及び保育所における質の向上のための アクションプログラムの策定について	311
7. 安心こども基金（仮称）について	313
8. 保育所等における事故防止等について	
(1) 保育所等における事故防止について	313
(2) 保育所の耐震化の促進について	314
(3) 認可外保育施設に対する指導監督について	314
（保育課関連資料）	
（資料1）安心こども基金（仮称）の概要	319
（資料2）認定こども園制度の概要と現状	320
（資料3）規制改革会議「規制改革推進のための第3次答申」	322
（資料4）地方分権改革推進委員会第一次勧告及び地方分権改革推進要綱	326
（資料5）保育所保育指針の改定について	327
（資料6）一時預かり事業の実施類型について（H21年度～）	333
（資料7）一時預かり事業Q&A	334
（資料8）平成20年保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況	336
（資料9）平成19年度延長保育実施状況	345

(母子保健課)

1. 妊婦健康診査等について	
(1) 妊婦健康診査への公費負担の拡充について	351
(2) 妊婦健康診査の受診及び早期の妊娠届出の勧奨について	351
2. 妊産婦ケアセンター（仮称）について	352
3. 子どもの心の問題等への対応について	352
4. 小児慢性特定疾患治療研究事業について	353
5. 「健やか親子21」について	
(1) 「健やか親子21」第2回中間評価の実施について	354
(2) 健やか親子21全国大会	354
(3) マタニティマークについて	354
6. 周産期医療関係事務の移管について	355

(母子保健課関連資料)

(資料1) 妊婦健康診査について	359
(資料2) すこやかな妊娠と出産のために	361
(資料3) 妊産婦ケアセンター（仮称）について	362
(資料4) マタニティマークについて	363
(資料5) 食育の推進	367
(資料6) 母子保健医療対策等総合支援事業の実施状況	369
(資料7) 未熟児養育医療給付事業の実施状況	371
(資料8) 小児慢性特定疾患治療研究事業の実施状況	372
(資料9) 都道府県の主な母子保健指標等	373

(その他)

○ 平成21年度児童福祉関係主要会議等予定表	377
------------------------	-----

平成 2 1 年度予算案の概要

平成21年度 雇用均等・児童家庭局 予 算 案 の 概 要

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進、 仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月）、「新しい少子化対策について」（平成18年6月）に基づく施策の着実な推進を図るとともに、平成19年12月に決定された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」（集中重点期間平成20～22年度）、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業の取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

- 1 地域の子育て支援の推進
- 2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 3 母子家庭等自立支援対策の推進
- 4 母子保健医療の充実
- 5 出産等に係る経済的負担の軽減

◇ 仕事と家庭の両立の支援

仕事と家庭の両立支援

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 3 テレワークの普及促進

○予算案額の状況

	20年度予算額	21年度予算案額	伸び率
局 合 計	9,627億円	9,815億円	2.0%
一般会計	9,038億円	9,105億円	0.7%
特別会計	589億円	711億円	20.5%
年金特別会計			
児童手当勘定	458億円	560億円	
うち児童育成事業費	458億円	560億円	22.4%
労働保険特別会計	132億円	151億円	13.8%
労災勘定	8億円	8億円	△5.2%
雇用勘定	124億円	143億円	15.1%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

1 地域の子育て支援の推進

《686,825百万円→687,738百万円》

(1) すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 55,122百万円

○地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実 38,800百万円
(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金))

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」に掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、地域力を活用した子育て支援に従事する者の養成、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児の預かり等への対応のためのモデル事業の実施等、地域の子育て支援の推進を図る。

【対象となる主な事業】

・次世代育成支援の人材養成事業（新規）

地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーターの養成及び地域子育て支援拠点事業や一時預かりなど地域で行われる子育て支援事業に参画する者を養成する。

・ファミリー・サポート・センター事業（拡充）

子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うとともに、新たに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応のためのモデル事業を行う。

・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

・養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や指導助言等を行う。

・子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において児童を一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。

・延長保育促進事業

民間保育所において、11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

○地域における子育て支援拠点の拡充

10,193百万円

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進するとともに、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行う機能の拡充を図る。

○一時預かり事業の拡充

197百万円

実施主体を多様な運営主体に拡大し、多様な場における地域密着の一時預かりを推進する。

○中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

122百万円

すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。

(2)新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

356,864百万円

○待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大

347,465百万円

・民間保育所運営費

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入れ児童数の増を図るとともに、第3子目以降の保育料を無料とする。

また、保育所の経営の安定化を図るために定員区分の細分化を行うこととする。

○多様な保育サービスの提供

55,111百万円

家庭的保育事業（保育ママ）や一時預かり事業の拡充、地域の保育資源（事業所内保育施設等）の活用など保育サービスの提供手段の多様化を図る。また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に「安心こども基金(仮称)」を創設する。
【1,000億円(文部科学省分を含む。)】

(3) 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

23, 453百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

(4) 児童手当国庫負担金

252, 300百万円

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《84, 871百万円→92, 624百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

87, 720百万円

○地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や養育支援訪問事業の全国展開及び「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る。（次世代育成支援対策交付金（38, 800百万円）の内数）

○児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための保護者指導や一時保護所における教員等の配置を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

○社会的養護体制の拡充

82, 221百万円

・ 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

家庭的な環境における養護を一層推進するため、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の推進、里親支援体制の充実や児童養護施設等における小規模ケアの推進を行うとともに、幼稚園費の創設、教育費の拡充や乳児院における被虐待児個別対応職員の配置など入所している子どもへの支援の充実を図る。

・ 施設退所児童等への支援の充実

施設を退所した子ども等の就業・生活支援を充実するため、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を推進するほか、相談支援及び意見交換・情報交換等の自助グループ活動支援を行う地域生活・自立支援事業（モデル事業）を引き続き実施する。

○ 社会的養護体制等の推進のための施設整備

5, 033百万円

（次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金））

児童養護施設の小規模化や一時保護施設の環境改善等の整備を推進する。

(2) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

4, 904百万円

婦人相談所が配偶者からの暴力被害者を一時保護委託するための経費の充実を図るとともに、婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るほか、人身取引被害者や外国人の配偶者からの暴力被害者支援のための通訳者を養成するなど支援体制の充実を図る。

3 母子家庭等自立支援対策の推進

《170, 627百万円→174, 306百万円》

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進

7, 804百万円

○自立のための就業支援等の推進

2, 744百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援プログラム策定事業の推進など支援措置の充実を図る。

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。 【1.3億円】

修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)

→ 修業期間の後半1/2の期間(上限18か月)

○養育費確保策の推進

68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援

166, 502百万円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や、技能取得等に必要資金の貸付を行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

4 母子保健医療の充実

《18, 434百万円→19, 301百万円》

(1) 不妊治療への支援等

4, 620百万円

○不妊治療等への支援

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成するなどの支援を行う。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)46億円の内数)

○妊産婦ケアセンター(仮称)への支援(新規)

産前産後における妊産婦の適切なサポートを行うため、入院を要しない程度の体調不良(うつ病など)の妊産婦を対象に宿泊型のサービス(母体ケア、乳児ケア等)を提供する。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)46億円の内数)

(2)小児の慢性疾患等への支援

14,386百万円

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

(3)周産期医療体制の充実

医政局に一括計上

5 出産等に係る経済的負担の軽減

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数(14回程度)を受けられるように、現在、地方財政措置されていない9回分について、平成22年度までの間、必要な財源を確保し、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。 【790億円】

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。 【651億円】

◇ 仕事と家庭の両立の支援

仕事と家庭の両立支援

《7,864百万円→9,984百万円》

(1)育児・介護休業制度の拡充

4,560百万円

育児・介護休業法の見直しを検討し、育児期の短時間勤務や男性の育児休業取得促進など、継続就労しながら育児・介護ができる環境を整備する。また、期間雇用者の育児休業の取得促進のための事業を実施する。

(参考)

平成20年度補正予算案において、育児休業・短時間勤務制度の利用を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、1人目及び2人目について支給対象としている中小企業事業主に対する助成金の支給対象範囲を5人目まで拡大するとともに、2人目以降の支給額を増額（育児休業：60万円→80万円等）する。

また、労働者が利用した育児サービス費用を負担する中小企業事業主に対する助成金について、助成率・助成限度額を引き上げる（助成率：2分の1→4分の3、限度額：30万円→40万円（1人当たり）、360万円→480万円（1事業主当たり））。 【制度要求】

(2) 事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放 4,603百万円

事業所内保育施設を設置、運営する事業主に対する助成措置について、助成期間を延長（5年→10年）するとともに従業員以外の地域の利用者への地域開放を進めることにより、事業所内保育施設の設置促進を図る。

(3) 中小企業における次世代育成支援対策の推進 784百万円

次世代育成支援対策推進センターにおいて、中小企業における行動計画の策定、届出を促進するため、講習会、巡回指導を実施する等、相談援助機能を強化する。

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《919百万円→853百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進 499百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進 329百万円

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組（ポジティブ・アクション）を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。

(3) 起業準備段階及び起業後間もない時期の女性に対する起業支援

25百万円

起業に向け取り組む女性に対する情報技術を用いて行う学習（eラーニングサービス）の提供や、起業が軌道にのった先輩起業家が女性起業家に助言を行うメンター紹介サービス事業の実施等により起業を支援する。

2 パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1, 393百万円→1, 690百万円》

パートタイム労働法における均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、専門家の配置等による相談、援助等事業主支援を実施する。また、短時間正社員制度について、業界ごとの導入モデルの開発、普及等により、その導入促進、定着を図る。

さらに、短時間労働者に対する正社員との均衡待遇等を考慮した制度を導入する中小企業に対して助成（60万円等）する。

3 テレワークの普及促進

《74百万円→64百万円》

在宅での就業形態による発注者とのトラブル等に対する相談援助等を実施する。

平成20年度厚生労働省第2次補正予算(案)

(雇用均等・児童家庭局所管分)

○介護従事者の処遇改善と人材確保等

1.3億円

母子家庭の母の介護福祉士・看護師等の資格取得支援

1.3億円

母子家庭の母の自立促進のために、介護福祉士・看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。

〔 修業期間の最後の1/3の期間（上限12か月）
→ 修業期間の後半1/2の期間（上限18か月） 〕

○出産・子育て支援の拡充

2,441億円

1 子育て支援サービスの緊急整備

1,000億円

子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に「安心こども基金（仮称）」を創設する。（文部科学省分を含む。）

2 子育て応援特別手当の支給

651億円

平成20年度の緊急措置として、幼児教育期（小学校就学前3年間）の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

3 安心・安全な出産の確保(妊婦健診公費負担の拡充)

790億円

妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数（14回程度）を受けられるように平成22年度までの間、地方財政措置されていない9回分について、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。

4 中小企業の子育て支援促進

制度要求

育児休業・短時間勤務制度の取得を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、1人目及び2人目について支給対象としている中小企業事業主に対する助成金の支給対象範囲を5人目まで拡大するとともに、2人目以降の支給額を増額（育児休業：60万円→80万円等）する。

また、労働者が利用した育児サービス費用を負担するための中小企業事業主に対する助成金について、助成率・助成限度額を引き上げる（助成率：2分の1→4分の3、限度額：30万円→40万円（1人当たり）、360万円→480万円（1事業主当たり））。（制度要求）

少子化対策の総合的推進

【少子化社会対策関連予算（厚生労働省分）】

21年度予算案額 1兆3,922億円（20年度予算額 1兆3,452億円）

【施策の方向性】

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子ども・子育て応援プラン」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

1. 地域の子育て支援の推進 6,877億円

- すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 551億円
 - ・地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実、次世代育成支援のための人材養成（新規）、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児、緊急時の預かり等多様なニーズへの対応（拡充）、地域の子育て支援拠点の拡充、地域に密着した一時預かりの推進
- 新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,569億円
 - ・待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大、第3子目以降の保育料の無料化、家庭的保育事業の拡充などの多様な保育サービスの提供
- 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進 235億円
 - ・「放課後子どもプラン」の着実な推進
 - ・放課後児童クラブに対するソフト面及びハード面での支援
- 児童手当国庫負担金 2,523億円

2. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 926億円

- 虐待を受けた子ども等への支援の強化 877億円
 - ・子どもを守る地域ネットワークや児童相談所の機能強化、社会的養護体制の拡充

3. 母子家庭等自立支援対策の推進 1,743億円

- 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 78億円
 - ・自立のための就業支援や養育費確保策等の推進
- 自立を促進するための経済的支援 1,665億円

4. 母子保健医療の充実 193億円

- 不妊治療への支援等 46億円
 - ・不妊治療に要する費用の一部助成等の支援
 - ・妊産婦ケアセンター（仮称）への支援（新規）
- 小児の慢性疾患等への支援 144億円
 - ・小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及等

5. 出産等に係る経済的負担の軽減 79億円

・安心して出産できるようにするため、出産育児一時金の充実等により、妊産婦の経済的負担を軽減する。

6. 仕事と家庭の両立の支援 100億円

・育児・介護休業制度の拡充や事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放等

7. 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備 26億円

・女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進やパートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

総務課関係

1. 少子化対策の推進について

(1) 社会保障審議会少子化対策特別部会の検討の状況について

別紙参照。

なお、持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」については関連資料1（45頁）を参照。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定について

市町村や都道府県の行動計画改定に当たっての考え方については、行動計画策定指針の改正案によりお示ししているため、策定準備についてよろしくお願ひしたい。3月中には告示の予定である。（別冊（総務課少子化対策企画室）資料2）

今回、改正案において新たに規定している参酌標準は、女性の就業率上昇に伴う保育サービス等の潜在需要を把握しつつ、中長期的に達成されるべきサービス整備水準を勘案した上で、後期計画の目標事業量を適切に見込むために提示するものである。さらに別紙に留意事項をまとめているので、参考にさせていただきたい。（別冊（総務課少子化対策企画室）資料3）なお、具体的な目標事業量の算出方法等については、追って通知等でお示しするので、潜在ニーズ量を明らかにしたうえで、地域のサービス供給体制を踏まえ、後期計画期間（平成26年度まで）の整備水準を設定されたい。

また、計画の進捗状況を点検・評価することで施策の改善につなげ、PDCAサイクルの実効性を高めることが求められることから、個別事業における定量的な目標設定に加え、施策レベル（「地域における子育て支援」、「職業生活と家庭生活の両立の推進」等）や計画レベルにおける利用者の視点に立った評価指標（アウトカム）の設定について工夫をお願ひしたい。（具体的内容は、昨年8月全国児童福祉主管課長会議資料及び追ってお示しする通知等参照）

さらに、計画策定に当たっては、住民の意見を反映させるほか、事業主、労働者など関係者の意見を幅広く聴取し、多様な主体の参画と協働により進められることが重要となる。

なお、今後の施策検討の参考としたいので、ニーズ調査結果において参考となるデータや検討されている独自施策等があれば、積極的に国への情報提供をお願ひしたい。

(3) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について

平成21年度の新規事業として次の2事業を実施することとしている。従来より実施している事業も含め、21年度の事業内容等については(別冊(総務課少子化対策企画室)資料4～5)のとおり予定している。

① 次世代育成支援人材養成事業

親の子育てを支援するコーディネーターや、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業などの子育て支援事業に参画する者を養成した場合にはポイントの配分を行うこととしている。(関連資料2)52頁)

② 病児・緊急対応強化モデル事業（ファミリー・サポート・センター事業の機能強化）

ファミリー・サポート・センターにおいて病児・病後児の預かり等を行った場合にポイントの配分を行うこととしている。(職業家庭両立課資料174頁～176頁参照)

上記の新規事業創設に伴い、「地域における仕事と生活の調和推進事業」については、ポイントを設定した事業としては終了することとした(平成21年度からは児童人口配分において実施可能)。

また、平成20年度に創設した「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」は、平成22年度までの事業であるのでご承知願いたい。

各都道府県におかれては、管内市町村に対する周知や実施を促していただくとともに、市町村におかれては積極的な取組をお願いしたい。

(4) 一時預かり事業の拡充について

一時預かり事業については、ニーズの増加に対応するためその拡充を図る必要があることから、補助対象を、①従来の保育所での実施に加え、②実施主体をNPO法人等多様な運営主体に拡大し、地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所などにおける一時預かりの実施もその対象とすることとしている。

平成21年度から、児童福祉法に規定された一時預かり事業を国庫補助の対象とし、上記②については「一時預かり事業(地域密着型)」の類型として補助することとしているが、法令に定める人員配置基準等を満たせない場合であっても、要綱に定める基準を満たす場合は「一時預かり事業に類するもの」として補助対象とすることとしている。(保育課関連資料6(333頁)、別冊(交付要綱、実施要綱等)資料29)

各都道府県におかれては、管区市町村に対する周知や実施を促していただくとともに、市町村におかれては積極的な取組をお願いしたい。

(5) 地域における子育て支援拠点の拡充について

地域の子育て支援拠点については、「子ども・子育て応援プラン」において、目指すべき社会の姿として、すべての子育て家庭が歩いていける場所への整備が掲げられており、平成21年度では、その拡充に向けて7,100か所の設置に必要な経費として、約102億円を計上している。(関連資料3～5(53頁～57頁))

また、機能の拡充を図るため、ひろば型のうち、一時預かりや放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を一体的に実施し、こうした活動を通じて、ひろばを中心に関係機関とのネットワーク化が図られ、子育て家庭に、よりきめ細かな支援を行うものについて、新たな補助単価(機能拡充型)を設定している。(別冊(交付要綱、実施要綱等)資料21「児童環境づくり基盤整備事業費補助金実施要綱 新旧対照表(案)」参照)

この機能拡充にかかる要件としては、市町村からの委託等により地域子育て支援拠点事業を実施している社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等が、次の①から④のいずれかの事業を実施していることとする。

- ① ひろばの開設場所(近接施設を含む。)を活用した、一時預かり事業(地域密着型及び地域密着Ⅱ型)又はこれに準じた事業
- ② ひろばの開設場所(近接施設を含む。)を活用した、放課後児童健全育成事業又はこれに準じた事業
- ③ 乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業
- ④ その他、市町村独自に補助又は委託を行っている子育て支援事業のうち、市町村がひろば型の活動の充実に資すると認めた事業

この他、出張ひろばについて、現行では「ひろば型を開設している実施主体から委託を受けた社会福祉法人等」が開設するとしているところであるが、今後は、社会福祉法人等のほか、「地域の実情やニーズにより常設のひろばを開設することが困難な事情がある場合」には「ひろば型を開設している市町村」が出張ひろばを開設することができるよう対象拡大したところである。

また、「開設年度の翌年度に、ひろば型に移行する」こととしている要件を見直し、「利用実態など地域の実情を踏まえ、ひろば型への移行を進める」こととする。

これにより、常設のひろば開設が難しい地域においても、出張ひろばを活用して、子育て親子の交流促進や育児相談等の取組の充実に図られたい。

なお、従来の地域子育て支援センター（小規模型指定施設）については、平成21年度までの経過措置となっていることから、ひろば型やセンター型への円滑な移行に向け、市町村等の取組を積極的に働きかけていただきたい。

○「地域子育て支援拠点事業実施のご案内」について

事業実施に当たって参考となるよう、ひろば型、センター型、児童館型のそれぞれの取組事例や利用者の声などをまとめたパンフレットを作成し、本年1月に各都道府県・市町村に配布している。厚生労働省ホームページにも掲載しており、あわせて御活用願いたい。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate.html>)

2. 児童虐待防止対策について

(1) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について

① 子どもの安全を最優先とした対応の徹底

児童虐待への対応は複雑化しているが、今一度基本に立ち返り、立入調査や一時保護の実施、目視による子どもの安全確認、虐待者本人との面接を含めた適切な調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有など、日常の基本的な業務が適切に行われているかについて、定期的に業務の点検を行うことをお願いする。併せて、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）により、児童相談所等の安全確認措置の義務化、保護者への出頭要求や裁判官の許可状を得て解錠等を可能とする立入制度、都道府県知事による保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等が導入された趣旨も踏まえ、保護者との関係等から介入に躊躇するあまり、救えたはずの子どもの命を救えなかったという事態が決して生じないように、これらの制度の活用を図り、必要な立入調査や一時保護を適切な時期に実施するなど、子どもの安全を最優先とした対応を行うことを重ねてお願いする。

また、地方公共団体において、出頭要求から臨検・捜索までの一連の安全確認プロセスの中で具体的な手続き等に疑義等が生じた場合には、随時ご相談願いたい。

なお、こうした制度の運用も含め、「子ども虐待対応の手引き」の改訂作業を行っているところであり、おって、通知することとしている。

② 施設入所中の児童の強制引取り等への対応について

施設入所をしている児童の強制引取り等が危惧される際の対応について、特別なケースであると考えられるが、ある自治体において、児童養護施設に児童福祉法第28条により入所措置されていた児童が親権者等により誘拐されて国外に連れ去られ、親権者等の共犯者が未成年者略取容疑により逮捕される事件が発生した。

今後、模倣等による類似の事件が発生することも危惧されるので、保護者によるつきまといや強制引取りが想定されるなど、子どもの安全に支障が生じる場合には、児童虐待防止法第12条第3項の規定により子どもの住所又は居所を明らかにしないことを徹底されたい。

また、公判記録から親権者等が子どもの現住所等を知りうる可能性もあるため、それらの情報の非開示を求める上申を裁判所に行うとともに、状況によっては、躊躇せず、同法第12条の4の規定による接近禁止命令を発出することも検討されたい。

なお、このような事態が想定される場合には、あらかじめ警察等と緊密な連携を図り、緊急時の対応を協議しておくなど関係機関等の連携を十分に図るようお願いする。

② 死亡事例等の検証等について

平成16年10月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、継続的・定期的に全国の児童虐待による死亡事例等を分析・検証し、全国の児童虐待への対応に携わる関係者が認識すべき共通の課題を明らかにするとともに、対応策の提言を行うことを目的に、これまで4次にわたる報告がとりまとめられている。また、平成19年の児童虐待防止法の改正により、

「国及び地方公共団体は児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行う」責務が規定され、20年4月から施行されている。痛ましい虐待による死亡事例が続いている中、「子どもの生命、成長発達を守ることは、国や地方公共団体のみならず、国民全体の責務であり、亡くなった子どもに報いるためにも過去の死亡事例からの教訓を十分にいかす必要があることや、これまでの提言が十分に活用されていない現状がある」ことを踏まえ、20年6月17日には、「第1次報告から第4次報告までの子どもの虐待による死亡事例等の検証結果総括報告」がとりまとめられた。

虐待による痛ましい深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないものであり、当該報告が今後の施策に活かされるよう再度の周知についてお取り計らい願いたい。

児童虐待防止法には、児童虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例についての地方公共団体の分析（検証）の責務が規定されており、死亡事例等が発生した都道府県等におかれては、できる限り速やかに当該事例の検証を実施し業務の改善に努めていただくとともに、当省に検証結果の報告をお願いする。

なお、平成21年度予算案において、外部有識者等をメンバーとし、児童相談所の業務管理等に関して定期的な評価、検証及び助言を行うための「評価・検証委員会設置促進事業」（児童虐待防止対策支援事業）を創設したところであるので、業務の再点検等にあたって活用願いたい。

（２）児童相談所の体制強化について

① 児童福祉司等の配置について

虐待相談対応件数の増加や子どもの安全確認・安全確保の強化等を踏まえ、こうした業務を中心的に担う児童福祉司等のより一層の体制強化を図ることが課題となっている。

これらの職員の経費については、地方交付税により措置されているが、総人件費削減や地方公務員削減計画などにより増員措置が厳しい中、児童福祉司については、ここ数年、その業務の重要性等から増員が図られてきており、平成20年度においては、標準団体（人口170万人）当たり29人配置できるだけの経費が計上されているところである。

なお、20年度においては、児童福祉司の増員は図られたものの、各地域における児童相談所職員数等の実態を踏まえ、児童相談所のその他の職員について1名減員されたため、児童相談所職員の総数としては、対前年度と同数となっている。

厚生労働省では、各地方公共団体・関係団体の強い要望を受けて、21年度においても、引き続き、総務省に対して児童福祉司の増員要望を行っているが、20年度における措置状況からも、職員配置の実態が大きく影響を与えることも想定されるため、各地方公共団体におかれても、児童福祉司をはじめとする児童相談所職員の確保に積極的に取り組んでいただきたい。

特に、児童福祉司については、20年度では、人口5.9万人に1人を配置できるものとなっているが、地域によっては、この水準を下回っているところも見受けられるため、積極的な配置をお願いする。（関連資料6（58頁））

また、児童福祉司には保護者指導などの場面において、高い社会福祉援助技術が求められていることから、適切な人材の確保をはじめ、

各地方公共団体において現任職員に対する研修を積極的に実施又は団体等で実施される各種研修（関連資料13（106頁））を活用するなどにより、専門性の確保と向上に努められたい。

② 保護者指導の強化等について

児童虐待等により児童福祉施設への入所等の措置がとられている児童にとっても、その保護者からの虐待のおそれなくなり、再び一緒に生活することができることは、子どもの福祉にとって望ましいため、昨年12月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第85号。以下「改正児童福祉法」という。）により、本年4月から児童福祉司等が行う子ども又はその保護者に対する指導について、委託先を社会福祉法人、NPO法人等に拡大し、家族再統合への取組の充実を図ることとした。

このような保護者への指導については、NPO法人等において開発・実践される専門プログラムが有効なケースもあると言われており、これらの機関の専門機能を活用することにより子どもの福祉の向上を図るひとつの手立てとしたいと考えている。

なお、平成21年度予算案において、児童相談所の保護者指導の強化のため、児童福祉施設への入所が長期化している子どもの保護者などに対し、児童福祉司と連携して子どもの養育方法等についてきめ細かな指導を行う保護者指導支援員の配置に必要な経費を計上（「保護者指導支援事業」（児童虐待防止対策支援事業））したところである。本事業では、保護者指導支援員を児童相談所に配置する又は事業を法人等に委託することも可能としているので、地域の実情に応じてご活用願いたい。

また、こうした事業と併せて、従来より児童福祉施設に配置されている家庭支援専門相談員や地域の関係機関の実施する保護者指導の取組とも連携し、多方面からの支援を行うなど、保護者指導の強化に努められたい。

③ 一時保護所の体制の充実について

一時保護所については、虐待相談件数の増加とともに保護人員、保護日数ともに増加傾向にあることから、一時保護中の子どもへの対応の充実が必要である。

ア 平成21年度予算案について

21年度予算案においては、以下のとおり各種充実策を講じているので、改善等の趣旨を十分にご理解いただき、常勤の心理職員の配置等に積極的に努められたい。

(ア) 一時保護所に配置する心理職員の常勤化

一時保護所のアセスメント機能や心理的ケアの充実のため、一時保護児童処遇促進事業の心理職員加算分保護単価を非常勤単価から常勤単価へと改善する。

○ 一時保護児童処遇促進事業（措置費）

心理職員加算分の保護単価 1施設当たり年額

1,629,270円 → 5,415,320円

(イ) 乳児等の一時保護受託加算の創設

児童相談所以外の施設等において乳児等（3歳未満児）の一時保護を受託する際に、乳児等のケア担当職員を配置し、支援体制を充実する。

○ 乳児等受入加算費（措置費）

乳児等1人当たり日額 2,190円

(ウ) 一時保護機能強化事業（児童虐待防止対策支援事業）の補助基準額の改善

学習環境の充実のための教員OBの配置や、虐待を受けた子どもと非行少年等を一つの空間で生活指導する混合援助等からくるトラブルの軽減・即時対応のための警察官OBの配置、外国人対応のための通訳の配置など、一時保護所に入所している児童の状況に応じた協力員の確保を図るため、補助単価を改善する。

○ 児童相談所1か所当たり年額

2,258,000円 → 1,640,000円×実施事業数（※）

（※）実施事業数とは、①学習指導協力員、②障害等援助協力員、③トラブル対応協力員、④その他のうち実際に確保した協力員の種別数をいう。

イ 一時保護施設等緊急整備計画の策定について

今年度においても、定員不足を生じている一時保護所を有する自治体については、「一時保護施設等緊急整備計画」の策定を求めることとしているのでご協力をお願いしたい。（関連資料7（59頁））

なお、本計画では、遅くとも21年度までに定員不足状態の解消をお願いしているところであり、来年度が最終年度となることから、緊急整備計画策定対象の地方公共団体におかれては、本年3月末までに策定した計画を提出するとともに、計画策定により行うハード交付金の優先採択等を活用し、早急に解消に向けた取組をお願いする。

また、来年度より、緊急整備計画策定対象（定員を超えて一時保護を行った日数が1日以上の一時保護施設を有する）となる地方公

共団体については、

- ・ 一時保護施設整備（ハード交付金）
- ・ 児童虐待防止対策支援事業のうち「一時保護機能強化事業」及び「24時間・365日体制強化事業」

について、緊急整備計画の策定を補助要件とするのでご留意願いたい。

なお、22年度以降については、各地方公共団体において、後期行動計画に基づき社会的養護体制等に必要な整備を図っていただくこととなるが、一時保護所についても同様に計画策定の対象となるため、おってお示しする「一時保護所の整備量の見込みに当たっての留意点」を参考とし、適切な整備量の確保に努められたい。

（3）市町村の体制強化について

① 地域協議会の機能強化等について

平成19年度に全国の市町村が対応した児童虐待に関する相談対応件数は5万件を超えて、児童相談所における相談対応件数と同様に増加している。一方、相談体制をみると市町村間の格差が大きく、専門職員の確保など、その体制強化等が課題となっている。

児童虐待による死亡事例をみると、市町村等が関与していたにもかかわらず、適切なリスク判断や児童相談所との連携ができずに児童が死亡に至った事例も存在する。こうした状況からも、市町村の児童家庭相談体制を強化するため、各地域の児童虐待防止対策の要となる地域協議会の機能強化を図ることが重要である。

20年4月現在、地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置率は、94.1%と増加したところであるが、未設置の市町村についても、21年度中に地域協議会を設置（虐待防止ネットワークからの移行を含む。）していただきたいので、都道府県におかれても、管内市町村への積極的な働きかけをお願いしたい。（関連資料8（64頁））

また、改正児童福祉法により、本年4月から、地域協議会の支援対象として、要支援児童及びその保護者並びに支援を特に必要とする妊婦が加えられるとともに、その調整機関に一定の専門性を有する職員（※）を配置する努力義務を課すこととされたところである。

そのため、21年度予算案においても引き続き、地域協議会に一定の専門性を有する職員を配置していくことなどを条件に、調整機関職員等の研修などの専門性強化を図るための取組や乳児家庭全戸訪問事業等との連携を図る取組を支援する「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」（次世代育成支援対策交付金）を措置しているので、こ

れらも活用しながら地域協議会の機能強化に努めていただきたい。

(※) 具体的には、児童福祉法施行規則において、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として、保健師、助産師、看護師、保育士、教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者、児童福祉施設最低基準第21条第3項に規定する児童指導員を定める予定。

② 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について

改正児童福祉法により、これらの事業は、本年4月から、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」として法律に位置付けられるとともに、事業の実施について市町村に努力義務を課すこととされたところである。これらは、乳児家庭全戸訪問事業等により、要支援家庭が早期に把握され、継続支援としての養育支援訪問事業等につながり、家庭の養育力の向上を図り、ひいては児童虐待等を予防することにつながる重要な事業と考えているので、各都道府県におかれても管内の全ての市町村で両事業が効果的に実施されるよう、情報提供や研修等の実施に努められたい。

今般、有識者の意見も聞きながら、市町村向けのガイドラインを策定することとしている。(関連資料9～11(93頁～104頁))

なお、両事業は社会福祉法の第2種社会福祉事業に位置付けられることから、事業の届出及び指導監督等についても留意していただきたい。

(4) 児童家庭相談に携わる職員の研修について

児童家庭相談に携わる職員を対象とした研修については、今日の現場状況にあった効果的な研修内容となるよう、国が実施する研修と都道府県が実施すべき研修の関係を整理するとともに研修の体系化を図り、平成20年度から、国としては、①児童相談所内の指導的立場にある者を対象とした研修、②都道府県が市町村の調整機関職員等を対象に実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」等の研修指導者の養成研修、③児童虐待対応における更なる専門性向上のための特別な研修等を実施しているところである。

さらに、改正児童福祉法により、本年4月から、児童相談に係る市町村職員の研修が都道府県の業務とされるため、今後は、各都道府県における児童家庭相談に携わる職員の研修体制がなお一層充実されるよう、市町村職員も対象に加えた「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」(児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金))を実施す

るなど、市町村の専門性向上について配意を願いたい。

あわせて国の実施する研修について、管内市町村にも周知を図った上で、積極的な受講派遣をお願いする。(関連資料12～14(105頁～107頁))

(5) 児童虐待防止に向けた啓発活動について

平成21年度においても、関係機関、団体等と連携しながら、「児童虐待防止推進月間」を実施し、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体(テレビ、新聞等)による啓発等を行うほか、全国フォーラムを11月14日(土)～15日(日)に新潟県妙高市において開催する予定である。

また、地方自治体が実施する、児童虐待防止推進月間、オレンジリボン・キャンペーンの取組については、「児童環境づくり基盤整備事業」(児童育成事業推進等対策事業)の優先採択としており、現在、21年度の協議を受け付けているので、積極的に協議を行われない。

3. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 整備量の確保について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、平成20年度第1次補正予算80億円、第2次補正予算1,000億円(文部科学省分を含む)、平成21年度予算案50億円を確保し、地域の実情に応じた施設整備が十分に可能となる整備量を確保しているところである。

② 平成20年度第2次補正予算について

平成20年度第2次補正予算においては、都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う費用を計上しているところである。

③ 平成21年度予算案について

平成21年度予算案においては、次世代育成支援対策施設整備交付金として、児童養護施設等の小規模化や児童相談所一時保護施設の環境改善等を図る整備などを推進するため、50億円計上したところである。また、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付基準額につい

て、資材費及び労務費の動向を踏まえ、2.0%引き上げるとともに、平成21年度より、対象施設として、ファミリーホーム・自立援助ホーム・妊産婦ケアセンター（仮称）・小規模分園型母子生活支援施設を加え、心理療法室・親子生活訓練室整備加算等の対象となる施設を拡大することとしたところである（別冊（交付要綱、実施要綱等）資料1）。

なお、平成20年度第2次補正予算に計上している安心こども基金（仮称）において、平成22年度までに集中的に、民間保育所及び子育て支援のための拠点施設の整備を実施することとしたことから、次世代育成支援対策施設整備交付金の平成21年度予算案においては、この民間保育所及び子育て支援のための拠点施設の施設整備は対象外としたところである。

④ 独立行政法人福祉医療機構融資の取扱いについて

平成21年度より、独立行政法人福祉医療機構から、福祉貸付を受ける場合の融資条件について、「新待機児童ゼロ作戦」等の取組を進めるため、以下のとおり拡充することとされているので、関係施設等への周知をお願いしたい。

ア 保育所整備に係る融資率 80%→90%（平成22年度まで）

イ 放課後児童クラブ整備に係る融資率 75%→90%

（平成22年度まで）

ウ 自立援助ホーム整備に係る融資率 75%→80%

⑤ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参考》

- ・「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）
- ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）など

⑥ 木材利用の推進について

児童福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

なお、保育所の木材の活用に関しては、「保育所木材利用状況調査研究事業報告書（木のぬくもりを保育所に）」及び「大型遊具編」が作成されており、保育所で木材利用を計画する際の参考資料とされるよう周知をお願いしたい。（参考：「木のぬくもりを保育所に」（<http://www.zenhokyo.gr.jp/nukumori/nukumori.htm>）

⑦ 地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ低炭素社会づくり）は重要な課題であり、児童福祉施設等においても積極的に取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備にあたっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

⑧ 財産処分の承認基準の見直し

国庫補助を受けて整備された児童福祉施設等に係る財産処分については、平成20年4月17日付雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」を発出したところである。これにより、財産処分承認基準の明確化や手続きの簡素化（包括承認制度の導入）を図ったところであり、これらの取り扱いについて、管内市町村及び社会福祉法人等へ周知をお願いしたい。

（参考）厚生労働省ホームページ（財産処分承認基準関係）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0421-1.html>

(2) 児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉施設の運営等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の仕組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取り組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取り組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 児童福祉施設等の運営費の運用については、従来から適正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、施設所管課と指導監査担当課等との連携を十分に図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

② 児童の安全確保について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底

について（依頼）」（平成15年12月24日雇児総発第1224001号）

- ・「地域における児童の安全確保について」（平成18年1月12日職高高発第0112001号、雇児総発第0112001号、老振発第0112001号）
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」（平成18年8月3日雇児総発第0803002号）

イ 児童福祉施設等に設置している遊具については、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応が重要であることから、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）を発出したところである。この通知の別添「「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」について」（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長通知）は、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、児童福祉施設等における遊具の事故防止対策に活用していただくようお願いしたい。

③ 感染症の予防対策等について

ア 社会福祉施設等が高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号）
- ・「ノロウイルスに関するQ&Aについて」（平成18年12月8日雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第11208001号、老計発第1208001号）
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健発第0222002号、菓食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号）
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進に

ついて」(平成20年12月2日雇児総発第1202001号、社援基発第1202001号、障企発第1202002号、老計発第1202001号)

- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第0725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設等における衛生管理について」(平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号)別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

また、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図られるよう指導をお願いしたい。

《参考》

- ・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」(平成13年4月24日健総発第25号、健疾発第33号、健感発第24号)、C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

イ 近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスがヒトに感染し、死亡例も報告されている。また、高病原性鳥インフルエンザの発生がヨーロッパでも確認されるなど、依然として流行が拡大・継続しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生危険性が高まっている。このため、国民への正確な情報提供、予防や治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進するため、厚生労働大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、併せて新型インフルエンザ対策行動計画を策定したところである。

社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策については、予防対策(手洗い、うがい等)の徹底と併せ、平成17年11月30日付発出の「社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策等について」を踏まえて対応を図るよう、各都道府県市においては引き続き指導をお願いするとともに管内市町村と十分に連携を図りつつ、新型インフルエンザに対する対策を強力的に推進していただくようお願いしたい。

(参考)

「医療体制に関するガイドライン」～抜粋～

6 社会福祉施設等について

- 社会福祉施設等においては、比較的感染しやすい利用者が多いため、施設外からの新型インフルエンザウイルスの侵入防止や、施設内での感染拡大を予防する対応の徹底が重要である。

- 社会福祉施設等は、施設外からの新型インフルエンザウイルスの侵入防止のため、新型インフルエンザの症状を有する者の短期入所、通所施設等の利用を制限するとともに、新型インフルエンザの症状を有する従業員等に、指定された医療機関への受診勧奨や出勤停止を求める。また、新型インフルエンザの症状を有する家族等への面会の制限を行う。

- 入所者の中で新型インフルエンザの症状を有する者がいた場合、速やかに最寄りの保健所に連絡・相談し、当該者を指定された医療機関に受診させる。

- 感染症指定医療機関等が満床の場合、入院治療を必要としない新型インフルエンザ患者は、施設内において医療機関と連携し治療・療養を行う。その際、他の入所者への感染防止のための個室移動や従業者等の感染防止対策、当該者への不用な面会の自粛等の感染防止対策を行う。

- 集団感染が発生した場合、速やかに最寄りの保健所に連絡・相談し、指定された医療機関等への受診を行う。場合によっては、医療機関と相談し、往診により診察することも検討する。また、各都道府県等の担当部局等への報告等を確実にを行う。

- 施設内における新型インフルエンザ対策については、「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」等を参照する。

- 社会福祉施設等は都道府県・市町村の福祉部局と連携しながら、上記対応を行う。

《参考》

- ・ 新型インフルエンザ対策関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

- ・インフルエンザ総合対策ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>
- ・国立感染症研究所感染症情報センター
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- ・「高齢者介護施設における感染管理のあり方に関する研究報告書」（平成16年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）における感染対策マニュアル
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>
- ・「赤ちゃん・子どもの感染症予防ガイドブック」（平成16年度独立行政法人福祉医療機構[子育て支援基金]助成事業により財団法人母子衛生研究会が作成）

④ 児童福祉施設における室内空气中化学物質の調査等について

近年、住宅等において使用される建材等から室内に揮発した化学物質等により人体の健康に影響を及ぼす、いわゆる「シックハウス症候群」が問題とされていることから、「児童福祉施設における室内空气中化学物質に関する調査の実施について」（平成14年11月21日雇児総発第1121001号）により、各都道府県市の協力をいただき、財団法人日本建築センターにおいて、保育所等の調査（冬期・夏期）を実施したところであり、調査の結果、ごく少数であるが指針値を超えた施設が見受けられた。各都道府県市においては、管内施設に対し、施設利用者の体調をしっかりと把握し、利用者の体調管理に努めるとともに、換気等を十分に行うなどの対策に努めるよう指導願いたい。

また、施設の設置計画及び建設に当たっては、十分な配慮をお願いしたい。

⑤ 入所児童等からの苦情への対応について

児童福祉施設最低基準においては、その行った処遇に関する入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いしたい。

⑥ 児童福祉施設に係る第三者評価の推進について

福祉サービスの第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を発出し、さらに、平成17年5月に「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイド

ライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」
（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を
発出したところであり、都道府県においては、関係部局と連携して、
一層の事業推進をお願いしたい。

⑦ 被措置児童等虐待の防止について

改正児童福祉法により、本年4月から、児童虐待防止法が対応して
いない施設職員等による虐待に対応することをはじめとして、社会的
養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、
下記のような事項が規定された。

- ・被措置児童等虐待の定義
- ・被措置児童等虐待に関する通告等
- ・通告を受けた場合に都道府県等が講ずべき措置
- ・被措置児童等の権利擁護に関して都道府県児童福祉審議会の関与

本年1月に開催された全国児童福祉主管課長会議において、家庭福
祉課よりガイドライン（案）を示したところであるが、子どもの福祉
を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や
生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合等には、
被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いしたい。また、
不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設
を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いしたい。
さらに、被措置児童等虐待の防止について、関係機関との連携体制の
整備や周知を図られるようお願いしたい。

（3）社会福祉施設等の防災対策について

① 社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設である
ことから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努め
るよう、管内社会福祉施設等に指導をお願いするとともに、指導監査
等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ア 火災発生の未然防止
- イ 火災発生時の早期通報・連絡
- ウ 初期消化対策
- エ 夜間防火管理体制
- オ 避難対策
- カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- キ 各種の補償保険制度の活用

とりわけ、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）が平成21年4月に施行されることに伴い、乳児院等についてはスプリンクラー設備については延べ面積275㎡以上に、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備については規模に関わらずに設置が義務づけられることとなることから（既存施設については、平成24年3月までの経過措置あり。）、次世代育成支援対策施設整備交付金を積極的に活用して、整備を進められたい。

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ア 施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- イ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ウ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難並びに避難後の円滑な援護
- エ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」（平成10年8月31日社施第2153号）
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）
- ・「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」（平成18年1月10日雇児総発第0110001号、社援基発第0110001号、障企発第0110001号、老計発第0110001号）

② 児童福祉施設等の耐震化対策の推進

- ア 児童福祉施設等の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているところであるが、平成18年に同法が一部改正され、都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その

結果等の公表に努めることが必要となっているところである。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を優先的に実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

昨年実施した児童福祉施設等の耐震化に関する状況調査をみると、児童福祉施設等の耐震診断実施率は36.1%、耐震化率は61.4%に留まっていることから、各都道府県市においては、この取組状況を踏まえ、管内の市町村に対し、情報提供を行い、児童福祉施設等へ入所・利用する児童等の安全確保の観点から、耐震診断の未実施施設については、早急に診断を実施するとともに、要改修と診断された施設は、耐震化のための整備を適切に行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。（関連資料17（115頁））

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）」（平成18年2月15日社援基発第0215001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、国土交通省の「住宅・建築物耐震改修等事業（平成21年度については、「住宅・建築物安全ストック形成事業）」の積極的な活用をお願いしたい。

イ 社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設については、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取り扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成21年度においても引き続き継続することとしているので、各都道府県市におかれては、これらの施設について、速やかに対応願いたい。

③ 被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期原状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

④ 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、従来より適切な対応をお願いしてきたところであるが、一般的に使用されていないとされていたトレモライト等のアスベストが建築物の吹付け材から検出されたことが判明したことを受け、平成20年5月9日付け通知により「アスベスト使用実態調査」を実施し、この調査結果を平成20年9月に公表したところである。

当該調査結果において、未回答、分析依頼中及び未措置状態にある施設が相当数存在することから、現在、「フォローアップ調査」を実施しているところであるが、未回答及び分析依頼中の施設等については、保有状況を明らかにしたうえで、状況に応じて適切に対応するよう指導するとともに、未措置状態にある施設等については、直ちにアスベストの除去、封じ込め、囲い込みを行うなど、法令等に基づき適切な措置を講じるよう引き続き指導をお願いしたい。

② 吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象としており、また、民間保育所等については安心こども基金(仮称)の交付対象とすることとしていることから、これらの制度等を積極的に活用しながら、この早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

4. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るため、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参考の上、引き続き適切な指導監査の実施を図られるようお願いしたい。この通知については、児童入所施設における被措置児童等の虐待防止に向けた取組等所要の改正を予定しているので留意願いたい（別冊（交付要綱、実施要綱等）資料2）。

児童福祉施設等の指導監査の実施については、児童福祉法施行令に基づき年1回以上の指導監査となっており、この際には、施設運営全般にわたる指導をお願いしたい。

特に、児童養護施設等入所児童等の処遇については、児童等の最善の利益を確保するために、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか、児童相談所など関係機関との連携を図りながら児童相談所の処遇指針に対応した児童自立支援計画が適正に策定されているか等、人権に配慮した適切な施設運営が行われているかという観点から、被措置児童等虐待防止にも配慮した指導監査を行うようお願いしたい。

また、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書において「都道府県において、第三者を加えた監査チームを編成する等により、ケアの質について監査できる体制を整備するとともに、国においても、監査マニュアルの見直し、標準化を進めるべき」とされており、国として監査体制の強化等ケアの質の向上に向けた具体的な方針を検討しているので留意されたい。

なお、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いしたい。

(2) 措置費等の施設運営費の適正化について

児童入所施設措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いしたい。

特に、保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定については、昨年も会計検査院より指摘されたところであるが、国基準の徴収金基準額表を各年度ごとに正しく適用されることはもとより、適正な事務が確保されるよう税務関係機関との連携強化を図り、保護者から必要な書類を

求める等課税状況の的確な把握に関する指導をお願いしたい。

また、保育所への入所については、市町村や保育所の提供する情報に基づき、保護者等が希望する保育所を選択して申し込みを行うこととされているので、適正な情報の提供に配慮した指導をお願いしたい。

特に、市町村における入所児童の選考に当たっては、児童の家庭の状況、地域の実情等を十分に踏まえて、市町村が定める客観的な選考方法等に基づき公正に行われるよう指導をお願いしたい。

情報提供の実施状況あるいは広域入所の取組はもとより、待機児童の解消についても、要保育児童数や保育ニーズの的確な把握を行い、保育所の実情等をも勘案し、地域の実状にあった保育行政が行われるよう、市町村の指導についてお願いしたい。

(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について

各都道府県等が実施する児童福祉施設等の指導監査の結果については、児童福祉施設等の適正な運営を確保するため、指導監査における指摘事項の傾向等を全国に情報提供し、今後の指導に活用していただくことを目的に、当局総務課調整係へ提出していただいたところである。現在、その報告内容等について取りまとめているところであり、取りまとめ次第別途通知する予定である。なお、当該監査報告書等の提出については、今後とも格段のご協力をお願いしたい。

5. 雇用対策事業例（子育て支援分野関係）について

(1) 雇用対策事業例について

雇用情勢が急速に悪化しつつある中、事業を実施する地方公共団体等が、速やかに雇用創造支援にとりかかることができるよう、本年2月6日にその参考となるモデル事業として「雇用対策事業例」がとりまとめられ、内閣官房・内閣府より都道府県宛にお示ししているところ。

雇用創造支援については、各地方公共団体において地域の実情を踏まえ、取り組んでいただくものであるが、本事業例は、当局所管の子育て支援分野における一つのアイデアとして、お示ししているものであることから、取組に際して参考としていただければ幸いである。

いずれにせよ、地域における子育て支援に関し、関係部局とも連携しつつ、積極的に雇用創造支援に取り組んでいただくとともに、都道府県におかれては、管内市町村にも積極的に働きかけていただくようお願いしたい。

(2) 子育て支援分野における雇用対策事業例について

近年、子育て支援サービスの需要の高まりとともに、こうした分野における雇用需要も高まっていることから、本分野を支える人材を確保するとともに、雇用された人材が可能な限りキャリアアップし、将来的にも本分野を支えていく人材となるような取組みが必要となっている。

そのため、子育て支援分野においては、雇用対策事業例として、以下のような事業を掲げている。(事業の番号は関連資料19(142頁)中の番号)

- ・ 保育所において補助業務に従事することで実務経験を積み、保育士資格取得に向けて学ぶ機会を確保する事業
 - ① 保育所雇用促進事業
- ・ 地域における子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の相互援助に関する連絡調整を行う事業
 - ② 地域における多様な子育て支援促進事業
- ・ 多様な手法によるきめ細やかな子育て支援の拡充を図る事業
 - ③ 地域子育て支援雇用促進事業
 - ④ なじみの場所での預かり事業
 - ⑤ 出産・子育て応援ヘルパー事業
- ・ 多様な子育て支援を担う人材養成に資する事業
 - ⑥ 多様な子育て支援人材の養成研修事業
- ・ 経済的に困難にあたり、育児等を理由として退職し再就職を希望する女性を支援する事業
 - ⑦ 経済的に困難な状況にある女性等の再就職支援事業
- ・ 児童虐待に係る防止対策・児童養護施設について、様々な場面における円滑な事業運営に資する事業
 - ⑧ 児童虐待防止協力員(応援員)確保事業
 - ⑨ 児童養護施設等の支援向上事業
- ・ 母子家庭の母等の就業等支援を促進するための事業
 - ⑩ 地域における母子家庭の母等の就業支援強化事業

これらの積極的な活用も図りつつ、地域における子育て支援の拡充とともに、本分野における雇用機会の確保、人材育成に取り組んでいただくよう、お願いしたい。

(総務課 関連資料)

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた 「中期プログラム」

〔平成20年12月24日〕
閣議決定

I. 景気回復のための取組

- (1) 世界経済の混乱から国民生活を守り、今年度を含む3年以内の景気回復を最優先で図る。このため、政府・与党においては、景気回復期間中に、減税措置及び定額給付金を税制抜本改革を前提に時限的に行うことを含め、当面、総額75兆円規模の景気対策（安心実現のための緊急総合対策、生活対策及び生活防衛のための緊急対策）を着実に実施する。特に、景気後退の影響が大きい雇用、企業の資金繰り、生活者支援等の面で、様々な政策手段を適切に活用しながら、最大限の努力を傾注する。また、政府は日本銀行と一体となって適切な経済運営に万全を期す。
- (2) あわせて、世界の潮流変化を先取りした経済成長の実現に向け、日本の底力を最大限に発揮させる成長戦略を具体化し、推進する。

II. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

安心強化の3原則

- 原則1. 中福祉・中負担の社会を目指す。
- 原則2. 安心強化と財源確保の同時進行を行う。
- 原則3. 安心と責任のバランスの取れた安定財源の確保を図る。

1. 堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度の構築

急速に進む少子・高齢化の下で国民の安心を確かなものとするため、我が国の社会保障制度が直面する下記の2つの課題に同時に取り組み、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

- (1) 「社会保障国民会議最終報告」（2008年11月4日）などで指摘される社会保障制度の諸問題や「中福祉」のほころびに適切に対応し、その機能強化と効率化を図ることにより、国民の安心につながる質の高い「中福祉」を実現する。
- (2) 社会保障制度の財源（保険料負担、公費負担及び利用者負担）のうち、公費負担については、現在、その3分の1程度を将来世代へのつけまわし（公債）に依存しながら賄っている。こうした現状を改め、必要な給付に見合った税負担を国民全体に広く薄く求めることを通じて安定財源を確保することにより、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

3. 安心と責任のバランスの取れた財源確保

- (1) 社会保障安定財源については、給付に見合った負担という視点及び国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点から、消費税を主要な財源として確保する。これは税制抜本改革の一環として実現する。
- (2) この際、国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用について、その全額を国・地方の安定財源によって賄うことを理想とし、目的とする。
このため、2010年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用をはじめ、上記2. に示した改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に

必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスを取りながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とする。

具体的には、上記の社会保障給付及び少子化対策に要する費用の状況や将来見通し、財政健全化の状況等を踏まえて、税制の抜本改革法案の提出時期までに、その実施方法と合わせて決定する。

Ⅲ. 税制抜本改革の全体像

経済状況の好転後に実施する税制抜本改革の3原則

- 原則1. 多年度にわたる増減税を法律において一体的に決定し、それぞれの実施時期を明示しつつ、段階的に実行する。
- 原則2. 潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。
- 原則3. 消費税収は、確立・制度化した社会保障の費用に充てることにより、すべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

1. 税制抜本改革の道筋

(1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

(2) 消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応

関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

2. 税制抜本改革の基本的方向性

社会保障の安定財源確保を始め、社会における様々な格差の是正、経済の成長力の強化、税制のグリーン化など我が国が直面する課題に整合的かつ計画的に対応するため、下記の基本的方向性により更に検討を進め、具体化を図る。

- (1) 個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所得課税の一体化を更に推進する。
- (2) 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。
- (3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討する。
- (4) 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。
- (5) 資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直

し、負担の適正化を検討する。

(6) 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る。

(7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。

(8) 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。

IV. 今後の歳出改革の在り方

歳出改革の原則

原則 1. 税制抜本改革の実現のためには不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底の継続を大前提とする。

原則 2. 経済状況好転までの期間においては、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえ、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。

原則 3. 経済状況好転後においては、社会保障の安定財源確保を図る中、厳格な財政規律を確保していく。

(1) 経済状況が好転するまでの期間においては、景気回復と財政健全化の両立を図る観点から、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえて、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。

(2) 経済状況が好転した以降においては、社会保障の安定財源確保に向けて消費税を含む税制抜本改革を実行していく中、景気の後退により悪化した財政を建て直すべく、厳格な財政規律を確保していく。

具体的には、国・地方を通じ、社会保障、非社会保障の各部門について、以下の基本的方針の下にたゆまざる改革を実行することとする。

(社会保障部門)

- ・ 「中福祉」に見合ったサービス水準を確保するべく、安定財源の確

保と並行して社会保障の機能強化を図るとともに、コスト縮減、給付の重点化等の効率化を進める。

(非社会保障部門)

- ・ 非社会保障部門全体として、国民のニーズ等の変化を踏まえつつ、規模を拡大しないことを基本とし、効果的・効率的な公共サービスの提供を進める。

V. 中期プログラムの準備と実行

準備と実行に関する原則

- 原則 1. 経済好転後の速やかな施行のために、税制抜本改革の実施時期に先立ち、制度的準備を整える。
- 原則 2. 国民の理解を得ながら「中期プログラム」を確実に実行するため、税制抜本改革の道筋を立法上明らかにする。

- (1) 経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の制度的準備を整える。政府においては、経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえつつ、関係省庁が連携してそのための検討に着手する。
- (2) 2009 年度（平成 21 年度）の税制改正に関する法律の附則において、前記の税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を立法上明らかにする。
- (3) 基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げについては、2004 年（平成 16 年）年金改正法に沿って、前記の税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で、恒久化する。2009 年度及び 2010 年度の 2 年間は、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする。なお、Ⅲ. 1. (1)における「予期せざる経済変動」に対応する場合には、それまでの間についても、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする措置を講ずるものとする。

(了)

社会保障の機能強化の工程表

「社会保障国民会議中間報告」及び「国民会議最終報告」に描かれた姿を基に作成

社会保障
国民会議最終
報告に基づく
機能強化の課題

2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 (～2025)

年金

基礎年金国庫負担割合2分の1の実現

財政検証
実現

財政検証

基礎年金の最低保障機能強化

制度設計・検討

法改正、順次実施

社会の構造変化に対する対応

- ・低年金・無年金者対策の推進 (保険料免除制度の見直し、受給資格期間の見直し、厚生年金適用拡大、保険料追納の弾力化)
- ・在職老齢年金制度の見直し等 (→ 高齢者の就労に配慮した検討・実施)
- ・育児期間中の保険料免除 (→ 他の少子化対策と歩調を合わせて検討・実施) など

医療・介護

(医療)

急性期医療の機能強化

診療報酬改定

診療報酬改定

診療報酬改定

(現行)都道府県医療計画(2008～12の5か年)

(新)都道府県医療計画(2013～17の5か年)

救急を含む急性期医療の新たな指針の作成

医師等人材確保対策

医師養成数の増加

(従事医師数の増加)

臨床研修の見直し・医師と看護師等との役割分担の推進(制度的対応)

レセプトの段階的なオンライン請求への切替え

レセプトオンライン化の完全実施

- ・救急・産科等の体制強化
- ・養成数、臨床研修、役割分担の見直し等の制度的対応による人材確保 など

- ・急性期の機能分化推進
- ・地域包括ケアの推進と在宅医療の強化・充実 など

2015年の姿

- 安心して出産できる体制
- 救急患者の受入れ、早期回復
- 社会復帰できる体制の構築

(介護)

介護従事者の確保と処遇改善

介護報酬改定

介護報酬改定

介護報酬改定

第4期介護計画(2009～11の3か年)

第5期介護計画(2012～14の3か年)

基本方針の策定

介護事業所の雇用管理の改善、介護従事者の定着支援、潜在的有資格者の再就職支援等

居住系サービス拡充と在宅介護の強化

+3%改定

- ・専門性等のキャリアアップ、夜勤・看護体制の充実等の評価を通じた介護従事者の処遇改善と確保 など

- ・医療との連携強化
- ・グループホーム等居住系サービスの拡充
- ・24時間対応の強化等在宅介護の強化・充実 など

2015年の姿

- 居住系サービスの拡充、24時間対応、小規模多機能サービス充実による在宅サービスの整備・機能強化
- 重度化対応、看取り機能、個室化・ユニット化等の施設機能の強化

連携
体系的見直し

少子化対策

仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保

「安心子ども基金」の設置

「生活対策」、「5つの安心プラン」に基づくサービス基盤整備(2008～10)

新たな制度体系の創設をにらんだサービス基盤緊急整備

新制度体系スタート

新たな制度体系の下での給付・サービスの整備

すべての家庭に対する子育て支援の強化

「安心子ども基金」の設置

- ・「安心子ども基金」による保育サービスの集中重点整備
- ・放課後児童クラブの緊急整備
- ・妊婦健診費負担の拡充 など

- ・保育所整備に加え、保育サービス提供手段の多様化(家庭的保育、小規模保育等)、供給拡大
- ・一時預かりの利用助成と普及
- ・訪問支援事業や地域子育て支援拠点の基盤整備 など

2015年の姿

- すべての子ども・子育て家庭に必要な給付・サービスを保障
- ・休業中 — 所得保障(出産前後の継続就業率55%)
- ・働きに出る場合 — 保育サービス(3歳未満児保育利用率38～44%) (フランス、スウェーデン並み)
 - 両給付は統合又は選択・併用可能に(シームレス化)
- ・働いていない場合 — 月20時間程度の一時的な利用を支援
- ・学齢児 — 放課後児童クラブ(低学年利用率60%)
 - 「小1の壁」の解消

子育て支援サービスを一元的に提供する新たな制度体系の構築

新制度へのステップとなる制度改正

- ・児童福祉法、次世代法の改正
- ・育児・介護休業法の見直し

新たな制度体系の制度設計の検討

法制化

共通

社会保障番号・カードの導入

社会保障カード(仮称)の実現に向けた環境整備(実証実験の実施等)

→ 2011年度中を目途とした導入

次世代育成支援の人材養成事業(新規)

(資料2)

【趣旨等】

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められること、また、新待機児童ゼロ作戦の展開、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等の法定化などを内容とした改正児童福祉法が成立したことに伴い、子育て支援サービスの充実を図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保されたスタッフの養成研修を行う。

【事業内容】 次の1又は2のいずれかを実施する場合は3ポイント、いずれも実施する場合は6ポイントを配分

1 地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者の養成

- (1) 子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義
- (2) 子育て支援に関わる各施設との連携のあり方
- (3) リスクマネジメント(虐待対応(つなぎ)など)

などを中心として、コーディネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修

2 地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成

- (1) 地域における子育て支援の必要性への理解
- (2) 保育の理解と援助

などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。

(事業例)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、などにおける中核的担い手を支えるスタッフ養成



地域子育て支援拠点事業

1. 趣旨

地域において子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談の実施等を行う子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）の身近な場所への設置を促進する。

ひろば型のうち、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行い、機能拡充を図るものについて新たな補助単価を設定。

平成20年度 7,025か所	→	平成21年度 7,100か所																
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="padding: 5px;">ひろば型</td><td style="text-align: right; padding: 5px;">1,808か所</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">（出張ひろば）</td><td style="text-align: right; padding: 5px;">452か所</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">センター型</td><td style="text-align: right; padding: 5px;">3,565か所</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">児童館型</td><td style="text-align: right; padding: 5px;">1,200か所</td></tr> </table>	ひろば型	1,808か所	（出張ひろば）	452か所	センター型	3,565か所	児童館型	1,200か所		<table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="padding: 5px;">ひろば型</td><td style="text-align: right; padding: 5px;">3,100か所</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">（出張ひろば）</td><td style="text-align: right; padding: 5px;">200か所</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">センター型</td><td style="text-align: right; padding: 5px;">3,200か所</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">児童館型</td><td style="text-align: right; padding: 5px;">600か所</td></tr> </table>	ひろば型	3,100か所	（出張ひろば）	200か所	センター型	3,200か所	児童館型	600か所
ひろば型	1,808か所																	
（出張ひろば）	452か所																	
センター型	3,565か所																	
児童館型	1,200か所																	
ひろば型	3,100か所																	
（出張ひろば）	200か所																	
センター型	3,200か所																	
児童館型	600か所																	
<small>※出張ひろばについては、開設翌年度にひろば型へ移行することとしている要件を見直し</small>																		

2. 平成21年度予算（案）額 10,193百万円

3. 事業内容

○基本事業（下記の4事業を全て実施）

- | | |
|-------------------|------------------|
| （1）子育て親子の交流の促進 | （2）子育て等に関する相談の実施 |
| （3）子育て支援に関する情報の提供 | （4）講習等の実施 |

① **ひろば型**（補助単価：3～4日型 @3,556千円〔@4,787千円〕、5日型 @4,355千円〔@7,390千円〕、6～7日型 @5,154千円〔@7,881千円〕、出張ひろば加算 @1,343千円、地域の子育て力を高める取組の加算 @896千円（4事業実施の場合）、〔 〕内は機能拡充にかかる単価
常設のつどいの場を開設し、基本事業を実施するとともに、出張型ひろばの実施や地域との交流活動を実施する。また、子育て家庭へのきめ細かな支援により、ひろば機能の拡充を図る。

② **センター型**（補助単価：5日型 @7,491千円、6～7日型 @8,002千円）

専任の保育士等により、基本事業を園庭や専用スペースにおいて実施するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携し地域に出向いた活動を実施する。
なお、従来の地域子育て支援センター（小規模型）については、3か年の経過措置を設け、ひろば型又はセンター型に移行。

③ **児童館型**（補助単価：@1,687千円（3日以上）、地域の子育て力を高める取組の加算 @448千円）
民営の児童館における学齢児が来館する前の時間を活用して、つどいの場を設け、子育て中の当事者等をスタッフとして交え、子育て家庭への支援を実施する。

3. 実施主体

市町村（特別区を含む。） ※NPO法人、社会福祉法人、民間事業者等への委託も可

4. 補助率

1/3

{	国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 国1/3、指定都市・中核市2/3	}
---	---	---

地域子育て支援拠点事業の21年度予算案について (資料4)

- ①平成20年度7,025か所から、平成21年度7,100か所の整備を図る。
- ②ひろば型のうち、地域の子育て支援拠点として、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行い、機能拡充を図るものについて、**新たな補助単価を設定**。

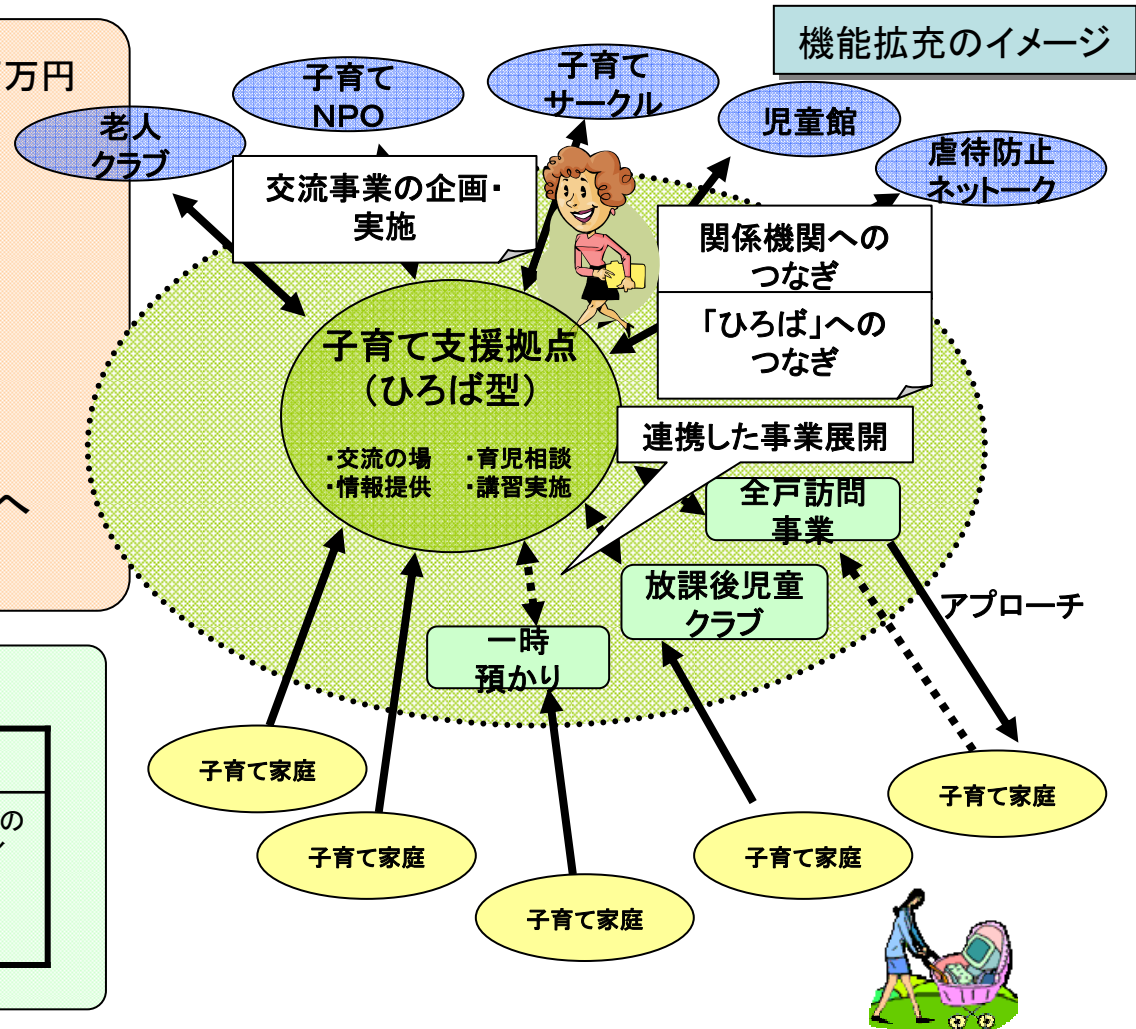
予算(案) 10,088百万円 → 10,193百万円

	(平成20年度) 7,025か所	(平成21年度) 7,100か所
ひろば型	1,808	3,100
(出張ひろば)	452	200
センター型	3,565	3,200
児童館型	1,200	600

※出張ひろばについては、開設翌年度にひろば型へ移行することとしている要件を見直し

機能拡充(ひろば型)

	通常単価	機能拡充に係る単価	※ただし、機能拡充の要件については右イメージ図による
3~4日型	3,556千円	4,787千円	
5日型	4,355千円	7,390千円	
6~7日型	5,154千円	7,881千円	



地域子育て支援拠点事業〔ひろば型〕 Q & A

(資料5)

○ひろば型の機能拡充について

No.	内容	回答
1	補助対象を、市町村からの委託等により地域子育て支援拠点事業を実施している社会福祉法人等としているが、市町村直営の形態は対象とならないのか。	ひろば型実施の社会福祉法人等が、その取組と一体的に多様な子育て支援活動を実施するとともに、関係機関等と連携し、子育て家庭にきめ細かな支援が提供されることで、地域の子育て力を高め、子育て支援の充実が図られることを目的としている。社会福祉法人等の多様な主体が参画し、こうした役割を担うことをもって機能拡充としているが、市町村の直営の場合、ひろばの取組と連携して、多様な子育て支援を行い、かつ地域のネットワーク構築を進めることは本来の責務であると考えられることから、対象としていない。
2	地域における子育て支援活動の中で、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を対象とした理由は何か。	法律に位置付けられた事業であり、さらに、一時預かりや放課後児童クラブについては、ひろばと一体的な実施による子育て支援活動の面的充実や多様なサービス提供による利便性向上、様々な子育て親子が集まることによる交流促進などが図られること、また、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業については、子育て親子をひろばや関係機関による必要な支援へつなぐことができることから対象としている。
3	一時預かり事業や放課後児童健全育成事業の場合、これに準じた事業も要件に該当するが、具体的な判断基準は何か。	市町村の単独補助により実施している場合のほか、市町村の支援がない場合であっても、一時預かりや就学児童の放課後の預かりを、社会福祉法人等が独自に実施している取組も該当する。
4	一時預かりや放課後児童健全育成事業について「ひろば型の開設場所(近接施設を含む)を活用」としているが、近接とは、どの程度の範囲を指すのか。	ひろばを中心に、子育て支援サービスが提供され、様々な子育て親子の交流促進が図られるよう、ひろばの開設場所を活用している。このため、近接施設としては、容易に行き来ができるような徒歩圏内を想定しているが、個別の状況により、ご判断いただきたい。
5	機能拡充に係る要件として、「市町村独自に補助又は委託を行っている事業のうち、ひろば型の活動の充実に資すると認められた事業」とあるが、どのような事業が想定されるか。	父親の子育て力を高めることを目的とする事業や、児童館、プレーパーク等での親子交流事業の実施など、子育て家庭と地域をつなぐものとして継続的な取組が想定されるが、各自治体において様々な子育て支援事業に取り組まれていることから、市町村の判断が尊重される。

地域子育て支援拠点事業〔ひろば型〕 Q & A

(資料5)

No.	内容	回答
6	<p>子育て支援の取組とともに「関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら」とあるが、具体的要件は何か。</p>	<p>子育て支援拠点の実施に当たっては、実施要綱において、既に、保育所、福祉事務所、児童相談所、…等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めることを留意事項として掲げているが、機能拡充に当たっては関係機関等と連携し、地域のネットワークの一員としてきめ細かな支援の提供が必要であることから明記した。特に要件は問わないが、市町村等が設置している子育て支援のための協議会等に参画し、支援の必要な親子を関係機関につなぐ体制がとられている場合や、地域の子育て支援団体が自主的に設置しているネットワークに参画し、日常的に関係機関との情報交換が図られていると認められる場合などが考えられる。</p>
7	<p>地域の子育て支援のネットワークに参画し、コーディネーターとして活動しているが、ひろば開設のほかに子育て支援事業を実施していない場合、コーディネーターのみでは機能拡充にかかる単価の適用対象にならないか。</p>	<p>ひろば型を実施している社会福祉法人等が、ひろばと一体的に多様な子育て支援活動を実施することで、様々な親子の交流促進につながることを目的としており、関係機関との連携による子育て支援策の提供など地域の子育て支援の面的充実が図られることを目的としており、コーディネーター機能のみでは対象にならない。</p>
8	<p>機能拡充にかかる単価を適用した場合、これと併せて地域の子育て力を高める取組の加算を受けることができるか。</p>	<p>地域の子育て力を高める取組については、機能拡充に該当するひろば型であっても加算対象とする。ただし、市町村が機能拡充に該当すると認める独自事業が、実施要綱に掲げる地域の子育て力を高める取組のア～エの取組のいずれかに該当する場合は、機能拡充型の単価適用と重複して加算対象とすることは認められない。</p> <p>【参考】(ア)中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組 (イ)地域の高齢者や異年齢児童等と世代間の交流を継続的に実施する取組 (ウ)父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組 (エ)公民館、街区公園(児童遊園)、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が出向き、必要な支援や見守り等を行う取組</p>

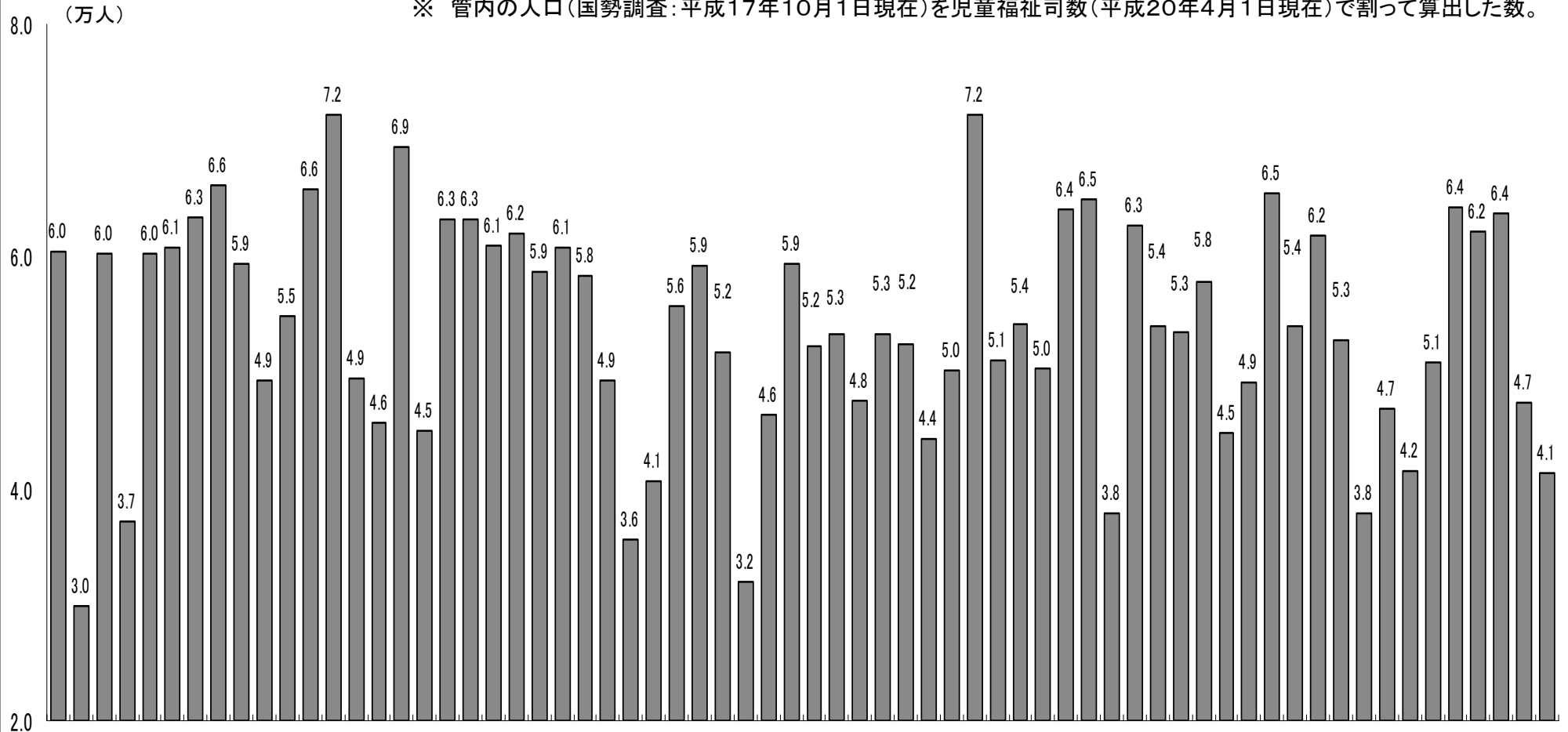
○出張ひろばの要件見直しについて

No.	内容	回答
1	<p>「地域の実情やニーズにより常設のひろばを開設することが困難な事情がある場合に」出張ひろばを開設するものとしたが、どのようなケースが想定されるか。</p>	<p>常設のひろばを開設するための場所・担い手の確保が難しい場合や地域において対象となる子育て世帯数が少なく、常設では、子育て親子の交流促進といった効果が見込まれない場合が考えられる。この他、ひろば型開設の準備段階として、出張ひろばにより利用実態を把握する必要がある場合など、適切に判断していただきたい。</p>
2	<p>現行の「開設年度の翌年度にひろば型へ移行することを念頭に置いて実施」(初年度のみ加算対象)との要件を見直し、「利用実態など地域の実情を踏まえ、ひろば型への移行を進める」ものとしたが、移行までの期限をどの程度と見込むのか。また、移行まで加算対象となるのか。</p>	<p>明確な期限は設定していない。出張ひろばを実施する中で、地域において常設のひろば開設の条件が整った時点など、実情を踏まえ、積極的にひろば型への移行を進めていただきたい。</p>
3	<p>出張ひろばを、1か所で週2日開設と、別の2か所でそれぞれ週1日開設しているケースでは、職員の人件費や運営経費はあまり変わらないと思われるのが、加算額について、前者は1か所、後者は2か所と、か所数に応じた補助となるのか。</p>	<p>出張ひろばは、週1～2日、かつ1日5時間以上、場所を定めてひろば型と同様の取組を実施し、支援の充実を図るものである。このため、加算額は、従来どおり箇所数に応じた補助となる。 なお、例えば、毎週、地域の中で実施場所を変えて子育て支援の取組を行う場合、出張ひろばには当たらないが、センター型における地域支援活動に該当することも考えられることから、センター型としての実施形態について検討されたい。</p>
4	<p>これまで地域の協力団体を担い手として出張ひろば事業を実施してきており(翌年度移行の要件があって補助対象ではないが)、ノウハウを持っている。こうしたケースでも、ひろば型の職員が出張ひろばの職員を兼務することが要件となるのか。</p>	<p>ひろば型に従事している職員の兼務により、常設のひろばにおける活動を出張ひろばにおいて展開し、相互の連携・協力を図ることを想定していることから、これまでどおり兼務は必要となる。</p>

都道府県等別 児童相談所の児童福祉司配置状況

都道府県別児童福祉司1人当たり担当人口(平成20年4月1日現在)

※ 管内の人口(国勢調査:平成17年10月1日現在)を児童福祉司数(平成20年4月1日現在)で割って算出した数。



北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長門県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
 札幌市 仙台市 さいたま市 つくば市 千葉市 川崎市 横浜市 名古屋市 大阪市 京都市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市 仙台市 さいたま市 横須賀市 足利市

都 道 府 県
各 指 定 都 市 児童相談所担当 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課児童相談係

一時保護施設等緊急整備計画の策定について

児童福祉の推進につきましては、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、児童相談所の一時保護施設については、虐待を受けた子どもの保護等が増加しているなどにより、恒常的に定員を超過して保護している一時保護施設が見られることから、昨年度同様、全ての一時保護施設に対して下記1の調査を実施いたしますので、平成21年3月13日（金）までに回答方よろしくお願いいたします。

また、下記1の調査の結果、定員不足の状態にある一時保護施設を有する自治体におかれては、下記2のとおり、平成21年度末までに定員不足状態を解消するための改善計画「一時保護施設等緊急整備計画（以下、「緊急整備計画」という。）」を策定いただき、平成21年3月31日（火）までにご提出いただくようお願いいたします。

記

1. 一時保護施設の定員不足状態に関する調査

(1) 調査対象となる自治体

一時保護施設を有する全ての自治体

(2) 調査内容

別添1のとおり

(3) 提出期限

平成21年3月13日（金）

(4) 提出方法

別添1に記入の上、FAX又は電子メールにて当係宛に送付

2. 緊急整備計画の策定

(1) 緊急整備計画の策定の対象となる自治体

上記1の調査により、平成20年1月～12月末までの間で、一時保護施設の定員を超えて一時保護を行った日数が1日以上の一時保護施設を有する自治体

(2) 緊急整備計画に盛り込む事項

別添2のとおり

(3) 提出期限

平成21年3月31日(火)

(4) 提出方法

別添2に記入の上、FAX又は電子メールにて当係宛に送付

(5) 緊急整備計画の策定を行う自治体への特例措置

- ① 緊急整備計画に基づく各自治体における施設整備については、ハード交付金(次世代育成支援対策施設整備交付金)の取扱いに関し、優先的に取扱う。
- ② 緊急整備計画を策定した自治体については、緊急整備計画期間中、次の特例措置を認める(「児童福祉法による児童入所措置費等国庫負担金について(交付要綱)」の第7に基づく特例措置)

児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、障害児施設において、最低基準に照らし、施設・設備に余裕がある場合には、認可定員を超えての一時保護委託児童の受け入れを認める。また、その場合の事務費についても、日割りで支弁を行う。

(児童保護費等負担金(入所施設措置費))

(6) 緊急整備計画の策定を行わない自治体への措置

次の①及び②の補助について、緊急整備計画の策定を要件とする

- ① 一時保護施設整備(ハード交付金)
- ② 児童虐待・DV対策等補助金のうち「一時保護機能強化事業」及び「24時間・365日体制強化事業」の2事業

[問い合わせ先]

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課児童相談係

西浦、阿部

電話番号：03-5253-1111(内線7829)

FAX番号：03-3595-2668

メールアドレス：abe-masatoshi@mhlw.go.jp

(別添1)

一時保護施設の定員不足状態に関する調査

自治体名 _____

※ 以下について、一時保護施設毎に記入してください。

1. 一時保護施設名 ()
2. 定員数
平成20年度当初定員 (名)
平成19年度当初定員 (名)
3. 平成20年1月1日～12月末日までの間で、定員を超えて一時保護を行った日数
(日)
4. 平成20年1月1日～12月末日までの間の、1日当たりの平均入所率
(%)
【平均入所率の算式＝(平成20年1月1日～12月末までの保護延べ日数)
÷365日÷定員×100】

提出期限：平成21年3月13日(金)

(別添2)

一時保護施設等緊急整備計画について

自治体名 _____

※ 別添1（一時保護施設の定員不足状態に関する調査）の3において、定員を超えて一時保護を行った日数が1日以上ある施設を有する自治体は記入してください。

1. 定員を超えて保護を行うこととなった要因

（保護児童数の増加の背景、定員超過の要因（一時保護施設の定員がそもそも足りていない、児童養護施設等の定員が足りていない、入所予定児童の年齢・性別等と児童養護施設等の居住環境が合致していないなど）等について、具体的にご記入ください。）

2. 平成21年度末までの定員の増員数

施設種別	21年度当初		21年度末		ハード交付金活用予定の増員数
	か所数	定員数	か所数	定員数	
児童相談所一時保護施設					
児童養護施設 (うち、地域小規模児童養護施設分)	()	()	()	()	()
乳児院					
情緒障害児短期治療施設					
里親への委託					
児童自立支援施設					
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)					
児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)					
その他(具体的に記入)					

注1：暫定定員を設定している場合は、その定員数を記入してください。

注2：「児童養護施設」欄の下段()書きには、地域小規模児童養護施設分を内数として記入してください。

注3：「里親への委託」のか所数欄には、里親の人数を記入してください。また、定員数欄には、里親1人当たり受託可能な人数の総数を記入してください。

注3：自治体において独自に実施している、いわゆる「里親ファミリーホーム」については、里親委託として子どもを措置している場合は、「里親への委託」に含めてください。

注4：「情緒障害児短期治療施設」の定員数欄には、通所定員は含めないでください。

注5：「ハード交付金活用予定の増員数」欄には、定員の増員に当たってハード交付金を活用することにより増員する予定の数を記入してください。

3. 平成21年度末までの、定員不足解消見込み

① 1及び2を踏まえて、平成21年度末までに定員不足を解消する見込み
あり ・ なし

② ①でなしと回答した場合には、その理由と今後の対応方針等についてご記入ください。

4. これまでの取組（平成18年度又は平成19年度にも緊急整備計画策定対象となった自治体については、これまでの定員の増員数をご記入ください。）

① 策定対象となった年度
（ 年度）

② 策定対象となった年度の翌年度当初から平成20年度末までの定員の増員数

施設種別	※※年度当初		20年度末		ハード交付金の 交付を受けて増 員した定員数
	か所数	定員数	か所数	定員数	
児童相談所一時保護施設					
児童養護施設 (うち、地域小規模児童養護施設分)	()	()	()	()	()
乳児院					
情緒障害児短期治療施設					
里親への委託					
児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)					
その他（具体的に記入）					

注1：※※には、貴自治体が緊急整備計画策定対象となった最初の年度の翌年度を記入してください。

・平成18年度、19年度ともに対象の場合は、「平成19年度」と記入してください。

・平成19年度から対象となった場合は、「平成20年度」と記入してください。

注2：暫定定員を設定している場合は、その定員数を記入してください。

注3：「児童養護施設」欄の下段（ ）書きには、地域小規模児童養護施設分を内数として記入してください。

注4：「里親への委託」のか所数欄には、里親の人数を記入してください。また、定員数欄には、里親1人当たり受託可能な人数の総数を記入してください。

注5：自治体において独自に実施している、いわゆる「里親ファミリーホーム」については、里親委託として子どもを措置している場合は、「里親への委託」に含めてください。

注6：「情緒障害児短期治療施設」については、通所定員は含めないでください。

提出期限：平成21年3月31日（火）



平成20年11月19日
公表資料

市町村の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会

(子どもを守る地域ネットワーク) の設置状況等について

(平成20年4月現在)

市区町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）は、児童家庭相談に応じ、必要な調査、指導等を行うこととされ、また、要保護児童については、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」として児童福祉法に位置づけられていることから、平成20年4月1日現在の市区町村の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会等の設置状況等を把握したものである。

○ 人口規模区分別市区町村数、該当人口

(平成20年4月1日現在)

人口規模区分	か所	該当区分での合計人口	
市 区	791		
人口30万人以上	65	28,795,555 人	(22.5%)
人口10万人～30万人未満	199	32,336,326 人	(25.3%)
人口10万人未満	527	27,988,016 人	(21.9%)
町	808	12,362,788 人	(9.7%)
村	193	925,065 人	(0.7%)
政令指定都市・児童相談所設置市	19	25,585,663 人	(20.0%)
計	1,811	127,993,413 人	(100.0%)

I 市町村における児童家庭相談業務の状況について

1. 相談窓口（主たる相談窓口）の設置場所について

家庭児童相談室が設置されている福祉事務所又は福祉事務所機能を有する児童福祉主管課に窓口を設置している市区が、人口規模が30万人以上では86.1%（当該区分の総数に対する割合、以下同じ）、10万人以上30万人未満では88.9%、10万人未満で87.3%となっている。

町村部においては、児童福祉主管課、母子保健主管課又は児童福祉・母子保健統合課に相談窓口を設置している所が、町では87.1%、村では84.5%となっている。

指定都市においては、従来から児童相談所を中心に児童家庭相談を担ってきたところであるが、指定都市内の区福祉事務所等に児童家庭相談窓口を設置し、重層構造にしている所が84.2%となっている。

（上段：該当区分での割合 下段：市区町村数）

	市区			町	村	政令指定都市・児童相談所設置市	合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人以上	人口10万人以上30万人未満	人口10万人未満					
①児童福祉主管課	72.3%	68.3%	52.8%	46.5%	34.7%	-	49.9%	43.6%
	47	136	278	376	67	-	904	797
②母子保健主管課	1.5%	1.5%	0.8%	6.1%	5.2%	5.3%	3.8%	3.8%
	1	3	4	49	10	1	68	70
③児童福祉・母子保健統合課	6.2%	5.0%	5.7%	34.5%	44.6%	10.5%	22.7%	24.8%
	4	10	30	279	86	2	411	453
④福祉事務所 (家庭児童相談室)	13.8%	20.6%	34.5%	0.2%	0.5%	42.1%	13.4%	15.6%
	9	41	182	2	1	8	243	285
⑤福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	-	0.5%	2.3%	-	1.0%	-	0.8%	0.7%
	-	1	12	-	2	-	15	13
⑥保健センター	1.5%	-	-	5.7%	5.7%	-	3.2%	3.4%
	1	-	-	46	11	-	58	62
⑦教育委員会	-	1.0%	3.0%	3.2%	1.6%	5.3%	2.7%	1.9%
	-	2	16	26	3	1	48	35
⑧市設置の保健所	-	-	-	-	-	5.3%	0.1%	-
	-	-	-	-	-	1	1	-
⑨市設置の児童相談所	-	-	-	-	-	15.8%	0.2%	0.1%
	-	-	-	-	-	3	3	2
⑩障害福祉主管課	-	0.5%	-	0.9%	2.6%	-	0.7%	-
	-	1	-	7	5	-	13	-
⑪その他	4.6%	2.5%	0.9%	2.8%	4.1%	15.8%	2.6%	6.1%
	3	5	5	23	8	3	47	110
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827

2. 主たる相談窓口の担当職員について

主たる相談窓口に従事する市区町村の相談担当職員は、全国で6,830名配置されている。内訳は、何らかの専門資格を有する者(①～⑧)が4,286名(62.8%)、そのうち、児童福祉司と同様の資格を有する者(①～④)が841名(12.3%)となっている。

	市区			町	村	政令指定都市・児童相談所設置市	合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人以上	人口10万人以上30万人未満	人口10万人未満					
①児童福祉司と同様の資格を有する者(②、③又は④に該当する者を除く。)	13.6%	12.8%	8.8%	2.2%	2.0%	11.8%	7.6%	7.2%
	82	131	142	49	8	107	519	423
②医師	0.5%	0.1%	0.3%	0.1%	-	0.1%	0.2%	0.2%
	3	1	5	2	-	1	12	12
③社会福祉士	9.9%	6.9%	3.0%	1.5%	0.7%	4.6%	3.8%	3.3%
	60	71	48	34	3	42	258	194
④精神保健福祉士	1.5%	1.5%	0.5%	0.4%	0.2%	1.1%	0.8%	0.6%
	9	15	8	9	1	10	52	34
小計 (児童福祉司と同様の資格を有する者①～④の計)	25.5%	21.2%	12.5%	4.1%	2.9%	17.7%	12.3%	11.3%
	154	218	203	94	12	160	841	663
⑤保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く)	12.1%	8.9%	6.4%	33.0%	40.8%	25.3%	20.7%	18.9%
	73	91	104	748	166	229	1411	1,110
⑥教員免許を有する者 (①に該当する者を除く)	14.4%	19.3%	27.4%	3.0%	1.5%	11.2%	13.3%	13.5%
	87	198	444	69	6	101	905	795
⑦保育士 (①に該当する者を除く)	16.4%	14.9%	13.2%	7.2%	4.9%	8.4%	10.6%	10.8%
	99	153	213	163	20	76	724	636
⑧①～⑦に記載の資格を有しない 社会福祉主事	9.6%	8.9%	6.9%	1.6%	2.7%	10.7%	5.9%	4.7%
	58	91	112	36	11	97	405	277
小計 (①～⑧の計)	77.9%	73.2%	66.5%	48.9%	52.8%	73.3%	62.8%	59.2%
	471	751	1076	1110	215	663	4286	3481
⑨①～⑧に記載の資格を有しない 一般事務職員	12.4%	16.9%	24.8%	49.5%	45.7%	18.9%	31.2%	-
	75	173	402	1123	186	171	2130	-
⑩その他	9.8%	9.9%	8.7%	1.5%	1.5%	7.8%	6.1%	-
	59	102	141	35	6	71	414	-
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	605	1,026	1,619	2,268	407	905	6,830	5,880

※「(参考)平成19年度」における「⑨①～⑧に記載の資格を有しない一般事務職員」「⑩その他」については、昨年度把握を行った、何らかの資格を有する者に該当する「心理職」「福祉職」を含めていないため、比較できない。

● 都道府県（指定都市・児相設置市含む）別主たる相談窓口の担当職員

都道府県名等	職員数	種別										参考 (平成19年度)
		①児童福祉司と同様の資格を有する者(②、③又は④に該当する者を除く。)	②医師	③社会福祉士	④精神保健福祉士	⑤保健師・助産師・看護師(①に該当する者を除く)	⑥教員免許を有する者(①に該当する者を除く)	⑦保育士(①に該当する者を除く)	⑧①～⑦に記載の資格を有しない社会福祉主事	⑨①～⑧に記載の資格を有しない一般事務職員	⑩その他	
北海道	684	9	-	6	3	232	35	42	23	318	16	519
青森県	105	4	-	-	-	31	3	9	2	55	1	89
岩手県	76	2	-	1	1	5	16	13	2	35	1	68
宮城県	124	1	-	3	1	37	13	14	1	49	5	92
秋田県	79	5	-	2	-	10	12	11	4	27	8	63
山形県	87	-	-	-	-	7	13	12	13	38	4	81
福島県	177	6	-	1	-	54	19	2	25	59	11	137
茨城県	136	8	-	5	1	6	43	10	8	41	14	135
栃木県	113	5	-	-	-	26	24	8	3	41	6	97
群馬県	106	2	-	1	-	37	15	7	3	36	5	83
埼玉県	290	30	-	15	1	34	47	14	39	96	14	252
千葉県	211	12	1	11	1	28	59	17	8	64	10	187
東京都	503	62	3	53	11	58	59	103	31	64	59	414
神奈川県	151	13	-	9	-	30	11	23	10	34	21	103
新潟県	92	16	-	2	-	25	17	11	2	14	5	88
富山県	27	5	-	2	-	2	3	4	1	9	1	34
石川県	45	2	-	1	1	6	1	16	1	15	2	37
福井県	45	4	-	4	-	5	3	7	1	16	5	39
山梨県	93	2	-	1	-	30	6	12	8	32	2	75
長野県	227	11	-	3	2	58	38	26	10	64	15	206
岐阜県	110	15	-	3	3	6	11	23	7	37	5	105
静岡県	126	13	-	6	1	21	23	14	12	29	7	117
愛知県	194	8	-	7	1	24	35	34	7	67	11	174
三重県	121	27	-	2	-	17	16	14	3	38	4	85
滋賀県	92	11	-	7	-	16	10	9	11	25	3	84
京都府	59	3	-	1	-	17	9	8	1	11	9	50
大阪府	177	60	-	22	5	9	7	29	11	25	9	152
兵庫県	133	8	-	4	1	17	41	17	13	25	7	128
奈良県	94	8	-	1	-	24	16	9	3	32	1	101
和歌山県	68	-	-	4	-	24	3	6	1	24	6	63
鳥取県	55	1	-	1	-	12	5	7	5	21	3	51
島根県	73	6	-	3	1	16	6	7	2	30	2	43
岡山県	83	7	-	1	1	33	13	5	4	16	3	60
広島県	67	2	-	4	1	2	12	13	3	28	2	58
山口県	55	9	-	-	1	4	10	6	1	19	5	50
徳島県	68	3	-	1	1	22	11	4	2	22	2	69
香川県	39	1	-	2	-	15	4	1	1	12	3	46
愛媛県	66	-	2	3	-	14	9	16	2	19	1	56
高知県	74	4	2	1	-	25	8	6	1	17	10	72
福岡県	173	5	-	2	-	31	27	19	4	79	6	161
佐賀県	47	-	-	-	-	5	12	3	-	24	3	59
長崎県	77	5	-	4	-	11	15	3	4	28	7	65
熊本県	125	3	1	5	3	31	7	10	2	56	7	94
大分県	72	4	-	5	-	4	19	7	4	24	5	70
宮崎県	99	-	-	2	-	30	16	5	2	41	3	73
鹿児島県	123	5	2	-	-	17	12	6	3	70	8	114
沖縄県	84	5	-	5	1	14	10	6	4	33	6	76
札幌市	27	26	-	-	-	1	-	-	-	-	-	10
仙台市	16	3	-	1	-	-	3	1	-	-	8	25
さいたま市	28	1	-	1	-	-	5	1	6	14	-	26
千葉市	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	12
横浜市	241	6	-	11	-	120	24	19	12	20	29	132
川崎市	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57
新潟市	15	-	-	-	-	1	1	5	3	4	1	16
静岡市	12	-	-	-	-	-	5	1	5	-	1	11
名古屋市	14	12	-	-	-	-	-	-	2	-	-	105
浜松市	25	15	-	-	-	1	3	1	-	3	2	20
京都市	85	-	-	9	1	-	16	7	43	-	9	42
大阪市	109	6	-	7	-	4	19	24	8	37	4	122
堺市	21	5	-	5	1	-	4	1	5	-	-	21
神戸市	164	5	-	-	7	65	-	1	7	78	1	90
広島市	21	-	-	-	-	3	6	3	5	3	1	22
北九州市	36	-	-	2	-	-	9	10	1	7	7	36
福岡市	20	8	-	1	1	1	4	1	-	-	4	38
横須賀市	32	-	-	-	-	32	-	-	-	-	-	10
金沢市	30	12	1	5	-	1	2	1	-	4	4	10
合計	6,830	519	12	258	52	1,411	905	724	405	2,130	414	5,880
割合	100.0%	7.6%	0.2%	3.8%	0.8%	20.7%	13.3%	10.6%	5.9%	31.2%	6.1%	100.0%

(参考 平成19年度)

合計	5,880	423	12	194	34	1,110	795	636	277	1,804	595
割合	100.0%	7.2%	0.2%	3.3%	0.6%	18.9%	13.5%	10.8%	4.7%	30.7%	10.1%

● 都道府県（指定都市・児相設置市含む）別職員の正規・非正規、専任・兼任数

主たる相談窓口に従事する職員は、正規職員が4,728名（69.2%）、また専任職員は2,694名（39.4%）配置されている。

（単位：人、%）

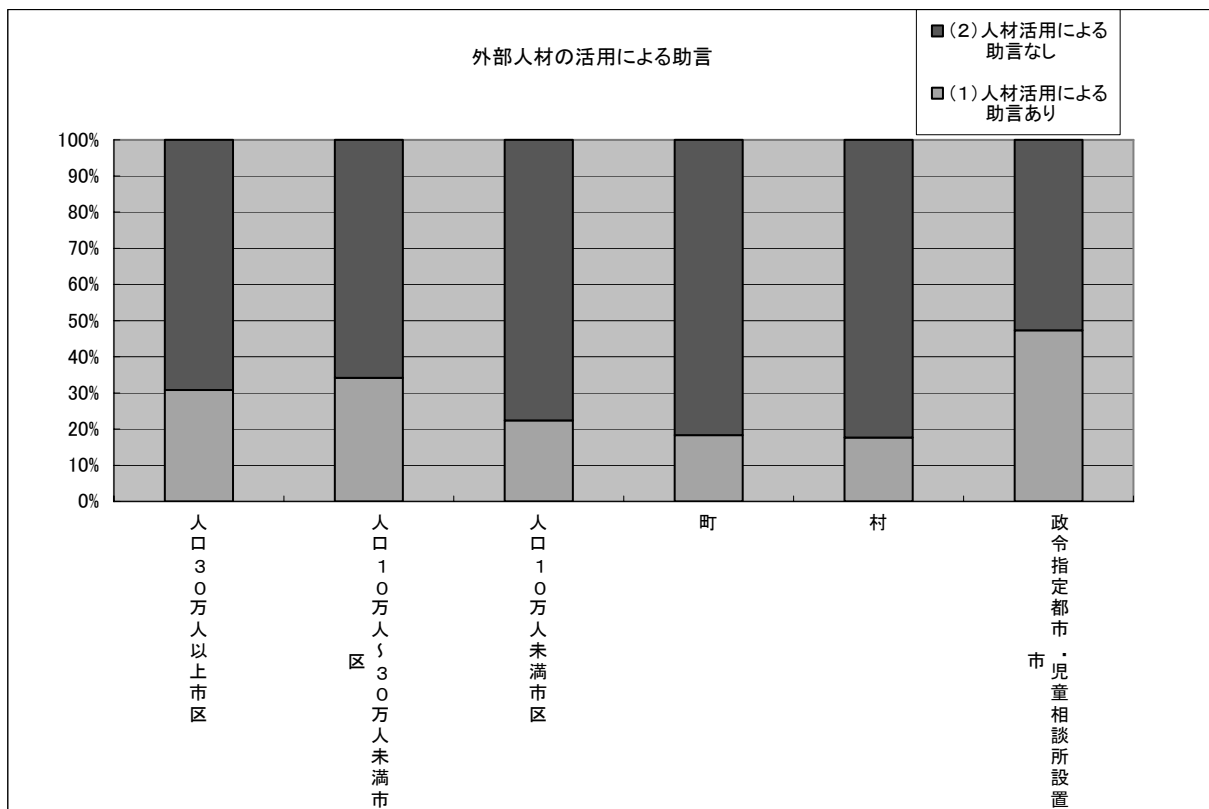
都道府県名等	職員数		割合		職員数		割合	
	正規職員	正規職員以外	正規割合	正規以外割合	専任数	兼任数	専任割合	兼任割合
北海道	617	67	90.2%	9.8%	137	547	20.0%	80.0%
青森県	95	10	90.5%	9.5%	17	88	16.2%	83.8%
岩手県	51	25	67.1%	32.9%	24	52	31.6%	68.4%
宮城県	94	30	75.8%	24.2%	44	80	35.5%	64.5%
秋田県	46	33	58.2%	41.8%	31	48	39.2%	60.8%
山形県	66	21	75.9%	24.1%	23	64	26.4%	73.6%
福島県	147	30	83.1%	16.9%	38	139	21.5%	78.5%
茨城県	72	64	52.9%	47.1%	68	68	50.0%	50.0%
栃木県	77	36	68.1%	31.9%	30	83	26.5%	73.5%
群馬県	85	21	80.2%	19.8%	35	71	33.0%	67.0%
埼玉県	213	77	73.4%	26.6%	117	173	40.3%	59.7%
千葉県	122	89	57.8%	42.2%	122	89	57.8%	42.2%
東京都	288	215	57.3%	42.7%	443	60	88.1%	11.9%
神奈川県	88	63	58.3%	41.7%	92	59	60.9%	39.1%
新潟県	57	35	62.0%	38.0%	38	54	41.3%	58.7%
富山県	16	11	59.3%	40.7%	8	19	29.6%	70.4%
石川県	35	10	77.8%	22.2%	11	34	24.4%	75.6%
福井県	29	16	64.4%	35.6%	15	30	33.3%	66.7%
山梨県	68	25	73.1%	26.9%	35	58	37.6%	62.4%
長野県	156	71	68.7%	31.3%	90	137	39.6%	60.4%
岐阜県	70	40	63.6%	36.4%	28	82	25.5%	74.5%
静岡県	84	42	66.7%	33.3%	57	69	45.2%	54.8%
愛知県	123	71	63.4%	36.6%	95	99	49.0%	51.0%
三重県	86	35	71.1%	28.9%	56	65	46.3%	53.7%
滋賀県	57	35	62.0%	38.0%	47	45	51.1%	48.9%
京都府	29	30	49.2%	50.8%	30	29	50.8%	49.2%
大阪府	115	62	65.0%	35.0%	95	82	53.7%	46.3%
兵庫県	56	77	42.1%	57.9%	85	48	63.9%	36.1%
奈良県	77	17	81.9%	18.1%	14	80	14.9%	85.1%
和歌山県	57	11	83.8%	16.2%	17	51	25.0%	75.0%
鳥取県	44	11	80.0%	20.0%	23	32	41.8%	58.2%
島根県	63	10	86.3%	13.7%	10	63	13.7%	86.3%
岡山県	58	25	69.9%	30.1%	27	56	32.5%	67.5%
広島県	41	26	61.2%	38.8%	26	41	38.8%	61.2%
山口県	36	19	65.5%	34.5%	18	37	32.7%	67.3%
徳島県	49	19	72.1%	27.9%	22	46	32.4%	67.6%
香川県	28	11	71.8%	28.2%	7	32	17.9%	82.1%
愛媛県	46	20	69.7%	30.3%	33	33	50.0%	50.0%
高知県	50	24	67.6%	32.4%	27	47	36.5%	63.5%
福岡県	122	51	70.5%	29.5%	50	123	28.9%	71.1%
佐賀県	30	17	63.8%	36.2%	18	29	38.3%	61.7%
長崎県	50	27	64.9%	35.1%	37	40	48.1%	51.9%
熊本県	97	28	77.6%	22.4%	35	90	28.0%	72.0%
大分県	44	28	61.1%	38.9%	32	40	44.4%	55.6%
宮崎県	85	14	85.9%	14.1%	30	69	30.3%	69.7%
鹿児島県	92	31	74.8%	25.2%	32	91	26.0%	74.0%
沖縄県	49	35	58.3%	41.7%	30	54	35.7%	64.3%
札幌市	27	-	100.0%	-	27	-	100.0%	-
仙台市	-	16	-	100.0%	-	16	-	100.0%
さいたま市	18	10	64.3%	35.7%	12	16	42.9%	57.1%
千葉市	-	1	-	100.0%	-	1	-	100.0%
横浜市	151	90	62.7%	37.3%	-	241	-	100.0%
川崎市	2	6	25.0%	75.0%	6	2	75.0%	25.0%
新潟市	9	6	60.0%	40.0%	3	12	20.0%	80.0%
静岡市	6	6	50.0%	50.0%	12	-	100.0%	-
浜松市	12	2	85.7%	14.3%	8	6	57.1%	42.9%
名古屋市	16	9	64.0%	36.0%	9	16	36.0%	64.0%
京都市	43	42	50.6%	49.4%	42	43	49.4%	50.6%
大阪市	61	48	56.0%	44.0%	65	44	59.6%	40.4%
堺市	6	15	28.6%	71.4%	21	-	100.0%	-
神戸市	152	12	92.7%	7.3%	-	164	-	100.0%
広島市	9	12	42.9%	57.1%	12	9	57.1%	42.9%
北九州市	7	29	19.4%	80.6%	-	36	-	100.0%
福岡市	-	20	-	100.0%	-	20	-	100.0%
横須賀市	29	3	90.6%	9.4%	32	-	100.0%	-
金沢市	20	10	66.7%	33.3%	25	5	83.3%	16.7%
合計	4,728	2,102	69.2%	30.8%	2,694	4,136	39.4%	60.6%
（参考）平成19年度	3,959	1,921	67.3%	32.7%	2,396	3,484	40.7%	59.3%

3. 外部人材の活用による助言について

弁護士や医師等の外部人材の活用については、助言ありとする市区町村が397か所（21.9%）となっている。

（上段：該当区分での割合 下段：市区町村数）

	規模区分						合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 ～30万人未 満市区	人口10万人 未満市区	町	村	政令指定都 市・児童相 談所設置市		
(1)人材活用による 助言あり	30.8%	34.2%	22.4%	18.3%	17.6%	47.4%	21.9%	18.2%
	20	68	118	148	34	9	397	332
(2)人材活用による 助言なし	69.2%	65.8%	77.6%	81.7%	82.4%	52.6%	78.1%	81.8%
	45	131	409	660	159	10	1,414	1,495
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827



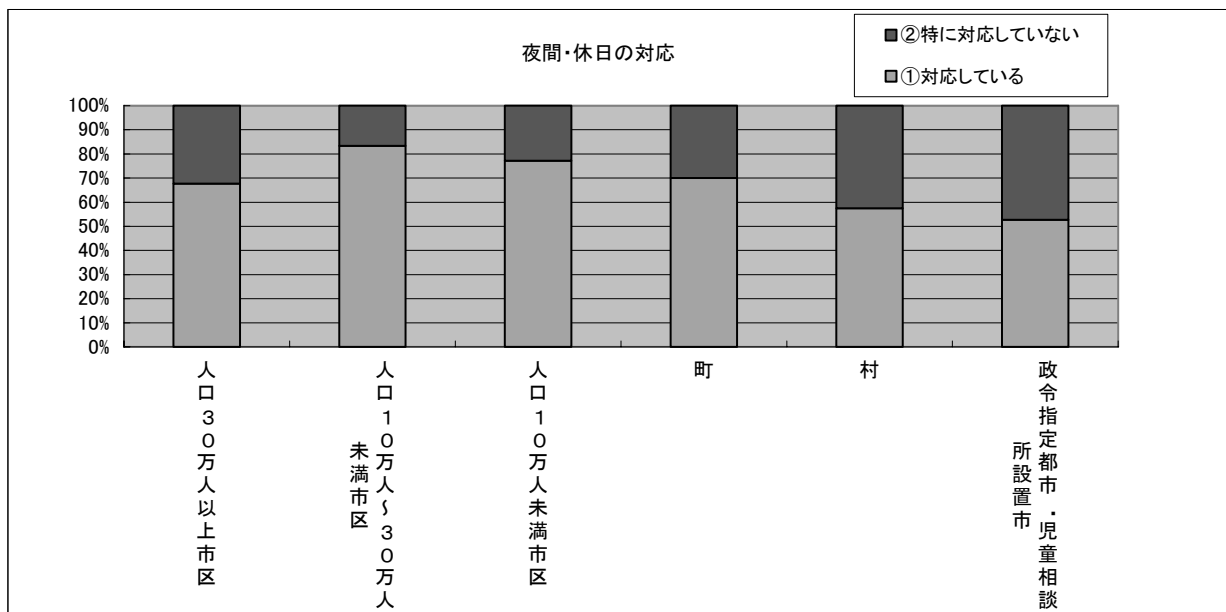
4. 夜間・休日の対応について

(1) 夜間・休日の対応状況について

夜間・休日の対応については、対応している市区町村が1,304か所(72.0%)となっている。

(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)

	規模区分						合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 ~30万人未 満市区	人口10万人 未満市区	町	村	政令指定都 市・児童相 談所設置市		
①対応している	67.7%	83.4%	77.2%	70.0%	57.5%	52.6%	72.0%	72.9%
	44	166	407	566	111	10	1,304	1,332
②特に対応してい ない	32.3%	16.6%	22.8%	30.0%	42.5%	47.4%	28.0%	27.1%
	21	33	120	242	82	9	507	495
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827

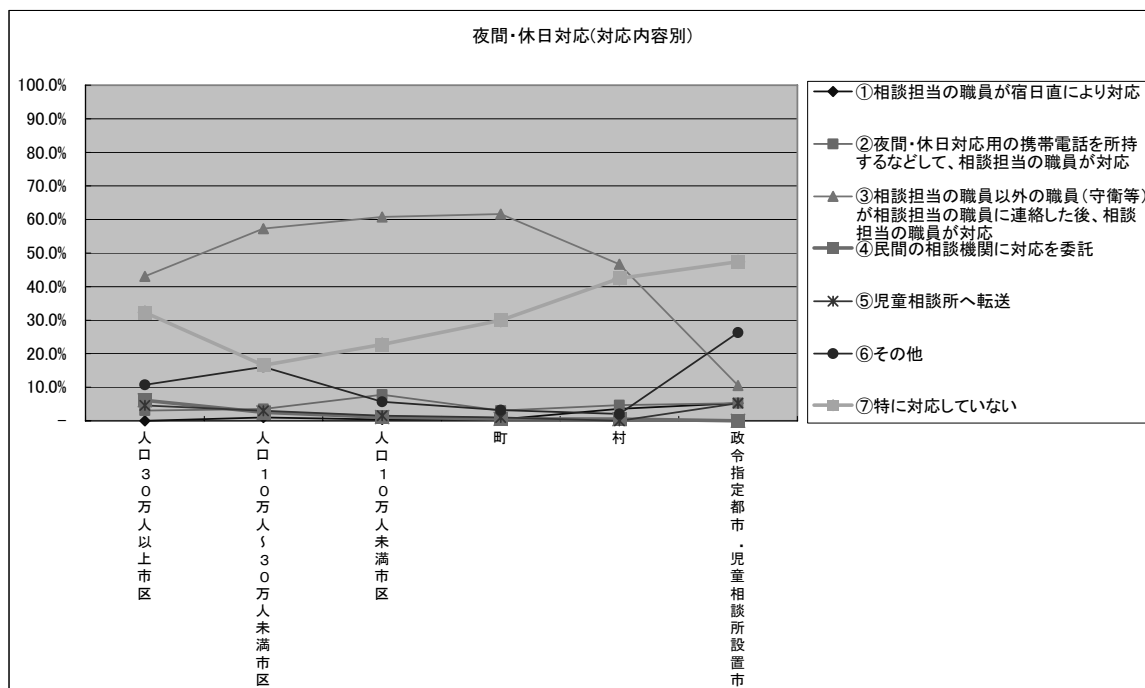


(2) 夜間・休日の対応方法について

夜間・休日対応を行っている市区町村について、その内容を見ると、「③相談担当の職員以外の職員(守衛等)が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応」が58.1%となっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規模区分						合計	参考 (平成19年度)
	人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	政令指定都市・児童相談所設置市		
①相談担当の職員が宿日直により対応	-	1.0%	0.4%	0.5%	3.6%	5.3%	0.9%	2.1%
	-	2	2	4	7	1	16	38
②夜間・休日対応用の携帯電話を所持するなどして、相談担当の職員が対応	3.1%	3.5%	7.8%	3.1%	4.7%	5.3%	4.7%	4.7%
	2	7	41	25	9	1	85	85
③相談担当の職員以外の職員(守衛等)が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応	43.1%	57.3%	60.7%	61.6%	46.6%	10.5%	58.1%	56.5%
	28	114	320	498	90	2	1,052	1,032
④民間の相談機関に対応を委託	6.2%	2.5%	1.1%	0.6%	0.5%	-	1.2%	0.8%
	4	5	6	5	1	0	21	14
⑤児童相談所へ転送	4.6%	3.0%	1.5%	1.0%	-	5.3%	1.4%	1.7%
	3	6	8	8	0	1	26	31
⑥その他	10.8%	16.1%	5.7%	3.2%	2.1%	26.3%	5.7%	7.2%
	7	32	30	26	4	5	104	132
⑦特に対応していない	32.3%	16.6%	22.8%	30.0%	42.5%	47.4%	28.0%	27.1%
	21	33	120	242	82	9	507	495
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827

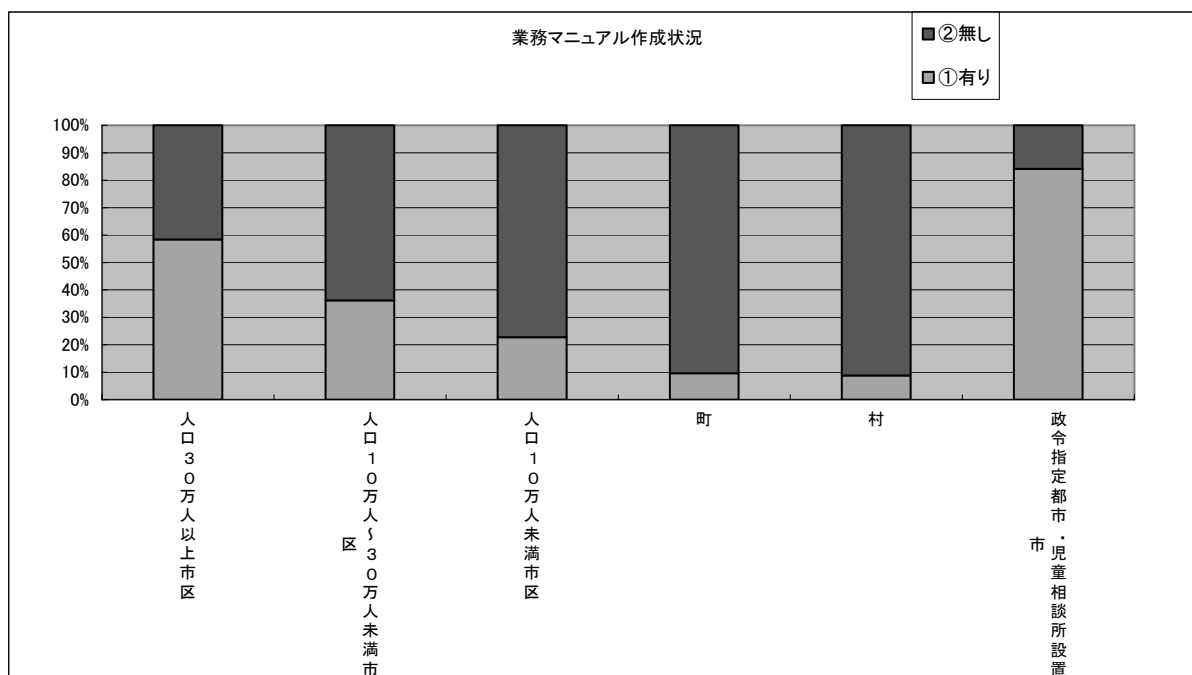


5. 業務マニュアル作成状況について

業務マニュアルの作成状況について、市区町村独自の業務マニュアル（虐待対応マニュアルを含む）を作成しているのは、市部の人口規模30万人以上の所では58.5%、10万人以上30万人未満では36.2%、10万人未満では22.8%、町では9.7%、村では8.8%、指定都市・児相設置市では84.2%となっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規模区分						合計
	人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	政令指定都市・児相相談所設置市	
①有り	58.5%	36.2%	22.8%	9.7%	8.8%	84.2%	18.8%
	38	72	120	78	17	16	341
②無し	41.5%	63.8%	77.2%	90.3%	91.2%	15.8%	81.2%
	27	127	407	730	176	3	1,470
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	199	527	808	193	19	1,811



6. 都道府県（児童相談所等）からの後方支援について

都道府県（児童相談所等）からの後方支援について、「①児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施」は1,572か所（86.8%）、「②児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言」は1,722か所（95.1%）となっている。

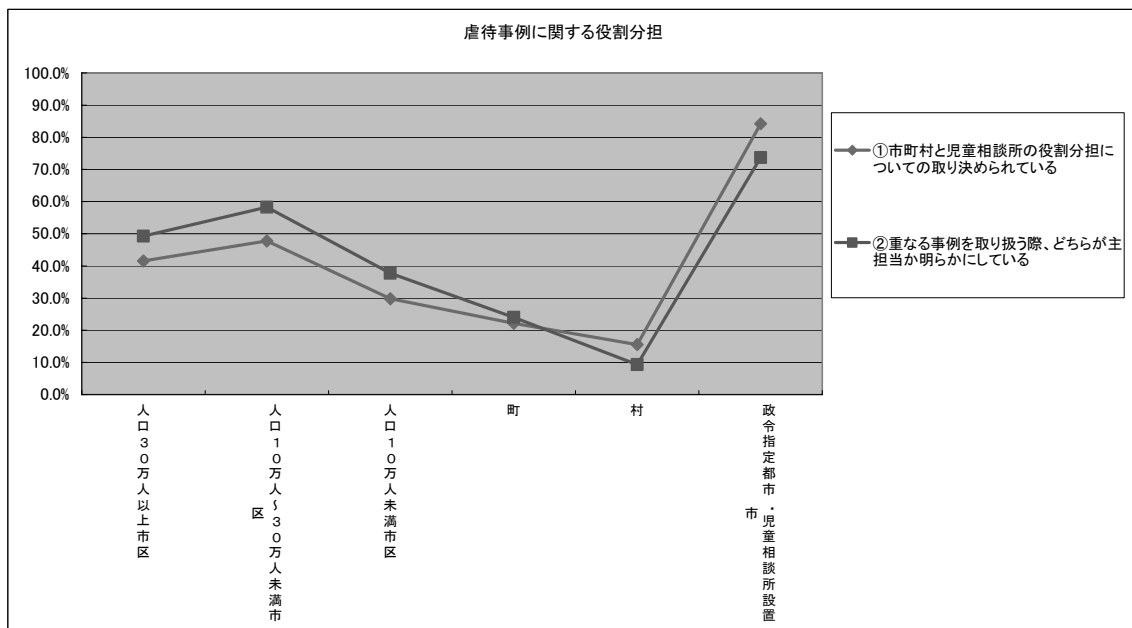
		規模区分						合計	参考 (平成19年度)
		人口30万人 以上市区	人口10万人 ～30万人未 満市区	人口10万人 未満市区	町	村	政令指定都 市・児童相 談所設置市		
①児童相談所等の職員 による市区町村職員研 修の実施	比較的支援 を受けている	61.5%	75.9%	75.7%	69.8%	54.4%	78.9%	70.3%	70.8%
	あまり支援を 受けていない	40	151	399	564	105	15	1,274	1,294
	合計	20.0%	16.1%	14.6%	16.7%	20.2%	10.5%	16.5%	13.0%
②児童相談所等の職員 による個々の事例に対 する支援に必要な情 報の提供や助言	比較的支援 を受けている	13	32	77	135	39	2	298	237
	あまり支援を 受けていない	81.5%	92.0%	90.3%	86.5%	74.6%	89.5%	86.8%	83.8%
	合計	53	183	476	699	144	17	1,572	1,531
③ケース検討会議、要保 護児童対策地域協議会 に児童相談所職員等が 参加	比較的支援 を受けている	87.7%	88.9%	93.0%	82.4%	59.1%	94.7%	84.0%	84.2%
	あまり支援を 受けていない	57	177	490	666	114	18	1,522	1,539
	合計	10.8%	10.6%	6.6%	12.1%	20.2%	-	11.0%	7.1%
④年間を通じて市区町村 に都道府県(又は児童 相談所)職員を派遣	比較的支援 を受けている	7	21	35	98	39	-	200	130
	あまり支援を 受けていない	98.5%	99.5%	99.6%	94.6%	79.3%	94.7%	95.1%	91.4%
	合計	64	198	525	764	153	18	1,722	1,669
⑤定期的に市区町村に 都道府県職員(又は児 童相談所)を派遣して 市区町村を支援	比較的支援 を受けている	98.5%	99.0%	94.9%	83.8%	59.6%	89.5%	86.7%	79.7%
	あまり支援を 受けていない	64	197	500	677	115	17	1,570	1,456
	合計	1.5%	1.0%	3.6%	6.7%	10.4%	5.3%	5.4%	5.8%
⑥児童相談所への市区 町村職員の受け入れ	比較的支援 を受けている	1	2	19	54	20	1	97	106
	あまり支援を 受けていない	100.0%	100.0%	98.5%	90.5%	69.9%	94.7%	92.0%	85.5%
	合計	65	199	519	731	135	18	1,667	1,562
⑦国の指針とは別に、 都道府県独自の市区 町村向けの児童家庭 相談マニュアル等を 作成	比較的支援 を受けている	9.2%	5.5%	7.8%	7.4%	4.7%	21.1%	7.2%	7.1%
	あまり支援を 受けていない	6	11	41	60	9	4	131	129
	合計	1.5%	3.0%	5.1%	9.0%	7.8%	5.3%	6.8%	6.5%
⑧その他	比較的支援 を受けている	1	6	27	73	15	1	123	118
	あまり支援を 受けていない	10.8%	8.5%	12.9%	16.5%	12.4%	26.3%	14.0%	13.5%
	合計	7	17	68	133	24	5	254	247
⑨国の指針とは別に、 都道府県独自の市区 町村向けの児童家庭 相談マニュアル等を 作成	比較的支援 を受けている	3.1%	9.5%	10.6%	5.4%	5.2%	21.1%	7.5%	7.2%
	あまり支援を 受けていない	2	19	56	44	10	4	135	131
	合計	4.6%	5.5%	9.3%	13.2%	10.4%	10.5%	10.6%	9.5%
⑩その他	比較的支援 を受けている	3	11	49	107	20	2	192	173
	あまり支援を 受けていない	7.7%	15.1%	19.9%	18.7%	15.5%	31.6%	18.1%	16.6%
	合計	5	30	105	151	30	6	327	304
⑪その他	比較的支援 を受けている	23.1%	9.0%	6.3%	4.0%	3.1%	10.5%	5.9%	4.6%
	あまり支援を 受けていない	15	18	33	32	6	2	106	84
	合計	1.5%	3.0%	3.8%	6.3%	5.7%	10.5%	5.0%	5.1%
⑫その他	比較的支援 を受けている	1	6	20	51	11	2	91	93
	あまり支援を 受けていない	24.6%	12.1%	10.1%	10.3%	8.8%	21.1%	10.9%	9.7%
	合計	16	24	53	83	17	4	197	177
⑬その他	比較的支援 を受けている	61.5%	60.3%	46.7%	35.4%	19.7%	63.2%	41.0%	39.0%
	あまり支援を 受けていない	40	120	246	286	38	12	742	713
	合計	9.2%	11.6%	9.3%	13.2%	13.5%	5.3%	11.7%	8.3%
⑭その他	比較的支援 を受けている	6	23	49	107	26	1	212	151
	あまり支援を 受けていない	70.8%	71.9%	56.0%	48.6%	33.2%	68.4%	52.7%	47.3%
	合計	46	143	295	393	64	13	954	864
⑮その他	比較的支援 を受けている	12.3%	12.6%	6.1%	5.7%	3.6%	5.3%	6.6%	-
	あまり支援を 受けていない	8	25	32	46	7	1	119	-
	合計	6.2%	6.0%	4.9%	6.2%	9.8%	10.5%	6.2%	-
⑯その他	比較的支援 を受けている	4	12	26	50	19	2	113	-
	あまり支援を 受けていない	18.5%	18.6%	11.0%	11.9%	13.5%	15.8%	12.8%	-
	合計	12	37	58	96	26	3	232	-
市区町村数		65	199	527	808	193	19	1,811	1,827

7. 虐待事例に関する役割分担について

虐待事例に関し、市区町村と児童相談所の役割分担の取り決めがなされているかどうかについては「取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている」が、72.2%となっている。また、市区町村と児童相談所が重なる虐待事例を取扱う際、どちらが事例の主担当であるか明らかにしているかについては、51.1%の市区町村は個々の事例によって主担当を決めている。

(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)

		規模区分					合計	
		人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村		政令指定都市・児童相談所設置市
①市区町村と児童相談所の役割分担についての取り決め	文書での取り決め	15.4%	11.1%	5.1%	4.1%	3.1%	42.1%	5.9%
		10	22	27	33	6	8	106
	文書はないが一応決められている	26.2%	36.7%	24.7%	18.1%	12.4%	42.1%	22.0%
		17	73	130	146	24	8	398
	取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている	58.5%	52.3%	70.2%	77.8%	84.5%	15.8%	72.2%
	38	104	370	629	163	3	1,307	
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		65	199	527	808	193	19	1,811
②市区町村と児童相談所が重なる事例を取扱う際、どちらが主担当か明らかにしているか	明らかにしている(文章等でルールを明記)	10.8%	9.0%	6.3%	3.6%	1.6%	31.6%	5.3%
		7	18	33	29	3	6	96
	明らかにしている(ルールを明記したものは無い)	38.5%	49.2%	31.5%	20.4%	7.8%	42.1%	26.3%
		25	98	166	165	15	8	477
	明らかにしていない	7.7%	6.5%	11.4%	20.9%	33.7%	5.3%	17.3%
	5	13	60	169	65	1	313	
	個々の事例による	43.1%	35.2%	50.9%	55.1%	57.0%	21.1%	51.1%
	28	70	268	445	110	4	925	
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		65	199	527	808	193	19	1,811
市区町村数		65	199	527	808	193	19	1,811



(参考) 市町村児童家庭相談件数 (平成 19 年度社会福祉行政業務報告 (福祉行政報告例) より抜粋)

平成 19 年度に全国の市町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は約 27 万件 (対前年度比 1 万件増)、うち児童虐待に関する相談受付件数は 50,120 件 (対前年度比約 4 千件増)。また、相談を受け付けた後、具体的な援助内容 (助言指導・児童相談所等への送致等) を決定した相談対応件数は約 28 万件 (対前年度比約 9 千件増)、うち児童虐待に関する相談対応件数は 51,618 件 (対前年度比約 4 千件増) となっている。

	受付件数			対応件数		
	総数 ①	児童虐待相談 ②	その他の相談 ①-②	総数 ③	児童虐待相談 ④	その他の相談 ③-④
北海道	8,607	1,372	7,235	8852	1410	7,442
青森県	4,201	96	4,105	4205	96	4,109
岩手県	1,357	464	893	1348	458	890
宮城県	2,417	685	1,732	2745	825	1,920
秋田県	3,009	304	2,705	3008	303	2,705
山形県	1,991	118	1,873	1999	119	1,880
福島県	2,662	471	2,191	2693	455	2,238
茨城県	3,867	906	2,961	4062	978	3,084
栃木県	2,068	532	1,536	2103	559	1,544
群馬県	2,269	451	1,818	2280	446	1,834
埼玉県	9,075	1,558	7,517	9112	1571	7,541
千葉県	6,027	1,654	4,373	6164	1690	4,474
東京都	31,304	4,895	26,409	31615	4962	26,653
神奈川県	5,333	1,779	3,554	5746	1902	3,844
新潟県	4,172	623	3,549	4221	632	3,589
富山県	1,735	299	1,436	1763	322	1,441
石川県	1,253	298	955	1281	298	983
福井県	1,129	226	903	1140	244	896
山梨県	1,666	289	1,377	1770	315	1,455
長野県	6,588	828	5,760	6857	869	5,988
岐阜県	4,272	444	3,828	4534	488	4,046
静岡県	3,956	1,022	2,934	3859	1037	2,822
愛知県	6,286	1,853	4,433	6380	1867	4,513
三重県	4,317	801	3,516	4334	802	3,532
滋賀県	4,481	1,928	2,553	4487	1934	2,553
京都府	2,107	637	1,470	2107	637	1,470
大阪府	14,701	5,738	8,963	14773	5745	9,028
兵庫県	23,225	2,582	20,643	23222	2582	20,640
奈良県	6,161	716	5,445	6161	716	5,445
和歌山県	1,195	343	852	1428	369	1,059
鳥取県	660	146	514	669	148	521
島根県	1,168	281	887	1168	281	887
岡山県	1,932	1,001	931	1895	971	924
広島県	2,457	725	1,732	2645	896	1,749
山口県	1,551	535	1,016	1585	519	1,066
徳島県	999	225	774	1100	242	858
香川県	1,318	447	871	1390	487	903
愛媛県	855	205	650	857	205	652
高知県	1,727	350	1,377	1740	350	1,390
福岡県	7,277	1,283	5,994	8202	1344	6,858
佐賀県	1,593	219	1,374	1730	223	1,507
長崎県	2,245	380	1,865	2184	376	1,808
熊本県	3,477	627	2,850	3490	627	2,863
大分県	5,129	736	4,393	5245	743	4,502
宮崎県	1,467	409	1,058	1459	409	1,050
鹿児島県	2,712	438	2,274	2626	350	2,276
沖縄県	2,001	591	1,410	2265	651	1,614
指定都市(別掲)						
札幌市	813	102	711	813	102	711
仙台市	717	253	464	717	253	464
さいたま市	497	199	298	619	230	389
千葉市	1,458	587	871	1458	586	872
横浜市	23,074	316	22,758	23426	431	22,995
川崎市	4,624	537	4,087	5054	558	4,496
新潟市	405	195	210	405	195	210
静岡市	1,397	207	1,190	1397	207	1,190
浜松市	1,379	197	1,182	1442	229	1,213
名古屋市	968	539	429	1568	551	1,017
京都市	1,686	683	1,003	2146	840	1,306
大阪市	4,387	1,089	3,298	4754	1179	3,575
堺市	2,992	1,103	1,889	2992	1103	1,889
神戸市	9,284	137	9,147	9284	137	9,147
広島市	874	127	747	870	125	745
北九州市	4,061	790	3,271	4190	791	3,399
福岡市	1,990	480	1,510	1994	480	1,514
中核市(別掲)						
横須賀市	1,242	69	1,173	2264	168	2,096
金沢市	-	-	-	-	-	-
合計	271,847	50,120	221,727	279,892	51,618	228,274
平成 18 年度	261,142	45,901	215,241	270,653	47,933	222,720
対前年度増減	10,705	4,219	6,486	9,239	3,685	5,554

Ⅱ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況について

1. 設置の状況

(1) 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況（表1、参考1）

児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置済みの市区町村は、全国1,811市区町村のうち1,532か所（84.6%）であり、児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置済みの市区町村は、173か所（9.6%）となっている。

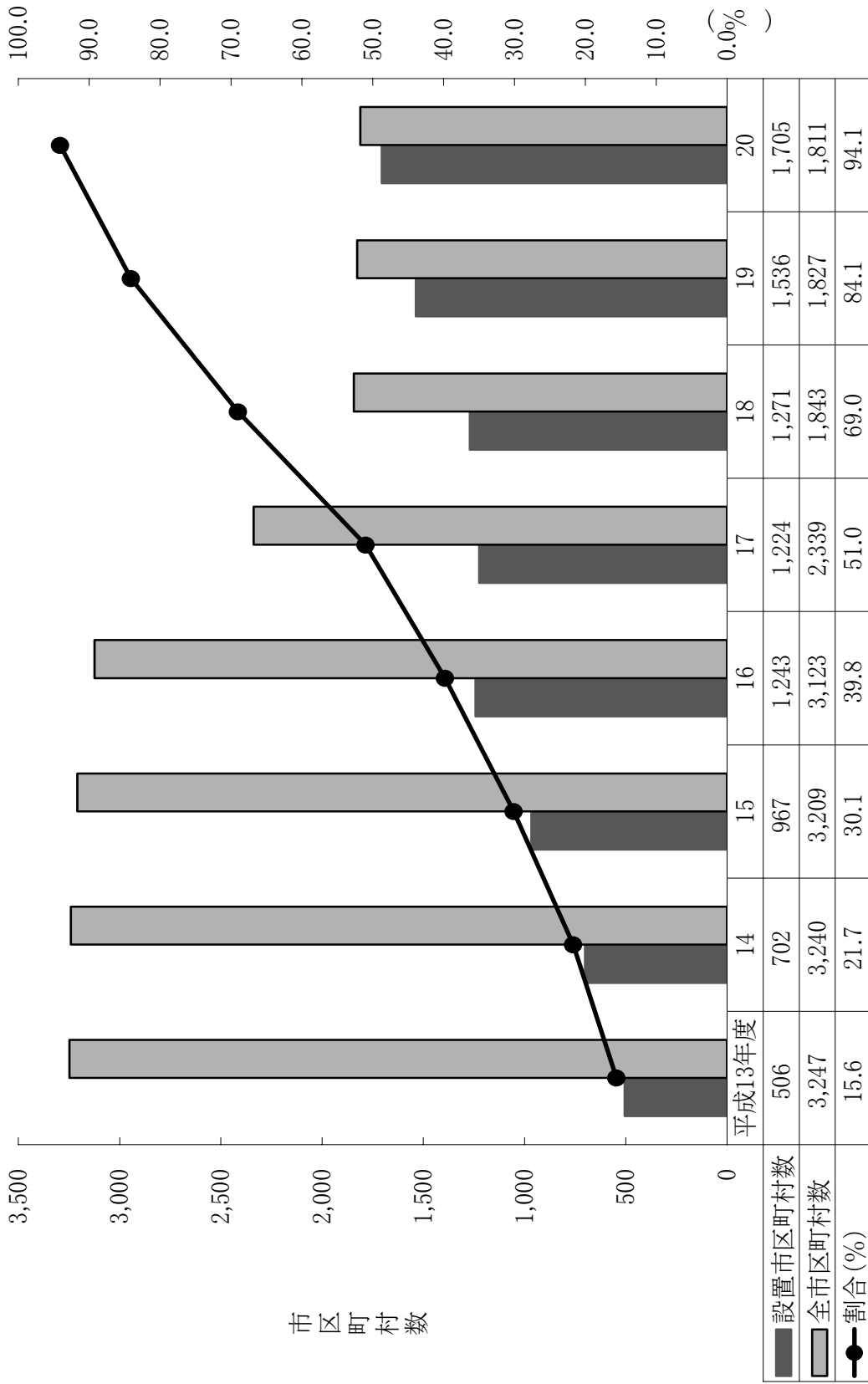
地域協議会又はネットワークを設置済みである市区町村の数及び割合は、1,705か所（94.1%）となっている。

表1 地域協議会及びネットワークの設置状況

（平成20年4月1日現在）

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
市区町村数	65	199	527	808	193	19	1,811	1,827	
地域協議会	数	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
	%	90.8%	94.0%	90.7%	81.2%	71.0%	78.9%	84.6%	65.3%
ネットワーク	数	6	12	44	95	12	4	173	343
	%	9.2%	6.0%	8.3%	11.8%	6.2%	21.1%	9.6%	18.8%
合計	数	65	199	522	751	149	19	1,705	1,536
	%	100.0%	100.0%	99.1%	92.9%	77.2%	100.0%	94.1%	84.1%

(参考1) 地域協議会又はネットワークの設置数および割合



注) 平成17年度までは6月1日現在の調査であり、18年度からは4月1日現在の調査である。

平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、平成17年度からは地域協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

(2) 地域協議会及びネットワークの設置見込み (表2)

平成20年度末の地域協議会又はネットワークの設置数及び割合は、1,765か所(97.5%)、平成21年度末には1,791か所(98.9%)となる見込みである。

表2 地域協議会及びネットワークの設置見込み (平成20年4月1日現在)

			都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	
			市・区 (30万以上)	市・区 (10万~30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村			
市区町村数			65	199	527	808	193	19	1,811	
平成20年4月1日 時点の設置数	地域協議会	数	59	187	478	656	137	15	1,532	
	ネットワーク	数	6	12	44	95	12	4	173	
	小計	数	65	199	522	751	149	19	1,705	
		%	100.0%	100.0%	99.1%	92.9%	77.2%	100.0%	94.1%	
平成20年度末見込み	地域協議会	数	64	194	512	736	162	19	1,687	
	ネットワーク	数	1	5	15	52	5	0	78	
	小計	数	65	199	527	788	167	19	1,765	
		%	100.0%	100.0%	100.0%	97.5%	86.5%	100.0%	97.5%	
平成21年度末見込み	地域協議会	数	65	196	523	771	176	19	1,750	
	ネットワーク	数	0	3	4	31	3	0	41	
	小計	数	65	199	527	802	179	19	1,791	
		%	100.0%	100.0%	100.0%	99.3%	92.7%	100.0%	98.9%	
ネットワークが設置されておらず、地域協議会も設置しない		数	0	0	0	6	14	0	20	
		%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	7.3%	0.0%	1.1%	
合計			数	65	199	527	808	193	19	1,811
			%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワーク設置状況 (参考2、参考3)

地域協議会又はネットワークの設置済の市区町村の割合を都道府県ごとにみると、最低で74.4%、最高で100.0%となっている。

全体では、60~80%未満が4県(8.5%)、80%~100%未満が17都道府県(36.2%)、100%が26府県(55.3%)となっている。

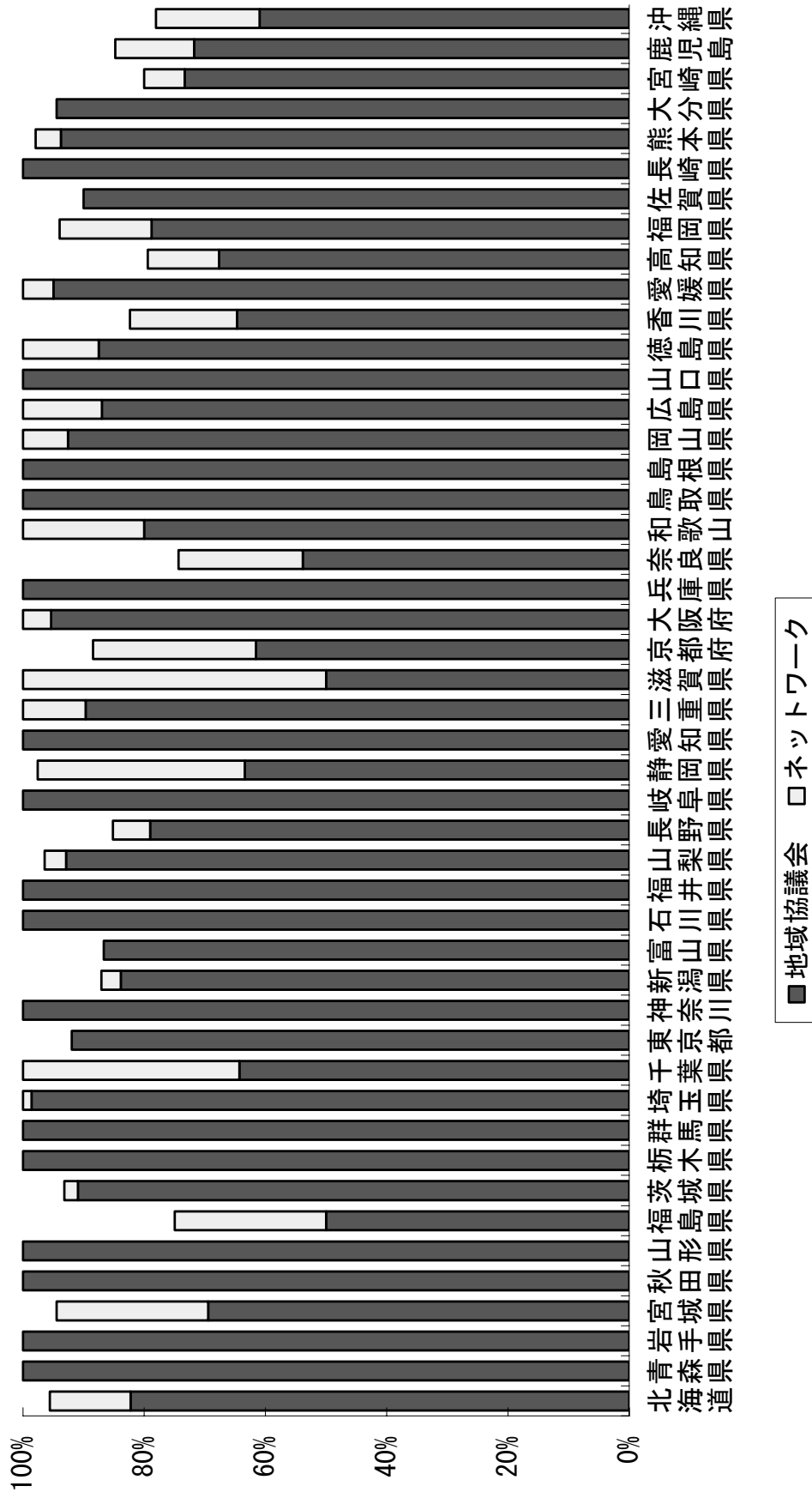
(参考2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

(平成20年4月1日現在)

	地域協議会		ネットワーク		全体			地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%		数	%	数	%	数	%
北海道	148	82.2%	24	13.3%	172	95.6%	滋賀県	13	50.0%	13	50.0%	26	100.0%
青森県	40	100.0%	-	-	40	100.0%	京都府	16	61.5%	7	26.9%	23	88.5%
岩手県	35	100.0%	-	-	35	100.0%	大阪府	41	95.3%	2	4.7%	43	100.0%
宮城県	25	69.4%	9	25.0%	34	94.4%	兵庫県	41	100.0%	-	-	41	100.0%
秋田県	25	100.0%	-	-	25	100.0%	奈良県	21	53.8%	8	20.5%	29	74.4%
山形県	35	100.0%	-	-	35	100.0%	和歌山県	24	80.0%	6	20.0%	30	100.0%
福島県	30	50.0%	15	25.0%	45	75.0%	鳥取県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
茨城県	40	90.9%	1	2.3%	41	93.2%	島根県	21	100.0%	-	-	21	100.0%
栃木県	31	100.0%	-	-	31	100.0%	岡山県	25	92.6%	2	7.4%	27	100.0%
群馬県	38	100.0%	-	-	38	100.0%	広島県	20	87.0%	3	13.0%	23	100.0%
埼玉県	69	98.6%	1	1.4%	70	100.0%	山口県	20	100.0%	-	-	20	100.0%
千葉県	36	64.3%	20	35.7%	56	100.0%	徳島県	21	87.5%	3	12.5%	24	100.0%
東京都	57	91.9%	-	-	57	91.9%	香川県	11	64.7%	3	17.6%	14	82.4%
神奈川県	33	100.0%	-	-	33	100.0%	愛媛県	19	95.0%	1	5.0%	20	100.0%
新潟県	26	83.9%	1	3.2%	27	87.1%	高知県	23	67.6%	4	11.8%	27	79.4%
富山県	13	86.7%	-	-	13	86.7%	福岡県	52	78.8%	10	15.2%	62	93.9%
石川県	19	100.0%	-	-	19	100.0%	佐賀県	18	90.0%	-	-	18	90.0%
福井県	17	100.0%	-	-	17	100.0%	長崎県	23	100.0%	-	-	23	100.0%
山梨県	26	92.9%	1	3.6%	27	96.4%	熊本県	45	93.8%	2	4.2%	47	97.9%
長野県	64	79.0%	5	6.2%	69	85.2%	大分県	17	94.4%	-	-	17	94.4%
岐阜県	42	100.0%	-	-	42	100.0%	宮崎県	22	73.3%	2	6.7%	24	80.0%
静岡県	26	63.4%	14	34.1%	40	97.6%	鹿児島県	33	71.7%	6	13.0%	39	84.8%
愛知県	61	100.0%	-	-	61	100.0%	沖縄県	25	61.0%	7	17.1%	32	78.0%
三重県	26	89.7%	3	10.3%	29	100.0%	全国	1,532	84.6%	173	9.6%	1,705	94.1%

設置済み 市区町村の割合	都道府県数 (構成比)	(参考) 平成19年4月
100%	26 (55.3%)	13 (27.6%)
80%~99%	17 (36.2%)	18 (38.3%)
60%~79%	4 (8.5%)	14 (29.8%)
40%~59%	0 (0.0%)	2 (4.3%)
20%~39%	0 (0.0%)	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(参考3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況 (構成比) (平成20年4月1日現在)



2. 要保護児童対策調整機関

(1) 要保護児童対策調整機関の指定 (表3)

児童福祉法第25条の2第4項に規定する調整機関は、児童福祉主管課が886か所(57.8%)で最も多く、次いで児童福祉・母子保健統合主管課が383か所(25.0%)、福祉事務所(家庭児童相談室)が100か所(6.5%)となっている。

表3 要保護児童対策調整機関の指定 (平成20年4月1日現在)

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	
児童福祉主管課	数	47	149	319	322	44	5	886
	%	79.7%	79.7%	66.7%	49.1%	32.1%	33.3%	57.8%
母子保健主管課	数	1	-	5	16	1	-	23
	%	1.7%	-	1.0%	2.4%	0.7%	-	1.5%
児童福祉・母子保健統合主管課	数	3	10	34	262	71	3	383
	%	5.1%	5.3%	7.1%	39.9%	51.8%	20.0%	25.0%
福祉事務所 (家庭児童相談室)	数	5	17	77	-	-	1	100
	%	8.5%	9.1%	16.1%	-	-	6.7%	6.5%
福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	数	-	2	19	1	2	-	24
	%	-	1.1%	4.0%	0.2%	1.5%	-	1.6%
保健センター	数	-	1	2	7	3	-	13
	%	-	0.5%	0.4%	1.1%	2.2%	-	0.8%
教育委員会	数	-	1	11	17	5	-	34
	%	-	0.5%	2.3%	2.6%	3.6%	-	2.2%
市設置の保健所	数	-	1	1	-	-	-	2
	%	-	0.5%	0.2%	-	-	-	0.1%
児童相談所	数	-	-	1	6	1	3	11
	%	-	-	0.2%	0.9%	0.7%	20.0%	0.7%
障害福祉主管課	数	-	-	1	7	1	-	9
	%	-	-	0.2%	1.1%	0.7%	-	0.6%
その他	数	3	6	8	18	9	3	47
	%	5.1%	3.2%	1.7%	2.7%	6.6%	20.0%	3.1%
合計	数	59	187	478	656	137	15	1,532
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 担当職員 (表4)

調整機関の担当職員は、全国で4,534名配置されている。内訳は、何らかの専門資格を有する者(①~⑧)は2,313名(51.0%)、そのうち、児童福祉司と同様の資格を有する者(①~④)は559名(12.3%)となっている。

表4 要保護児童対策調整機関の担当職員

(平成20年4月1日現在)

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万~ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
①児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く。)	数	60	95	110	47	5	42	359	224
	%	20.5%	12.7%	8.2%	3.1%	1.8%	11.2%	7.9%	7.4%
②医師	数	-	-	-	-	1	-	1	1
	%	-	-	-	-	0.4%	-	0.0%	0.0%
③社会福祉士	数	32	53	31	25	5	12	158	88
	%	10.9%	7.1%	2.3%	1.7%	1.8%	3.2%	3.5%	2.9%
④精神保健福祉士	数	2	11	8	11	1	8	41	20
	%	0.7%	1.5%	0.6%	0.7%	0.4%	2.1%	0.9%	0.7%
小計 (児童福祉司と同様の資格を有する者①~ ④の計)	数	94	159	149	83	12	62	559	333
	%	32.1%	21.3%	11.2%	5.5%	4.4%	16.5%	12.3%	10.9%
⑤保健師・助産師・看護師(①に該当 する者を除く。)	数	38	71	95	266	69	78	617	388
	%	13.0%	9.5%	7.1%	17.6%	25.1%	20.8%	13.6%	12.7%
⑥教員免許を有する者(①に該当する 者を除く。)	数	32	110	230	42	9	20	443	338
	%	10.9%	14.7%	17.2%	2.8%	3.3%	5.3%	9.8%	11.1%
⑦保育士(①に該当する者を除く。)	数	35	91	140	96	18	28	408	281
	%	11.9%	12.2%	10.5%	6.4%	6.5%	7.5%	9.0%	9.2%
⑧①から⑦に該当しない社会福祉主事	数	18	82	129	19	4	34	286	183
	%	6.1%	11.0%	9.7%	1.3%	1.5%	9.1%	6.3%	6.0%
小計 (①~⑧の計)	数	217	513	743	506	112	222	2,313	1,523
	%	74.1%	68.7%	55.7%	33.5%	40.7%	59.2%	51.0%	50.0%
⑨①から⑧に該当しない一般事務職員	数	63	179	502	976	163	138	2,021	-
	%	21.5%	24.0%	37.6%	64.6%	59.3%	36.8%	44.6%	-
⑩その他	数	13	55	89	28	-	15	200	-
	%	4.4%	7.4%	6.7%	1.9%	-	4.0%	4.4%	-
合計	数	293	747	1,334	1,510	275	375	4,534	3,047
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※「(参考)平成19年度」における「⑨①~⑧に該当しない一般事務職員」「⑩その他」については、昨年度把握を行った、何らかの資格を有する者に該当する「心理職」「福祉職」を含めていないため、比較できない。

(3) 担当職員の詳細 (表5)

担当職員の正規職員・正規職員以外の状況は、正規職員が3,630人(80.1%)、正規職員以外が904人(19.9%)となっている。

また専任・兼任の状況は、専任が1,700人(37.5%)、他の業務と兼任が2,834人(62.5%)となっている。

表5 要保護児童対策調整機関の担当職員 (平成20年4月1日現在)

		都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
		市・区(30万以上)	市・区(10万~30万未満)	市・区(10万未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)		59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
担当職員数		数	293	747	1,334	1,510	275	375	4,534	3,047
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
正規職員・正規職員 以外の状況	正規職員	数	217	497	905	1,448	259	304	3,630	2,392
		%	74.1%	66.5%	67.8%	95.9%	94.2%	81.1%	80.1%	78.5%
	正規職員 以外	数	76	250	429	62	16	71	904	655
		%	25.9%	33.5%	32.2%	4.1%	5.8%	18.9%	19.9%	21.5%
専任・兼任の状況	専任	数	199	447	541	214	18	281	1,700	937
		%	67.9%	59.8%	40.6%	14.2%	6.5%	74.9%	37.5%	30.8%
	兼任	数	94	300	793	1,296	257	94	2,834	2,110
		%	32.1%	40.2%	59.4%	85.8%	93.5%	25.1%	62.5%	69.2%

3. 設置形態・活動内容等

(1) 地域協議会の構造 (表6)

地域協議会の構造は、「3層構造」が992か所(64.8%)、「2層構造」が487か所(31.8%)となっている。

表6 協議会の構造

(平成20年4月1日現在)

	都道府県						政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
3層構造 (代表者会議、実務者会議、 個別ケース検討会議)	数	45	164	346	369	55	13	992	827
	%	76.3%	87.7%	72.4%	56.3%	40.1%	86.7%	64.8%	69.3%
2層構造 (代表者会議と実務者会議、 又は 代表者会議と個別ケース検討会議)	数	6	17	116	268	80	-	487	335
	%	10.2%	9.1%	24.3%	40.9%	58.4%	-	31.8%	28.1%
その他	数	8	6	16	19	2	2	53	31
	%	13.6%	3.2%	3.3%	2.9%	1.5%	13.3%	3.5%	2.6%
合計	数	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 地域協議会の活動内容 (表7)

代表者会議の設置は1, 131か所、実務者会議の設置が920か所、個別ケース検討会議の設置が1, 224か所となっている。

また年間の平均開催数は、代表者会議が1.24回、実務者会議が5.99回、個別ケース検討会議が20.56回となっている。

なお個別ケース検討会議における1ケースあたりの平均検討回数は、2.36回となっている。

表7 児童虐待防止に関する活動内容 (平成19年度実績)

	都道府県						政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村					
代表者会議	平成19年度設置数 (a)		52	172	401	418	73	15	1,131	1,070
	開催実績数 (b)	回	93	227	483	458	78	64	1,403	1,106
	平均開催数 (c) = (b) ÷ (a)	回	1.79	1.32	1.20	1.10	1.07	4.27	1.24	1.03
実務者会議	平成19年度設置数 (d)		52	160	323	322	51	12	920	886
	開催実績数 (e)	回	666	1,175	1,658	1,162	121	727	5,509	3,281
	平均開催数 (f) = (e) ÷ (d)	回	12.81	7.34	5.13	3.61	2.37	60.58	5.99	3.70
個別ケース検討会議	平成19年度個別ケース 検討会議設置数 (g)		56	179	439	479	58	13	1,224	1,033
	個別ケース検討会議の開催数(h)	回	3,481	6,787	7,699	3,268	278	3,648	25,161	16,959
	平成19年度ケース実件数 (i)	人	3,364	6,734	9,410	3,826	285	4,762	28,381	24,053
	平成19年度延べケース数 (j)	人	10,276	13,751	26,650	7,898	485	7,826	66,886	67,267
	平均開催数 (k) = (h) ÷ (g)	回	62.16	37.92	17.54	6.82	4.79	280.62	20.56	16.42
	1ケースあたりの平均検討回数 (l) = (j) ÷ (i)	回	3.05	2.04	2.83	2.06	1.70	1.64	2.36	2.80

(3) 実務者会議の形態 (表8)

実務者会議の形態は、「全ての相談種別を実務者会議として協議する」が827か所(54.0%)、次いで「相談内容別に分けて開催する」が385か所(25.1%)、「地域別に分けて協議する」が121か所(7.9%)となっている。

表8 協議会の実務者会議の形態(複数回答) (平成20年4月1日現在)

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
全ての相談種別を実務者会議として協議する	数	30	111	245	362	76	3	827	714
	%	50.8%	59.4%	51.3%	55.2%	55.5%	20.0%	54.0%	59.8%
地域別に分けて協議する	数	14	12	32	41	10	12	121	87
	%	23.7%	6.4%	6.7%	6.3%	7.3%	80.0%	7.9%	7.3%
相談内容別に分けて開催する	数	9	25	96	202	49	4	385	330
	%	15.3%	13.4%	20.1%	30.8%	35.8%	26.7%	25.1%	27.7%
その他	数	11	46	114	82	16	-	269	102
	%	18.6%	24.6%	23.8%	12.5%	11.7%	-	17.6%	8.5%

4. ケースの進行管理の状況

(1) ケースの登録数 (表9-1)

地域協議会におけるケースの登録数は全体で85,525件であり、そのうち、児童虐待ケース登録数が46,604件(54.5%)、児童虐待以外のケース登録数が38,921件(45.5%)となっている。

また1地域協議会あたりのケース登録数は、児童虐待ケース登録数が30.4件、児童虐待以外のケース登録数が25.4件となっている。

表9-1 ケースの登録数

(平成20年6月末日時点)

	都道府県						政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)		59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
児童虐待ケース	児童虐待ケース登録数	数 8,833	13,232	10,624	3,609	200	10,106	46,604	33,692
		% 68.3%	45.2%	47.6%	57.4%	44.3%	70.8%	54.5%	55.8%
その他の要保護ケース	1地域協議会あたりの児童虐待ケース登録数	数 149.7	70.8	22.2	5.5	1.5	673.7	30.4	28.2
	児童虐待以外のケース登録数	数 4,091	16,023	11,697	2,681	251	4,178	38,921	26,727
		% 31.7%	54.8%	52.4%	42.6%	55.7%	29.2%	45.5%	44.2%
合計	1地域協議会あたりの児童虐待以外のケース登録数	数 69.3	85.7	24.5	4.1	1.8	278.5	25.4	22.4
		数 12,924	29,255	22,321	6,290	451	14,284	85,525	60,419
		% 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) ケースの進行管理台帳の作成 (表9-2)

地域協議会におけるケースの進行管理台帳は、1,029か所(67.2%)で作成されている。

表9-2 ケース進行管理台帳の作成の有無

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万~ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
作成している	数	54	160	361	385	56	1,029	755
	%	91.5%	85.6%	75.5%	58.7%	40.9%	67.2%	63.3%
作成していない	数	5	27	117	271	81	503	409
	%	8.5%	14.4%	24.5%	41.3%	59.1%	32.8%	34.3%
合計	数	59	187	478	656	137	1,532	-
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

(3) ケースの見直しの頻度 (表9-3)

地域協議会においてケース進行管理台帳を作成している場合、ケースの見直しの頻度として、少なくとも「3か月以内に1回」が274か所(17.9%)、「4～6か月以内に1回」が138か所(9.0%)、「6か月以上に1回」が40か所(2.6%)となっている。

また、「必要に応じて随時」が528か所(34.5%)となっている。

表9-3 ケースの見直しの頻度

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193
うちケース進行管理台帳作成し ている協議会数	54	160	361	385	56	13	1,029	-
①3か月以内に1回	数	21	69	110	58	9	274	472
	%	35.6%	36.9%	23.0%	8.8%	6.6%	46.7%	17.9%
②4～6か月以内に1回	数	12	29	44	49	3	138	224
	%	20.3%	15.5%	9.2%	7.5%	2.2%	6.7%	9.0%
③6か月以上に1回	数	1	2	22	14	1	40	-
	%	1.7%	1.1%	4.6%	2.1%	0.7%	-	2.6%
小計	数	34	100	176	121	13	452	696
	%	57.6%	53.5%	36.8%	18.4%	9.5%	53.3%	29.5%
④必要に応じて随時	数	15	53	172	247	37	528	-
	%	25.4%	28.3%	36.0%	37.7%	27.0%	26.7%	34.5%
⑤その他	数	5	7	13	17	6	49	-
	%	8.5%	3.7%	2.7%	2.6%	4.4%	6.7%	3.2%
合計	数	54	160	361	385	56	1,029	-
	%	91.5%	85.6%	75.5%	58.7%	40.9%	86.7%	67.2%

5. 関係機関等の状況

表10 関係機関等の状況

地域協議会への関係機関等の参加割合をみると、警察署、児童相談所、教育委員会、民生・児童委員協議会、保育所の参加率が高かった。

(表10、参考4)

関係機関等	都道府県					合計		
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30 万未 満)	市・区 (10万 ~30 万未 満)	町	村		政令指定郡 市・児童相 談所設置市	
								数
地域協議会設置数(平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	100.0%
児童福祉主管課	52	173	395	359	54	12	1,045	68.2%
母子保健主管課	47	148	348	303	40	8	894	58.4%
児童福祉・母子保健統合主管課	10	23	69	318	87	5	512	33.4%
福祉事務所(家庭児童相談室)	32	125	342	69	15	11	594	38.8%
福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	50	117	230	49	14	9	469	30.6%
保健センター	38	117	248	248	38	9	698	45.6%
教育委員会	58	182	458	616	122	15	1,451	94.7%
市設置の保健所	37	17	6	12	4	11	87	5.7%
市設置の児童相談所	1	1	6	12	4	15	39	2.5%
障害福祉主管課	37	120	208	265	44	5	679	44.3%
その他	42	107	167	130	28	10	484	31.6%
児童相談所	59	186	469	618	129	4	1,465	95.6%
都道府県設置の保健所	13	156	407	447	72	-	1,095	71.5%
福祉事務所	4	29	103	398	81	1	616	40.2%
警察署	59	186	465	622	120	15	1,467	95.8%
法務局	34	101	209	165	17	13	539	35.2%
家庭裁判所	8	17	13	3	2	9	52	3.4%
その他	15	32	64	63	17	4	195	12.7%
病院・診療所	33	85	199	297	86	8	708	46.2%
保育所(地域子育て支援センターを含む)	50	170	425	604	118	14	1,381	90.1%
幼稚園	50	167	385	409	50	13	1,074	70.1%
小学校	48	162	415	602	129	11	1,367	89.2%
中学校	47	159	404	585	123	11	1,329	86.7%
養護学校	15	44	96	52	9	2	218	14.2%
児童館	24	43	99	106	17	4	293	19.1%
乳児院	8	15	18	5	1	8	55	3.6%
児童養護施設	30	65	87	44	1	12	239	15.6%
情緒障害児短期治療施設	1	3	9	3	-	3	19	1.2%
児童自立支援施設	1	2	4	2	-	6	15	1.0%
児童家庭支援センター	4	24	46	30	8	5	117	7.6%
関係機関等	8	28	33	21	2	4	96	6.3%
障害児施設	6	20	38	7	1	3	75	4.9%
配偶者暴力相談支援センター	19	33	74	76	9	7	218	14.2%
その他	57	174	407	286	30	14	968	63.2%
医師会	28	95	135	69	6	10	343	22.4%
歯科医師会	4	6	9	2	2	1	24	1.6%
看護協会	19	29	32	9	4	12	105	6.9%
弁護士会	35	109	241	337	78	7	807	52.7%
社会福祉協議会	58	178	435	588	125	15	1,399	91.3%
民生児童委員協議会	17	39	57	26	2	11	152	9.9%
NPO団体	5	3	10	9	2	4	33	2.2%
里親会	42	89	193	171	26	12	533	34.8%
その他	4	8	12	32	9	2	67	4.4%
医師	2	1	3	13	1	-	20	1.3%
歯科医師	1	-	3	5	1	-	10	0.7%
看護師	-	-	5	15	6	-	26	1.7%
保健師	-	1	2	1	-	-	4	0.3%
助産師	13	21	18	6	-	1	59	3.9%
弁護士	-	3	8	8	1	-	20	1.3%
心理専門職	8	11	29	65	13	2	128	8.4%
民生・児童委員	9	15	45	96	14	3	182	11.9%
主任児童委員	-	-	7	19	7	-	33	2.2%
保育士	-	-	3	2	1	-	6	0.4%
社会福祉士	-	-	2	2	-	-	4	0.3%
精神保健福祉士	1	1	4	4	-	-	10	0.7%
里親	1	2	9	24	6	-	42	2.7%
教員(校長、教頭、教諭及び養護教諭等)	7	13	22	19	5	-	66	4.3%
子どもの人権専門委員	1	-	4	4	-	1	10	0.7%
ボランティア	7	17	8	17	4	3	56	3.7%
学識経験者	3	8	19	47	4	1	82	5.4%
その他	-	-	-	-	-	-	-	-

6. 児童虐待防止以外の業務分野

地域協議会の児童虐待防止以外の業務分野について、「不登校・いじめ」949か所（61.9%）、「非行」876か所（57.2%）、「配偶者からの暴力」842か所（55.0%）、となっている。（表11）

表11 地域協議会における児童虐待以外の業務分野（複数回答）

	都道府県					政令指定都市・児童相談所設置市	合計	(参考) 平成19年 4月	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成20年4月1日)	59	187	478	656	137	15	1,532	1,193	
非行	数	26	113	327	333	68	9	876	605
	%	44.1%	60.4%	68.4%	50.8%	49.6%	60.0%	57.2%	50.7%
不登校・いじめ	数	29	120	342	375	74	9	949	639
	%	49.2%	64.2%	71.5%	57.2%	54.0%	60.0%	61.9%	53.6%
配偶者からの暴力	数	27	110	291	341	66	7	842	435
	%	45.8%	58.8%	60.9%	52.0%	48.2%	46.7%	55.0%	36.5%
その他	数	19	84	177	173	42	4	499	172
	%	32.2%	44.9%	37.0%	26.4%	30.7%	26.7%	32.6%	14.4%

(平成20年4月1日現在)

乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン (案)**1. 事業目的**

- 乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした、広く一般を対象とした子育て支援事業である。

2. 対象者

- 原則として生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を事業の対象とする。ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象として差し支えない。

なお、次の家庭については訪問の対象としないことで差し支えないが、②③に掲げる場合については、訪問の同意が得られないことや長期の里帰り出産等の状況自体が支援が必要となる可能性を示すものとして、支援が特に必要と認められる家庭に準ずる家庭と位置づけることとし、その後の対応については、「10. ケース対応会議における支援の必要性についての判断等」に基づき適切な対応を図ること。

- ① 養育支援訪問事業の実施などにより、既に情報提供や養育環境の把握ができている場合
- ② 訪問の同意が得られず、改めて訪問の趣旨を説明し本事業の実施の働きかけを行ったにもかかわらず同意が得られない場合
- ③ 子の入院や長期の里帰り出産等により生後4か月を迎えるまでには当該市町村の住居に子がいないと見込まれる場合

3. 訪問時期等

- 対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

なお、できる限り早期に訪問し支援を行うことが望ましいことから、市町村において独自に早期の訪問時期を定めることが適当である。

4. 母子保健法に基づく訪問指導との関係

- 本事業はすべての乳児のいる家庭が対象であり、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業である。一方、母子保健法に基づく訪問指導は、母子保健の観点から乳幼児のいる家庭を対象として、必要な保健指導等を行う事業である。

このように、両事業は法的な位置づけや、第一義的な目的は異なるものの、いずれも新生児や乳児がいる家庭へのサポートを行うものであり、密接な関係にある。このため、

効果的かつ効率的な事業実施の観点からも、母子保健法に基づく新生児訪問等の乳児に対する訪問指導を実施している市町村の判断により、これらの訪問指導等と併せて本事業を実施することとして差し支えない。

- なお、支援の必要性が高いと見込まれる家庭に対しては可能な限り保健師等の専門職が訪問することとし、市町村と都道府県の母子保健担当部署との連携の下、母子保健法に基づく新生児訪問や乳児に対する訪問指導の必要性がある場合には、優先的にこれらを実施すべきである。その上で本事業を実施する場合は、事前の情報等を踏まえ、対象家庭の状況に配慮し、母子保健法に基づく訪問指導の際に本事業訪問者が同行する等の対応が望まれる。

5. 地域の子育て支援事業等との連携

- 本事業の実施において、地域における他の子育て支援事業等との密接な連携を図ることは、子育て家庭に対する多様な支援が可能となり、地域の子育て支援活動のネットワークの強化につながることから、こうした連携に取り組むことが望まれる。

6. 訪問者

- 訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。
なお、訪問者について市町村独自に専門職に限る等の資格要件を設けることは差し支えない。
- 訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修を受けるものとする。

7. 実施内容

- 本事業は以下の内容を実施するものとする。
 - ① 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
 - ② 子育て支援に関する情報提供
 - ③ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
 - ④ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整
- 実施内容については、市町村の判断により訪問者の専門性に配慮したものとし、必要に応じて専門職と非専門職の役割分担を明確にするなどの対応をとることが望ましい。

8. 事業の実施における留意事項

(1) 事業の周知

- 事業を効果的に進めるためには、対象者に事業の趣旨と内容及び訪問を受けることのメリット等が理解されることが必要不可欠であり、母子健康手帳交付や出生届受理等の機会を活用して本事業の積極的な周知を図るとともに、事前に訪問日時同意を得るよう調整する等、対象家庭や地域の実情に応じて訪問を受けやすい環境づくりを進める。

(2) 支援の必要性と訪問者

- 市町村の児童福祉担当部署と母子保健担当部署との連携の下、事前の情報等を踏まえ、

支援の必要性が高いと見込まれる家庭に対しては可能な限り保健師等の専門職ができるだけ早期に訪問する。

9. 実施方法

(1) 訪問の連絡調整等

- 訪問にあたっては、事業周知の際におよその訪問時期をあらかじめ知らせておく、あるいは訪問者が対象家庭に個別に連絡をとるなど、親子の受け入れ状況に配慮した訪問を心がける。

(2) 訪問者の身分の提示

- 訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にする。

(3) 訪問に際しての留意事項

- 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談

訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受容的な対応を心がける。

- 子育て支援に関する情報提供

訪問の際は、地域子育て支援拠点事業等の実施場所一覧表・母子保健事業の一覧などにより、地域の様々な子育て支援に関する情報を提供する。

- 養育環境等の把握

訪問者は、訪問の際に養育環境等の把握を行う。養育環境の把握方法や報告内容については、訪問者の専門性に応じたものとし、研修等の実施により十分に理解した上で実際の訪問を行う。

特に、訪問者が専門職以外の場合には、保健師等の専門職が訪問結果の報告に基づいて養育環境等をアセスメントする体制を整えること。

- 養育環境等の把握のための項目の例示（訪問結果報告例）

訪問家庭・住所・連絡先（	）
保護者氏名・年齢（	）
赤ちゃんの名前 性別 生年月日（	）
訪問日時	年 月 日
訪問者（	）
訪問時の赤ちゃんの様子	
訪問時のお母さんの様子	
同居家族の構成・育児家事の応援・相談相手	
家の中の様子	
育児で困っていること、心配なこと	
家庭で困っていること、心配なこと	
相談、支援の希望	
<input type="checkbox"/> 地域の子育て支援の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援サービスの紹介 ・母子保健等のお知らせ 等 	

10. ケース対応会議における支援の必要性についての判断等

- 訪問実施後、次の手順によりその後の支援の必要性を判断し、支援内容等を決定する。
 - ① 訪問者は、訪問結果について、訪問結果報告書に基づき速やかに市町村の担当部署に報告する。

また、緊急に対応すべき場合は、報告形式にこだわらず即座に報告し、追って報告書に基づき報告する。
 - ② 市町村担当部署においては、訪問者から報告された結果を参考に、支援の必要性を検討すべきと判断される家庭についてケース対応会議を開催する。
 - ③ ケース対応会議は、本事業担当者、市町村における母子保健担当者、児童福祉担当者等のほか、必要に応じて訪問者や養育支援訪問事業中核機関又は子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）調整機関（以下「調整機関」という。）の職員等が参加し開催する。
 - ④ ケース対応会議においては、支援の必要性とその後の支援内容等について、以下の点に留意し決定する。
 - ア 支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業や母子保健事業等の具体的な支援の必要性について検討し、その後の支援について担当部署に引き継ぐ。
 - イ 支援が特に必要と判断された家庭については、調整機関に連絡し必要な支援内容等について協議する。
 - ウ 訪問できなかった家庭については、引き続きその状況等の把握に努め、支援の必要性についての可能性を検討した上で、必要に応じてア又はイの対応を行う。

11. 訪問者の研修プログラム

- 必要な研修プログラムについては、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問に同行することや援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努める。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。
- 訪問者の研修は、①訪問実施前に実施する基礎的研修②実際の訪問における問題解決のための技術向上研修③事例検討などの応用的研修など、訪問者の能力と必要性に応じて計画的に実施すること。
- こんにちは赤ちゃん事業 訪問者基礎的研修プログラム例
 - 事業の意義と目的
 - 個人情報の保護
 - 傾聴とコミュニケーション
 - 訪問の実際
 - 地域の子育て支援の情報

12. 個人情報の保護と守秘義務

- 事業の実施を通じて訪問者が知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため、以下の対応等により万全を期す。

- ① 個人情報の適切な管理や守秘義務についての規程を定め、これを事業の従事者に周知する。
- ② 特に訪問者に対しては、個人情報の適切な管理や守秘義務について研修等を行い周知徹底する。
- ③ 非常勤職員の委嘱手続等においては、誓約書を取り交わすことなどの具体的措置を講じる。

1 3. 委託先について

- 事業の委託先としては、本事業を適切に行う観点から、少なくとも以下の要件を満たすことが必要である。
 - ① 必要な研修を受講した訪問者を配置するなど、本事業を適正かつ円滑に遂行する体制を整えていること。
 - ② 訪問者に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させ、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等についても一定の規程を設けるなど、委託に係る事務に関して知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じること。
- 市町村は、事業主体としての責任を果たす観点から、委託先との関係について、以下のような点に留意する。
 - ① 委託先に対して、本事業を適切に実施するために必要十分な情報提供を行うこと。
 - ② 委託先の事業実施状況の把握や指導等により、適正な事業運営を確保すること。
- なお、既に子育て支援拠点事業を実施している法人が本事業を併せて実施することは、地域の子育て家庭に対して多様な支援が可能となり、地域の子育て支援活動のネットワークの強化につながるといった観点から、このような法人に委託を進めることも有効である。

ただし、この場合においては、事業の実施に当たり、訪問結果の報告や支援の必要性の検討について、市町村の母子保健担当部署及び児童福祉担当部署との十分な連携に努めるべきである。

1 4. 第2種社会福祉事業の届出等

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により、第2種社会福祉事業として適切に事業開始の届出を行うとともに、都道府県の指導監督を受けること。

1 5. 子育て支援における地域力の醸成

- 本事業は、すべての乳児のいる家庭を対象とするため、地域における子育て支援のニーズを広く把握することが可能であることから、こうした子育て支援のニーズに関する情報等を、必要な地域の子育て支援サービスの拡充のために活かすことが求められる。

養育支援訪問事業ガイドライン (案)

1. 事業目的

- 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

2. 対象者

- この事業の対象者は、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が特に必要であって、本事業による支援が必要と認められる家庭の児童及びその養育者とする。具体的には、例えば以下の家庭が考えられる。
 - ①若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
 - ②出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
 - ③食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
 - ④児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

3. 中核機関

- この事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）を定める。中核機関は、本事業による支援の進行管理や当該事業の対象者に対する他の支援との連絡調整を行う。
- 事業の実施にあたっては、中核機関と子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「ネットワーク」という。）調整機関（以下「調整機関」という。）がその連携に十分努めることが必要である。さらに、ケース管理を効率的に行う観点からは、ネットワークが設置されている場合には、可能な限り中核機関と調整機関を同一とすることが適当である。
- 事業の実施にあたっては、中核機関または調整機関は、対象者の状況により保健師等専門職の判断を求めるなど母子保健担当部署との連絡調整に努めること。

4. 訪問支援者

- 訪問支援者は、中核機関において立案された支援目標、支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。
- 訪問支援者については、専門的相談支援は保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が、育児・家事援助については、子育てOB（経験者）、ヘルパー等が実施することとし、必要な支援の提供のために複数の訪問支援者が役割分担の下に実施する等、効果的に支援を実施することが望ましい。
- 訪問支援者は、訪問支援の目的や内容、支援の方法等について必要な研修を受けるものとする。

5. 支援内容

- この事業は、以下を基本として行うものとする。
 - ①支援が特に必要である者を対象とする。
 - ②短期集中的に又はきめ細かに指導助言を行うなど、密度の濃い支援を行う。
 - ③対象者に積極的アプローチを行うものであり、適切な養育が行われるよう専門的支援を行う。
 - ④必要に応じて他制度と連携して行う。
- このため、本事業については、具体的には次の類型を基本として実施するものとする。

①乳児家庭等に対する短期集中支援型

0歳児の保護者で積極的な支援が必要と認められる育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者に対して、自立して適切な養育を行うことができるようになることを目指し、例えば3か月間など短期・集中的な支援を行う。

この場合、保健分野その他の専門的支援が必要となるときは、支援内容・支援方針を検討し、当該専門的支援を担う機関・部署のサービスにつなぎ、児童福祉や母子保健等複数の観点から支援を行う。

②不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な市町村や児童相談所による在宅支援家庭、施設の退所等により児童が家庭復帰した後の家庭など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた家庭に対して、中期的な支援を念頭に、関係機関と連携して適切な児童の養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指し、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。

6. 中核機関の役割

(1) 対象家庭の把握

- 対象者の把握については、以下のような経路から中核機関に情報提供が行われることが想定される。
 - ①乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供
 - ②児童相談所等関係機関からの調整機関への通知・通告等や中核機関への情報提供
- 中核機関は、上記①又は②等により把握された養育支援が特に必要な家庭について情報の収集を行う。

(2) 対象者の判断

- 中核機関は、本事業により実施する訪問支援の対象者及び支援内容を決定する。この場合、必要に応じて調整機関や児童相談所等と連携し、個別ケース検討会議を開催する等、必要な検討を行う。
- 本事業の対象者は、一定の指標に基づき判断された等、支援が特に必要と認められる家庭の児童及びその養育者とする。

○支援の必要性を判断するための一定の指標<項目の例示>

<ul style="list-style-type: none"> ●基本情報 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの年齢 ●家族構成 ●関与機関または経路（機関名 担当者 経過） ●乳児家庭全戸訪問事業実施報告 （支援の必要性有り・検討のため要調査等）
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●出生状況（未熟児または低出生体重児など） ●健診受診状況 ●健康状態（発育・発達状態の遅れなど） ●情緒の安定性 ●問題行動 ●日常のケア状況・基本的な生活習慣 ●養育者との関係性（分離歴・接触度など）
<ul style="list-style-type: none"> ●養育者の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●養育者の生育歴 ●養育者の親や親族との関係性 ●妊娠経過・分娩状況 ●養育者の健康状態 ●うつの傾向等 ●性格的傾向 ●家事能力・養育能力 ●子どもへの思い・態度 ●問題認識・問題対処能力 ●相談できる人がいる
<ul style="list-style-type: none"> ●養育環境 	<ul style="list-style-type: none"> ●夫婦関係 ●家族形態の変化及び関係性 ●経済状況・経済基盤・労働状況 ●居住環境 ●居住地の変更 ●地域社会との関係性 ●利用可能な社会資源

<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠期からの支援の必要性 <特定妊婦> 	<ul style="list-style-type: none"> ●若年 ●経済的問題 ●妊娠葛藤 ●母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届 ●妊婦健康診査未受診等 ●多胎 ●妊婦の心身の不調 ●その他（ ）
--	---

(3) 支援の開始と支援内容等の決定方法

- 支援の開始にあたっては、中核機関において、要支援児童等の状況等に応じて具体的な支援の目標及び当該目標を達成するための具体的な支援の内容、期間、方法、支援者等について計画を策定し決定する。
- この事業における支援内容は、支援が特に必要と認められる家庭に対する養育に関する専門的相談・支援であり、具体的には以下の内容を基本とする
 - ①妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援
 - ②出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
 - ③不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援
 - ④児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援
- 産褥期の育児支援や家事援助等については、2に定める支援が特に必要と認められる家庭に対して、一定の目標を設定し相談・支援の一環として実施するものとする。
- 上記①及び②については5に定める短期集中支援型による支援を想定しており、この場合、例えば3か月以内の短い期間を設定しつつ、当該期間内に例えば週に複数回の訪問を行うなど、頻回に訪問支援を行うものとする。
- 上記③及び④については5に定める中期支援型による支援を想定しており、この場合、6か月から1年程度の中期的目標を設定した上で、当面3か月を短期的目標として、定期的な訪問支援を行うとともに、目標の達成状況や養育環境の変化などを見極めながら支援内容の見直しを行っていくものとする。

(4) 支援の経過の把握

- 中核機関は、支援の経過について訪問支援者からの報告を受け、支援の実施や家庭の状況について把握する等、支援における経過についての進行管理を行う。また、支援の経過の中で適時、訪問支援者の役割分担や支援上の課題について確認する等、対象家庭や訪問支援者へのフォロー体制を確保する。
- 中核機関は、必要に応じて調整機関がネットワークの会議を開催する等の対応を求める。

(5) 支援の終結決定の判断

- 中核機関において、支援の目標が達成されたかどうか、養育環境が改善されたかどうか等の支援後の評価を行い、支援の終結決定についても事業担当者、訪問支援者、関係機関等と協議の上決定する。
- 本事業による支援を終結する場合においても、他の必要な支援につなげることや、必要に応じてその後の継続的な支援体制を確保する。

7. 訪問支援者の研修プログラム

- 必要な研修プログラムについては、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問に同行することや援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努める。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

- 支援経過の中で生じる様々な課題の解決のためには、必要に応じ中核機関による訪問支援者へのフォロー体制を整えることが必要である。
- 訪問者の研修は、①訪問実施前に実施する基礎的研修②実際の訪問における問題解決のための技術向上研修③事例検討などの応用的研修など、訪問者の能力と必要性にあわせて計画的に実施すること。
- 養育支援訪問事業 訪問支援者基礎的研修プログラム例
 - 事業の意義と目的
 - 守秘義務について
 - 児童虐待の予防について
 - 地域の子育て支援の情報
 - 傾聴とコミュニケーション
 - 訪問支援の実際
 - 事例検討

8. 個人情報の保護及び守秘義務

- 事業の実施を通じて、訪問支援者が知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため、以下の対応等により万全を期す。
 - ①個人情報の管理や守秘義務についての規定を定め、これを事業の従事者に周知する。
 - ②特に訪問支援者に対しては、個人情報の管理や守秘義務について研修等を行い周知徹底する。
 - ③非常勤職員の委嘱手続等においては、誓約書を取り交わすことなど、具体的措置を講じる。
 - ④ネットワークが設置されている場合においては、訪問支援者をネットワークの構成員とし、当該構成員としての守秘義務を課す。

9. 委託先について

- 事業の委託先としては、本事業を適切に行う観点から、少なくとも以下の要件を満たすことが必要である。
 - ①必要な研修を受講した訪問者を配置するなど、本事業を適正かつ円滑に遂行しうる人員を有していること。
 - ②訪問者に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させ、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等についても一定の規程を設けるなど、委託に係る事務に関して知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じること。
 - ③事業の全部を委託する場合には、本事業の対象者の状況に応じて、具体的な支援の目標及び援助内容を決定できる等、本事業のマネジメントのための体制が確保されていること。
- 市町村が事業を委託する場合においては、市町村が事業主体としての責任を果たす観点から、委託先との関係について、以下のような点に留意する。

- ①委託先に対して、本事業を適切に実施するために必要十分な情報提供を行うこと。
- ②委託先の事業実施状況の把握や指導等により、適正な事業運営を確保すること。

10. 第2種社会福祉事業の届出等

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により、適切に事業開始の届出を行うとともに、都道府県の指導監督を受けること。

11. 地域における支援の充実

- 本事業は、支援が特に必要である者を対象としており、対象家庭の必要性に応じ計画を立て、地域のさまざまなサービスを組み合わせるなどして包括的な支援を行う事業である。そのため、本事業の実施を通じて、必要な地域のサービスをさらに充実させることが求められる。

平成20年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」都道府県別実施状況

	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業			生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業	
	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	114	63.3%	67	37.2%	滋賀県	21	80.8%	16	61.5%
青森県	22	55.0%	10	25.0%	京都府	16	61.5%	14	53.8%
岩手県	33	94.3%	23	65.7%	大阪府	30	69.8%	32	74.4%
宮城県	35	97.2%	32	88.9%	兵庫県	37	90.2%	24	58.5%
秋田県	17	68.0%	4	16.0%	奈良県	16	41.0%	14	35.9%
山形県	31	88.6%	22	62.9%	和歌山県	12	40.0%	5	16.7%
福島県	30	50.0%	16	26.7%	鳥取県	14	73.7%	3	15.8%
茨城県	30	68.2%	21	47.7%	島根県	17	81.0%	12	57.1%
栃木県	25	80.6%	17	54.8%	岡山県	22	81.5%	18	66.7%
群馬県	28	73.7%	16	42.1%	広島県	19	82.6%	11	47.8%
埼玉県	43	61.4%	29	41.4%	山口県	17	85.0%	11	55.0%
千葉県	36	64.3%	17	30.4%	徳島県	16	66.7%	9	37.5%
東京都	40	64.5%	45	72.6%	香川県	13	76.5%	7	41.2%
神奈川県	16	48.5%	13	39.4%	愛媛県	12	60.0%	6	30.0%
新潟県	25	80.6%	13	41.9%	高知県	19	55.9%	11	32.4%
富山県	12	80.0%	6	40.0%	福岡県	34	51.5%	30	45.5%
石川県	19	100.0%	19	100.0%	佐賀県	19	95.0%	9	45.0%
福井県	17	100.0%	5	29.4%	長崎県	20	87.0%	14	60.9%
山梨県	21	75.0%	16	57.1%	熊本県	32	66.7%	14	29.2%
長野県	56	69.1%	28	34.6%	大分県	13	72.2%	10	55.6%
岐阜県	31	73.8%	16	38.1%	宮崎県	14	46.7%	6	20.0%
静岡県	31	75.6%	15	36.6%	鹿児島県	23	50.0%	10	21.7%
愛知県	38	65.5%	35	60.3%	沖縄県	38	92.7%	16	39.0%
三重県	20	69.0%	13	44.8%	全国計/平均	1,244	71.8%	800	45.4%
					平成19年度	1,063	58.2%	784	42.9%

※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※ 平成20年度次世代育成支援対策交付金内示ベース

	児童相談所職員	市町村職員等
子どもの虹 情報研修センター http://www.crc-japan.net	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所長研修<前期・後期><4/22~24> ●児童相談所児童福祉司指導者基礎研修<6/30~7/3> ●児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修<8/25~28> ●児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修<12/1~4> ●児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修<1/12~15> ●医師専門研修<5/27~28> ●児童相談所常勤医師専門研修<5/28~29> ●治療機関・施設専門研修<11/24~26> 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域虐待対応アドバンス研修 <li style="padding-left: 20px;"><岩手 9/10~11> <li style="padding-left: 20px;"><岡山 9/29~30> <li style="padding-left: 20px;"><沖縄 2/9 ~10>
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域虐待対応研修指導者養成研修 <li style="padding-left: 40px;"><グループA：6/9 ~12><グループB：7/21~24> ●テーマ別研修（性的虐待）<3/3~5> ●テーマ別研修（家族への支援）<3/10~12> 	
国立武蔵野学院 http://www.musashino.go.jp *日程未定	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所一時保護所指導者研修 <li style="padding-left: 40px;"><第1グループ：><第2グループ：> ●里親対応関係機関職員研修 ●思春期問題対応関係機関職員研修 	
国立保健医療科学院 http://www.niph.go.jp	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修<11/18~20> 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待防止研修（6/29~7/3：保健師等対象 ※注1）
全国社会福祉協議会 中央福祉学院 http://www.gakuin.gr.jp	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉司任用資格認定講習会 <li style="padding-left: 40px;"><通信教育1年・スクーリング5日間：10/5~9> 	

研修受講に関する詳細は、各都道府県宛送付予定（3月~4月）の各研修機関の要綱又は各機関HP等を参照

※ 注1 受講資格：保健所及び市町村等において母子保健業務、精神保健福祉業務等に従事している中堅保健師、助産師（実務経験5年以上）の方。児童相談所に勤務する保健師等。（虐待事例への支援経験を有することが望ましい）

平成21年度 児童家庭相談に携わる職員等を対象とした研修等一覧

研修名	対象者区分	日程	実施機関	開催地
児童相談所長研修（前期）	新任児童相談所長	4月22日～24日 （3日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所・情緒障害児短期 治療施設・医療機関等 医師専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療 機関等で児童虐待に携わる医師	5月27日～28日 （1泊2日宿泊）	子どもの虹 情報研修センター	仙台市
児童相談所医師専門研修	児童相談所に勤務する常勤医師	5月28日～29日 （1泊2日宿泊）	子どもの虹 情報研修センター	仙台市
地域虐待対応研修指導者研修 （グループA）	児童相談所・要保護児童対策地域協議会調整 機関及びこれらを所管する本庁の職員等で、 研修講師・企画立案担当予定者等の都道府 県・政令市から推薦を受けた者	6月9日～12日（4日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童虐待防止研修	保健所及び市町村等において母子保健業務、 精神保健福祉業務等に従事している中堅保健 師、助産師（業務経験5年以上）の方。児童 相談所に勤務する保健師等。虐待事例への支 援経験を有することが望ましい。	6月29日～7月3日（5日間）	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
児童相談所児童福祉司指導者 基礎研修	児童相談所で児童福祉司や相談担当職員を指 導する立場にあるまたはこれに準ずる職にあ る者で、児童福祉司スーパーバイザー研修の 受kじょう要件を満たしていない者（児童相 談所長を除く）	6月30日～7月3日（4日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応研修指導者研修 （グループB）	児童相談所・要保護児童対策地域協議会調整 機関及びこれらを所管する本庁の職員等で、 研修講師・企画立案担当予定者等の都道府 県・政令市から推薦を受けた者	7月21日～24日（4日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー研修	児童相談所経験5年以上の者で指導的立場に ある児童福祉司スーパーバイザー	8月25日～28日（4日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応アドバンス研修 （岩手県）	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等 で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとす る者	9月10日～11日（2日間）	子どもの虹 情報研修センター	岩手県
地域虐待対応アドバンス研修 （岡山県）	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等 で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとす る者	9月29日～30日（2日間）	子どもの虹 情報研修センター	岡山県
児童相談所長研修（後期）	新任児童相談所長	10月7日～9日（3日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童養護施設指導者研修	児童養護施設で指導的立場にある主任指導 員・主任保育士・家庭支援専門相談員、個別 対応職員等	10月13日～16日（4日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	中堅児童福祉司・中堅児童心理司 （児童相談所経験3年以上5年以下）	11月18日～20日（3日間）	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
公開講座	子ども虐待防止等に関心のある方	11月21日（予定）	未定	未定
治療機関・施設専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・小児 精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携 わる職員	11月24日～26日（3日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童心理司 スーパーバイザー研修	児童相談所経験5年以上の者で指導的立場に ある児童心理司スーパーバイザー	12月1日～4日（4日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里親対応担当職員等	未定	国立武蔵野学院	さいたま市
児童福祉施設指導者合同研修	乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設等 の児童福祉施設で指導的立場にある主任指導 員・主任保育士・改訂支援専門相談員、個別 対応職員等のうち、施設経験5年以上の者	12月16日～18日（3日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	中堅児童福祉司・中堅児童心理司 （児童相談所経験3年以上5年以下）	1月12日～15日（4日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所一時保護所 指導者研修（第1グループ）	一時保護所職員で指導的立場にある者	未定	国立武蔵野学院	さいたま市
乳児院職員指導者研修	乳児院で指導的立場にある 主任保育士・家庭支援専門相談員	1月26日～29日（4日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応アドバンス研修 （沖縄県）	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等 で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとす る者	2月9日～10日（2日間）	子どもの虹 情報研修センター	沖縄県
児童福祉施設心理担当職員合 同研修	児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・ 母子生活支援施設等の心理担当職員	2月17日～19日（3日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所一時保護所 指導者研修（第2グループ）	一時保護所職員で指導的立場にある者	未定	国立武蔵野学院	さいたま市
思春期問題対応関係機関職員 研修	思春期問題対応関係機関職員	未定	国立武蔵野学院	さいたま市
テーマ別研修（性的虐待）	この問題に関わる専門職で各所属機関で 指導的立場にある者	3月3日～5日（3日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
テーマ別研修 （家族への支援）	この問題に関わる専門職で各所属機関で 指導的立場にある者	3月10日～12日（3日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童福祉司任用資格認定講習会	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市 の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定 する業務に携わる市町村の職員で、学校教育 法第87条による4年制大学を卒業した者又は 平成20年3月に卒業見込みの者	4月1日から1年間通信教育及び スクーリング10月5日～9日（5日間）	全国社会福祉協議会 中央福祉学院	神奈川県 三浦郡葉山町

	研修名	受講対象	実施時期	定員
21年 4月	児童相談所長研修<前期>	新任児童相談所長	4月22日(水) ～24日(金)	60名
5月	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等で児童虐待に携わる医師 【宿泊研修】	5月27日(水) ～28日(木)	30名
	児童相談所常勤医師専門研修 新	児童相談所に勤務する常勤医師 【宿泊研修】	5月28日(木) ～29日(金)	30名
6月	地域虐待対応研修指導者養成研修(グループA) *1	児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員及びこれらの機関を所管する本庁の職員で、都道府県・政令市から研修講師、企画立案担当予定者として受講の推薦を受けた者	6月9日(火) ～12日(金)	60名
	児童相談所児童福祉司指導者基礎研修 新	児童相談所で児童福祉司や相談担当職員等の部下職員を指導する立場に就いた課長・係長若しくはこれらに準ずる職にある職員で、就任後3年に満たないもの。(児童相談所長研修、児童福祉司SV研修、児童心理司SV研修の受講要件を満たす者は除く。)	6月30日(火) ～7月3日(金)	80名
7月	地域虐待対応研修指導者養成研修(グループB) *1	グループAに同じ。	7月21日(火) ～24日(金)	60名
8月	大学生・大学院生児童虐待MDT(多分野横断チーム)研修	児童虐待に関心のある大学生・大学院生	8月6日(木) ～7日(金)	80名
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	児童相談所で児童福祉司及び相談担当職員の教育・訓練・指導に当たる児童福祉司スーパーバイザーで、 児童相談所経験5年以上の者	8月25日(火) ～28日(金)	80名
9月	地域虐待対応合同アドバンス研修(東北地方:岩手県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	9月10日(木) ～11日(金)	80名
	情緒障害児短期治療施設職員指導者研修	情緒障害児短期治療施設で指導的立場にある主任心理士、主任指導員、主任保育士等	9月16日(水) ～18日(金)	30名
	地域虐待対応アドバンス研修(中国・四国地方:岡山県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	9月29日(火) ～30日(水)	80名
10月	児童相談所長研修<後期>	同研修<前期>に参加した児童相談所長	10月7日(水) ～9日(金)	60名
	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で指導的立場にある主任指導員・主任保育士・家庭支援専門相談員・個別対応職員等	10月13日(火) ～16日(金)	80名
11月	治療機関・施設専門研修	児童相談所、情緒障害児短期治療施設、小児精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる職員	11月24日(火) ～26日(木)	80名
	公開講座	子どもの虐待防止等に関心のある方	11月21日(土) (予定)	100名
12月	児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	児童心理司経験5年以上 の児童相談所児童心理司スーパーバイザー	12月1日(火) ～4日(金)	80名
	児童福祉施設指導者合同研修	乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の児童福祉施設で指導的立場にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専門相談員、個別対応職員等のうち、 施設経験5年以上の者	12月16日(水) ～18日(金)	80名
22年 1月	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	児童相談所の中堅クラスの児童福祉司又は児童心理司で、 児童相談所経験3年以上5年以下の者	1月12日(火) ～15日(金)	80名
	乳児院職員指導者研修	乳児院で指導的立場にある主任保育士・家庭支援専門相談員等	1月26日(火) ～29日(金)	60名
2月	地域虐待対応アドバンス研修(九州・沖縄地方:沖縄県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	2月9日(火) ～10日(水)	80名
	児童福祉施設心理担当職員合同研修	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設等の心理担当職員	2月17日(水) ～19日(金)	80名
3月	テーマ別研修「性的虐待」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にある者	3月3日(水) ～5日(金)	80名
	テーマ別研修「家族への支援」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にある者	3月10日(水) ～12日(金)	80名
随時	児童福祉施設職員等地域合同研修	児童福祉施設等で子どもや家族の援助に携わる職員	年2か所	30名
年間	児童福祉関係職員長期研修(Web研修) 新	児童福祉に携わる職員で、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者	(別途決定)	数名

*1 一部の講義をインターネット経由で配信する配信対象研修です。



平成 20 年 1 1 月 6 日
公 表 資 料

平成 21 年度「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催について ～ 来年度は新潟県で開催します ～

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も跡を絶たない状況にあります。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、児童虐待の防止等に関する法律が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、関係府省庁、地方自治体、民間団体と連携し、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、新聞、テレビ、ラジオ等による広報や全国フォーラムの開催など、集中的な広報・啓発活動を実施することとしています。

平成 21 年度における「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」については、都道府県を対象に開催希望を募り、開催場所の選定を行った結果、「新潟県」に決定したところです。

平成 21 年度全国フォーラム開催地	新 潟 県
--------------------	-------

※ 開催日程、場所等の詳細につきましては、決定次第公表する予定です。

【参考：これまでの開催実績】

平成 17 年度	第 1 回	開催地	埼玉県さいたま市
		テーマ	「すべての子どもと子育てを大切に作る社会づくりに向けて」
平成 18 年度	第 2 回	開催地	静岡県静岡市
		テーマ	「子どもと家族の声に耳を傾けて」
平成 19 年度	第 3 回	開催地	熊本県熊本市
		テーマ	「児童虐待対策の今、そして、これから」
平成 20 年度	第 4 回	開催地	滋賀県大津市
		テーマ	「子どもの幸せのために～虐待・いのちを考える～」



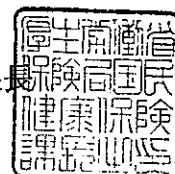
保国発第1226001号
雇児総発第1226001号
平成20年12月26日

都道府県民生主管部（局）長 殿

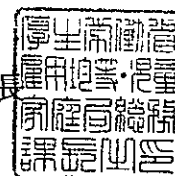
都道府県
各指定都市
児童相談所設置市

児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に係る留意点等について

国民健康保険法の一部を改正する法律（平成20年法律第97号。以下「改正法」という。）の改正の趣旨及び内容については、「国民健康保険法の一部を改正する法律の施行について」（平成20年12月26日付け保発第1226001号）において、別添のとおり通知したとおりであるが、その運用に当たっての留意点等は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴管内市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、運用に当たっては十分留意の上、遺憾なきを期されたい。

なお、本通知については、文部科学省大臣官房総務課に対し幼稚園、小学校及び中学校等の教育機関に対し周知を依頼していることを申し添える。

記

1 改正法の施行に当たっての留意点

(1) 改正法の施行前の準備

改正法においては、施行の日において改正法による改正前の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付を受けている世帯主の世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同法第9条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。（2）及び（3）において同じ。）

があるときは、改正法の施行後速やかに、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付することとされているところであり、改正法施行後速やかに当該被保険者に被保険者証を交付できるよう、対象者の抽出や有効期間を6か月とする被保険者証の印刷など必要な準備に努めること。

(2) 中学生以下の子どもへの短期被保険者証の発行

世帯主が国民健康保険法第9条第5項の規定により被保険者証を返還し、資格証明書を発行する際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。

有効期間を経過した際に、その世帯に属する他の被保険者に引き続き資格証明書が交付されており、その者が15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であるときは、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行すること。新たに発行された被保険者証の有効期間を経過した際も同様の取扱いとすること。

また、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行する際には、滞納世帯との接触の機会の確保に努めること。その際、世帯主が当該被保険者証を受け取りに来ないなど接触がとれない場合は、時間外や休日等も含め電話連絡を試みるとともに、必要に応じて、家庭訪問を実施するなど、各保険者の実情に応じて、速やかに被保険者証を交付できるよう、きめ細かな対応に努めること。

なお、有効期間を6か月とする被保険者証の発行をもって滞納世帯への接触を断つことなく、引き続き接触の機会の確保に努めるとともに、保険料を納めることができない特別な事情がある場合は、保険料の減免等を行うとともに、被保険者証を交付する一方、保険料を納めることが出来ない特別な事情がない場合は滞納処分も含めた適切な収納に努めること。

(3) 関係機関からの問い合わせへの対応

(1) 及び(2)の取扱いについて、地域の保険医療機関や中学生以下の子どもに関する関係機関(保育所等の児童福祉施設や幼稚園、小学校、中学校等の教育機関等)からの問い合わせ等があった際には、丁寧な説明に努めるなど適切に対応すること。

(4) その他

改正法において、世帯主が国民健康保険法第9条第5項の規定により被保険者証を返還した際に、資格証明書を交付せず有効期間を6か月とする被保険者証を交付することとされたのは、15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であり、当該被保険者がいない世帯については、従前どおり当該世帯に属する被保険者全員に係る被保険者証又は資格証明書を交付することとなるが、その際は、機械的・一律に運用することなく、事業の休廃止や病気など当該世帯に保険料を納付することができない特別な事情があるか否かを適切に把握し判断した上で交付を行うこと。

2 「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」の改正について

改正法の施行に伴い、「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」（平成20年10月30日付け保国発第1030001号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知・雇児総発第1030001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を次のように改正し、平成21年4月1日から適用する。

被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について

国民健康保険における被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の運用については、下記のとおり、その留意点をまとめたので、その内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者への周知徹底について遺憾なきよう配慮されたい。

なお、本通知については、社会・援護局保護課と調整済みであることを申し添える。

記

1 資格証明書の運用についての基本的考え方

資格証明書については、事業の休廃止や病気など、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと。

一方、国民健康保険においては収納率の向上はその保険運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については、従前どおり、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めること。

2 資格証明書の交付に際しての留意点

資格証明書の交付については、1のとおり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うことが必要であるが、その際は、以下の事項に留意して取り扱うこと。

(1) 事前通知及び特別事情の把握の徹底

資格証明書が交付されることについて、滞納者が理解することなく行うことがないように、可能な限り文書だけでなく、電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努めるとともに、滞納者に対し滞納が継続すれば資格証明書の交付を行うこととなる旨の周知を図ること。

その際には、納付相談の奨励に加え、保険料の減免制度及び生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い、滞納者が相談を行いやすい環境を整えることや、相談機会の確保に努めること。また、他部門に相談のあった滞納者の事例について、情報共有ができるよう、庁内の連絡体制の整備に努めること。

また、資格証明書の発行に際しては、市町村の実情に応じ、別添の他市町村の取扱いも参考に、より公正な判断が行われるよう努めること。

(2) 短期被保険者証の活用

滞納世帯に対しては、短期被保険者証を経ずに資格証明書を交付するのではなく、資格証明書の交付までには、可能な限り短期被保険者証を活用することにより、滞納者との接触の機会の確保に努めること。

(3) 中学生以下の子どもへの短期被保険者証の発行

世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第5項の規定により被保険者証を返還し、資格証明書を発行する際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。以下同じ。）があるときは、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。

有効期間を経過した際に、その世帯に属する他の被保険者に引き続き資格証明書が交付されており、その者が15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であるときは、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行すること。新たに発行された被保険者証の有効期間を経過した際も同様の取扱いとすること。

また、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行する際にも、滞納世帯との接触の機会の確保に努めること。その際、世帯主が当該被保険者証を受け取りに来ないなど接触がとれない場合は、そのような状況を放置することは望ましくないものであることから、時間外や休日等も含め電話連絡を試みるとともに、必要に応じて、家庭訪問を実施するなど、各保険者の実情に応じて、速やかに被保険者証を交付できるよう、きめ細かな対応に努めること。

なお、有効期間を6か月とする被保険者証の発行をもって滞納世帯への接触を断つことなく、引き続き接触の機会の確保に努めるとともに、保険料を納めることが出来ない特別な事情がある場合は、保険料の減免等を行うとともに、被保険者証を交付する一方、保険料を納めることが出来ない特別な事情がない場合は滞納処分も含めた適切な収納に努めること。

(4) 養育環境に問題のある世帯に対する対応

子どものいる滞納世帯に対しては、(1)及び(3)のとおり、家庭訪問等により実情把握に努めることとするが、その際、市町村の児童福祉担当部局の助言を得つつ、家庭内が著しく乱れている等の実態がみられるなど養育環境に問題のある世帯を把握した場合には、市町村の児童福祉担当部局や児童相談所と密接な連携を図ること。

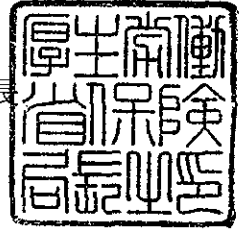


保発第1226001号

平成20年12月26日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



国民健康保険法の一部を改正する法律の施行について

国民健康保険法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が、衆議院厚生労働委員長から議員提案され、平成20年法律第97号として公布され、平成21年4月1日より施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の保険者等に周知を図り、運用に当たっては十分留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

第一 改正法の趣旨

子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、被保険者資格証明書に関し、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者に対する取扱いを見直すものであること。

第二 改正法の内容

世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第5項の規定により被保険者証を返還した際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。第三の（2）において同じ。）があるときは、世帯主に対し、その者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。（国民健康保険法第9条関係）

第三 施行期日等

(1) 施行期日

改正法は、平成21年4月1日から施行する。（改正法附則第1項関係）

- (2) 改正法の施行の日において、改正法による改正前の国民健康保険法の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主の世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、改正法の施行後速やかに、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期限を6か月とする被保険者証を交付すること。(改正法附則第2項関係)
- (3) 市町村又は特別区は、国民健康保険の保険料について、減免制度の十分な周知を図ること等を通じて滞納を防止するとともに、特別の理由があると認められないにもかかわらず滞納している者からの実効的な徴収の実施を確保するため、必要な措置を講じなければならないこと。(改正法附則第4項関係)

1. 児童福祉施設等の耐震化に関する状況調査結果総括表

	施設種別	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	保育所	22,060	9,965	12,095	54.8%	4,354	36.0%	3,194	59.7%
2	乳児院	127	68	59	46.5%	20	33.9%	11	62.2%
3	母子生活支援施設	295	128	167	56.6%	53	31.7%	31	53.9%
4	児童養護施設	1,159	575	584	50.4%	155	26.5%	108	58.9%
5	児童相談所一時保護施設	120	73	47	39.2%	26	55.3%	22	79.2%
6	第1種助産施設	448	291	157	35.0%	63	40.1%	33	72.3%
7	第2種助産施設	22	8	14	63.6%	1	7.1%	0	36.4%
8	情緒障害児短期治療施設	53	34	19	35.8%	13	68.4%	13	88.7%
9	児童自立支援施設	290	127	163	56.2%	78	47.9%	51	61.4%
10	児童家庭支援センター	52	43	9	17.3%	2	22.2%	0	82.7%
11	婦人相談所一時保護施設	39	24	15	38.5%	10	66.7%	8	82.1%
12	婦人保護施設	49	24	25	51.0%	9	36.0%	7	63.3%
13	児童厚生施設(児童遊園を除く。)	3,418	2,080	1,338	39.1%	503	37.6%	356	71.3%
	合計	28,132	13,440	14,692	52.2%	5,287	36.0%	3,834	61.4%

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

2. 都道府県・指定都市・中核市の施設種別毎の耐震化に関する状況調査結果について

【保育所】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済 みの棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	488	187	301	61.7%	36	12.0%	33	45.1%
2	青森県	212	135	77	36.3%	13	16.9%	11	68.9%
3	岩手県	117	53	64	54.7%	8	12.5%	5	49.6%
4	宮城県	160	82	78	48.8%	48	61.5%	42	77.5%
5	秋田県	100	44	56	56.0%	3	5.4%	1	45.0%
6	山形県	146	79	67	45.9%	1	1.5%	1	54.8%
7	福島県	205	114	91	44.4%	17	18.7%	10	60.5%
8	茨城県	357	190	167	46.8%	9	5.4%	8	55.5%
9	栃木県	149	75	74	49.7%	3	4.1%	2	51.7%
10	群馬県	438	247	191	43.6%	30	15.7%	23	61.6%
11	埼玉県	575	297	278	48.3%	44	15.8%	27	56.3%
12	千葉県	484	219	265	54.8%	120	45.3%	91	64.0%
13	東京都	1,607	545	1,062	66.1%	665	62.6%	498	64.9%
14	神奈川県	296	109	187	63.2%	113	60.4%	100	70.6%
15	新潟県	410	230	180	43.9%	43	23.9%	20	61.0%
16	富山県	224	107	117	52.2%	10	8.5%	8	51.3%
17	石川県	203	65	138	68.0%	9	6.5%	7	35.5%
18	福井県	235	102	133	56.6%	50	37.6%	35	58.3%
19	山梨県	234	114	120	51.3%	48	40.0%	41	66.2%
20	長野県	354	191	163	46.0%	30	18.4%	21	59.9%
21	岐阜県	451	217	234	51.9%	187	79.9%	98	69.8%
22	静岡県	297	162	135	45.5%	127	94.1%	52	72.1%
23	愛知県	907	300	607	66.9%	469	77.3%	379	74.9%
24	三重県	472	201	271	57.4%	165	60.9%	127	69.5%
25	滋賀県	319	208	111	34.8%	44	39.6%	28	74.0%
26	京都府	271	132	139	51.3%	44	31.7%	29	59.4%
27	大阪府	729	254	475	65.2%	105	22.1%	58	42.8%
28	兵庫県	652	262	390	59.8%	51	13.1%	44	46.9%
29	奈良県	235	110	125	53.2%	18	14.4%	17	54.0%
30	和歌山県	186	74	112	60.2%	41	36.6%	28	54.8%
31	鳥取県	188	93	95	50.5%	24	25.3%	22	61.2%
32	島根県	223	123	100	44.8%	10	10.0%	9	59.2%
33	岡山県	201	98	103	51.2%	9	8.7%	8	52.7%
34	広島県	315	117	198	62.9%	21	10.6%	6	39.0%
35	山口県	230	90	140	60.9%	8	5.7%	6	41.7%
36	徳島県	205	96	109	53.2%	14	12.8%	13	53.2%
37	香川県	181	72	109	60.2%	27	24.8%	19	50.3%
38	愛媛県	214	86	128	59.8%	29	22.7%	8	43.9%
39	高知県	165	69	96	58.2%	25	26.0%	11	48.5%
40	福岡県	476	219	257	54.0%	11	4.3%	7	47.5%
41	佐賀県	254	139	115	45.3%	8	7.0%	5	56.7%
42	長崎県	280	130	150	53.6%	7	4.7%	5	48.2%
43	熊本県	455	259	196	43.1%	16	8.2%	13	59.8%
44	大分県	274	115	159	58.0%	17	10.7%	13	46.7%
45	宮崎県	237	130	107	45.1%	8	7.5%	6	57.4%
46	鹿児島県	394	203	191	48.5%	24	12.6%	22	57.1%
47	沖縄県	387	224	163	42.1%	5	3.1%	3	58.7%
	都道府県合計	16,192	7,368	8,824	54.5%	2,814	31.9%	2,020	58.0%

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
48	札幌市	149	109	40	26.8%	5	12.5%	4	75.8%
49	仙台市	89	62	27	30.3%	21	77.8%	20	92.1%
50	さいたま市	102	47	55	53.9%	8	14.5%	6	52.0%
51	千葉市	86	28	58	67.4%	57	98.3%	45	84.9%
52	横浜市	389	245	144	37.0%	121	84.0%	77	82.8%
53	川崎市	136	48	88	64.7%	88	100.0%	88	100.0%
54	新潟市	139	73	66	47.5%	9	13.6%	8	58.3%
55	静岡市	135	52	83	61.5%	83	100.0%	54	78.5%
56	浜松市	101	55	46	45.5%	46	100.0%	16	70.3%
57	名古屋市	345	84	261	75.7%	259	99.2%	242	94.5%
58	京都市	241	69	172	71.4%	55	32.0%	33	42.3%
59	大阪市	372	108	264	71.0%	139	52.7%	110	58.6%
60	堺市	100	48	52	52.0%	3	5.8%	2	50.0%
61	神戸市	231	110	121	52.4%	74	61.2%	45	67.1%
62	広島市	166	69	97	58.4%	2	2.1%	1	42.2%
63	北九州市	144	50	94	65.3%	1	1.1%	1	35.4%
64	福岡市	226	94	132	58.4%	47	35.6%	44	61.1%
	指定都市合計	3,151	1,351	1,800	57.1%	1,018	56.6%	796	68.1%
65	函館市	38	18	20	52.6%	2	10.0%	2	52.6%
66	旭川市	57	24	33	57.9%	3	9.1%	2	45.6%
67	青森市	46	37	9	19.6%	3	33.3%	1	82.6%
68	盛岡市	31	17	14	45.2%	1	7.1%	1	58.1%
69	秋田市	28	15	13	46.4%	1	7.7%	1	57.1%
70	郡山市	11	6	5	45.5%	0	0.0%	0	54.5%
71	いわき市	60	30	30	50.0%	7	23.3%	1	51.7%
72	宇都宮市	46	32	14	30.4%	3	21.4%	2	73.9%
73	川越市	26	11	15	57.7%	0	0.0%	0	42.3%
74	船橋市	77	22	55	71.4%	15	27.3%	12	44.2%
75	柏市	38	11	27	71.1%	24	88.9%	23	89.5%
76	横須賀市	45	19	26	57.8%	11	42.3%	7	57.8%
77	相模原市	59	32	27	45.8%	26	96.3%	24	94.9%
78	富山市	77	32	45	58.4%	12	26.7%	5	48.1%
79	金沢市	112	14	98	87.5%	86	87.8%	38	46.4%
80	長野市	59	36	23	39.0%	4	17.4%	4	67.8%
81	岐阜市	39	18	21	53.8%	14	66.7%	11	74.4%
82	豊橋市	69	12	57	82.6%	57	100.0%	49	88.4%
83	岡崎市	93	23	70	75.3%	56	80.0%	56	84.9%
84	豊田市	81	49	32	39.5%	29	90.6%	19	84.0%
85	高槻市	37	10	27	73.0%	0	0.0%	0	27.0%
86	東大阪市	78	47	31	39.7%	5	16.1%	5	66.7%
87	姫路市	119	54	65	54.6%	12	18.5%	6	50.4%
88	西宮市	52	24	28	53.8%	2	7.1%	0	46.2%
89	奈良市	65	38	27	41.5%	10	37.0%	8	70.8%
90	和歌山市	73	30	43	58.9%	22	51.2%	14	60.3%
91	岡山市	153	89	64	41.8%	4	6.3%	3	60.1%
92	倉敷市	122	39	83	68.0%	27	32.5%	21	49.2%
93	福山市	70	40	30	42.9%	0	0.0%	0	57.1%
94	下関市	73	33	40	54.8%	4	10.0%	4	50.7%
95	高松市	86	42	44	51.2%	18	40.9%	13	64.0%
96	松山市	52	23	29	55.8%	19	65.5%	12	67.3%
97	高知市	56	23	33	58.9%	10	30.3%	4	48.2%
98	久留米市	66	27	39	59.1%	4	10.3%	4	47.0%
99	長崎市	112	50	62	55.4%	4	6.5%	3	47.3%
100	熊本市	147	69	78	53.1%	8	10.3%	7	51.7%
101	大分市	62	36	26	41.9%	9	34.6%	8	71.0%
102	宮崎市	93	48	45	48.4%	8	17.8%	6	58.1%
103	鹿児島市	109	66	43	39.4%	2	4.7%	2	62.4%
	中核市合計	2,717	1,246	1,471	54.1%	522	35.5%	378	59.8%
	合計	22,060	9,965	12,095	54.8%	4,354	36.0%	3,194	59.7%

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【乳児院】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済 みの棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	3	2	1	33.3%	1	100.0%	1	100.0%
2	青森県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
3	岩手県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	宮城県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
5	秋田県	0	0	0	—	0	—	0	—
6	山形県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
7	福島県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
8	茨城県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
9	栃木県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
10	群馬県	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
11	埼玉県	4	2	2	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
12	千葉県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
13	東京都	8	4	4	50.0%	2	50.0%	2	75.0%
14	神奈川県	5	4	1	20.0%	0	0.0%	0	80.0%
15	新潟県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
16	富山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
17	石川県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
18	福井県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
19	山梨県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
20	長野県	5	2	3	60.0%	0	0.0%	0	40.0%
21	岐阜県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
22	静岡県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
23	愛知県	6	4	2	33.3%	2	100.0%	2	100.0%
24	三重県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
25	滋賀県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
27	大阪府	5	3	2	40.0%	0	0.0%	0	60.0%
28	兵庫県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
29	奈良県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
30	和歌山県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
31	鳥取県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
32	島根県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
33	岡山県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
34	広島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
35	山口県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
36	徳島県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
37	香川県	3	0	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
38	愛媛県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
39	高知県	0	0	0	—	0	—	0	—
40	福岡県	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
41	佐賀県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
42	長崎県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
43	熊本県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
44	大分県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
45	宮崎県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
46	鹿児島県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
47	沖縄県	0	0	0	—	0	—	0	—
	都道府県合計	96	52	44	45.8%	12	27.3%	8	62.5%

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数	耐震化率
48	札幌市	0	0	0	—	0	—	0	—
49	仙台市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
50	さいたま市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
51	千葉市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
52	横浜市	3	1	2	66.7%	2	100.0%	0	33.3%
53	川崎市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
54	新潟市	0	0	0	—	0	—	0	—
55	静岡市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
56	浜松市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
57	名古屋市	4	2	2	50.0%	2	100.0%	2	100.0%
58	京都市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
59	大阪市	4	1	3	75.0%	0	0.0%	0	25.0%
60	堺市	0	0	0	—	0	—	0	—
61	神戸市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
62	広島市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
63	北九州市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
64	福岡市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	指定都市合計	25	13	12	48.0%	7	58.3%	3	64.0%
65	函館市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
66	旭川市	0	0	0	—	0	—	0	—
67	青森市	0	0	0	—	0	—	0	—
68	盛岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
69	秋田市	0	0	0	—	0	—	0	—
70	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	宇都宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	川越市	0	0	0	—	0	—	0	—
74	船橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
75	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	横須賀市	0	0	0	—	0	—	0	—
77	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	富山市	0	0	0	—	0	—	0	—
79	金沢市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
80	長野市	0	0	0	—	0	—	0	—
81	岐阜市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
82	豊橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
83	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊田市	0	0	0	—	0	—	0	—
85	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	東大阪市	0	0	0	—	0	—	0	—
87	姫路市	0	0	0	—	0	—	0	—
88	西宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	和歌山市	0	0	0	—	0	—	0	—
91	岡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
92	倉敷市	0	0	0	—	0	—	0	—
93	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	下関市	0	0	0	—	0	—	0	—
95	高松市	0	0	0	—	0	—	0	—
96	松山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	久留米市	0	0	0	—	0	—	0	—
99	長崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
100	熊本市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	大分市	0	0	0	—	0	—	0	—
102	宮崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
103	鹿児島市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	中核市合計	6	3	3	50.0%	1	33.3%	0	50.0%
	合計	127	68	59	46.5%	20	33.9%	11	62.2%

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【母子生活支援施設】

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済 みの棟数	耐震化率
		A	B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=(B+G)/A
1	北海道	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
2	青森県	3	0	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
3	岩手県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	宮城県	5	4	1	20.0%	0	0.0%	0	80.0%
5	秋田県	5	3	2	40.0%	0	0.0%	0	60.0%
6	山形県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
7	福島県	4	1	3	75.0%	0	0.0%	0	25.0%
8	茨城県	6	3	3	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
9	栃木県	4	0	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
10	群馬県	8	1	7	87.5%	0	0.0%	0	12.5%
11	埼玉県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
12	千葉県	3	1	2	66.7%	1	50.0%	1	66.7%
13	東京都	29	16	13	44.8%	9	69.2%	5	72.4%
14	神奈川県	2	0	2	100.0%	1	50.0%	1	50.0%
15	新潟県	3	1	2	66.7%	1	50.0%	1	66.7%
16	富山県	2	0	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%
17	石川県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
18	福井県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
19	山梨県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
20	長野県	4	1	3	75.0%	1	33.3%	1	50.0%
21	岐阜県	4	0	4	100.0%	4	100.0%	1	25.0%
22	静岡県	2	0	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%
23	愛知県	10	2	8	80.0%	7	87.5%	6	80.0%
24	三重県	7	1	6	85.7%	0	0.0%	0	14.3%
25	滋賀県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
27	大阪府	5	1	4	80.0%	1	25.0%	1	40.0%
28	兵庫県	4	1	3	75.0%	1	33.3%	1	50.0%
29	奈良県	5	3	2	40.0%	0	0.0%	0	60.0%
30	和歌山県	5	1	4	80.0%	4	100.0%	3	80.0%
31	鳥取県	6	3	3	50.0%	2	66.7%	2	83.3%
32	島根県	3	0	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
33	岡山県	0	0	0	—	0	—	0	—
34	広島県	6	3	3	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
35	山口県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
36	徳島県	4	2	2	50.0%	1	50.0%	1	75.0%
37	香川県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	5	2	3	60.0%	1	33.3%	0	40.0%
39	高知県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
40	福岡県	10	8	2	20.0%	0	0.0%	0	80.0%
41	佐賀県	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
42	長崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
43	熊本県	0	0	0	—	0	—	0	—
44	大分県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
45	宮崎県	3	1	2	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
46	鹿児島県	6	1	5	83.3%	1	20.0%	0	16.7%
47	沖縄県	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
	都道府県合計	192	77	115	59.9%	37	32.2%	24	52.6%

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある 、及び既に 補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
48	札幌市	6	0	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
49	仙台市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
50	さいたま市	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
51	千葉市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
52	横浜市	8	5	3	37.5%	3	100.0%	1	75.0%
53	川崎市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
54	新潟市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
55	静岡市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
56	浜松市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
57	名古屋市	3	1	2	66.7%	2	100.0%	1	66.7%
58	京都市	3	2	1	33.3%	1	100.0%	0	66.7%
59	大阪市	4	1	3	75.0%	3	100.0%	2	75.0%
60	堺市	0	0	0	—	0	—	0	—
61	神戸市	9	7	2	22.2%	0	0.0%	0	77.8%
62	広島市	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
63	北九州市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
64	福岡市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	指定都市合計	53	32	21	39.6%	10	47.6%	5	69.8%
65	函館市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
66	旭川市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
67	青森市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
68	盛岡市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
69	秋田市	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
70	郡山市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
71	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	宇都宮市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
73	川越市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
74	船橋市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
75	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	横須賀市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
77	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	富山市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
79	金沢市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
80	長野市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
81	岐阜市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
82	豊橋市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
83	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊田市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
85	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	東大阪市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
87	姫路市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
88	西宮市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
89	奈良市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
90	和歌山市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
91	岡山市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
92	倉敷市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
93	福山市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
94	下関市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
95	高松市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
96	松山市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
97	高知市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
98	久留米市	3	0	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
99	長崎市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
100	熊本市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
101	大分市	2	0	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
102	宮崎市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
103	鹿児島市	5	4	1	20.0%	0	0.0%	0	80.0%
	中核市合計	50	19	31	62.0%	6	19.4%	2	42.0%
	合計	295	128	167	56.6%	53	31.7%	31	53.9%

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【児童養護施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済 みの棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	36	17	19	52.8%	0	0.0%	0	47.2%
2	青森県	12	8	4	33.3%	1	25.0%	1	75.0%
3	岩手県	9	3	6	66.7%	1	16.7%	0	33.3%
4	宮城県	2	0	2	100.0%	1	50.0%	1	50.0%
5	秋田県	0	0	0	—	0	—	0	—
6	山形県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
7	福島県	18	13	5	27.8%	1	20.0%	0	72.2%
8	茨城県	24	17	7	29.2%	0	0.0%	0	70.8%
9	栃木県	25	12	13	52.0%	0	0.0%	0	48.0%
10	群馬県	16	11	5	31.3%	0	0.0%	0	68.8%
11	埼玉県	60	31	29	48.3%	10	34.5%	10	68.3%
12	千葉県	54	14	40	74.1%	23	57.5%	19	61.1%
13	東京都	96	59	37	38.5%	25	67.6%	16	78.1%
14	神奈川県	47	22	25	53.2%	8	32.0%	8	63.8%
15	新潟県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
16	富山県	8	2	6	75.0%	1	16.7%	1	37.5%
17	石川県	6	3	3	50.0%	1	33.3%	0	50.0%
18	福井県	5	0	5	100.0%	1	20.0%	0	0.0%
19	山梨県	7	3	4	57.1%	1	25.0%	1	57.1%
20	長野県	29	12	17	58.6%	2	11.8%	0	41.4%
21	岐阜県	11	3	8	72.7%	8	100.0%	6	81.8%
22	静岡県	20	16	4	20.0%	4	100.0%	3	95.0%
23	愛知県	45	27	18	40.0%	3	16.7%	2	64.4%
24	三重県	23	6	17	73.9%	3	17.6%	3	39.1%
25	滋賀県	11	3	8	72.7%	8	100.0%	7	90.9%
26	京都府	11	10	1	9.1%	0	0.0%	0	90.9%
27	大阪府	52	22	30	57.7%	2	6.7%	2	46.2%
28	兵庫県	31	14	17	54.8%	0	0.0%	0	45.2%
29	奈良県	11	8	3	27.3%	2	66.7%	1	81.8%
30	和歌山県	16	6	10	62.5%	0	0.0%	0	37.5%
31	鳥取県	7	1	6	85.7%	2	33.3%	0	14.3%
32	島根県	8	7	1	12.5%	0	0.0%	0	87.5%
33	岡山県	28	11	17	60.7%	1	5.9%	1	42.9%
34	広島県	15	3	12	80.0%	0	0.0%	0	20.0%
35	山口県	12	9	3	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
36	徳島県	9	4	5	55.6%	0	0.0%	0	44.4%
37	香川県	5	3	2	40.0%	0	0.0%	0	60.0%
38	愛媛県	15	7	8	53.3%	1	12.5%	1	53.3%
39	高知県	6	1	5	83.3%	2	40.0%	0	16.7%
40	福岡県	21	10	11	52.4%	1	9.1%	1	52.4%
41	佐賀県	6	1	5	83.3%	0	0.0%	0	16.7%
42	長崎県	21	6	15	71.4%	0	0.0%	0	28.6%
43	熊本県	55	35	20	36.4%	0	0.0%	0	63.6%
44	大分県	19	12	7	36.8%	1	14.3%	1	68.4%
45	宮崎県	13	12	1	7.7%	0	0.0%	0	92.3%
46	鹿児島県	34	10	24	70.6%	4	16.7%	1	32.4%
47	沖縄県	21	14	7	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
	都道府県合計	986	492	494	50.1%	119	24.1%	86	58.6%

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある 、及び既に 補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
48	札幌市	5	1	4	80.0%	0	0.0%	0	20.0%
49	仙台市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
50	さいたま市	6	5	1	16.7%	0	0.0%	0	83.3%
51	千葉市	6	6	0	0.0%	0	—	0	100.0%
52	横浜市	14	7	7	50.0%	7	100.0%	3	71.4%
53	川崎市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
54	新潟市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
55	静岡市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
56	浜松市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
57	名古屋市	21	8	13	61.9%	13	100.0%	12	95.2%
58	京都市	17	10	7	41.2%	2	28.6%	1	64.7%
59	大阪市	11	0	11	100.0%	5	45.5%	5	45.5%
60	堺市	14	5	9	64.3%	0	0.0%	0	35.7%
61	神戸市	19	9	10	52.6%	7	70.0%	1	52.6%
62	広島市	8	5	3	37.5%	0	0.0%	0	62.5%
63	北九州市	12	6	6	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
64	福岡市	4	2	2	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
	指定都市合計	147	71	76	51.7%	34	44.7%	22	63.3%
65	函館市	7	0	7	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
66	旭川市	0	0	0	—	0	—	0	—
67	青森市	0	0	0	—	0	—	0	—
68	盛岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
69	秋田市	0	0	0	—	0	—	0	—
70	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	宇都宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	川越市	0	0	0	—	0	—	0	—
74	船橋市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
75	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	横須賀市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
77	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	富山市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
79	金沢市	11	8	3	27.3%	0	0.0%	0	72.7%
80	長野市	0	0	0	—	0	—	0	—
81	岐阜市	3	1	2	66.7%	2	100.0%	0	33.3%
82	豊橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
83	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊田市	0	0	0	—	0	—	0	—
85	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	東大阪市	0	0	0	—	0	—	0	—
87	姫路市	0	0	0	—	0	—	0	—
88	西宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	和歌山市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
91	岡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
92	倉敷市	0	0	0	—	0	—	0	—
93	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	下関市	0	0	0	—	0	—	0	—
95	高松市	0	0	0	—	0	—	0	—
96	松山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	久留米市	0	0	0	—	0	—	0	—
99	長崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
100	熊本市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	大分市	0	0	0	—	0	—	0	—
102	宮崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
103	鹿児島市	0	0	0	—	0	—	0	—
	中核市合計	26	12	14	53.8%	2	14.3%	0	46.2%
	合計	1,159	575	584	50.4%	155	26.5%	108	58.9%

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【児童相談所一時保護施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済 みの棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	7	5	2	28.6%	0	0.0%	0	71.4%
2	青森県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
3	岩手県	3	0	3	100.0%	1	33.3%	1	33.3%
4	宮城県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
5	秋田県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	山形県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
7	福島県	4	1	3	75.0%	3	100.0%	2	75.0%
8	茨城県	3	0	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	栃木県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
10	群馬県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
11	埼玉県	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
12	千葉県	5	1	4	80.0%	4	100.0%	4	100.0%
13	東京都	5	3	2	40.0%	2	100.0%	1	80.0%
14	神奈川県	3	2	1	33.3%	1	100.0%	1	100.0%
15	新潟県	0	0	0	—	0	—	0	—
16	富山県	2	0	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
17	石川県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
18	福井県	0	0	0	—	0	—	0	—
19	山梨県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
20	長野県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
21	岐阜県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
22	静岡県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
23	愛知県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
24	三重県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
25	滋賀県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	3	1	2	66.7%	2	100.0%	1	66.7%
27	大阪府	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
28	兵庫県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
29	奈良県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
30	和歌山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
31	鳥取県	3	1	2	66.7%	2	100.0%	2	100.0%
32	島根県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
33	岡山県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
34	広島県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
35	山口県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
36	徳島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
37	香川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	3	0	3	100.0%	1	33.3%	1	33.3%
39	高知県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
40	福岡県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
41	佐賀県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
42	長崎県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
43	熊本県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
44	大分県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
45	宮崎県	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
46	鹿児島県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
47	沖縄県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	都道府県合計	100	57	43	43.0%	24	55.8%	20	77.0%

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある 、及び既に 補強済みの 棟数	耐震化率
48	札幌市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
49	仙台市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
50	さいたま市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
51	千葉市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
52	横浜市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
53	川崎市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
54	新潟市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
55	静岡市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
56	浜松市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
57	名古屋市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
58	京都市	0	0	0	—	0	—	0	—
59	大阪市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
60	堺市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
61	神戸市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
62	広島市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
63	北九州市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
64	福岡市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	指定都市合計	19	15	4	21.1%	2	50.0%	2	89.5%
65	函館市	0	0	0	—	0	—	0	—
66	旭川市	0	0	0	—	0	—	0	—
67	青森市	0	0	0	—	0	—	0	—
68	盛岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
69	秋田市	0	0	0	—	0	—	0	—
70	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	宇都宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	川越市	0	0	0	—	0	—	0	—
74	船橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
75	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	横須賀市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
77	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	富山市	0	0	0	—	0	—	0	—
79	金沢市	0	0	0	—	0	—	0	—
80	長野市	0	0	0	—	0	—	0	—
81	岐阜市	0	0	0	—	0	—	0	—
82	豊橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
83	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊田市	0	0	0	—	0	—	0	—
85	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	東大阪市	0	0	0	—	0	—	0	—
87	姫路市	0	0	0	—	0	—	0	—
88	西宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	和歌山市	0	0	0	—	0	—	0	—
91	岡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
92	倉敷市	0	0	0	—	0	—	0	—
93	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	下関市	0	0	0	—	0	—	0	—
95	高松市	0	0	0	—	0	—	0	—
96	松山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	久留米市	0	0	0	—	0	—	0	—
99	長崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
100	熊本市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	大分市	0	0	0	—	0	—	0	—
102	宮崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
103	鹿児島市	0	0	0	—	0	—	0	—
	中核市合計	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	合計	120	73	47	39.2%	26	55.3%	22	79.2%

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【第1種助産施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済 みの棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	15	12	3	20.0%	1	33.3%	0	80.0%
2	青森県	27	15	12	44.4%	1	8.3%	0	55.6%
3	岩手県	0	0	0	—	0	—	0	—
4	宮城県	7	4	3	42.9%	1	33.3%	1	71.4%
5	秋田県	8	7	1	12.5%	0	0.0%	0	87.5%
6	山形県	6	4	2	33.3%	1	50.0%	0	66.7%
7	福島県	7	3	4	57.1%	1	25.0%	1	57.1%
8	茨城県	0	0	0	—	0	—	0	—
9	栃木県	0	0	0	—	0	—	0	—
10	群馬県	0	0	0	—	0	—	0	—
11	埼玉県	0	0	0	—	0	—	0	—
12	千葉県	6	5	1	16.7%	1	100.0%	0	83.3%
13	東京都	0	0	0	—	0	—	0	—
14	神奈川県	8	7	1	12.5%	1	100.0%	0	87.5%
15	新潟県	0	0	0	—	0	—	0	—
16	富山県	8	8	0	0.0%	0	—	0	100.0%
17	石川県	12	11	1	8.3%	1	100.0%	1	100.0%
18	福井県	0	0	0	—	0	—	0	—
19	山梨県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
20	長野県	50	29	21	42.0%	11	52.4%	7	72.0%
21	岐阜県	4	3	1	25.0%	1	100.0%	1	100.0%
22	静岡県	7	4	3	42.9%	3	100.0%	3	100.0%
23	愛知県	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
24	三重県	24	16	8	33.3%	3	37.5%	1	70.8%
25	滋賀県	8	7	1	12.5%	0	0.0%	0	87.5%
26	京都府	8	5	3	37.5%	3	100.0%	0	62.5%
27	大阪府	36	22	14	38.9%	10	71.4%	4	72.2%
28	兵庫県	7	5	2	28.6%	1	50.0%	0	71.4%
29	奈良県	13	5	8	61.5%	6	75.0%	3	61.5%
30	和歌山県	10	7	3	30.0%	1	33.3%	1	80.0%
31	鳥取県	7	4	3	42.9%	0	0.0%	0	57.1%
32	島根県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
33	岡山県	5	1	4	80.0%	0	0.0%	0	20.0%
34	広島県	0	0	0	—	0	—	0	—
35	山口県	15	10	5	33.3%	1	20.0%	0	66.7%
36	徳島県	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
37	香川県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	3	1	2	66.7%	2	100.0%	1	66.7%
39	高知県	5	3	2	40.0%	0	0.0%	0	60.0%
40	福岡県	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
41	佐賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
42	長崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
43	熊本県	0	0	0	—	0	—	0	—
44	大分県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
45	宮崎県	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
46	鹿児島県	0	0	0	—	0	—	0	—
47	沖縄県	17	11	6	35.3%	0	0.0%	0	64.7%
	都道府県合計	342	226	116	33.9%	50	43.1%	24	73.1%

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある 、及び既に 補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
48	札幌市	3	0	3	100.0%	1	33.3%	1	33.3%
49	仙台市	3	2	1	33.3%	1	100.0%	1	100.0%
50	さいたま市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
51	千葉市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
52	横浜市	6	5	1	16.7%	1	100.0%	1	100.0%
53	川崎市	4	2	2	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
54	新潟市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
55	静岡市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
56	浜松市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
57	名古屋市	0	0	0	—	0	—	0	—
58	京都市	0	0	0	—	0	—	0	—
59	大阪市	10	6	4	40.0%	3	75.0%	3	90.0%
60	堺市	10	5	5	50.0%	1	20.0%	1	60.0%
61	神戸市	7	6	1	14.3%	0	0.0%	0	85.7%
62	広島市	0	0	0	—	0	—	0	—
63	北九州市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
64	福岡市	14	3	11	78.6%	0	0.0%	0	21.4%
	指定都市合計	71	41	30	42.3%	8	26.7%	7	67.6%
65	函館市	4	3	1	25.0%	1	100.0%	1	100.0%
66	旭川市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
67	青森市	0	0	0	—	0	—	0	—
68	盛岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
69	秋田市	0	0	0	—	0	—	0	—
70	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	宇都宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	川越市	0	0	0	—	0	—	0	—
74	船橋市	5	4	1	20.0%	0	0.0%	0	80.0%
75	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	横須賀市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
77	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	富山市	0	0	0	—	0	—	0	—
79	金沢市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
80	長野市	0	0	0	—	0	—	0	—
81	岐阜市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
82	豊橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
83	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊田市	0	0	0	—	0	—	0	—
85	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	東大阪市	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
87	姫路市	0	0	0	—	0	—	0	—
88	西宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	和歌山市	0	0	0	—	0	—	0	—
91	岡山市	5	4	1	20.0%	0	0.0%	0	80.0%
92	倉敷市	0	0	0	—	0	—	0	—
93	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	下関市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
95	高松市	0	0	0	—	0	—	0	—
96	松山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	久留米市	0	0	0	—	0	—	0	—
99	長崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
100	熊本市	6	2	4	66.7%	1	25.0%	0	33.3%
101	大分市	0	0	0	—	0	—	0	—
102	宮崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
103	鹿児島市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
	中核市合計	35	24	11	31.4%	5	45.5%	2	74.3%
	合計	448	291	157	35.0%	63	40.1%	33	72.3%

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【第2種助産施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済 みの棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	0	0	0	—	0	—	0	—
2	青森県	0	0	0	—	0	—	0	—
3	岩手県	3	0	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	宮城県	0	0	0	—	0	—	0	—
5	秋田県	0	0	0	—	0	—	0	—
6	山形県	0	0	0	—	0	—	0	—
7	福島県	0	0	0	—	0	—	0	—
8	茨城県	0	0	0	—	0	—	0	—
9	栃木県	0	0	0	—	0	—	0	—
10	群馬県	0	0	0	—	0	—	0	—
11	埼玉県	0	0	0	—	0	—	0	—
12	千葉県	0	0	0	—	0	—	0	—
13	東京都	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
14	神奈川県	0	0	0	—	0	—	0	—
15	新潟県	0	0	0	—	0	—	0	—
16	富山県	0	0	0	—	0	—	0	—
17	石川県	0	0	0	—	0	—	0	—
18	福井県	0	0	0	—	0	—	0	—
19	山梨県	0	0	0	—	0	—	0	—
20	長野県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
21	岐阜県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
22	静岡県	0	0	0	—	0	—	0	—
23	愛知県	0	0	0	—	0	—	0	—
24	三重県	0	0	0	—	0	—	0	—
25	滋賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
26	京都府	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
27	大阪府	4	2	2	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
28	兵庫県	0	0	0	—	0	—	0	—
29	奈良県	0	0	0	—	0	—	0	—
30	和歌山県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
31	鳥取県	0	0	0	—	0	—	0	—
32	島根県	0	0	0	—	0	—	0	—
33	岡山県	0	0	0	—	0	—	0	—
34	広島県	0	0	0	—	0	—	0	—
35	山口県	0	0	0	—	0	—	0	—
36	徳島県	0	0	0	—	0	—	0	—
37	香川県	0	0	0	—	0	—	0	—
38	愛媛県	0	0	0	—	0	—	0	—
39	高知県	0	0	0	—	0	—	0	—
40	福岡県	0	0	0	—	0	—	0	—
41	佐賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
42	長崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
43	熊本県	0	0	0	—	0	—	0	—
44	大分県	0	0	0	—	0	—	0	—
45	宮崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
46	鹿児島県	0	0	0	—	0	—	0	—
47	沖縄県	0	0	0	—	0	—	0	—
	都道府県合計	13	5	8	61.5%	1	12.5%	0	38.5%

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある 、及び既に 補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
48	札幌市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
49	仙台市	0	0	0	—	0	—	0	—
50	さいたま市	0	0	0	—	0	—	0	—
51	千葉市	0	0	0	—	0	—	0	—
52	横浜市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
53	川崎市	3	0	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
54	新潟市	0	0	0	—	0	—	0	—
55	静岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
56	浜松市	0	0	0	—	0	—	0	—
57	名古屋市	0	0	0	—	0	—	0	—
58	京都市	0	0	0	—	0	—	0	—
59	大阪市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
60	堺市	0	0	0	—	0	—	0	—
61	神戸市	0	0	0	—	0	—	0	—
62	広島市	0	0	0	—	0	—	0	—
63	北九州市	0	0	0	—	0	—	0	—
64	福岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
	指定都市合計	6	2	4	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
65	函館市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
66	旭川市	0	0	0	—	0	—	0	—
67	青森市	0	0	0	—	0	—	0	—
68	盛岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
69	秋田市	0	0	0	—	0	—	0	—
70	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	宇都宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	川越市	0	0	0	—	0	—	0	—
74	船橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
75	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	横須賀市	0	0	0	—	0	—	0	—
77	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	富山市	0	0	0	—	0	—	0	—
79	金沢市	0	0	0	—	0	—	0	—
80	長野市	0	0	0	—	0	—	0	—
81	岐阜市	0	0	0	—	0	—	0	—
82	豊橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
83	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊田市	0	0	0	—	0	—	0	—
85	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	東大阪市	0	0	0	—	0	—	0	—
87	姫路市	0	0	0	—	0	—	0	—
88	西宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	和歌山市	0	0	0	—	0	—	0	—
91	岡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
92	倉敷市	0	0	0	—	0	—	0	—
93	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	下関市	0	0	0	—	0	—	0	—
95	高松市	0	0	0	—	0	—	0	—
96	松山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	久留米市	0	0	0	—	0	—	0	—
99	長崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
100	熊本市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	大分市	0	0	0	—	0	—	0	—
102	宮崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
103	鹿児島市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	中核市合計	3	1	2	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
	合計	22	8	14	63.6%	1	7.1%	0	36.4%

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【情緒障害児短期治療施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済 みの棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	0	0	0	—	0	—	0	—
2	青森県	0	0	0	—	0	—	0	—
3	岩手県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
4	宮城県	0	0	0	—	0	—	0	—
5	秋田県	0	0	0	—	0	—	0	—
6	山形県	0	0	0	—	0	—	0	—
7	福島県	0	0	0	—	0	—	0	—
8	茨城県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	栃木県	0	0	0	—	0	—	0	—
10	群馬県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
11	埼玉県	4	4	0	0.0%	0	—	0	100.0%
12	千葉県	0	0	0	—	0	—	0	—
13	東京都	0	0	0	—	0	—	0	—
14	神奈川県	0	0	0	—	0	—	0	—
15	新潟県	0	0	0	—	0	—	0	—
16	富山県	0	0	0	—	0	—	0	—
17	石川県	0	0	0	—	0	—	0	—
18	福井県	0	0	0	—	0	—	0	—
19	山梨県	0	0	0	—	0	—	0	—
20	長野県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
21	岐阜県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
22	静岡県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
23	愛知県	4	3	1	25.0%	1	100.0%	1	100.0%
24	三重県	0	0	0	—	0	—	0	—
25	滋賀県	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
27	大阪府	6	3	3	50.0%	3	100.0%	3	100.0%
28	兵庫県	3	0	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
29	奈良県	0	0	0	—	0	—	0	—
30	和歌山県	0	0	0	—	0	—	0	—
31	鳥取県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
32	島根県	0	0	0	—	0	—	0	—
33	岡山県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
34	広島県	0	0	0	—	0	—	0	—
35	山口県	4	0	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
36	徳島県	0	0	0	—	0	—	0	—
37	香川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	0	0	0	—	0	—	0	—
39	高知県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
40	福岡県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
41	佐賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
42	長崎県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
43	熊本県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
44	大分県	0	0	0	—	0	—	0	—
45	宮崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
46	鹿児島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
47	沖縄県	0	0	0	—	0	—	0	—
	都道府県合計	47	32	15	31.9%	11	73.3%	11	91.5%

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
48	札幌市	0	0	0	—	0	—	0	—
49	仙台市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
50	さいたま市	0	0	0	—	0	—	0	—
51	千葉市	0	0	0	—	0	—	0	—
52	横浜市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
53	川崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
54	新潟市	0	0	0	—	0	—	0	—
55	静岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
56	浜松市	0	0	0	—	0	—	0	—
57	名古屋市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
58	京都市	0	0	0	—	0	—	0	—
59	大阪市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
60	堺市	0	0	0	—	0	—	0	—
61	神戸市	0	0	0	—	0	—	0	—
62	広島市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
63	北九州市	0	0	0	—	0	—	0	—
64	福岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
	指定都市合計	6	2	4	66.7%	2	50.0%	2	66.7%

	合計	53	34	19	35.8%	13	68.4%	13	88.7%
--	----	----	----	----	-------	----	-------	----	-------

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【児童自立支援施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済 みの棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	25	16	9	36.0%	0	0.0%	0	64.0%
2	青森県	3	1	2	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
3	岩手県	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
4	宮城県	6	6	0	0.0%	0	—	0	100.0%
5	秋田県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	山形県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
7	福島県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
8	茨城県	9	0	9	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	栃木県	7	7	0	0.0%	0	—	0	100.0%
10	群馬県	4	2	2	50.0%	2	100.0%	1	75.0%
11	埼玉県	15	7	8	53.3%	6	75.0%	0	46.7%
12	千葉県	4	1	3	75.0%	3	100.0%	2	75.0%
13	東京都	29	20	9	31.0%	9	100.0%	9	100.0%
14	神奈川県	10	9	1	10.0%	1	100.0%	1	100.0%
15	新潟県	0	0	0	—	0	—	0	—
16	富山県	4	1	3	75.0%	3	100.0%	2	75.0%
17	石川県	6	0	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
18	福井県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
19	山梨県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
20	長野県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
21	岐阜県	4	2	2	50.0%	2	100.0%	2	100.0%
22	静岡県	10	4	6	60.0%	6	100.0%	4	80.0%
23	愛知県	6	3	3	50.0%	3	100.0%	3	100.0%
24	三重県	3	0	3	100.0%	3	100.0%	1	33.3%
25	滋賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
26	京都府	4	1	3	75.0%	2	66.7%	2	75.0%
27	大阪府	21	5	16	76.2%	3	18.8%	1	28.6%
28	兵庫県	2	0	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
29	奈良県	7	2	5	71.4%	5	100.0%	4	85.7%
30	和歌山県	4	3	1	25.0%	1	100.0%	1	100.0%
31	鳥取県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
32	島根県	6	0	6	100.0%	6	100.0%	6	100.0%
33	岡山県	10	2	8	80.0%	0	0.0%	0	20.0%
34	広島県	5	1	4	80.0%	0	0.0%	0	20.0%
35	山口県	2	0	2	100.0%	2	100.0%	1	50.0%
36	徳島県	3	1	2	66.7%	2	100.0%	0	33.3%
37	香川県	3	0	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%
38	愛媛県	3	1	2	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
39	高知県	4	4	0	0.0%	0	—	0	100.0%
40	福岡県	8	8	0	0.0%	0	—	0	100.0%
41	佐賀県	3	1	2	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
42	長崎県	8	5	3	37.5%	2	66.7%	0	62.5%
43	熊本県	6	0	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
44	大分県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
45	宮崎県	6	0	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
46	鹿児島県	7	2	5	71.4%	0	0.0%	0	28.6%
47	沖縄県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
	都道府県合計	272	122	150	55.1%	71	47.3%	45	61.4%

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
48	札幌市	0	0	0	—	0	—	0	—
49	仙台市	0	0	0	—	0	—	0	—
50	さいたま市	0	0	0	—	0	—	0	—
51	千葉市	0	0	0	—	0	—	0	—
52	横浜市	10	2	8	80.0%	2	25.0%	2	40.0%
53	川崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
54	新潟市	0	0	0	—	0	—	0	—
55	静岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
56	浜松市	0	0	0	—	0	—	0	—
57	名古屋市	3	0	3	100.0%	3	100.0%	2	66.7%
58	京都市	0	0	0	—	0	—	0	—
59	大阪市	4	2	2	50.0%	2	100.0%	2	100.0%
60	堺市	0	0	0	—	0	—	0	—
61	神戸市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
62	広島市	0	0	0	—	0	—	0	—
63	北九州市	0	0	0	—	0	—	0	—
64	福岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
	指定都市合計	18	5	13	72.2%	7	53.8%	6	61.1%

	合計	290	127	163	56.2%	78	47.9%	51	61.4%
--	----	-----	-----	-----	-------	----	-------	----	-------

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【児童家庭支援センター】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済 みの棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	6	5	1	16.7%	0	0.0%	0	83.3%
2	青森県	0	0	0	—	0	—	0	—
3	岩手県	0	0	0	—	0	—	0	—
4	宮城県	0	0	0	—	0	—	0	—
5	秋田県	0	0	0	—	0	—	0	—
6	山形県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
7	福島県	0	0	0	—	0	—	0	—
8	茨城県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
9	栃木県	0	0	0	—	0	—	0	—
10	群馬県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
11	埼玉県	0	0	0	—	0	—	0	—
12	千葉県	0	0	0	—	0	—	0	—
13	東京都	0	0	0	—	0	—	0	—
14	神奈川県	0	0	0	—	0	—	0	—
15	新潟県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
16	富山県	0	0	0	—	0	—	0	—
17	石川県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
18	福井県	0	0	0	—	0	—	0	—
19	山梨県	0	0	0	—	0	—	0	—
20	長野県	0	0	0	—	0	—	0	—
21	岐阜県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
22	静岡県	0	0	0	—	0	—	0	—
23	愛知県	0	0	0	—	0	—	0	—
24	三重県	0	0	0	—	0	—	0	—
25	滋賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
26	京都府	0	0	0	—	0	—	0	—
27	大阪府	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
28	兵庫県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
29	奈良県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
30	和歌山県	0	0	0	—	0	—	0	—
31	鳥取県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
32	島根県	0	0	0	—	0	—	0	—
33	岡山県	0	0	0	—	0	—	0	—
34	広島県	0	0	0	—	0	—	0	—
35	山口県	3	1	2	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
36	徳島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
37	香川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
39	高知県	0	0	0	—	0	—	0	—
40	福岡県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
41	佐賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
42	長崎県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
43	熊本県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
44	大分県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
45	宮崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
46	鹿児島県	0	0	0	—	0	—	0	—
47	沖縄県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	都道府県合計	33	28	5	15.2%	0	0.0%	0	84.8%

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に占 める割合	耐震診断実 施棟数	耐震診断実 施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数	耐震化率
48	札幌市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
49	仙台市	0	0	0	—	0	—	0	—
50	さいたま市	0	0	0	—	0	—	0	—
51	千葉市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
52	横浜市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
53	川崎市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
54	新潟市	0	0	0	—	0	—	0	—
55	静岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
56	浜松市	0	0	0	—	0	—	0	—
57	名古屋市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
58	京都市	4	2	2	50.0%	2	100.0%	0	50.0%
59	大阪市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
60	堺市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
61	神戸市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
62	広島市	0	0	0	—	0	—	0	—
63	北九州市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
64	福岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
	指定都市合計	18	14	4	22.2%	2	50.0%	0	77.8%
65	函館市	0	0	0	—	0	—	0	—
66	旭川市	0	0	0	—	0	—	0	—
67	青森市	0	0	0	—	0	—	0	—
68	盛岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
69	秋田市	0	0	0	—	0	—	0	—
70	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	宇都宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	川越市	0	0	0	—	0	—	0	—
74	船橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
75	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	横須賀市	0	0	0	—	0	—	0	—
77	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	富山市	0	0	0	—	0	—	0	—
79	金沢市	0	0	0	—	0	—	0	—
80	長野市	0	0	0	—	0	—	0	—
81	岐阜市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
82	豊橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
83	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊田市	0	0	0	—	0	—	0	—
85	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	東大阪市	0	0	0	—	0	—	0	—
87	姫路市	0	0	0	—	0	—	0	—
88	西宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	和歌山市	0	0	0	—	0	—	0	—
91	岡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
92	倉敷市	0	0	0	—	0	—	0	—
93	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	下関市	0	0	0	—	0	—	0	—
95	高松市	0	0	0	—	0	—	0	—
96	松山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	久留米市	0	0	0	—	0	—	0	—
99	長崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
100	熊本市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	大分市	0	0	0	—	0	—	0	—
102	宮崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
103	鹿児島市	0	0	0	—	0	—	0	—
	中核市合計	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	合計	52	43	9	17.3%	2	22.2%	0	82.7%

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【婦人相談所一時保護施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	0	0	0	—	0	—	0	—
2	青森県	0	0	0	—	0	—	0	—
3	岩手県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
4	宮城県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
5	秋田県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	山形県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
7	福島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
8	茨城県	2	0	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
9	栃木県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
10	群馬県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
11	埼玉県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
12	千葉県	0	0	0	—	0	—	0	—
13	東京都	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
14	神奈川県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
15	新潟県	0	0	0	—	0	—	0	—
16	富山県	0	0	0	—	0	—	0	—
17	石川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
18	福井県	0	0	0	—	0	—	0	—
19	山梨県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
20	長野県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
21	岐阜県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
22	静岡県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
23	愛知県	0	0	0	—	0	—	0	—
24	三重県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
25	滋賀県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
27	大阪府	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
28	兵庫県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
29	奈良県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
30	和歌山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
31	鳥取県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
32	島根県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
33	岡山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
34	広島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
35	山口県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
36	徳島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
37	香川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	0	0	0	—	0	—	0	—
39	高知県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
40	福岡県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
41	佐賀県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
42	長崎県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
43	熊本県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
44	大分県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
45	宮崎県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
46	鹿児島県	0	0	0	—	0	—	0	—
47	沖縄県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	都道府県合計	39	24	15	38.5%	10	66.7%	8	82.1%

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【婦人保護施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
2	青森県	0	0	0	—	0	—	0	—
3	岩手県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
4	宮城県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
5	秋田県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	山形県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
7	福島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
8	茨城県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
9	栃木県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
10	群馬県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
11	埼玉県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
12	千葉県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
13	東京都	11	5	6	54.5%	0	0.0%	0	45.5%
14	神奈川県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
15	新潟県	0	0	0	—	0	—	0	—
16	富山県	0	0	0	—	0	—	0	—
17	石川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
18	福井県	0	0	0	—	0	—	0	—
19	山梨県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
20	長野県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
21	岐阜県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
22	静岡県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
23	愛知県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
24	三重県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
25	滋賀県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
27	大阪府	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
28	兵庫県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
29	奈良県	0	0	0	—	0	—	0	—
30	和歌山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
31	鳥取県	0	0	0	—	0	—	0	—
32	島根県	0	0	0	—	0	—	0	—
33	岡山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
34	広島県	0	0	0	—	0	—	0	—
35	山口県	0	0	0	—	0	—	0	—
36	徳島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
37	香川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	0	0	0	—	0	—	0	—
39	高知県	0	0	0	—	0	—	0	—
40	福岡県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
41	佐賀県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
42	長崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
43	熊本県	0	0	0	—	0	—	0	—
44	大分県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
45	宮崎県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
46	鹿児島県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
47	沖縄県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	都道府県合計	49	24	25	51.0%	9	36.0%	7	63.3%

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

【児童厚生施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済 みの棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	117	77	40	34.2%	2	5.0%	2	67.5%
2	青森県	27	20	7	25.9%	1	14.3%	1	77.8%
3	岩手県	47	31	16	34.0%	1	6.3%	1	68.1%
4	宮城県	54	38	16	29.6%	6	37.5%	5	79.6%
5	秋田県	23	16	7	30.4%	0	0.0%	0	69.6%
6	山形県	24	24	0	0.0%	0	—	0	100.0%
7	福島県	52	29	23	44.2%	2	8.7%	2	59.6%
8	茨城県	49	32	17	34.7%	0	0.0%	0	65.3%
9	栃木県	25	18	7	28.0%	0	0.0%	0	72.0%
10	群馬県	54	44	10	18.5%	5	50.0%	3	87.0%
11	埼玉県	96	66	30	31.3%	3	10.0%	2	70.8%
12	千葉県	55	38	17	30.9%	5	29.4%	2	72.7%
13	東京都	507	202	305	60.2%	219	71.8%	162	71.8%
14	神奈川県	11	8	3	27.3%	2	66.7%	1	81.8%
15	新潟県	47	44	3	6.4%	0	0.0%	0	93.6%
16	富山県	29	16	13	44.8%	2	15.4%	1	58.6%
17	石川県	62	35	27	43.5%	11	40.7%	9	71.0%
18	福井県	58	36	22	37.9%	6	27.3%	6	72.4%
19	山梨県	55	47	8	14.5%	1	12.5%	1	87.3%
20	長野県	67	58	9	13.4%	0	0.0%	0	86.6%
21	岐阜県	74	38	36	48.6%	27	75.0%	18	75.7%
22	静岡県	32	20	12	37.5%	8	66.7%	3	71.9%
23	愛知県	258	163	95	36.8%	60	63.2%	46	81.0%
24	三重県	41	29	12	29.3%	9	75.0%	7	87.8%
25	滋賀県	52	28	24	46.2%	2	8.3%	1	55.8%
26	京都府	32	13	19	59.4%	3	15.8%	3	50.0%
27	大阪府	37	17	20	54.1%	10	50.0%	5	59.5%
28	兵庫県	48	30	18	37.5%	1	5.6%	0	62.5%
29	奈良県	57	32	25	43.9%	0	0.0%	0	56.1%
30	和歌山県	89	30	59	66.3%	10	16.9%	7	41.6%
31	鳥取県	42	22	20	47.6%	1	5.0%	1	54.8%
32	島根県	11	4	7	63.6%	0	0.0%	0	36.4%
33	岡山県	36	22	14	38.9%	1	7.1%	1	63.9%
34	広島県	21	15	6	28.6%	1	16.7%	0	71.4%
35	山口県	32	14	18	56.3%	4	22.2%	0	43.8%
36	徳島県	57	41	16	28.1%	1	6.3%	1	73.7%
37	香川県	39	25	14	35.9%	1	7.1%	1	66.7%
38	愛媛県	27	17	10	37.0%	0	0.0%	0	63.0%
39	高知県	22	9	13	59.1%	2	15.4%	1	45.5%
40	福岡県	45	38	7	15.6%	0	0.0%	0	84.4%
41	佐賀県	26	11	15	57.7%	0	0.0%	0	42.3%
42	長崎県	35	26	9	25.7%	1	11.1%	0	74.3%
43	熊本県	23	17	6	26.1%	0	0.0%	0	73.9%
44	大分県	27	22	5	18.5%	1	20.0%	1	85.2%
45	宮崎県	28	19	9	32.1%	2	22.2%	1	71.4%
46	鹿児島県	27	12	15	55.6%	0	0.0%	0	44.4%
47	沖縄県	64	55	9	14.1%	0	0.0%	0	85.9%
	都道府県合計	2,741	1,648	1,093	39.9%	411	37.6%	295	70.9%

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある 、及び既に 補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
48	札幌市	26	24	2	7.7%	1	50.0%	0	92.3%
49	仙台市	31	28	3	9.7%	3	100.0%	3	100.0%
50	さいたま市	15	15	0	0.0%	0	—	0	100.0%
51	千葉市	0	0	0	—	0	—	0	—
52	横浜市	0	0	0	—	0	—	0	—
53	川崎市	57	39	18	31.6%	15	83.3%	13	91.2%
54	新潟市	7	5	2	28.6%	0	0.0%	0	71.4%
55	静岡市	9	8	1	11.1%	1	100.0%	0	88.9%
56	浜松市	4	2	2	50.0%	2	100.0%	2	100.0%
57	名古屋市	21	7	14	66.7%	14	100.0%	10	81.0%
58	京都市	115	69	46	40.0%	14	30.4%	8	67.0%
59	大阪市	9	5	4	44.4%	1	25.0%	0	55.6%
60	堺市	0	0	0	—	0	—	0	—
61	神戸市	119	55	64	53.8%	29	45.3%	16	59.7%
62	広島市	0	0	0	—	0	—	0	—
63	北九州市	42	23	19	45.2%	0	0.0%	0	54.8%
64	福岡市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
	指定都市合計	456	280	176	38.6%	81	46.0%	52	72.8%
65	函館市	4	1	3	75.0%	0	0.0%	0	25.0%
66	旭川市	7	6	1	14.3%	0	0.0%	0	85.7%
67	青森市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
68	盛岡市	28	20	8	28.6%	0	0.0%	0	71.4%
69	秋田市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
70	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	いわき市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
72	宇都宮市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
73	川越市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
74	船橋市	20	13	7	35.0%	0	0.0%	0	65.0%
75	柏市	3	0	3	100.0%	1	33.3%	1	33.3%
76	横須賀市	0	0	0	—	0	—	0	—
77	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	富山市	7	2	5	71.4%	0	0.0%	0	28.6%
79	金沢市	0	0	0	—	0	—	0	—
80	長野市	29	25	4	13.8%	0	0.0%	0	86.2%
81	岐阜市	13	10	3	23.1%	1	33.3%	1	84.6%
82	豊橋市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
83	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊田市	6	3	3	50.0%	3	100.0%	3	100.0%
85	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	東大阪市	4	1	3	75.0%	3	100.0%	2	75.0%
87	姫路市	14	13	1	7.1%	0	0.0%	0	92.9%
88	西宮市	8	2	6	75.0%	1	16.7%	0	25.0%
89	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	和歌山市	9	8	1	11.1%	0	0.0%	0	88.9%
91	岡山市	14	8	6	42.9%	0	0.0%	0	57.1%
92	倉敷市	6	3	3	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
93	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	下関市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
95	高松市	11	6	5	45.5%	0	0.0%	0	54.5%
96	松山市	6	6	0	0.0%	0	—	0	100.0%
97	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	久留米市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
99	長崎市	6	3	3	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
100	熊本市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	大分市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
102	宮崎市	10	7	3	30.0%	2	66.7%	2	90.0%
103	鹿児島市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	中核市合計	221	152	69	31.2%	11	15.9%	9	72.9%
	合計	3,418	2,080	1,338	39.1%	503	37.6%	356	71.3%

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在

住宅・建築物安全ストック形成事業(国土交通省所管)の概要 ～ 児童福祉施設等の耐震診断に要する費用に対する補助 ～

○ 補助対象事業

- (1) 地方公共団体等が行う住宅・建築物耐震改修等事業
 - (2) 住宅・建築物耐震改修等を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業
(児童福祉施設等を含む社会福祉施設全般も補助対象)
- ※ 耐震診断については、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)による都道府県耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づき行うものが対象

○ 補助率等

- (1) 補助率
 - 地方公共団体が実施する場合 国:1/3、地方:2/3
 - 地方公共団体以外が実施する場合 国:1/3、地方:1/3、所有者等:1/3
- (2) 補助額
 - 実際にかかった費用の1/3(上限あり)

※ 平成21年度予算(案)額 190億円の内数

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う発出通知一覧(現時点の予定)

※宛先欄中、「県」は都道府県、「指」は指定都市、「中」は中核市、「児」は児童相談所設置市を指す。

通知名	概要	宛先	発出時期 (又は予定時期)	発出番号 (発出済通知のみ)
児童福祉法等の一部を改正する法律について	改正法の公布について周知するもの	県・指・中	2008/12/5	雇児発第1205002号
児童相談所運営指針の改正	法改正に伴う一部改正	県・指・児	2009年3月	—
市町村児童家庭相談援助指針の改正	法改正に伴う一部改正	県・指・児	2009年3月	—
要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の改正	法改正に伴う一部改正	県・指・児	2009年3月	—
乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインについて	事業の基本的内容等を示すもの	県・指・児	2009年3月	—
養育支援訪問事業ガイドラインについて	事業の基本的内容等を示すもの	県・指・児	2009年3月	—
「里親制度の運営について」の一部改正について	法改正に伴う一部改正	県・指・児	2009年3月	—
養育里親研修制度の運営について	制度の基本的内容等を示すもの	県・指・児	2009年3月	—
「専門里親研修制度の運営について」の一部改正について	法改正に伴う一部改正	県・指・児	2009年3月	—
「児童家庭支援センターの設置運営について」の一部改正について	法改正に伴う一部改正	県・指・児	2009年3月	—
「児童自立生活援助事業の実施について」の一部改正について	法改正に伴う一部改正	県・指・児	2009年3月	—
小規模住居型児童養育事業の実施について	事業の基本的内容等を示すもの	県・指・児	2009年3月	—
基幹的職員研修事業の実施について	事業の基本的内容等を示すもの	県・指・児	2009年3月	—
「里親に委託されている児童が保育所に入所する場合等の取扱いについて」の一部改正について	法改正に伴う一部改正	県・指・児	2009年3月	—
行動計画策定指針の改正について	指針の改正内容及び参酌標準に関する具体的な解説等を周知するもの	県・指・中	2009年3月下旬	—
「保育対策等促進事業の実施について」の一部改正について	法改正に伴う一部改正	県・指・中	2009年3月下旬	—

雇用対策事業例（子育て分野関係）について

1. 雇用対策事業例について

雇用情勢が急速に悪化しつつある中、事業を実施する地方公共団体等が、速やかに雇用創造支援にとりかかることができるよう、その参考となるモデル事業（2月6日取りまとめ）

2. 子育て分野における雇用対策事業例について

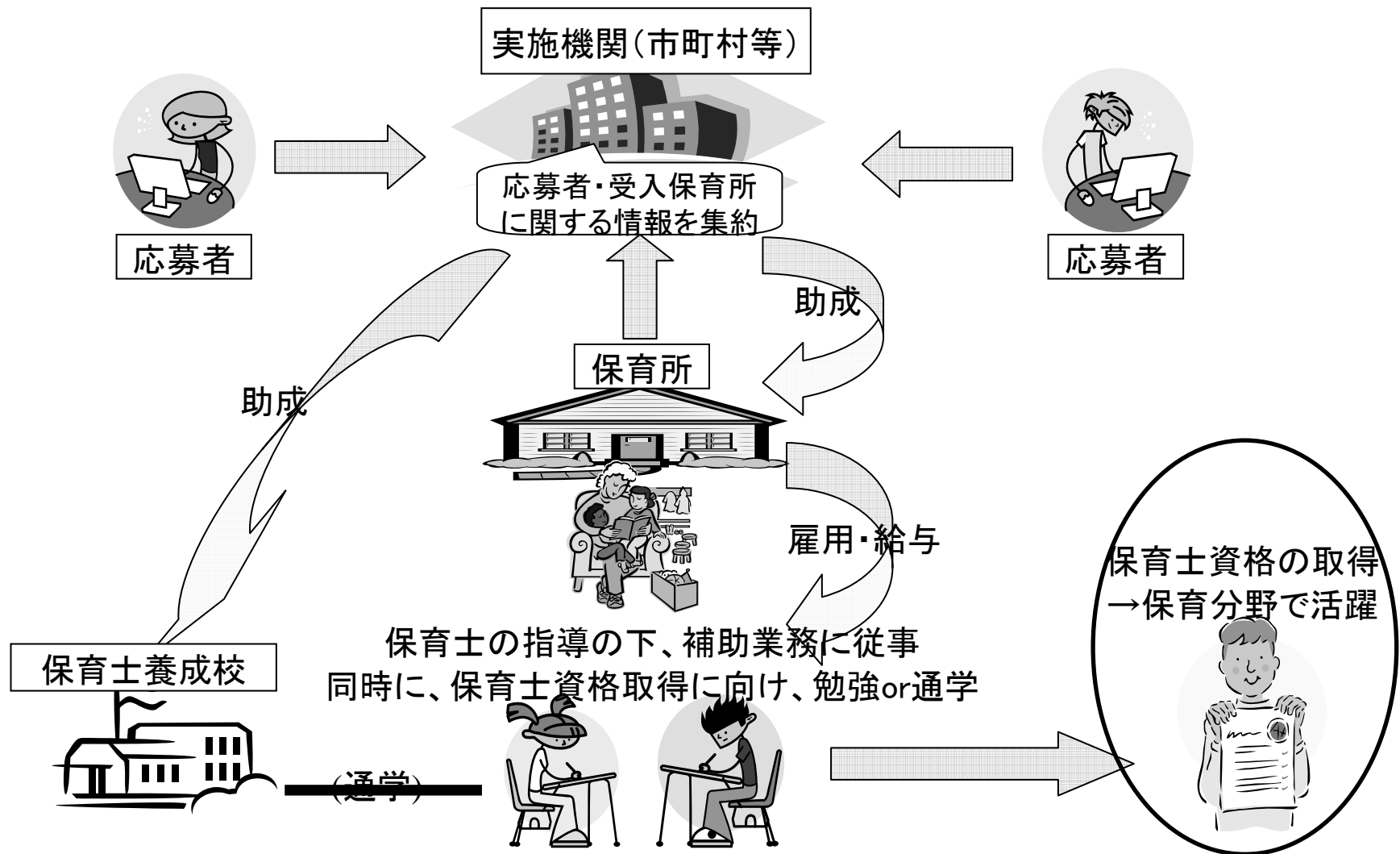
- ①保育所雇用促進事業
- ②地域における多様な子育て支援促進事業
- ③地域子育て支援雇用促進事業
- ④なじみの場所での預かり事業
- ⑤出産・子育て応援ヘルパー事業
- ⑥多様な子育て支援人材の養成研修事業
- ⑦経済的に困難な状況にある女性等の再就職支援事業
- ⑧児童虐待防止協力員（応援員）確保事業
- ⑨児童養護施設等の支援向上事業
- ⑩地域における母子家庭の母等の就業支援強化事業

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 保育所雇用促進事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離職者等の応募者に、保育所において補助業務に従事することにより、収入を得ながら実務経験を積み、保育士資格取得に向けて学ぶ機会を用意。 ・ 保育士資格取得後は、急速に需要が増えている保育分野で活躍してもらうもの。(資格取得により、安定雇用が期待できる。) <p>※ 実施機関（市町村、都道府県又は社会福祉協議会等のNPOや社会福祉法人）が、資格取得を希望する者（応募者）と受入保育所の情報管理、受入保育所に対する助成（＝給与費となる）や、養成校に対する助成（＝学費となる）の支給を担当。</p> <p>《1 試験受験コース》</p> <p>（メリット…費用が少ない デメリット…資格取得が確実でない）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 離職者等の応募者が、認可保育所において、保育士の指導の下、補助業務に従事。 ※保育士試験受験に向けた勉強時間を取るため、パートタイムでの雇用が望ましいか。 ② 認可保育所より、給料支給。 ※認可保育所に対しては、実施機関が給料相当額の一部を助成。 ③ 保育士試験受験資格に必要な実務経験期間（※）を得次第、保育士試験受験。 ※受験資格に必要な実務経験期間は、高卒の場合2年間、短大卒以上の場合には不要。 ④ 保育士資格取得した場合には、当該認可保育所又は他の保育所へ就職。 ※又は、他の子育て支援サービスに従事することも考えられる。 <p>《2 養成校コース》</p> <p>（メリット…養成校を卒業できれば確実な資格取得 デメリット…費用がかかる）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 離職者等の応募者が、保育所（認可外保育施設でも可）において、保育士の指導の下、補助業務に従事。 ② 保育所より、給料支給。 ③ 同時に、昼間に養成校（2年課程）へ通学（夕方から保育所の補助業務に従事）。 ※又は、夜間の保育士養成校（3年課程）へ通学、又は、通信教育課程を受講することも考えられる。 ※実施機関からの補助や、奨学金により学費をカバー。 ④ 養成校卒業により、保育士資格取得。当該保育所又は他の保育所へ就職。
<p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果：</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職者等にとって、収入を得ながら保育士資格を取得する機会を得られ、将来の安定雇用への移行も期待できる。 ・ 市町村（又は都道府県）にとっても、人材確保難により保育所の増設が難しくなっている事情を解決し、待機児童の解消に資する。 ・ 保育所にとっても、業務補助者としての活用、将来の自園の保育士確保に資する。
<p>(先行事例) 特になし</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 河村のり子 / 保育課 係長 河合篤史 電話番号：03-3595-2542 / ファックス：03-3595-2674 E-mail：kawamura-noriko@mhlw.go.jp / kawai-atsushi@mhlw.go.jp</p>

保育所雇用促進事業

- 離職者等の応募者に、保育所において補助業務に従事することにより、給与を得ながら実務経験を積み、保育士資格取得に向けて学ぶ機会を用意。
 - 保育士資格取得後は、急速に需要が増えている保育分野で活躍してもらうもの。
- ※ 市町村や保育所にとっても、保育士の確保につながるメリット。



<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 地域における多様な子育て支援促進事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業内容)</p> <p>○ 地域における子育て中の労働者や主婦等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を実施する。</p> <p>＜事業内容の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設までの送迎を行う。 ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。 ・ 保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。 ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。 ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。 ・ 病児・病後児の預かり ・ 急な残業、出張の際の宿泊を伴う預かり <p>※ 同一の事業について、次世代育支援対策交付金（ソフト交付金）、「病児・緊急対応強化モデル事業」、「病児・緊急預かり対応基盤整備事業（仮称）」による助成を受けている場合は、当該事業については対象としない。</p> <p>(設備・人員等の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計 <p>(利用者の規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計 <p>(利用料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計 <p>(委託費水準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計 <p>(関係者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村：実施主体（運営委託先の選定・監督）など ・ 都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言など ・ 国：事業運営全般に関する相談・助言など

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)

特になし

(期待される効果)

定性的効果：

- ① 地域の労働者の仕事と子育ての両立：労働者が子育てをしながら、働き続けることができる。
- ② 多様な子育てニーズへの対応：集団保育などになじまない病児・病後児の預かり等地域の多様な子育てニーズに対応できる。
- ③ 離職者等の現場訓練（O J T）：事業での就業を通じ、子育て分野のキャリアアップを支援する場とする。
- ④ 地域に密着した運営：市町村が設置し、地元のN P O法人、民間企業団体等に運営委託。

(先行事例)

ファミリー・サポート・センター事業

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 課長補佐 山口正行 / 係長 進士順和
電話番号：03-3595-3274 / ファックス：03-3502-6763
E-mail：yamaguchi-masayuki@mhlw.go.jp / shinji-yoshikazu@mhlw.go.jp

地域における多様な子育て支援促進事業

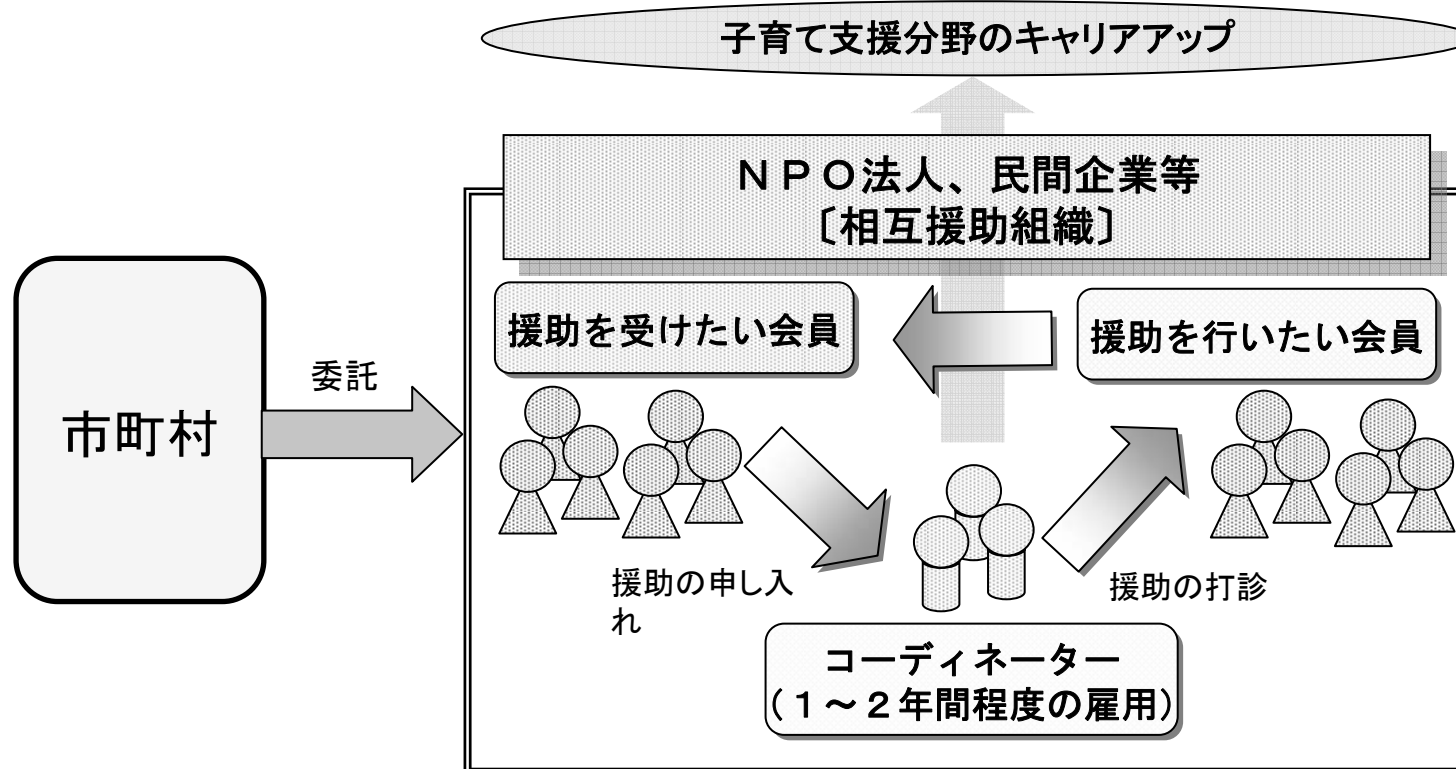
地域における子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

○相互援助活動の例

- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・ 保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・ 病児・病後児の預かり
- ・ 急な残業、出張の際の宿泊を伴う預かり

○当該事業の実施による効果

- ① 地域の労働者の仕事と家庭の両立
- ② 多様な子育てニーズへの対応
- ③ 離職者等の現場訓練(OJT)
- ④ 地域に密着した運営

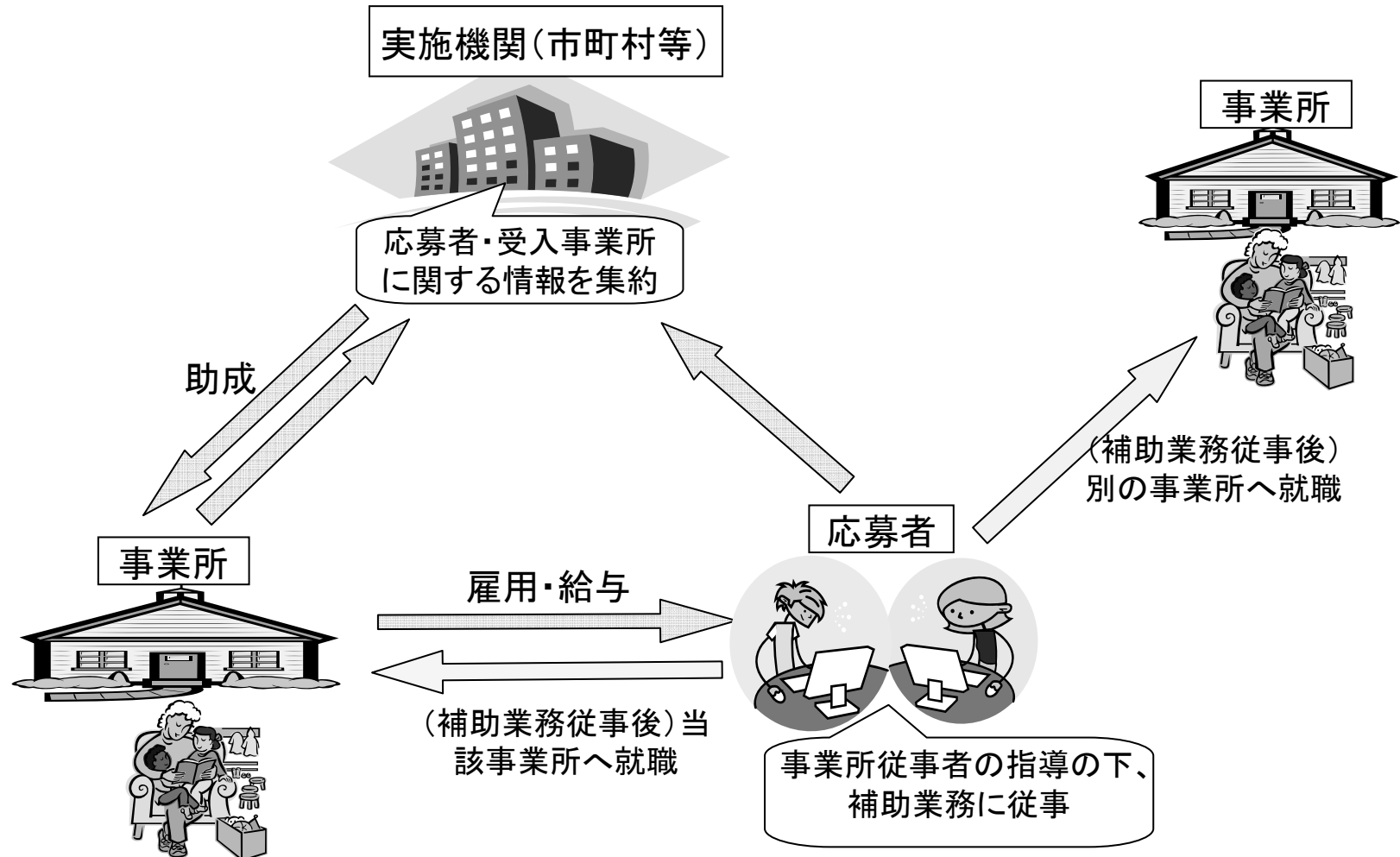


※ 同一の事業について、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)、「病児・緊急対応強化モデル事業」、「病児・緊急預かり対応基盤整備事業(仮称)」による助成を受けている場合は、当該事業については対象としない。

(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 地域子育て支援雇用促進事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 離職者等の応募者に、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業等において、補助業務に従事することにより、収入を得ながら実務経験を積む機会を用意。 ・ その後、急速に需要が増えている子育て支援分野で活躍してもらうもの。 <p>※ 実施機関（市町村、都道府県又は社会福祉協議会等のNPOや社会福祉法人）が、応募者と受入事業所の情報管理、受入事業所に対する助成（＝給与費となる）、実務経験後の雇入れ先となる市町村や事業所の情報収集等を担当。</p> <p>① 離職者等の応募者が、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業等において、当該事業所の従事者の指導の下、1年間程度、補助業務に従事。</p> <p>② 事業所より、給料支給。</p> <p>※事業所に対しては、実施機関が、指導の支援のため、給料相当額の一部を助成。</p> <p>③ 1年後、当該事業所又は他事業所へ就職。</p>
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果： <ul style="list-style-type: none"> ・ 離職者等にとって、収入を得ながら実務経験を得る機会を得られる。 ・ 市町村（又は都道府県）にとっても、人材確保が難しい子育て支援分野の人材育成・人材確保につながる。 ・ 子育て支援の事業所にとっても、業務補助者としての活用、将来の自事業所の人材確保に資する。
(先行事例) 特になし
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 河村のり子 / 係長 小豆澤卓 電話番号：03-3595-2493 / ファックス：03-3595-2313 E-mail：kawamura-noriko@mhlw.go.jp / azukizawa-taku@mhlw.go.jp

地域子育て支援雇用促進事業

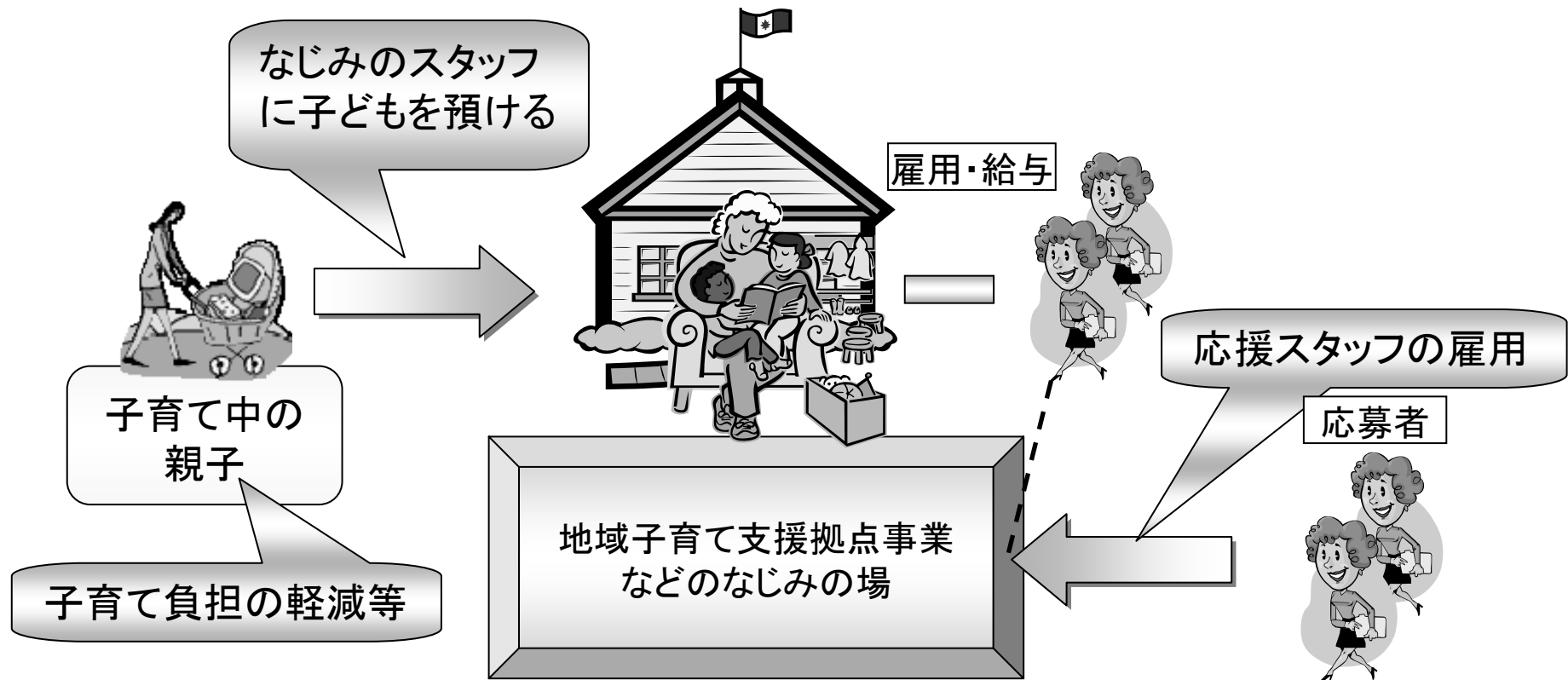
- 離職者等の応募者に、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業等において、補助業務に従事することにより、収入を得ながら実務経験を積む機会を用意。
- その後、急速に需要が増えている子育て支援分野で活躍してもらうもの。
※ 市町村や子育て支援の事業所にとっても、人材確保につながるメリット。



(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) なじみの場所での預かり事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要 親子が日常的に通っている地域子育て支援拠点事業などのなじみの場において、なじみのスタッフに子どもを預けることができるよう、応援スタッフを雇用し、必要な場合に子どもを預かるもの。
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果： ・ 一時預かり事業の量の拡充が十分でない中、身近ななじみの場所で、なじみのスタッフに子どもを預けることができる場を設けることにより、子育ての負担軽減等を図る。
(先行事例) 多数あり
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 河村のり子 / 係長 小豆澤卓 電話番号：03-3595-2493 / ファックス：03-3595-2313 E-mail：kawamura-noriko@mhlw.go.jp / azukizawa-taku@mhlw.go.jp

なじみの場所での預かり事業

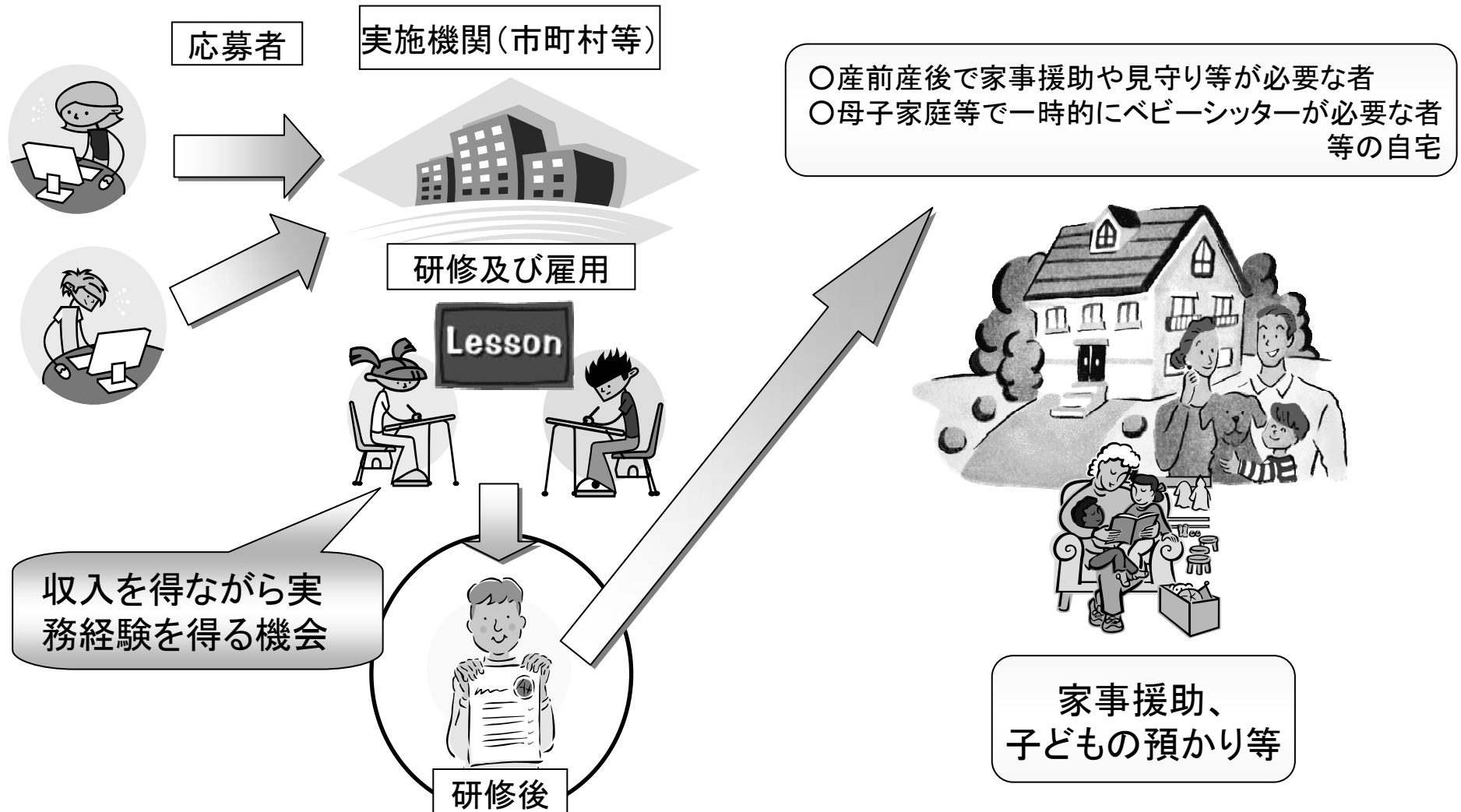
- 親子が日常的に通っている地域子育て支援拠点事業などのなじみの場において、なじみのスタッフに子どもを預けることができるよう、応援スタッフを雇用し、必要な場合に子どもを預かるもの。



(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 出産・子育て応援ヘルパー事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関（市町村又は社会福祉協議会等のNPOや社会福祉法人）において、離職者等の応募者を、研修（労働者の必要に応じて自治体の判断により研修の要否を判断）及び雇用。 ・ それらの者が、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産前産後で家事援助や見守り等が必要な者 ・ 母子家庭等で一時的にベビーシッターが必要な者 等の自宅を訪問し、家事援助、子どもの預かり等を実施。
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし。
(期待される効果) 定性的効果： <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的支援が少ない出産期（産前産後）の支援を拡充する。 ・ 離職者等にとって、収入を得ながら実務経験を得る機会を得られる。
(先行事例) 杉並区「産前・産後支援ヘルパー事業」 北区「産前産後支援・育児支援ヘルパー事業」
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 河村のり子 / 係長 小豆澤卓 電話番号：03-3595-2493 / ファックス：03-3595-2313 E-mail：kawamura-noriko@mhlw.go.jp / azukizawa-taku@mhlw.go.jp

出産・子育て応援ヘルパー事業

- 実施機関(市町村又は社会福祉協議会等のNPOや社会福祉法人)において、離職者等の応募者を、研修(労働者の必要に応じて自治体の判断により研修の要否を判断)及び雇用。
- 研修を受けた者が、産前産後で家事援助や見守り等が必要な者、母子家庭等で一時的にベビーシッターが必要な者等の自宅を訪問し、家事援助、子供の預かり等を実施。



<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 多様な子育て支援人材の養成研修事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの預かり等多様な子育て支援を促進するため、市町村において、そうした多様な子育て支援を担う人材の養成に関する研修を実施するためのコーディネーターを設ける。 ・ 当該コーディネーターは、子育て支援施設、専門職養成校等と連携し、講師の派遣や研修場所の提供等を要請するなど研修事業のコーディネートを行う。 ・ 地元のハローワーク、子育て支援施設、専門職養成校と連携体制を組み、離職者、雇止めされた派遣労働者等未経験者への研修を雇用下で行う。 <p>(設備・人員等の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計 <p>(利用者の規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計 <p>(利用料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計 <p>(委託費水準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計 <p>(関係者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村：実施主体（運営委託先の選定・監督）、連携体制の構築など ・ 都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など ・ 国：事業運営全般に関する相談・助言など
<p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果：</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域における子育て支援人材の充実：地域における子育て支援人材が充実し、地域の子育て支援体制も充実する。 ② 離職者等の現場訓練（OJT）：事業での就業を通じ、子育て分野のキャリアアッ

プを支援する場とする。

- ③ 地域に密着した運営：市町村が設置し、地元のNPO法人、民間企業団体等に運営委託。

(先行事例)

東京都多摩市「子育て支援人材育成研修」等

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 課長補佐 山口正行 / 係長 進士順和

電話番号：03-3595-3274 / ファックス：03-3502-6763

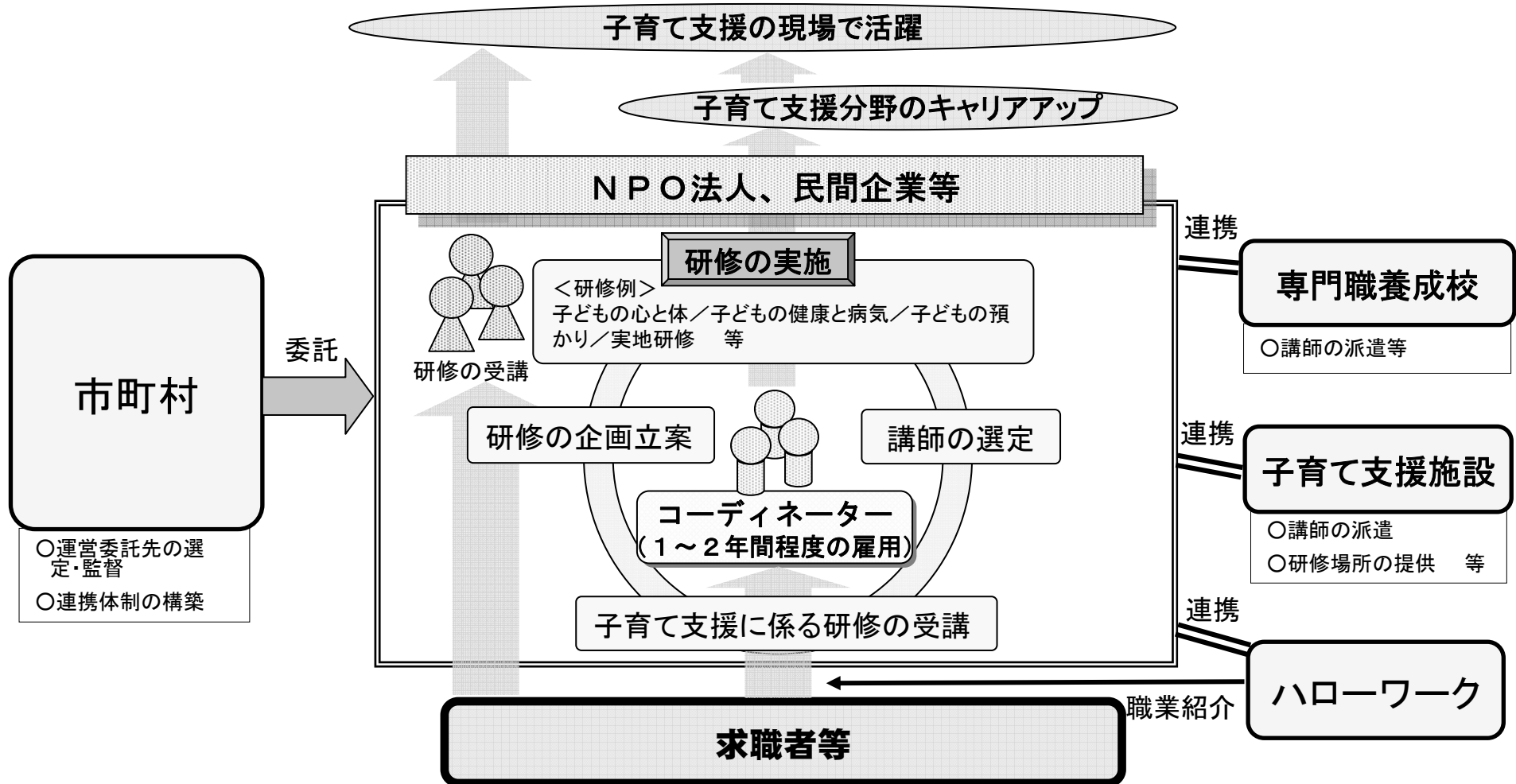
E-mail：yamaguchi-masayuki@mhlw.go.jp / shinji-yoshikazu@mhlw.go.jp

多様な子育て支援人材の養成研修事業

子どもの預かり等多様な子育て支援を促進するため、市町村において、そうした多様な子育て支援を担う人材の養成に関する研修を実施する。

○当該事業の実施による効果

- ① 地域における子育て支援人材の充実 / ② 離職者等の現場訓練(OJT) / ③ 地域に密着した運営



(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 経済的に困難な状況にある女性等の再就職支援事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要 (事業内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的に困難な状況にある女性や育児等を理由として退職し再就職を希望する女性を支援するために、 <ul style="list-style-type: none"> ① 求人の探し方、面接のノウハウ等再就職活動に向けた実践的な内容の講座の開催 ② インターンシップの実施 ③ カウンセラー等による個別の就業相談 等を実施することにより、働くことへの不安感を取り除くとともに再就職に向けて必要な情報を提供するなど、再就職支援事業を行う。 ・ インターンシップの場の提供やカウンセラーの確保等を行うなど、ハローワーク（又はマザーズハローワーク）や、経済団体等関係団体との連携を図り、離職者等をスタッフとして雇用する。 (設備・人員等の基準) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計 (利用者の規模) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計 (利用料) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計 (委託費水準) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計 (関係者の役割) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村：実施主体（運営委託先の選定・監督）、連携体制の構築など ・ 都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など ・ 国：事業運営全般に関する相談・助言
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果：

- ① 地域の女性の再就職に対するきめ細やかな対応：経済的に困難な状況にあり再就職を希望する女性等に対するきめ細やかな対応が可能になる。
- ② 地域の女性の再就職促進：セミナーの受講後など、様々な分野への再就職を促進する場とする。
- ③ 地域に密着した運営：市町村が設置し、地域の女性センター、NPO法人等に運営委託。

(先行事例)

とやま女性のチャレンジ総合支援事業（富山県）等

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

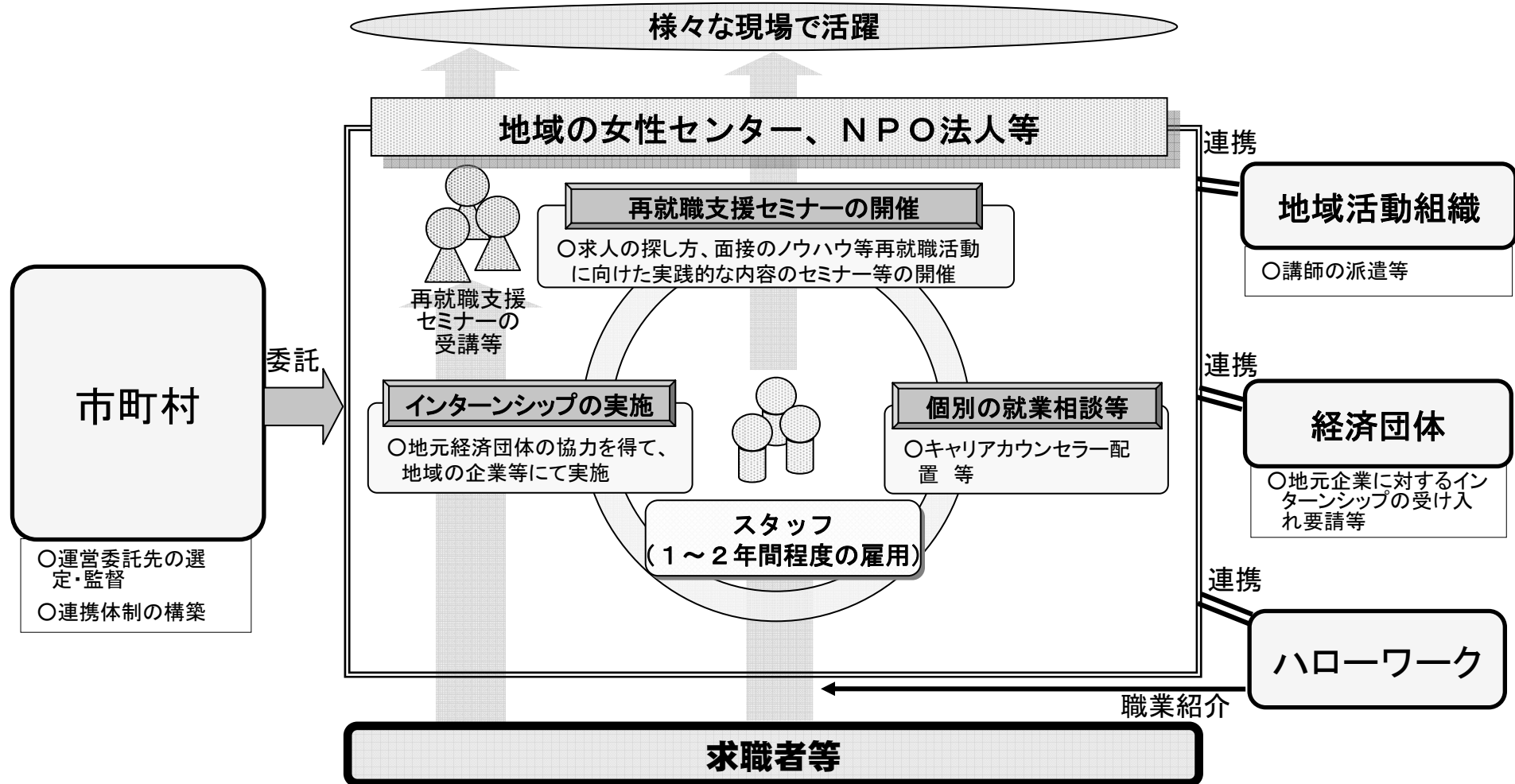
厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 課長補佐 山口正行 / 係長 進士順和
電話番号：03-3595-3274 / ファックス：03-3502-6763
E-mail：yamaguchi-masayuki@mhlw.go.jp / shinji-yoshikazu@mhlw.go.jp

経済的に困難な状況にある女性等の再就職支援事業

経済的に困難な状況にある女性や育児等を理由として退職した女性など再就職を希望する女性を支援するために、再就職支援セミナーの開催などの再就職支援事業を行う。

○当該事業の実施による効果

- ① 地域の女性の再就職に対するきめ細やかな対応 / ② 地域の女性の再就職促進 / ③ 地域に密着した運営



<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 児童虐待防止協力員（応援員）確保事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要 (事業内容) 児童虐待防止対策に関連する事業における様々な場面において、円滑な事業実施に資するため、地域の実情に応じて臨時に協力員（応援員）の確保又は事業の委託等を行う事業。</p> <p>[都道府県レベルで実施する事業例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所において、相談件数の増加に対応するための相談員を確保する事業 ○ 一時保護所において、保護件数の増加に対応するための指導員の確保や、虐待を受けた児童と非行児童子どもの抱える問題に応じた個別対応等を行うための協力員の配置を行う事業 <p>[市町村レベルで実施する事業例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村において、児童家庭相談件数の増加に対応するための相談員を確保する事業 ○ 要保護児童対策地域協議会、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の新規立上げ時や強化促進を図る必要があり、人材確保が必要な時期に、専門性向上のための研修等を行うスーパーバイザーの配置や事務補助員の配置を行う事業（委託での実施も可能。都道府県に配置し、広域で事業を行うことも可能。） <p>[民間企業等で実施する事業例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治体がNPO法人、社会福祉法人等に対して、児童虐待防止対策に関する周知・啓発や電話相談等を委託する事業（委託先において、必要な研修の実施も期待される。）
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域の実情等に応じた柔軟な支援体制が確保される。 ② 児童虐待防止対策事業に資する人材の養成（実務経験）の場となる。 ③ 民間団体等への事業の委託により、地域における児童虐待防止への理解・啓発につながる。
<p>(先行事例) 各自治体において、一時保護所に協力員の配置等を行っている。 地域によっては、児童虐待防止対策の周知・啓発や電話相談等を行っている団体がある。</p>

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 千正康裕 / 係長 西浦啓子

電話番号：03-3595-2166 / ファックス：03-3595-2668

E-mail：senshou-yasuhiro@mhlw.go.jp / nishiura-keiko@mhlw.go.jp

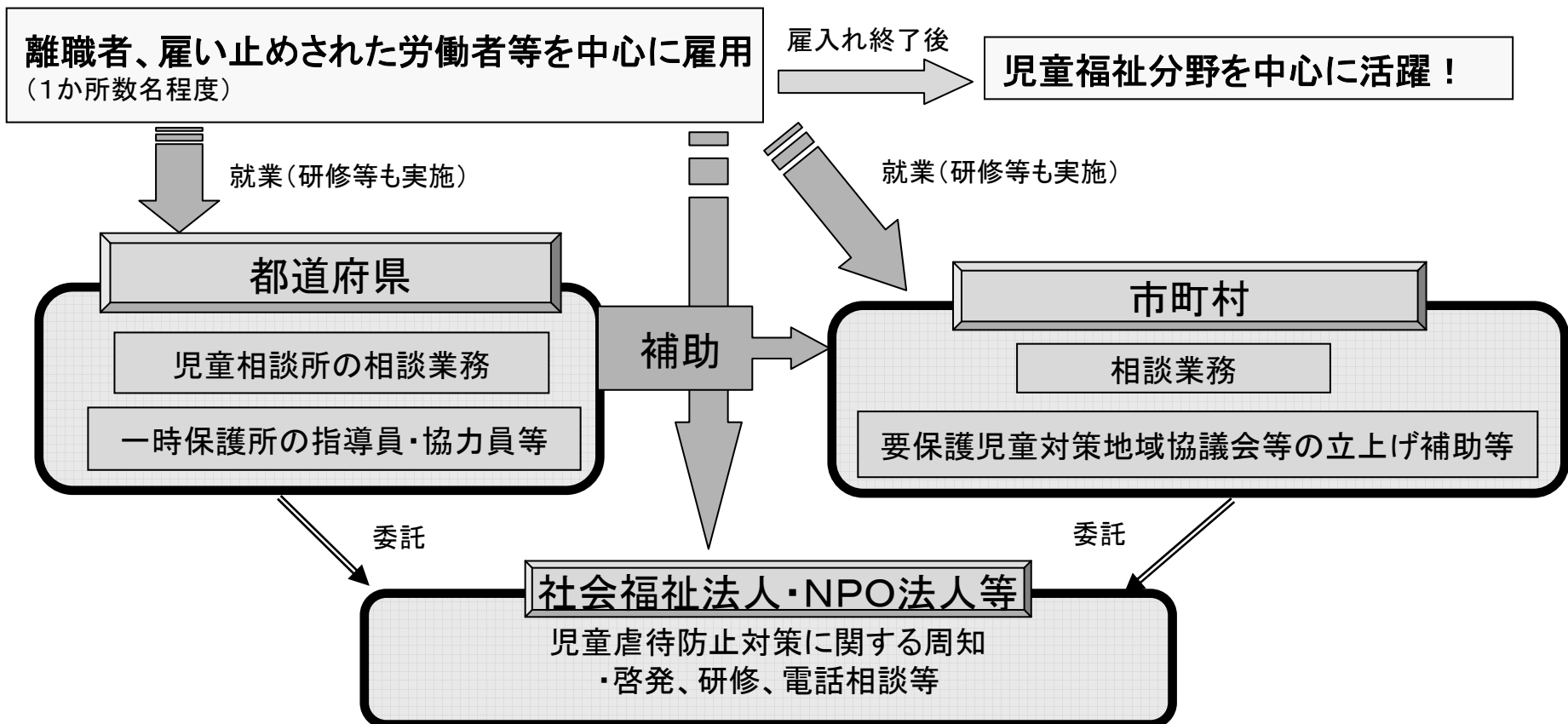
児童虐待防止協力員（応援員）確保事業

【趣旨】

児童虐待防止対策に関係する様々な場面において、円滑な事業実施に資するための人材として、離職者、雇い止めされた労働者、中高年齢者等を中心に雇用することにより、児童虐待防止対策の推進を図りつつ、地域における雇用を創出する。

【メリット】

1. **離職者等の迅速な雇用** 緊急経済対策の財源を活用。既存業務への就業により迅速な雇用確保を実現。
2. **スキル向上** 福祉の現場や施設等における研修、実務経験による福祉分野のスキルの習得・向上。
3. **地域に貢献** 児童虐待件数の増加等による相談窓口等の人員不足に対応し、地域の福祉に貢献。



(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 児童養護施設等の支援向上事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要 (事業内容) ○ 児童養護施設等の入所施設における様々な場面において、補助職員を雇用し、学習やスポーツなどのケアの補助業務、調理補助業務、運転業務など施設の運営に関わる業務を行い、施設の運営体制の充実を図る。 (設備・人員等の基準) 都道府県の自由設計 (利用者の規模) 都道府県の自由設計 (利用料) 都道府県の自由設計 (委託費水準) 都道府県の自由設計
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果： ・都道府県や施設にとって、人材確保により児童へのケアの向上に繋がる
(先行事例) 特になし
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 課長補佐 都甲太 / 係長 河尻恵 電話番号：03-3595-2504 / ファックス：03-3595-2663 E-mail：togou-futoshi@mhlw.go.jp / kawajiri-kei@mhlw.go.jp

児童養護施設等の支援向上事業

【趣旨】

児童養護施設等の入所施設における様々な場面において、円滑な事業実施に資するための人材として、離職者、雇い止めされた労働者等を中心に雇用することにより、これらの施設の運営体制の充実を図りつつ、地域における雇用を創出する。

【メリット】

1. **離職者等の迅速な雇用** 緊急経済対策の財源を活用。既存業務への就業により迅速な雇用確保を実現。
2. **スキル向上** 児童養護施設等における研修、実務経験による児童福祉分野のスキルの習得・向上。
3. **地域に貢献** 児童養護施設等の支援体制の向上により、地域の福祉に貢献。

実施主体：都道府県

離職者、雇い止めされた労働者等を中心に雇用
(1か所1名～数名)

児童指導員としての任用が可能になり、
人材確保に繋がる

一定の実務経験を積み
(3年以上児童福祉事業に従事)

児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設

【業務の例】

- 子どもへのケアの補助業務
 - ・学習指導補助、スポーツ指導補助、レクリエーション指導補助、通院時付添など
- その他施設の運営に関わる業務
 - ・調理補助、自動車運転、環境整備、事務補助など

(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 地域における母子家庭の母等の就業支援強化事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要 (事業内容) 母子家庭等の就業・自立を促進するため、都道府県や市等において、母子家庭の母等の働きやすい環境の整備や職場開拓等に資する事業として以下のような取組を行う事業。 <ul style="list-style-type: none"> ・企業を訪問する訪問員を雇用し、在宅ワーク等の母子家庭の母に適した業務を開拓する。 ・職業訓練や求職活動中の母子家庭の母等の子を預かる託児サービス提供する。 ・各種支援施策や企業ニーズについて関係者間での情報共有を図り、効果的な自立支援を行うため、福祉、労働、企業関係者による協議会を設置・開催する。 ・自宅に引きこもる等地域との繋がりが絶たれている母子家庭等を訪問し、個別相談を行うとともに、地域交流会の開催、就業に向けた教育訓練の斡旋等により、段階を経て自立に向けた支援を行う。
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果： 地域のニーズを踏まえつつ、母子家庭の母等の働きやすい環境の整備等を進めるとともに、職場開拓等を行うことにより就業・自立を促進する。
(先行事例) 特になし
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 課長補佐 堀内宏秋 / 係長 花山亮 電話番号：03-3595-2504 / ファックス：03-3595-2663 E-mail：horiuchi-hiroaki@mhlw.go.jp / hanayama-ryou@mhlw.go.jp

地域における母子家庭の母等の就業支援強化事業

業務開拓や職業訓練中の託児サービスの提供等により母子家庭等の働きやすい環境の整備や職場開拓等に資する事業を行うことにより、地域における雇用を創出するとともに、母子家庭等の就業・自立を促進する。

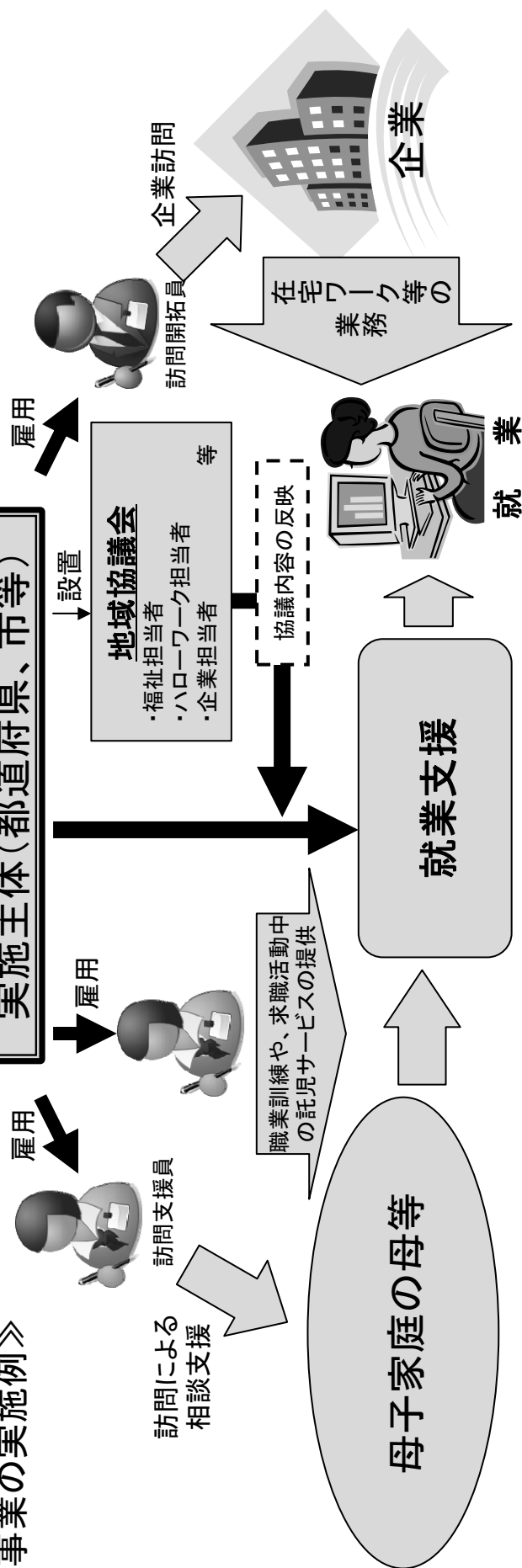
<事業の例>

- ・企業訪問による在宅ワーク等の母子家庭の母に適した業務開拓
- ・職業訓練や求職活動中の母子家庭等の子どもを預かる託児サービスの提供
- ・福祉・労働・企業関係者による協議会の設置
- ・孤立している母子家庭に対する訪問相談、地域交流会の開催実施、就業に向けた職業訓練等の斡旋等の段階的な支援の実施

<効果>

- ・地域における業務の掘り起こし
- ・就業に向けた活動の環境を整えることによるスキルアップの促進
- ・企業のニーズの反映、関係機関の連携による効果的・実践的な就業支援の実施
- ・地域からの孤立の防止
- ・地域における雇用の創出

《事業の実施例》



職業家庭兩立課關係

仕事と家庭の両立支援対策の推進について

(1) 育児・介護休業法の見直しについて

平成 19 年 12 月に取りまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において、急速な少子化の背景として「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造があることが指摘され、この解消に向けて、働き方の見直しによる「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現と次世代育成支援策の再構築の 2 つの取組を「車の両輪」として進めていくことが必要とされた。

働き方の見直しの一環として、仕事と子育ての両立支援を一層進め、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、育児・介護休業法の改正を検討しているところである。

育児・介護休業法は、平成 3 年の法律制定以来、数度の改正を経て、特に女性の育児休業取得率は順調に上昇し 9 割近くに達するなど一定の成果が表れてきている一方、女性の就業状況を見ると、第 1 子出産を機に依然として約 7 割の女性労働者が離職している状況がある。また、男性の育児休業取得率は 1.56%に過ぎず、男性の育児へのかかわりが不十分であり、女性に家事や子育ての負荷がかかっていることが、女性の継続就業を困難にしている状況がある。

こうしたことも踏まえ、育児・介護休業法について、平成 19 年から 20 年にかけて検討を行った有識者による研究会(今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会)報告が平成 20 年 7 月に取りまとめられた。この報告書を参考とし、労働政策審議会雇用均等分科会において同年 8 月末から検討を開始し、去る 12 月 25 日の第 92 回雇用均等分科会において、短時間勤務制度の義務化と男性の育児休業の取得促進等を内容とする仕事と家庭の両立支援対策の充実について報告が取りまとめられ、同日、労働政策審議会から厚生労働大臣に対し、建議が行われたところである。(関連資料 1 (179 頁))

厚生労働省としては、今後、この建議をもとに、育児・介護休業法の改正法案を取りまとめ、改正法案要綱を雇用均等分科会に諮ることとしている。

（２）次世代育成支援対策推進法の改正について（働き方の見直し関係）

少子化の流れを変えるためには、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現が重要な課題の一つとなっており、企業の取組が必要とされている。

「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号）では、常時雇用する労働者が 301 人以上の企業に対し、労働者の仕事と子育ての両立支援に関する取組を記載した一般事業主行動計画を策定し、その旨を厚生労働大臣に届け出ることが義務づけられており、また、適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は厚生労働大臣の認定を受け、「くるみんマーク」を使用することができるとされているところである。

（平成 20 年 12 月末現在における、従業員 301 人以上の企業の届出数は 13,219 社（届出率 98.0%）、努力義務である 300 人以下企業の届出数は 16,405 社、平成 20 年 12 月末現在の認定企業は 634 社）

昨年、改正児童福祉法により次世代育成支援対策推進法の一部が改正され（以下「改正次世代法」という。）、段階的に施行されることとなっている。

働き方の見直しに関する主な改正事項は以下のとおりである。

- ① 一般事業主行動計画の策定・届出の義務付け対象を労働者数 301 人以上企業から 101 人以上企業へ拡大（平成 23 年 4 月 1 日施行）
- ② 一般事業主行動計画の策定・届出が義務付けとなっている企業について、当該行動計画の公表及び従業員への周知を義務付け（平成 21 年 4 月 1 日施行）
（ただし、従業員 101 人以上 300 人以下企業は平成 23 年 3 月 31 日までは努力義務）
- ③ 地域行動計画の策定・変更にあたり、労使を参加させるよう努める規定の創設（平成 21 年 4 月 1 日施行）

等

今後、改正次世代法の円滑な施行に向け、次世代育成支援対策推進センター等の事業主団体とも連携し、企業に対する周知啓発等を強化していくこととしている。各都道府県におかれても、地域行動計画に「職業生活と家庭生活との両立の推進」を盛り込むこととされており、その策定段階において、住民の意見の他、事業主、労働者など関係者の意見を幅広く聴取し、行動計画に反映していただくとともに、企業の一般事業主行動計画策

定・届出の促進についても、都道府県労働局や次世代育成支援推進センター等事業主団体との連携を深めるなどのご協力をお願いしたい。

なお、連携の一環として、都道府県労働局から都道府県、次世代育成支援対策推進センターに対し、管内企業の名簿の情報提供を検討しているところである。

また、現在都道府県における企業の次世代育成支援（両立支援）を後押しする制度等について、各都道府県次世代育成支援対策担当課あてに照会しているところであり、こちらについても情報を共有化したいと考えている。

さらに、認定を受けた企業が使用できる「くるみんマーク」が住民の方々に周知されることにより、企業の更なる取組促進が期待できることから、「くるみんマーク」の住民等に対する周知についても、引き続き都道府県のご協力をお願いしたい。



認定マーク「くるみん」

なお、特定事業主行動計画については、都道府県においては、全ての都道府県が策定済みとなっているものの、市区町村においては、策定済みが約97%（平成20年10月1日現在）となっている。

都道府県においては、管内に未策定の市区町村がある場合は、早期の計画策定について働きかけをお願いしたい。

(3) ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化モデル事業の実施等について

① 趣旨

地域における病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり、早朝・夜間の緊急時の預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）を促進するため、ファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児の預かり等を行うモデル事業を実施し、「緊急サポートネットワーク事業」は廃止することとした。

しかしながら、ファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児の預かり等を来年度から実施することが困難な地域においては、事業が地域へと円滑に移行されるよう、暫定措置として、国の委託事業（「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」）を実施することとする。

病児・病後児の預かり等については、今後、地域において実施していくという方針の下、国の事業として暫定的に実施する「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」の委託先団体とも連携のうえ、各市町村における事業実施について積極的な検討をお願いしたいため、都道府県におかれては、管内市町村に対する周知や実施を促していただきたい。

本件については、平成21年2月16日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長補佐名事務連絡「ファミリー・サポート・センター事業における『病児・緊急対応強化モデル事業』の評価基準（案）等について」により、次世代育成支援担当課長あてにお知らせしているところであり、同事務連絡についても参考にされたい。

② 病児・緊急対応強化モデル事業（案）

（ファミリー・サポート・センター事業の機能強化）

【次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）】

◇事業内容等

ファミリー・サポート・センターにおいて、病児・病後児の預かり等を実施した場合にポイントを配分する。

なお、ファミリー・サポート・センターを設置していない市町村が、「病児・緊急対応強化モデル事業」のみを実施する場合においてもポイント配分の対象とする。

ポイント設定については、「病児・緊急対応モデル事業」に適用されるものであり、モデル事業終了後の平成23年度以降に、実績等を踏まえて必要な見直しを行う予定である。

◇実施要件・ポイント配分

（別冊（総務課 少子化対策企画室）資料4「次世代育成支援対

策交付金交付要綱」新旧対照表（案）、同資料5「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」 新旧対照表（案）参照

※ 会員への講習の実施については、別添の項目、時間を概ね満たす講習会を開催すること。

③ 参考

病児・緊急預かり対応基盤整備事業

【国の委託事業】 ※平成22年度までの時限実施

ア 事業内容等

将来のファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児の預かりや緊急時の預かりの実施を目指し、各地域においてサービス提供者の育成・ニーズの把握及び病児・緊急預かり等を行うなど、病児・緊急預かりを地域において円滑に実施するための基盤整備を国の委託事業として暫定的に行う。

(ア) ニーズの把握

病児・緊急預かり等のニーズ及びサービス提供者の把握などを行う。

(イ) 周知・広報

病児・緊急預かり等を実施する趣旨・必要性を自治体、企業、市民に周知し事業の拡大を図る。

(ウ) 関係機関との連携強化

病児・緊急預かり等を実施するに当たって連携が必要な医療機関、病児保育施設等との連携を図り、事業の円滑な実施のための情報交換、検討を行う。

(エ) サービス提供者の確保及び研修

看護師、保育士等の有資格者や深夜宿泊等の変則的な時間において対応が可能な者を確保し、必要な知識、技術を付与する研修を実施する。

(オ) 病児・緊急預かり等の実施

病児・緊急預かり等の援助を行いたい者と、援助を受けたい者の間の連絡調整等を行う。

イ 委託先 民間団体（企画競争により選定）

ウ その他

ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化事業の実施地域と重複がないように実施地域を調整する。

別添

講習カリキュラム（例）

講座項目	講 師	時間
1. 保育の心	保育士・保健師	2 時間
2. 心の発達とその問題	発達心理の専門家 ・ 保育専門学校の講師 ・ 幼児教育に携わっている人	4 時間
3. 身体の発達と病気	小児科医	2 時間
4. 小児看護の基礎知識	看護師・保健師	4 時間
5. 安全・事故	医師・保健師・保育士	2 時間
6. 子どもの世話	保育士・保健師	2 時間
7. 子どもの遊び	保育士	2 時間
8. 子どもの栄養と食生活	栄養・保育学科栄養学の専門家 ・ 管理栄養士	3 時間
9. 事業を円滑に進めるために	ファミリー・サポート・センター担 当者	3 時間
合	計	2 4 時間

(職業家庭兩立課 関連資料)

「仕事と家庭の両立支援対策の充実について」 (労働政策審議会建議)の概要(平成20年12月25日)

【趣旨】

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を行う。

【主な内容】

1 子育て中の働き方の見直し

(1) 短時間勤務制度の義務化

- 短時間勤務制度について、3歳に達するまでの子を養育する労働者に対する措置義務とする。
- 業務の性質又は事業場の実態に照らし、短時間勤務とすることが難しい労働者については、労使協定により、措置の対象から除外できることとし、対象外となった労働者に対しては、フレックスタイム制度等の代替措置を講ずることを義務付ける。

(2) 所定外労働の免除の義務化

- 所定外労働の免除について、3歳に達するまでの子を養育する労働者の請求により対象となる制度とする。

2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合に、育児休業取得可能期間を子が1歳2か月に達するまでに延長する。この場合、父母1人ずつが取得できる休業期間(母親の産後休業を含む。)の上限については、現行と同様1年間とする。
- 出産後8週間以内の父親の育児休業取得を促進するため、この期間に父親が育児休業を取得した場合には、特例として、育児休業の再度の取得を認める。
- 労使協定による専業主婦(夫)除外規定を廃止する。

3 子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備

(1) 子の看護休暇制度の拡充

- 付与日数を小学校就学の始期に達するまでの子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日とする。

(2) 介護のための短期の休暇制度の創設

- 要介護状態にある家族の通院の付き添いなどに対応するため、介護のための短期の休暇制度を設ける。付与日数については、要介護状態にある家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日とする。

4 実効性の確保その他所要の規定の整備

- 苦情処理・紛争解決の援助のため、労働局長による紛争解決の援助及び調停の仕組み等を設ける。
- 勧告に従わない場合の公表制度や、報告を求めた際に虚偽の報告をした者等に対する過料を設ける。

父親も子育てができる働き方の実現

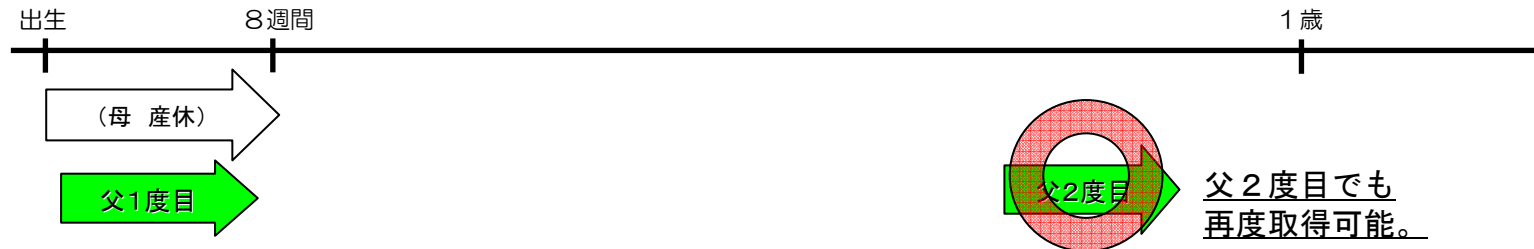
(1) 父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長

- 父母ともに育児休業を取得する場合、子が1歳2か月に達するまでの間に、1年まで休業することを可能とする。



(2) 出産後8週間以内の父親の育児休業取得促進

- 配偶者の出産後8週間以内に、父親が育児休業を取得した場合には、特例として育児休業を再度取得できるよう要件を緩和する。



(3) 労使協定による専業主婦（夫）取得除外規定の廃止

- 労使協定を定めることにより、配偶者が専業主婦（夫）である場合等、常態として子を養育することができる労働者からの育児休業取得の申出を事業主が拒むことを可能としている規定を廃止する。

育児・介護休業法の概要

育児休業・介護休業制度

- 子が1歳(一定の場合は、1歳半)に達するまでの育児休業の権利を保障※
 - 対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業の権利を保障※
- ※一定の条件を満たした期間雇用者も取得可能

子の看護休暇制度

- 小学校就学前まで、年に5日を限度として看護休暇付与を義務づけ

時間外労働の制限

- 小学校入学までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限

深夜業の制限

- 小学校入学までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、深夜業を制限

転勤についての配慮

- 労働者を転勤させる場合の、育児又は介護の状況についての配慮義務

勤務時間短縮等の措置

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者に対し、次の①～⑦のいずれかの勤務時間短縮等の措置を事業主に義務づけ
 - ①短時間勤務制度
 - ②フレックスタイム制
 - ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
 - ④所定外労働の免除(育児のみ)
 - ⑤託児施設の設置運営等(育児のみ)
 - ⑥育児・介護費用の援助措置
 - ⑦育児休業の制度に準ずる措置(育児のみ)
- 3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対しては努力義務。

不利益取扱いの禁止

- 育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止

次世代育成支援対策推進法が改正されます！

我が国における急速な少子化の進行等の現状にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることが喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、地域や職場における、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、児童福祉法等の一部を改正する法律が、平成20年12月3日に法律第85号として公布され、次世代育成支援対策推進法の一部が改正されます。(以下「改正法」という。)

改正法(一般事業主関連部分)のポイント及び施行日については、以下のとおりです。



改正法のポイント

1. 行動計画の公表及び従業員への周知の義務化

仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の公表・従業員への周知が、101人以上の企業は義務(※101人以上300人以下企業は平成23年3月31日までは努力義務)、100人以下の企業は努力義務となります。(平成21年4月1日施行)

	現 行	平成21年4月1日以降	平成23年4月1日以降
301人以上企業	規定なし	義務	義務
101人以上300人以下企業		努力義務	義務
100人以下企業			努力義務

※ 義務及び努力義務の規定はそれぞれ上欄に掲げる日以降に策定又は変更した行動計画について適用されます。なお、平成21年3月31日までに届け出た行動計画については、義務ではありませんが自ら公表、周知することを妨げるものではありません。

2. 行動計画の届出義務企業の拡大(従業員101人以上企業へ)

一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大されます。(平成23年4月1日施行)

	現 行	平成23年4月1日以降
301人以上企業	義務	義務
101人以上300人以下企業	努力義務	義務
100人以下企業		努力義務

家庭福祉課関係

1. 社会的養護体制の拡充について

(1) 後期行動計画の策定について

次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画の策定に際し、社会的養護が次世代育成支援対策に含まれることが、改正児童福祉法により、法律上明確化されたところである。これを踏まえ、国の行動計画策定指針の改正案では、地域の実情に応じ社会的養護体制の充実を図るため、社会的養護の提供量を見込む際に勘案する事項のほか、家庭的養護の推進や施設機能の見直し、自立支援策の強化、人材確保のための仕組みの強化等、今後都道府県が計画を策定するに当たっての方向性や考え方をお示ししたところである。

昨年10月に実施した社会的養護ニーズ把握調査の結果等に基づき、社会的養護を必要とする児童数の見込み方等については具体的な例をお示しすることとしているので、指針と合わせて参考とし、各自治体におかれては計画の策定作業を進められたい。

(2) 里親制度の改正等について

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。里親制度は、そのような観点から、社会的養護の諸施策の中でも極めて重要なものの一つであり、その拡充を図る必要がある。(関連資料1(205頁))

このため、改正児童福祉法により里親制度の見直しを行うこととしたところであり、里親制度の改正内容の詳細や、本年4月の施行までの準備等については、1月の主管課長会議において説明したところである。

各自治体においては、里親制度の変更に伴う手続き等について里親への周知や研修の実施等をお願いする。特に、施行日の時点で児童を委託している養育里親については、必要な研修を受講しないと里親手当が新手当額にならないため、ご留意願いたい。

また、里親制度の拡充を実際に進める上で、里親制度の普及啓発や里親に対する訪問相談等の支援を充実させることは極めて重要なことである。「里親支援機関事業」(関連資料2、3(206頁、207頁))については、里親会等に事業の一部を委託する等の工夫をこらし、積極的かつ効果的な実施を図られたい。また、好事例等について紹介していきたいと考えているため、その際にはご協力をお願いしたい。

(3) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設について

社会的養護において家庭的な養護を推進するという観点から、改正児童福祉法により小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）を平成21年度より創設することとしたところである。

ファミリーホームの基準等については1月の主管課長会議及び児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（案）（以下「省令案」という。）でお示ししているほか、詳細については、別冊（交付要綱、実施要綱等）資料12「小規模住居型児童養育事業実施要綱（案）」のとおりである。

ファミリーホームの単価に含まれているものについては、次のとおり1月の主管課長会議でお示したが、詳細は別冊（交付要綱、実施要綱等）資料3のとおりである。

[事務費]

常勤職員1名、非常勤職員2名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

[事業費]

一般生活費、教育費、医療費等里親と同様

今後、この事業が増えることにより、家庭的な環境の下での養護の一層の充実を図ることができるものと考えている。当該事業は新しい事業であることから、各自治体においてファミリーホームを今後実施したいという希望者がある場合には、手続きや実施時期等についてよく相談をしながら進めていただくようお願いする。

また、ファミリーホームに入居した児童に係る障害児通園施設等の取扱いについては、別冊（交付要綱、実施要綱等）資料10のとおりとしているため、障害児担当部局とも連携の上、適切に対応されたい。なお、児童デイサービスの利用についてもあわせて整理しているため、ご承知をお願いしたい。

(4) 施設退所後の支援について

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い。このような子どもたちの自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子どもを受け止め、社会的に自立できるよう継続的に支援を行うことが重要である。

① 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の拡充

改正児童福祉法による児童自立生活援助事業の見直しについては、1月の主管課長会議及び省令案でお示ししているほか、詳細については、別冊（交付要綱、実施要綱等）資料13「児童自立生活援助事業の実施について（一部改正案新旧表）」のとおりである。

自立援助ホームの単価に含まれているものについては、次のとおり1月の主管課長会議でお示ししたが、詳細は別冊（交付要綱、実施要綱等）資料3のとおりである。

[事務費]

常勤職員2名、非常勤職員1名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

[事業費]

一般生活費、被虐待児受入加算費、特別育成費、職業補導費、葬祭費

この事業については、改正児童福祉法（改正後の児童福祉法第33条の6第1項）で、その実施が地方自治体の義務とされたところであり、各自治体においては自立援助ホームの設置促進に積極的に取り組んでいただくようお願いする。（関連資料4（208頁））

② 地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施

平成20年度より、施設等を退所した子ども達が、生活や就業に関して気軽にスタッフに相談できる体制を整備するとともに、自助グループにおいて相互の意見交換等を行うことができるような場を提供するなど、施設退所者等の地域生活を支援する「地域生活・自立支援事業」をモデル事業として実施しているところである。

平成20年度は4か所の実施となっているが、新たに実施を希望する自治体があれば協議されたい。また、今後好事例を全国に広めていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。（関連資料5（209頁））

③ 身元保証人確保対策事業の活用

児童養護施設等を退所する子ども等について、自立に向けた支援は大きな課題であり、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように支援することは極めて重要である。

このため、平成19年度から、子ども等が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施している。施設等において本事業を活用していただくよう、周知等をお願いしたい。

（5）児童福祉施設等におけるケアの充実について

① 施設の小規模化の推進

近年、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しているが、虐待等により愛着障害を起こしている子どもに適切なケアを行い、他者との関係性を回復していくためには、これまでの大規模集団による養育では限界があり、でき

る限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係性を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められている。

このような趣旨から、ケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施並びに児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設の設置を進めており、子ども・子育て応援プランにおいては、平成21年度までにあわせて845か所を計画的に整備していくこととされている。(関連資料6(210頁))

平成20年7月からは小規模グループケアの複数設置(1施設あたり2か所まで)を認め、地域小規模児童養護施設についても2か所目以降の設置要件を緩和(本体施設の入所率:95%以上→90%以上)するなど、ケア形態の小規模化の一層の推進を図ることとしたところである。

平成21年度予算案においては、このプランの最終年に当たることから、引き続き計画に基づいた対象か所数の増を図ることとしており、これを活用してケア形態の小規模化の推進に努めていただきたい。

② 幼稚園費の創設

平成18年10月現在、児童養護施設に入所している3～5歳児は約4,500人となっている。

児童養護施設、里親等に措置されている児童についても幼児期から適切な教育を行うとともに、学校教育に円滑につなげる必要があることから、平成21年度予算案においては、幼稚園の就園に要する経費(就園奨励費を控除した額)を支弁し、未就学児童の支援を図ることとしたので積極的に活用されたい。

③ 教育費の拡充

近年の社会経済情勢の変化に伴い、児童養護施設等に入所している児童も進学への意欲が高まってきており、平成21年度予算案においては、児童養護施設等に措置されている中学生の学習塾に係る経費を支弁対象とすることとしたところである。

また、学校における放課後の部活動は、入所児童が社会性を身に付ける上でも重要なものであることから、児童養護施設等に措置されている中学生の部活動に係る経費についても併せて支弁対象とすることとしたところであるので積極的に活用されたい。

④ 基幹的職員の配置

社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。具体的には、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員(スーパーバイザー)の配置を義務付ける必要がある。

ことが指摘されている。

平成21年度予算案においては、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設することとしたところである。研修事業の詳細については、別冊（交付要綱、実施要綱等）資料14「基幹的職員研修事業実施要綱（案）」のとおりであるが、さらに具体的なカリキュラム例について今年度中にお示しする予定である。

基幹的職員の人件費の改善に要する費用については、都道府県が実施する研修を受講しなければ対象とならないため、各自治体においてはできるだけ早期に当該研修の実施をお願いする。

なお、この研修の研修講師等を務める指導者養成研修を、平成21年度より国立武蔵野学院において実施することとしており（関連資料7（211頁））、各都道府県の専門家や施設関係者等の参加にご配慮いただき、都道府県の基幹的職員研修の内容の確保・向上に努めていただくようお願いする。

⑤ 児童家庭支援センターの拡充

児童家庭支援センターについては、改正児童福祉法により、本年4月から、施設附置の要件を廃止し、施設に附置されていなくとも児童家庭支援センターとなることを可能としたところである。

また、平成21年度予算案においては心理療法担当職員について、常勤化（一部）したところである。

法改正後の要件については、

都道府県知事が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託先として適切な水準の専門性を有する機関であると認めたものであり、

ア 相談・支援を担当する職員及び心理療法等を担当する職員を配置すること

イ 夜間や緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならないこと

ウ 児童相談所など一時保護、ショートステイ等を実施できる機関と連携体制が取れていること

とする予定であり、詳細は別冊（交付要綱、実施要綱等）資料15「児童家庭支援センターの設置運営について（一部改正案新旧表）」のとおりである。

運営機関としては、例えば児童虐待関係で相談実績を有する団体、妊産婦に対する相談支援を行っている医療機関などを想定している。

こうした機関を積極的に活用することにより児童家庭支援センターの設置促進を図っていただくようお願いする。また、今後好事例を全国に広めていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。（関連資料 8（217頁））

なお、児童家庭支援センター運営モデル事業については、平成 18 年度以降実施実績がないこと等から、平成 20 年度限りで廃止することとする。

（6）被措置児童等虐待の防止について

改正児童福祉法により、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みを整備することとしたところである。

1 月の主管課長会議において、「被措置児童等虐待ガイドライン(案)」について説明を行ったところであるが、都道府県においては、被措置児童等虐待に関して、都道府県の関係部局（社会的養護施設を所管する部局、障害児の施設を所管している部局など）の連携体制や通告等があった場合の具体的対応等の体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備することに加え、関係施設の協議会等との連携・協議を強化し、また、被措置児童等への周知や子どもの権利についての学習機会の確保を図ることをお願いする。

その上で、子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いする。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いする。

すべての関係者が子どもの最善の利益の観点をしっかり持ち、法律事項についてはもちろんのこと、運用面での取組も含め、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応等のための様々な取組を総合的に進められたい。

2. 児童養護施設等の整備について

児童福祉施設等の施設整備については、「児童福祉施設最低基準」、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」、「婦人相談所設置要綱」（昭和 38 年 3 月 19 日厚生省発社 35 号）の設備基準により行われて

いるところであるが、これを遵守することのみならず、次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「交付金」という。）に係る整備計画策定にあたっては、入所者の居住環境に十分配慮した施設整備をお願いする。

特に、入所者の居室については「児童福祉施設最低基準」等で一室の定員及び一人当たりの面積が定められているが、創設や増改築に当たっては、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に十分配慮し、個室化を積極的に進められたい。

また、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、平成21年度までに児童養護施設等のケア形態の小規模化を計画的に推進することとしているので、「地域小規模児童養護施設」、「小規模グループケア」の積極的な整備の推進に努められたい。

平成21年度予算案において、小規模住居型児童養育事業・児童自立生活援助事業を実施するための施設（以下、それぞれ「ファミリーホーム」・「自立援助ホーム」という。）及び小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の整備費を次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とするとともに、心理療法室整備加算・親子生活訓練室整備加算・通所部門加算の対象となる施設を拡大することとしているので積極的に活用し、入所児童等に対するケア体制の充実に努められたい。

（各加算について拡大される施設種別）

・心理療法室

現行対象施設：児童養護施設、情緒障害児短期治療施設

追加対象施設：乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設

・親子生活訓練室

現行対象施設：児童養護施設、乳児院

追加対象施設：児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設

・通所部門

現行対象施設：児童自立支援施設

追加対象施設：情緒障害児短期治療施設

また、ファミリーホーム・自立援助ホームの整備にあたっては、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業の対象となるとともに、自立援助ホームの融資率については平成21年度に75%から80%に改善される予定であるので了知されたい。

3. 総合的な母子家庭等自立支援策の展開について

(1) 児童扶養手当について

① 児童扶養手当の手当額について

児童扶養手当の手当額については、「児童扶養手当法」、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定を行うこととされている。

平成20年度の児童扶養手当額は、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定による特例措置により、「児童扶養手当法」の規定による本来額とは異なる特例額とされており、その額は本来額よりも1.4%高い額とされている。

平成21年度の児童扶養手当額については、平成20年の全国消費者物価指数の上昇が対前年1.4%であるため、平成21年度は本来額が特例額と並び、手当額は本来額によることとなるが、結果的に平成20年度の特例額と同額に据え置かれることとなる。

手当額

	(平成20年度)		(平成21年度)
全部支給(月額)	41,720円	→	据え置き
一部支給(月額)	41,710円	→	据え置き
			～9,850円

② 児童扶養手当の一部支給停止について

平成20年4月分の児童扶養手当より実施されている児童扶養手当一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務について、多大なご尽力とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

各自治体におかれては、一部支給停止適用除外手続を行っていない受給資格者との連絡、手続の支援等に引き続きご尽力をいただいていることと存じ上げるが、こうした支援をさらに進めていただくとともに、手続を行った受給資格者については、一部支給停止措置の決定を取り消した後、速やかに差額を随時支払うなど、受給資格者の立場に立ったきめ細かい対応を今後ともお願いしたい。

また、就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられないために一部支給停止となった方に対しても、現況届などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取り組みを促していただくようお願いする。

(関連資料9、10(218頁、219頁))

(2) 母子家庭等の就業支援対策の充実・強化について

母子家庭等自立支援対策については、平成14年に母子及び寡婦福祉法等が改正され、平成15年度から、①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策の4本柱による自立・就業に主眼を置いた総合的な自立支援策を展開しているところであるが、母子家庭の平均年間収入はなお低い水準にあり、低所得世帯が多くを占める状況に大きな変化はみられないところである。

経済・雇用環境が非常に厳しい状況にある中、母子家庭等の自立促進のためには、一層、就業支援に力を入れていく必要があるが、各事業については、未実施の自治体もなお多いことから、未実施の自治体におかれては事業の空白地がなくなるよう早急に事業を開始するとともに、既に事業を実施している自治体においても、積極的な取組を行うことにより、母子家庭の就業の促進が図られるようお願いする。

また、就業支援に関する施策については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策を実施しており、母子家庭の母等の就業支援を推進するためには、それらの施策も活用することが必要である。そのため、各自治体におかれては、ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、それらの実施している施策も含め広報等を行うとともに、各事業の実施にあたってはよく連携し、効果的な実施に努められたい。

さらに、前述の児童扶養手当の一部支給停止措置に関しては、児童扶養手当担当部局と就業支援等担当部局とが連携しつつ、各種就業支援施策の周知やそれらの利用に向けた働きかけについて、特段の配慮をお願いしたい。

① 母子家庭等就業・自立支援事業

ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、センターの設置については全国的にサービスの体制が整ったところであるが、就業支援事業等の各メニュー事業ごとの実施状況をみると、自治体によりかなり差がある状況である。一貫した就業支援サービス等を提供するという事業の趣旨に鑑みれば、全てのセンターにおいて、全てのメニュー事業が実施されることが望ましいので、未実施のメニュー事業がある自治体におかれては、早急に実施することをお願いする。(関連資料11(220頁))

また、本事業の実施にあたっては、(1)職業紹介の許可の取得、(2)ホームページの開設等により効果的な事業の実施に努めるとともに、(3)平日の夜間や土日祝日における相談の実施、(4)相談中や講習中に子供を預かる託児コーナーの設置、(5)女性相談員の設置等、母子家庭の生活実態に即した実施が可能となるよう、きめ細かな支援体制を整備されたい。

イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、母子家庭の母等が、できるだけ身近な地域において就業支援が受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としたものである。都道府県等におかれては、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウの一般市等への提供や、一般市等が行う事業と連携しその実施を支援する等、より多くの一般市等において事業が実施されるようご協力をお願いしたい。

② 母子自立支援プログラム策定等事業

ア 母子自立支援プログラム策定等事業

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭の実情に応じた支援が重要となる。

本事業については、都道府県や市等が母子家庭の母の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するものであり、個別的なきめ細やかな支援を行う上で極めて有効な事業である。そのため、平成19年12月に策定した『福祉から雇用へ』推進5か年計画』においても、①平成21年度までに実施自治体の割合を100%とし、②平成23年度までにプログラム策定件数を2万件とすることを目標として掲げているところであり、未実施の自治体については早急に取り組むとともに、実施している自治体におかれても、積極的に取り組まれない。

また、平成20年度から、直ちに就業活動に移行できない母子家庭の母について、就業意欲を醸成するためにボランティア活動等を行う就業準備支援コース事業を創設しているので、各自治体におかれては、積極的な実施にご協力いただきたい。

なお、本事業については、児童扶養手当の一部支給停止措置に関しても、就業に向けた活動の一つとして活用が図られるものと考えられることから、児童扶養手当担当部局とよく連携して積極的な活用を図りたい。

イ 生活保護受給者等就労支援事業

母子自立支援プログラム策定等事業と関連して、児童扶養手当受給者等を対象に、ハローワークが、福祉事務所等と連携して就労支援プランを策定する「生活保護受給者等就労支援事業」を実施しているところである。そうした中、母子自立支援プログラム策定員等の母子家庭の支援担当者からハローワーク等に対する支援要請が円滑に行われ

ないケースが見受けられることから、昨年10月に、ハローワーク等に対する円滑な支援要請が行われるような体制整備等について、事務連絡により依頼しているところであるので、管内の市等も含め特段の配慮をお願いする。

また、プログラム策定に当たって、予めハローワークに個人情報を提供することについて本人の同意を得た上で策定する等、円滑な支援要請が可能となるような工夫をお願いしたい。(関連資料12(221頁))

③ 母子家庭自立支援給付金事業

就業経験の少ない母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間、養成機関に通うことが必要になることから、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

そのため、本事業のうち、養成機関に通う期間中の生活費の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費について、より多くの母子家庭の母の資格取得を促進する観点から、平成20年度第2次補正予算により支給期間を「修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)」から「修業期間の後半1/2の期間(上限18か月)」に延長することとしたところであるので、各自治体におかれては、母子家庭の母や養成機関に対する適切な周知についてお願いしたい。(関連資料13(230頁))

また、①高等技能訓練促進費における所得水準に応じた給付額の設定及び②入学支援修了一時金の支給については、平成21年度から具体的な適用が始まることから、課税状況の確認等事務に遺漏なきよう実施されたい。

また、母子家庭自立支援給付金事業については、『福祉から雇用へ』推進5か年計画において、平成21年度までに実施自治体の割合を100%とすることを目標として掲げているところであり、未実施の自治体については早急に取り組みされたい。

④ 日本版デュアルシステムの拡充

平成20年度から、公共職業訓練において、日本版デュアルシステムが拡充され、母子家庭の母等も含めた職業能力形成機会に恵まれなかった方々を対象に、独立行政法人雇用・能力開発機構を通じ、専門学校等の民間教育訓練機関等における座学と企業での実習を一体的に組み合わせた委託訓練を実施しているところである。

各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。(都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。)(関連資料14(231頁))

⑤ 技能者育成資金貸付の拡充

平成20年度から、委託訓練活用型デュアルシステム受講者等に対し、訓練受講期間中の生活費等について、独立行政法人雇用・能力開発機構から貸付けを行ってきたところであるが、平成20年度第1次補正予算において、貸付額の引上げを行うとともに、母子家庭の母等について、一定の要件を満たした場合の返還免除制度を創設したところである。

また、第2次補正予算においても、対象者に離職した派遣労働者等を追加するとともに、返還免除要件の緩和及び扶養家族を有する方々に関して貸付額の引上げを行うこととしたところである。

各自自治体におかれては、これらについて、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。(都道府県等におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。)(関連資料15(232頁))

⑥ 中小企業雇用安定化奨励金

平成20年度から、有期契約労働者の雇用管理の改善のために、中小企業事業主が、正社員への転換制度を設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合等に、ハローワークにおいて奨励金を支給する中小企業雇用安定化奨励金事業を実施しているところである。

本事業については、対象となる労働者に母子家庭の母がいる場合に、支給要件の緩和等の拡充措置があるところであり、各自自治体におかれては、ハローワークと連携し、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお願いしたい。(都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。)

⑦ 母子家庭の母等の特性に応じた職業訓練コースの開発・実施

母子家庭の母等については、DVや離婚等により精神的にダメージを受けている方々もおり、そのような方々については、支援においてもきめ細やかな配慮が必要である。そのため、平成21年度予算案において、そのような母子家庭の母等に対する支援の実績とノウハウを有する民間機関と共同し、独立行政法人雇用・能力開発機構において母子家庭の母等の特性に応じた職業訓練コース開発し、全国数か所で実施することとしているので、留意願いたい。(関連資料16(233頁))

⑧ マザーズハローワーク事業の拡充

平成18年度から、ハローワークにおいて、子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに担当者制によるきめ細やかなマッチング支援を行うマザーズハローワーク等の支援拠点を整備してきたところである。既存の98か所(マ

ザーズハローワーク12か所、マザーズサロン36か所、マザーズコーナー50か所)に加え、平成20年度第1次補正予算及び平成21年度予算案において新たにマザーズコーナーを50か所設置することとしているほか、母子家庭の母等の支援機関への出張相談や託児付きセミナーの開催、都道府県労働局が自治体等との連携により設置する「子育て女性等の就職支援協議会」の開催等による子育て支援ネットワークの強化等を行うこととしているので、積極的な協力をお願いする。(都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。)(関連資料17(234頁))

⑨ 母子家庭の母の積極的な雇入れについて

各自治体やその関連法人等における職員等の雇入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母の雇入れの促進に配慮していただきたい。

また、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体において配慮がなされるようお願いする。

⑩ 母子福祉団体に対する事業発注について

平成16年11月に施行された「地方自治法施行令の一部を改正する政令」により、母子福祉団体が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、随意契約によることができることとされているところである。このことを踏まえ、母子福祉団体に対して、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母の就業促進についてご協力をお願いしたい。

(3) 平成21年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について

母子家庭の母の就業支援表彰については、母子家庭の母の就業支援の社会的機運を高めるため、母子家庭の母を多く雇用している企業、母子福祉団体等に事業を多く発注している事業者を対象として、平成18年度から実施しているところである。

平成21年度においても、関連資料18(235頁)の実施要領(案)に基づき表彰を実施する予定であり、後日、推薦依頼を行うので、その際には、各自治体におかれては、母子福祉団体等と連携し、事業者の推薦についてよろしくお取り計らい願いたい。

(4) 母子家庭等日常生活支援事業の改正について

本事業において、生活援助に係る便宜を提供する家庭生活支援員の資格要件については、これまで「訪問介護員(ホームヘルパー)3級以上」

としていたが、講習の受講の負担等を考慮し、これに「一定の研修を受講した者」を追加する等の改正を行う予定であるので了知されたい。

また、本事業については、父子家庭も対象であり、就業により家計を支えながら子育てや家事を行わなければならないひとり親家庭の自立を支援する上で重要な事業である。父子家庭を含め、本事業の対象者に対する周知をお願いするとともに、本事業を未実施の自治体におかれては、早急に事業を開始されたい。

(5) 養育費相談支援について

平成19年度から、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を設置・運営しているところである。(関連資料19(236頁))

同センターにおいては、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員からの養育費に関する相談を受け付けているほか、自治体が行う研修等への講師の派遣も実施しているので、積極的に活用されたい。

また、養育費の取得率の向上を図るため、平成19年度から、母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を配置することとしたところである。相談員については、家庭裁判所の調査官OB等養育費や離婚問題等に詳しい者を専任することが望ましいが、新たに相談員を配置することが困難な場合には、当面、既に配置されている相談員等と兼務させることも可能であるので、未配置の自治体におかれては早急に配置をお願いする。

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談支援に関する全国研修会を実施しており、平成21年度においても、養育費専門相談員向けの研修会及び母子自立支援員など広く養育費の相談に従事する者向けの研修会を開催する予定であるので、各自治体におかれては、関係者が積極的に参加できるようお取り計らい願いたい。

なお、養育費相談支援センターより、養育費の取り決めや確保の方法、養育費相談支援センターの業務内容などを記載したパンフレットを各都道府県・市町村に送付しているところであるので、離婚届を提出する戸籍窓口や児童扶養手当の窓口、母子家庭等就業・自立支援センター等の相談窓口等において配布する等活用されたい。

(6) 母子寡婦福祉貸付金について

本貸付金においては、昨年8月に取りまとめられた「安心実現のための緊急総合対策」に基づき、生活資金の貸付けについて、①生活安定貸付期間における無利子枠を引き上げる(月額2万円、累計48万円→月

額4万円、累計96万円)とともに、②3か月相当額の一括貸付けを可能としたところであるので、申請や相談に訪れた母子家庭の母等に説明する等周知に努められたい。また、①に伴い、平成15年度から可能としている養育費取得に係る裁判等に要する費用に充てるための生活資金の一括貸付けにおいても、無利子枠を24万円から48万円に引き上げているので留意されたい。

なお、貸付けの償還については、平成17年度の予算執行調査により償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘されたところである。経済的自立の助成等を図るといふ貸付金の制度趣旨を踏まえ、貸付けに際して、母子自立支援プログラム策定員や母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、就業支援策と一体的に実施する等、償還率の向上に努められたい。

4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について

(1) 婦人相談所等における体制強化について

平成19年度における婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による相談状況を見ると、夫等の暴力を主訴とする者の相談件数・割合ともに増加しており、23,758人（前年度22,315人）、30.7%（前年度29.6%）となっている。（関連資料22（249頁））

このような状況を踏まえ、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）に対する対策として、休日・夜間電話相談事業、婦人相談所職員等への専門研修、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における心理療法担当職員の配置等様々な事業に関する予算を計上してきたところであるが、今後もご活用いただき、被害者の相談、保護等の支援体制の充実、強化を図られたい。

また、平成21年度予算案では、新たに次のような事業を行う予定であるので、被害者の相談、保護等の支援を一層充実させるため積極的に活用されたい。

- ① 婦人相談所がDV被害者等を一時保護委託するための経費の充実
DV被害者等の一時保護委託件数（平成19年度実績：1,661件）は年々増加しており、同時に同伴家族（平成19年度実績：2,089件）の数も増加している。同伴家族のうち乳幼児の占める割合は約53%（平成19年度実績）で、同伴家族の二人に一人が乳幼児となっている。乳幼児期は、食事面、衛生面、安全面等において手厚

いケアが必要であることから、このような状況に対応できるよう同伴児童のうち特に乳幼児に対するケアを充実するため、新たに乳幼児用の単価を設定することとした。

② 婦人保護施設における子どものケアの充実

婦人保護施設には、DV被害者等（平成19年度在所者数：1,314人）が入所しているが、同伴家族として多数の児童（平成19年度在所者数：502人）も入所している。これらの児童は、保護に至る経過において様々な家庭内の混乱に巻き込まれており、DVの目撃による心理的外傷やネグレクト等の不適切な養育の影響から情緒面や行動上の問題を抱えていることも多い。こうした児童の状態に応じた個別ケアが必要な状況になっていることから、保育や学習支援を含めた同伴児童へのケアの充実を図るための指導員を配置することとした。（別冊（交付要綱、実施要綱等）資料17）

③ 人身取引被害者や外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修の実施

人身取引被害者（平成19年度一時保護人数：36人）及び外国人DV被害者（平成19年度一時保護件数：407件）への適切な支援を確保するため、都道府県又は地方入国管理局等の関係機関に登録している通訳者や既に他の分野で通訳として活動している者及び外国語能力が高く被害者支援に意欲のある者を対象として、人身取引及びDVの専門的な知識を持った通訳者の養成研修を都道府県が実施する場合に補助を行うこととした。

さらに、障害があること等特別なニーズをもった被害者への相談や保護等に当たっては、施設のバリアフリー化などにより適切な対応をお願いしたい。

各都道府県においては、被害者の安全確保、支援の充実に向け、民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等、被害者に対する万全の対応及び婦人相談所等の体制整備について一層の取組をお願いする。

（2）配偶者からの暴力被害者に対する自立支援等について

DV被害者に対する自立支援等については、婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員等により従来から行われてきたところであるが、最近の新たな取り組みのうち主なものは、以下のとおりである。

① DV被害者の一時保護の委託について

被害者が、婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に直接来所し一時保護を求めた場合には、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡すること、婦人相談所は、速やかに、一時保護の要否判断、委託の適否の決定及び当該施設にそのまま委託することを含め、委託先施設の決定を行い、被害者及び当該施設に伝えることとした。

※「配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託について」の一部改正について（平成20年1月11日雇児福発第0111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

② DVを受けた被扶養者の取扱い等について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。）において、被害者の自立支援に係る医療保険に関する事項の見直しが行われ、医療保険上の取扱いについて、婦人相談所の証明書等により、被害者等が被扶養者等から外れることができること、加害者である被保険者は健康保険法第57条等に規定する第三者と解すること、被害者等の医療費通知は被害者から申し出のあった送付先に送付することを示した。

※「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」（平成20年2月5日保保発第0205001号厚生労働省保険局保健課長通知）等

③ 児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について

DV被害者が、現に児童手当を受給する配偶者と別居しながら支給要件児童を監護しており、配偶者が監護及び生計要件を満たさない場合については、配偶者への支給を停止し、申請によりDV被害者に児童手当を支給すべきものとしてきたところである。しかし、配偶者からの暴力の事実を把握することが必ずしも容易でなく、支給事由消滅の判断を適切に行うことが難しい場合もあることから、DV被害者に係る児童手当の取扱いについて、現に児童手当を受給する配偶者と別居しながら支給要件児童を監護しており、配偶者が監護及び生計要件を満たさない場合に、職権により配偶者への支給を停止し、申請によりDV被害者に児童手当を支給するための事務処理に関する運用指針を示した。

※「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」（平成20年5月9日雇児発第0509004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

このように、被害者の安全の確保に配慮することを第一に自立支援等を行うこととされていることから、関係機関に対し引き続き周知徹底をお願いしたい。

(3) 人身取引被害者の保護について

- ① 人身取引被害者の保護については、これまで婦人相談所等に保護を求めてきた254名（平成20年11月末現在）について、適切に保護が行われてきたところである。

また、平成17年度より人身取引被害者について、婦人相談所から民間シェルター等への一時保護委託を実施しているところであり、平成20年11月末までに89名の一時保護委託が実施されたところである。（関連資料23（255頁））

- ② 婦人相談所の体制についても、外国人対応のための通訳雇上費、人身取引被害者の医療費（他法他制度が利用できない場合に限る）、弁護士等による法的な援助や調整等、鋭意体制整備を進めてきたところである。

各都道府県においては、これらの予算を活用し、今後も引き続き、人身取引被害者に対する適切な保護をお願いしたい。

- ③ 被害者への対応等については、平成18年3月に厚生労働省が民間シェルター等の協力を得て作成し、婦人相談所等の関係機関に配布した「婦人相談所における人身取引被害者支援の手引き」等で示してきたところである。今後とも婦人相談所職員への専門研修等の場において、人身取引等外国人被害者に対する相談・保護を課題として取り上げるなどにより、人身取引や被害者の実態等について知見を深めていただくようお願いする。その際には、すでにノウハウを有している民間団体等の協力を得るなど、有効な研修等の実施をお願いする。

(家庭福祉課 関連資料)

里親登録数等（都道府県市別）

番号	都道府県名	里親(全体)		
		登録 里親数	委託 里親数	委託 児童数
1	北海道	472	194	290
2	青森県	116	35	44
3	岩手県	145	34	42
4	宮城県	75	26	33
5	秋田県	101	25	28
6	山形県	109	13	17
7	福島県	161	37	46
8	茨城県	144	57	90
9	栃木県	191	59	76
10	群馬県	134	41	66
11	埼玉県	312	95	113
12	千葉県	247	115	149
13	東京都	584	293	406
14	神奈川県	174	68	87
15	新潟県	172	51	67
16	富山県	61	9	15
17	石川県	33	9	11
18	福井県	53	9	10
19	山梨県	109	45	65
20	長野県	193	33	38
21	岐阜県	145	35	38
22	静岡県	214	52	75
23	愛知県	253	74	126
24	三重県	204	54	75
25	滋賀県	206	38	74
26	京都府	67	19	18
27	大阪府	143	37	49
28	兵庫県	230	82	76
29	奈良県	104	16	23
30	和歌山県	72	16	21
31	鳥取県	68	27	41
32	島根県	89	23	30
33	岡山県	92	27	31
34	広島県	107	26	33
35	山口県	125	36	48
36	徳島県	44	19	25
37	香川県	45	16	23
38	愛媛県	61	9	10
39	高知県	41	8	16
40	福岡県	109	38	61
41	佐賀県	44	9	11
42	長崎県	69	14	16
43	熊本県	86	32	40
44	大分県	111	45	62
45	宮崎県	112	42	55
46	鹿児島県	59	25	25
47	沖縄県	246	73	122
48	札幌市	123	62	93
49	仙台市	52	19	23
50	さいたま市	62	18	18
51	千葉市	38	14	20
52	横浜市	101	49	96
53	川崎市	94	45	84
54	新潟市	59	18	26
55	静岡市	83	27	26
56	浜松市	40	11	10
57	名古屋市	87	25	36
58	京都市	63	16	21
59	大阪市	94	45	93
60	堺市	20	5	9
61	神戸市	77	12	27
62	広島市	46	8	14
63	北九州市	60	21	38
64	福岡市	76	39	65
65	横須賀市	14	6	15
66	金沢市	13	2	2
計		7934	2582	3633

うち専門里親			うち親族里親	
登録 里親数	受託 里親数	委託 児童数	受託 里親数	委託 児童数
28	4	4	9	10
13	2	2	5	7
4	1	1	5	8
3	-	-	4	4
4	1	1	4	6
6	1	2	-	-
1	1	1	1	1
4	2	2	1	1
10	1	1	12	19
3	3	-	3	5
18	3	3	-	-
17	1	1	15	22
13	-	-	1	1
16	5	3	3	3
3	1	1	20	29
5	-	-	-	-
2	-	-	3	4
3	-	-	2	3
4	1	2	14	24
3	-	-	8	11
5	-	-	3	4
5	-	1	4	10
18	4	5	2	3
10	2	2	18	34
9	-	-	11	14
1	1	1	6	10
5	3	3	13	21
15	6	6	5	7
2	1	1	3	5
5	2	2	1	1
11	3	4	6	9
7	-	-	3	4
15	2	2	2	4
8	1	-	1	4
18	3	5	10	15
4	-	-	5	7
2	-	-	2	2
-	-	-	-	-
1	-	-	-	-
4	-	-	8	13
-	-	-	5	5
4	-	-	1	1
12	1	1	3	4
10	2	3	1	1
8	1	1	4	4
5	2	2	1	2
12	9	7	6	11
10	3	3	-	-
5	-	-	1	2
7	1	1	-	-
5	3	3	2	3
1	-	-	7	10
10	2	3	3	5
-	-	-	1	3
5	1	1	2	2
2	-	-	-	-
2	-	-	6	8
4	2	3	5	5
2	2	2	11	20
-	-	-	2	3
5	-	1	2	2
1	1	1	-	-
7	-	-	4	6
5	-	-	3	5
-	-	-	2	3
1	1	-	-	-
428	86	88	285	430

資料：福祉行政報告例[平成20年3月31日現在]

里親支援機関事業の概要

1. 事業の目的・内容

(1) 目的

保護を要する子どもに対しては、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができ、里親制度の普及・促進が重要となっているが、諸外国と比較しても日本の里親制度の普及はまだまだ進んでいない状況である。こうした状況を踏まえ、里親委託を推進するため、里親制度を積極的にPRするとともに、里親を育て、支えていく体制の整備を図るものとする。

(2) 内容

里親への委託を積極的に推進するために、

- ① 里親制度の広報啓発等、新規里親を増やすためのPRを積極的に行う
- ② 里親登録前研修の実施、研修体制の充実を図る
- ③ 子どもに最も適合する里親を選定するための調整等を行う
- ④ 委託里親への定期的な訪問援助・相談・指導等の支援を行う

等の業務を乳児院、児童養護施設等の施設やNPO法人等へ委託することを可能にし、総合的に実施する。

[①②については都道府県・指定都市・児童相談所設置市単位で実施。③④については児童相談所単位で実施。]

※3年間（平成22年度まで）経過後、既存事業の里親支援事業（里親研修事業・里親養育相談事業・里親養育援助事業、里親養育相互援助事業）及び里親委託推進事業は廃止とする。

2. 実施主体 都道府県・指定都市・児童相談所設置市（社会福祉法人、NPO等への委託も可能）

3. 補助根拠 予算補助

4. 補助先・補助率 1/2（国1/2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2）

平成21年度の里親支援機関の設置予定状況

	都道府県市名	里親制度普及促進事業	里親委託推進・支援等事業
1	北海道		
2	青森県	○	1
3	岩手県	○	1
4	宮城県	○	
5	秋田県		
6	山形県	○	1
7	福島県		4
8	茨城県	○	1
9	栃木県	○	3
10	群馬県		
11	埼玉県	○	
12	千葉県		
13	東京都	○	1
14	神奈川県		
15	新潟県	○	
16	富山県		
17	石川県		
18	福井県		
19	山梨県	○	1
20	長野県	○	
21	岐阜県	○	
22	静岡県		
23	愛知県	○	
24	三重県		
25	滋賀県	○	1
26	京都府		
27	大阪府	○	1
28	兵庫県	○	
29	奈良県	○	1
30	和歌山県		
31	鳥取県		
32	島根県	○	
33	岡山県	○	2
34	広島県	○	3
35	山口県	○	1
36	徳島県		
37	香川県	○	1
38	愛媛県		
39	高知県		
40	福岡県	○	
41	佐賀県	○	
42	長崎県	○	
43	熊本県	○	1
44	大分県	○	2
45	宮崎県		
46	鹿児島県		
47	沖縄県	○	5
48	札幌市		
49	仙台市	○	
50	さいたま市		
51	千葉市		
52	横浜市	○	4
53	川崎市	○	1
54	新潟市		
55	静岡市		
56	浜松市		
57	名古屋市		1
58	京都市		
59	大阪市		
60	堺市	○	1
61	神戸市	○	1
62	広島市	○	
63	北九州市	○	1
64	福岡市	○	1
65	横須賀市		
66	金沢市		
	合計	36	41

資料：家庭福祉課調べ(H21. 2. 1)

自立援助ホームの設置状況

	都道府県市名	H19年度	H20年度新規	H21年度新規予定
1	北海道		1	
2	青森県			
3	岩手県			
4	宮城県			
5	秋田県			1
6	山形県			
7	福島県			
8	茨城県			
9	栃木県	1		
10	群馬県	1		
11	埼玉県	3		
12	千葉県	3		
13	東京都	17	1	
14	神奈川県	1	1	
15	新潟県			
16	富山県			
17	石川県			
18	福井県			
19	山梨県			
20	長野県	1		
21	岐阜県			
22	静岡県	1		
23	愛知県			
24	三重県			
25	滋賀県	1		
26	京都府			
27	大阪府	1		
28	兵庫県			
29	奈良県			
30	和歌山県		1	
31	鳥取県	4	-1	
32	島根県	1		
33	岡山県			2
34	広島県			
35	山口県	1		
36	徳島県			
37	香川県			
38	愛媛県			
39	高知県	1		
40	福岡県			
41	佐賀県			
42	長崎県			
43	熊本県	1		
44	大分県	1		
45	宮崎県			
46	鹿児島県			
47	沖縄県	1		
48	札幌市			
49	仙台市	1		
50	さいたま市		1	
51	千葉市	1		
52	横浜市	2		
53	川崎市			1
54	新潟市			
55	静岡市			
56	浜松市			
57	名古屋市	1		
58	京都市	1		
59	大阪市	2		
60	堺市			
61	神戸市			
62	広島市			
63	北九州市	1		
64	福岡市		1	
65	横須賀市			
66	金沢市			
	合計	49	5	4

資料：家庭福祉課調べ(H21. 2. 1)

※「H20年度新規」は予定を含む。

地域生活・自立支援事業（モデル事業）の概要

1. 事業の目的・内容

(1) 目的

施設を退所した者等については、就職はしたものの仕事が続かない場合や、住居等生活の基盤が確保できなくなる場合があり、こういった者に対して、社会的に自立した地域生活を継続的に営むことができるよう、きめ細かな支援を実施することを目的とする。

(2) 内容

児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、生活支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。

なお、平成21年度はモデル事業（5か所）として実施する。

2. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 運営主体 地方公共団体、社会福祉法人、NPO等

4. 補助根拠 予算補助

5. 補助先・補助率 1/2（国1/2 都道府県・指定都市、児童相談所設置市1/2）

児童福祉施設基幹職員指導者養成研修プログラム (案)

Aコース：子どもの権利擁護と日々の養育

Bコース：子どもの発達とアセスメント

Cコース：家族支援とソーシャルワーク

Dコース：チームアプローチとスーパーバイズ

Eコース：子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応

Aコース：子どもの権利擁護と日々の養育

	科 目	研修形態	内 容	時 間
A	研修計画（共通）	講義	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体における研修目標 ・研修計画の策定のあり方 ・効果的な研修のあり方 ・研修の評価と計画へのフィードバック ・その他 	60分
	研修技法（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> ・ロールプレイング ・討議 ・事例検討 ・OJT（On-the-Job Training） ・効果的な研修方法を構築する視点 ・その他 	120分
	研修計画プログラムの作成（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> ・研修ニーズの把握 ・研修プログラムの作成 ・その他 	120分
	子どもの権利擁護	講義	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利 ・社会的養護における施設の役割 ・被措置児童等虐待について ・施設における危機管理 ・虐待の再現性について ・子どもの集団づくり ・その他 	90分
	子どもの権利を守るための対応	演習	<ul style="list-style-type: none"> ・アドボカシーについて ・施設内人権侵害行為への対応 ・子ども同士の加害被害等の防止と対応 ・その他 	120分
	日々の養育について	講義	<ul style="list-style-type: none"> ・安心できる環境 ・衣食住のもつ意味 ・養育者に求められる姿勢 ・子どもの潜在的な可能性 ・共感的理解 ・その他 	120分
	子どもを守り育ちを支える養育のあり方について	演習	<ul style="list-style-type: none"> ・入所時の心構えと対応 ・居住環境 ・食事の意味と食事環境(食育について) ・安心できる環境構築のための工夫 ・グループ活動や行事について ・その他 	180分
	関わりながらの行動観察	演習	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的生活の中からみえてくるもの ・共感的理解 ・子どもの潜在可能性に気づく ・子どもの声を聴くということ ・子どもの声にならないニーズをとらえること ・その他 	180分
	生活施設における心理治療の位置づけと活用	講義	<ul style="list-style-type: none"> ・心理治療とは何か ・日々の養育と特別な治療技法 ・生活と心理治療との統合 ・心理職の位置づけ ・その他 	90分
				1080分

Bコース：子どものケアマネージメントのための発達理解とアセスメント

	科 目	研修形態	内 容	時間
B	研修計画（共通）	講義	<ul style="list-style-type: none"> 自治体における研修目標 研修計画の策定のあり方 効果的な研修のあり方 研修の評価と計画へのフィードバック その他 	60分
	研修技法（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> ロールプレイング 討議 事例検討 OJT（On-the-Job Training） 効果的な研修方法を構築する視点 その他 	120分
	研修計画とプログラムの作成（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> 研修ニーズの把握 研修プログラムの作成 その他 	120分
	心身の発達（概論）	講義	<ul style="list-style-type: none"> 身体的発育 知的、情緒的、社会的発達の諸相 ライフサイクル 脳の発達 その他 	90分
	乳幼児期の発達	講義	<ul style="list-style-type: none"> 愛着形成 基本的信頼 感覚運動期 しつけと自律性 学童期の発達 その他 	90分
	思春期・青年期の発達	講義	<ul style="list-style-type: none"> 思春期の意味 学童期の発達 心身の変化 自己評価と自我同一性 思春期に発症しやすい精神疾患 非行 その他 	90分
	虐待の心身への影響	講義	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の身体的発育への影響 虐待の心的発達への影響 不適切な環境下で学んでしまうもの PTSD（心的外傷後ストレス障害） その他 	90分
	アセスメント	講義と演習	<ul style="list-style-type: none"> アセスメントのために必要な視点 行動観察について 医学的診断について 心理テストについて 情報の整理と理解 理解と援助方針 自立援助計画 援助の評価 その他 	240分
	ケースカンファレンス —的確なアセスメント—	演習 創作事例をも とに検討を行 う	<ul style="list-style-type: none"> 目的の明確化 事前資料の作成 進行の在り方 討論点の整理と援助方針 その他 	180分

Cコース：家族支援とソーシャルワーク

	科 目	研修形態	内 容	
C	研修計画（共通）	講義	<ul style="list-style-type: none"> 自治体における研修目標 研修計画の策定のあり方 効果的な研修のあり方 研修の評価と計画へのフィードバック その他 	60分
	研修技法（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> ロールプレイング 討議 事例検討 OJT（On-the-Job Training） 効果的な研修方法を構築する視点 その他 	120分
	研修計画とプログラムの作成（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> 研修ニーズの把握 研修計画の立て方 研修プログラムの作成の仕方 その他 	120分
	施設におけるソーシャルワーク	講義	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワークとは 機関連携 家族支援 その他 	90分
	児童相談所の役割と課題	講義	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の役割 児童福祉司の現状と課題 児童心理司の現状と課題 一時保護所の現状と課題 虐待の発見から措置に至るまで その他 	90分
	家族の抱えた問題	講義	<ul style="list-style-type: none"> 経済的貧困 精神疾患について DV（Domestic Violence） 世代間連鎖について 家族を支える資源について その他 	60分
	家族と地域のアセスメント	演習	<ul style="list-style-type: none"> ジェノグラム エコマップ 情報収集の視点と整理 リスクアセスメント 児童相談所との情報共有 その他 	180分
	親への援助	演習	<ul style="list-style-type: none"> 対応の姿勢と傾聴 親のニーズの把握と協力関係作り 対応困難な親への関わり方 共生関係にある親子への関わり方 家族再統合のすすめかた その他 	180分
	他機関との協働	演習	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所との協働 学校との協働 他施設との協働 医療機関との協働 里親支援と協働 要保護児童対策地域協議会との協働 その他 	180分
				1080分

Dコース：チームアプローチとスーパーバイズ

	科 目	研修形態	内 容	時 間
D	研修計画（共通）	講義	<ul style="list-style-type: none"> 自治体における研修目標 研修計画の策定のあり方 効果的な研修のあり方 研修の評価と計画へのフィードバック その他 	60分
	研修技法（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> ロールプレイング 討議 事例検討 OJT（On-the-Job Training） 効果的な研修方法を構築する視点 その他 	120分
	研修計画とプログラムの作成（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> 研修ニーズの把握 研修計画の立て方 研修プログラムの作成の仕方 その他 	120分
	施設での援助体制	講義	<ul style="list-style-type: none"> 援助のためのサポートシステム 記録のシステム 情報管理システム カンファレンス実施のためのシステム 緊急対応システム その他 	90分
	職員チームの力動の理解	講義	<ul style="list-style-type: none"> チームアプローチの理解 子どもと職員間で生じる力動の理解 職員間で生ずる力動とチームの歪み チームのひずみを修復するための視点 その他 	90分
	パワーストラグルの理解と職員のサポート	講義	<ul style="list-style-type: none"> 職員の属性によるチームへの影響 支配・服従体制から適正な管理体制への視点 パワーハラスメント セクシャルハラスメント 職員の苦情への対応 	90分
	職員のメンタルヘルス	講義	<ul style="list-style-type: none"> バーンアウトについて うつ病を中心とした精神疾患について 二次的外傷性ストレスについて 虐待の再現性について チームアプローチについて 	120分
	施設でのスーパーバイズ	演習 （ロールプレイング）	<ul style="list-style-type: none"> 職員への教育、指導 ケースの進行確認 職員の話聴く 職員とメンタルヘルスへの対応 良好なチームワークの維持 スーパーバイザーとしての資質と役割 職員を支える上での配慮 	180分
	ケースカンファレンス ーチームアプローチ	演習 創作事例をもとに検討を行う	<ul style="list-style-type: none"> 目的の明確化 事前資料の作成 進行の在り方 討論点の整理と援助方針 その他 	180分
				1050分

Eコース：子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応

	科 目	研修形態	内 容	時 間
E	研修計画（共通）	講義	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体における研修目標 ・研修計画の策定のあり方 ・効果的な研修のあり方 ・研修の評価と計画へのフィードバック ・その他 	60分
	研修技法（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> ・ロールプレイング ・討議 ・事例検討 ・OJT（On-the-Job Training） ・効果的な研修方法を構築する視点 ・その他 	120分
	研修計画とプログラムの作成（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> ・研修ニーズの把握 ・研修計画の立て方 ・研修プログラムの作成の仕方 ・その他 	120分
	入所児童の精神的・行動的な問題の理解とその対応（概論）	講義	<ul style="list-style-type: none"> ・入所児童の精神的・行動的な問題の意味 ・入所児童の精神的・行動的な問題の背景と原因 ・入所児童の精神的・行動的な問題に対する適切な対応のあり方 ・入所児童の集団的な問題行動の理解 ・入所児童の集団的な問題行動に対する適切な対応のあり方 	90分
	反応性愛着障害とトラウマ	講義	<ul style="list-style-type: none"> ・アタッチメントとは ・トラウマ（心的外傷）とは ・アタッチメントとトラウマの関係 ・反応性愛着障害とトラウマに対する治療的アプローチについて 	90分
	行為障害と非行	講義	<ul style="list-style-type: none"> ・行為障害・非行とは ・行為障害・非行の背景と原因 ・行為障害・非行への生活支援的アプローチ ・行為障害・非行への治療教育的アプローチ 	90分
	発達障害	講義	<ul style="list-style-type: none"> ・ADHD（注意欠陥多動性障害）とは ・LD（学習障害）とは ・PDD（広汎性発達障害）とは ・発達障害児への治療教育的アプローチ ・発達障害・児童虐待・非行との関係 	120分
	子どもの行動上の問題への対応について	演習	<ul style="list-style-type: none"> ・行動上の問題の発生予防 ・行動上の問題発生時の初期対応 ・チームアプローチ・職員間の連携 ・子どもへの適切な対応のあり方 ・集団による問題行動への対応について 	180分
	重複障害児に対するケースカンファレンス—チームアプローチ—	演習	<ul style="list-style-type: none"> ・目的の明確化 ・事前資料の作成 ・進行の在り方 	180分

児童家庭支援センターの設置状況

	都道府県市名	H19年度	H20年度新規	H21年度新規予定
1	北海道	8		
2	青森県	1		
3	岩手県	1		
4	宮城県	1		
5	秋田県			
6	山形県	1	1	
7	福島県			
8	茨城県	2		
9	栃木県			
10	群馬県	2		
11	埼玉県	2	1	
12	千葉県	2		
13	東京都			
14	神奈川県			
15	新潟県			
16	富山県			
17	石川県	2		
18	福井県	3	1	
19	山梨県	1		
20	長野県			
21	岐阜県	3		
22	静岡県	1		
23	愛知県			
24	三重県	1		
25	滋賀県	1		
26	京都府	1		1
27	大阪府	1		
28	兵庫県	2		3
29	奈良県	2		
30	和歌山県			1
31	鳥取県	1		
32	島根県			
33	岡山県			
34	広島県			
35	山口県	4		
36	徳島県	1		
37	香川県	1		
38	愛媛県	1		
39	高知県	2	1	
40	福岡県	1		
41	佐賀県			
42	長崎県	1		
43	熊本県	1		
44	大分県	2		
45	宮崎県			
46	鹿児島県			
47	沖縄県	1		
48	札幌市	2		1
49	仙台市			
50	さいたま市			
51	千葉市	3		
52	横浜市	1		
53	川崎市	1		
54	新潟市			
55	静岡市			
56	浜松市			
57	名古屋市	1		
58	京都市			
59	大阪市	1		
60	堺市	1		
61	神戸市	2		
62	広島市			
63	北九州市	1		
64	福岡市			
65	横須賀市			
66	金沢市	1		
	計	68	4	6

資料：家庭福祉課調べ(H21. 2. 1)

※「H20年度新規」は予定を含む。

児童扶養手当法の一部支給停止及び適用除外について（概要）

概要

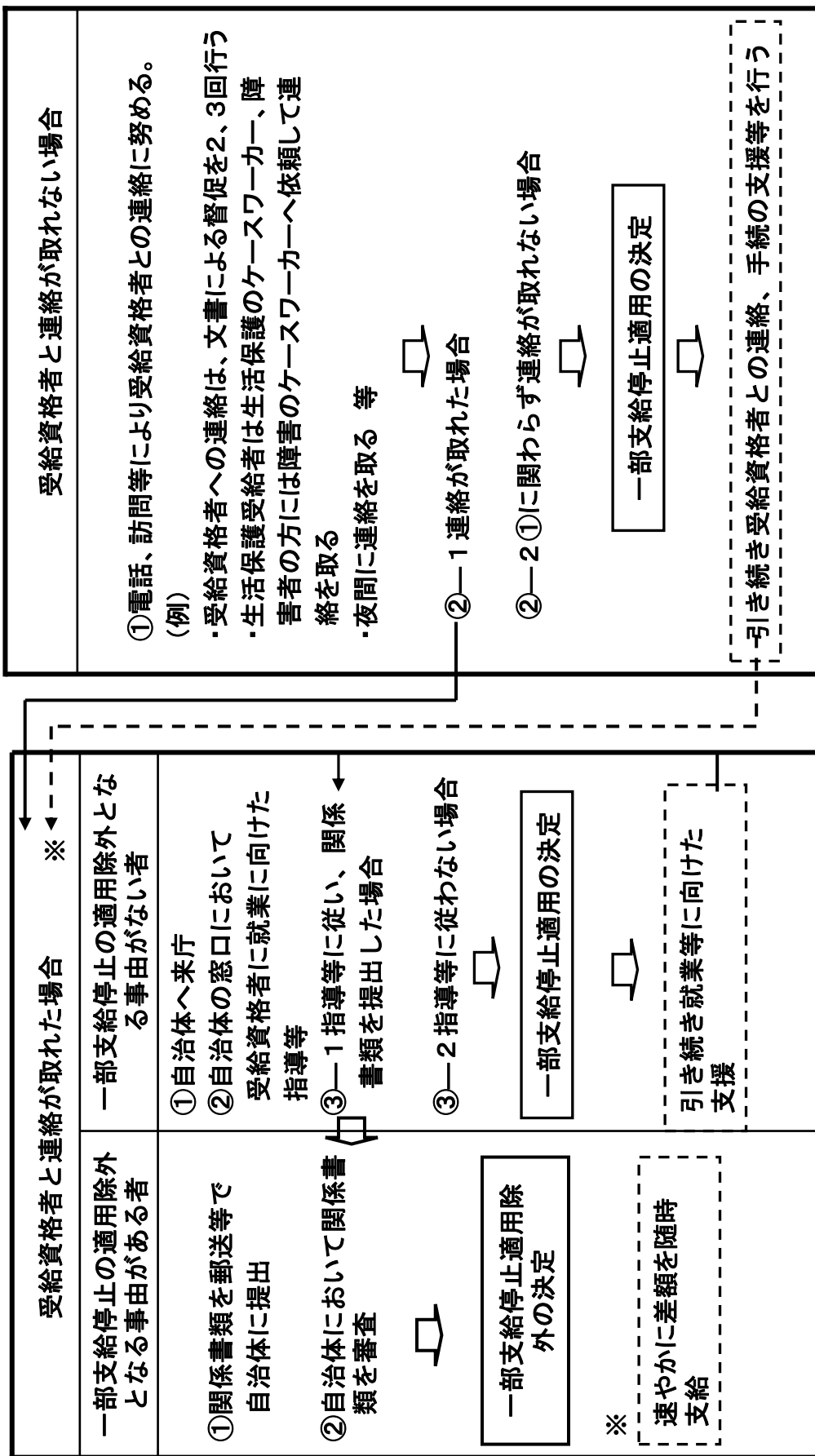
- 児童扶養手当については、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から、就労支援施策等の強化を図ることとあわせて、平成20年4月から受給期間が5年を超える場合に、その一部を支給停止することとされた。
 - ・ 児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年（又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年）を経過したときは手当の額の1/2を支給停止する。
 - ・ 3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は5年の受給期間に含めない取扱いとする。
- ただし、政令により、受給資格者が就業していること等の一定の事由に該当する場合は一部支給停止の適用を除外することとしている。

具体的な内容

- (1) 手当の一部支給停止の適用除外となる事由
 - ① 就業している。
 - ② 求職活動等自立を図るための活動をしている。
 - ③ 身体上又は精神上の障害がある。
 - ④ 負傷又は疾病等により就業することが困難である。
 - ⑤ 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である。
- (2) 一部支給停止の適用除外となるための手続き
 - 原則として手当の支給開始後5年等を経過する月（以下「5年等満了月」という。）の末日までに、
 - (1) ①～⑤のいずれかに該当する旨を証明する書類を自治体に提出。
（各自治体からは前々月までに事前のお知らせを送付し、対象者に手続きを促すこととしている。）
 - 仮に書類の提出期限までに手続きが行われず、一部支給停止の対象となった場合であっても、後日、書類の提出が行われれば、内容に応じ2年間に応じ2年間にさかのぼって差額支給が可能。

児童扶養手当一部支給停止措置に関する事務の流れ (受給資格者が5年等経過月を迎える際の事務)

自治体から受給資格者への事前通知(5年等経過月の前々月に通知)



(注) このほか、5年等経過月以降の現況届時も同様の事務を行う。

母子家庭就業・自立支援事業

母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。

母子家庭等就業・自立支援センター事業の提供等までの一貫した就業支援サービス

都道府県・指定都市・中核市

一般市・福祉事務所設置町村

母子家庭等就業・自立支援センター事業

既存の支援メニュー

就業支援事業

- ・就業相談・助言の実施
- ・企業の意識啓発・求人開拓の実施

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供
- ・電子メール相談

在宅就業推進事業

- ・在宅就業のためのスキルアップに係るセミナーの開催

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーの開催
- ・資格等を取得するための就業支援講習会の開催

地域生活支援事業

- ・生活支援の実施
- ・養育費相談の実施

一般市等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニュー（就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、地域生活支援事業、在宅就業推進事業）の中から地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択し実施

母子自立支援プログラム策定事業について

自治体

(母子家庭等就業・自立支援センター、福祉事務所等)

福祉事務所担当コーディネーターとしての参加等連携した支援の実施

- ・ 面接相談
- ・ 状況、課題等の把握
- ・ ハローワーク等の関係機関等との連絡調整

(母子自立支援員等との兼務可)
自立支援プログラム策定員

自立支援プログラムの作成

自立支援プログラムに基づいた支援

- ・ 就職準備支援コース事業
- ・ 母子家庭等就業・自立支援事業
- ・ 母子家庭自立支援給付金
- ・ 母子福祉貸付金
- ・ 保育所の優先入所等の活用

生活保護受給者等就労支援事業への移行

面接の上、就労支援メニューを決定

ハローワーク

就労支援チーム

ハローワーク

- ・ 事業担当責任者
- ・ 就労支援ナビゲーター

福祉事務所等

福祉事務所担当コーディネーター

- ・ 職業準備プログラムの実施
- ・ 就労支援ナビゲーターによる就職支援
- ・ トライアル雇用の活用
- ・ 公共職業訓練の受講あっせん
- ・ 民間の教育訓練講座の受講勧奨
- ・ ハローワークによる一般の職業相談・紹介の実施



就業による自立

児童扶養手当受給者等

事務連絡
平成20年10月22日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室長

児童扶養手当受給者に対する「生活保護受給者等就労支援事業」
活用プログラムの活用促進について

母子寡婦福祉行政の推進につきましては、常日頃よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

家計と子育てにおいて中心的な役割を果たさなければならない母子家庭の母等の自立支援を進めていくためには、福祉と雇用の両面から支援を行う必要があります、各関係機関等の連携が不可欠です。

生活保護受給者等就労支援事業（以下「本事業」という。）については、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者を対象として、公共職業安定所や福祉事務所が連携を図りつつ就業支援を行う事業として、平成17年度に創設されたところであるが、本事業の実施に際しては、事業内容の周知が不足している場合や、生活保護受給者でない児童扶養手当受給者に対する窓口が福祉事務所と異なる等のために、ハローワークに対する支援要請が円滑に行われ不见受けられることから、今般、本事業の実施の留意点等について下記のとおり整理しましたので配慮をお願いします。

また、貴管内市（特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、職業安定局と協議済みであるとともに、各都道府県労働局に対しては、当省職業安定局から別添により通知されていることを申し添えます。

記

1 事業内容の周知徹底

母子家庭の就業支援策については、多岐にわたっており、各支援策の所管についても、民生主管部局やハローワーク等に分かれているところであるが、母子家庭の母の就業支援を効果的に行うためには、それらの中から適切な支援策を選択・組み合わせ実施できる体制を整えておくことが必要であり、また、母子家庭の母等が相談に訪れた場所によって、入手できる情報に差違が生じないよう、関係機関において情報を共有していくことが重要である。

そのため、「母子自立支援プログラム策定員」、「母子自立支援員」及び「母子家庭

等就業・自立支援センター等において母子家庭の就業支援に携わる職員」（以下「母子支援担当者」と総称する。）並びに児童扶養手当の支給担当者（以下「支給担当者」という。）に対して改めて本事業の内容を周知徹底すること。

特に、福祉事務所を所管する部局と、母子支援担当者又は支給担当者の所属する部局が異なる場合は、両部局間で十分連携を図り本事業の内容の周知徹底を図るとともに、母子支援担当者が母子福祉団体に委託した「母子支援家庭等就業・自立支援センター」の職員等である場合は、当該団体に対して本事業の内容の周知徹底を図ること。

2 福祉事務所担当コーディネーターの数及び範囲

本事業における「福祉事務所等の就労支援コーディネーター（福祉事務所担当コーディネーター）」は、1実施主体1名に限らないものであり、また、その範囲についても、福祉事務所に所属する生活保護のケースワーカーのみならず、各実施主体の実情に応じて、母子支援担当者を選任することも可能であること。

3 ハローワークに対する円滑な支援要請等

（1）母子支援担当者が福祉事務所担当コーディネーターに選任されている場合

実施主体内部で本事業に係る福祉事務所担当コーディネーターとして選任されている母子支援担当者は、母子家庭の母が相談に訪れた際は、母子自立支援プログラム策定事業の対象として検討するとともに、本事業による支援がより適切と判断される児童扶養手当受給者を把握した場合、積極的にハローワークに対し支援要請を行うこと。

ただし、その場合、本事業の円滑な実施を確保する観点から、以下の点に留意すること。

- ① 福祉事務所担当コーディネーターが複数名となる場合は、各個別支援事例の担当者について明確にしておくこと。また、それぞれの個別事例について、同一の福祉事務所担当コーディネーターが最後まで担当することが望ましいこと。
- ② 定期的に福祉事務所の総括コーディネーターに対して支援の実施状況について報告を行う等により、自治体側からハローワークに対して行う支援要請の全体把握が的確に行われるようにすること。
- ③ ハローワークとの連携を円滑に行うため、日常的にハローワークとの情報交換・情報共有に努めること。

（2）母子支援担当者が福祉事務所担当コーディネーターに選任されていない場合

母子支援担当者が本事業に係る福祉事務所担当コーディネーターとして選任されていない実施主体にあつては、母子支援担当者が、本事業による支援が適切と判断される児童扶養手当受給者を把握した場合、福祉事務所担当コーディネーターに対して積極的に連絡し、その取次ぎによってハローワークに支援要請を行う。

なおその場合、両者の情報交換を行う場を積極的に設けることなどにより、日常的な情報の共有化に配慮すること。

(3) 母子自立支援プログラム策定事業から生活保護受給者等就労支援事業への移行について

母子自立支援プログラム策定対象者であっても、本事業へ移行することが望ましいと考えられる者については、母子自立支援プログラム策定事業実施要綱の4に定める手続きにより本事業へ移行させることが望ましいものであること。

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局就労支援室長

児童扶養手当受給者に対する「生活保護受給者等就労支援事業」の
活用促進について

「生活保護受給者等就労支援事業」（以下「本事業」という。）については、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して福祉事務所等とハローワークの連携によって就労支援を図ることを目的として、平成17年度より実施しているところであり、その積極的な推進にご尽力いただき感謝申し上げます（平成20年3月31日付け職発第0331017号「生活保護受給者等就労支援事業について」別添「生活保護受給者等就労支援事業実施要領」（以下「実施要領」という。）参照）。

本事業については、平成19年末に政府が定めた「福祉から雇用へ」推進5カ年計画において同事業による就職率を60%に引き上げることとされるなど、一層の推進が求められているところであり、20年度からは新たに、福祉事務所等とハローワークの双方において、対象者の就労意欲の向上を図るための取組などを行うこととしているところである。

このような中で、全体として児童扶養手当受給者について事業の活用が低調であるなどの傾向がみられるところから、今後下記にご留意の上、一層の推進を図るようお願いする。

記

1. 本事業は、各福祉事務所の「福祉事務所担当コーディネーター」が複数の福祉事務所を統括する「福祉事務所総括コーディネーター」を通じて、又は各福祉事務所の「福祉事務所担当コーディネーター」から直接、ハローワークに対して支援要請が行われ、これに基づいて、両者で就労支援チームを構成してきめ細かな支援を行う枠組みとなっている（実施要領2、4(2)、8(1)）。

この「福祉事務所総括(担当)コーディネーター」の職務は、通常、ケースワーカーが担当していることから、生活保護受給者の場合は、比較的円滑にハローワークに対する支援要請が行われやすいが、生活保護受給者でない児童扶養手当受給者の場合は、

- ① 児童扶養手当支給窓口が福祉事務所とは異なる部署である場合などにおいて、当該児童扶養手当支給担当者(以下「支給担当者」という。)が児童扶養手当の支給手続を行う中で本事業による支援が適当と判断される者を把握しても、その者が実際にハローワークに対して支援要請されるまでに至らない場合があること
- ① 児童扶養手当受給者に対して自立支援プログラムを講じる「母子自立支援プログラム策定員」や、児童扶養手当受給者を含む母子家庭の母に対して各種相談支援を行う「母子自立支援員」が、福祉事務所とは異なる部署に配置されている場合などにおいて、それらの担当者が本事業による支援が適当と判断される者を把握しても、その者が実際にハローワークに対して支援要請されるまでに至らない

場合があること
などの状況が見受けられる。

2. これらのことを踏まえ、本事業の運用に関して、雇用均等・児童家庭局を通じて各事業実施地方公共団体に対して、次の点について事務連絡を発出したところである（別添/平成20年10月22日付け事務連絡参照）。

(1) 事業内容の周知徹底

母子家庭の就業支援策については、多岐にわたっており、各支援策の所管についても、民生主管部局やハローワーク等に分かれているところであるが、母子家庭の母の就業支援を効果的に行うためには、それらの中から適切な支援策を選択・組み合わせ実施できる体制を整えておくことが必要であり、また、母子家庭の母等が相談に訪れた場所によって、入手できる情報に差違が生じないように、関係機関において情報を共有していくことが重要である。

そのため、「母子自立支援プログラム策定員」、「母子自立支援員」及び「母子家庭等就業・自立支援センター等において母子家庭の就業支援に携わる職員」（以下「母子支援担当者」と総称する。）並びに支給担当者に対して改めて本事業の内容を周知徹底すること。

特に、福祉事務所を所管する部局と、母子支援担当者又は支給担当者の所属する部局が異なる場合は、両部局間で十分連携を図り本事業の内容の周知徹底を図るとともに、母子支援担当者が母子福祉団体に委託した「母子支援家庭等就業・自立支援センター」の職員等である場合は、当該団体に対して本事業の内容の周知徹底を図ること。

(2) 福祉事務所担当コーディネーターの数及び範囲

本事業における「福祉事務所等の就労支援コーディネーター（福祉事務所担当コーディネーター）」は、1実施主体1名に限らないものであり、また、その範囲についても、福祉事務所に所属する生活保護のケースワーカーのみならず、各実施主体の実情に応じて、母子支援担当者を選任することも可能であること。

(3) ハローワークに対する円滑な支援要請等

① 母子支援担当者が福祉事務所担当コーディネーターに選任されている場合

実施主体内部で本事業に係る福祉事務所担当コーディネーターとして選任されている母子支援担当者は、母子家庭の母が相談に訪れた際は、母子自立支援プログラム策定事業の対象として検討するとともに、本事業による支援がより適当と判断される児童扶養手当受給者を把握した場合、積極的にハローワークに対し支援要請を行うこと。

ただし、その場合、本事業の円滑な実施を確保する観点から、以下の点に留意すること。

ア 福祉事務所担当コーディネーターが複数名となる場合は、各個別支援事例の担当者について明確にしておくこと。また、それぞれの個別事例について、同一の福祉事務所担当コーディネーターが最後まで担当することが望ましいこと。

イ 定期的に福祉事務所の総括コーディネーターに対して支援の実施状況について報告を行う等により、自治体側からハローワークに対して行う支援要請の全体把握が的確に行われるようにすること。

ウ ハローワークとの連携を円滑に行うため、日常的にハローワークとの情報交換・情報共有に努めること。

② 母子支援担当者が福祉事務所担当コーディネーターに選任されていない場合

母子支援担当者が本事業に係る福祉事務所担当コーディネーターとして選任されていない実施主体にあつては、母子支援担当者が、本事業による支援が適当と判断される児童扶養手当受給者を把握した場合、福祉事務所担当コーディネーターに対して積極的に連絡し、その取次ぎによってハローワークに支援要請を行う。

なおその場合、両者の情報交換を行う場を積極的に設けることなどにより、日常的な情報の共有化に配慮すること。

3. ついては、各ハローワークにおいては、以上の点を踏まえて、次に留意して事業の円滑な推進を図られるようお願いする。

(1) 母子支援担当者からの支援要請への対応

上記2.(3)によって、母子支援担当者が、ハローワークへ支援要請を行う場合や、構成員の立場で就労支援チーム参加することがありうるので、遺漏なくこれに対応すること。

この場合、母子支援担当者から、手続き上の質問等がある場合が考えられるが、これに丁寧に対応し、事業が円滑に運ぶよう配慮すること。

(2) 母子支援担当者との連携体制

上記2.(3)によって、母子支援担当者が、ハローワークへ支援要請を行う場合は、ハローワーク側からも、当該母子支援担当者に対して事業担当責任者や就労支援ナビゲーターの氏名・連絡先等を速やかに連絡し、相互に円滑な連携が図れるような体制を作ること。

また、情報交換や情報共有のためにハローワークへ連絡や訪問があつた母子支援担当者に対しては丁寧に対応するとともに、ハローワークからも積極的に福祉事務所や母子支援担当者の担当部署へ出向いて情報交換や情報共有を行うこと。

(3) 福祉サイドの支援要請担当者名簿の整理

各ハローワークは、別添様式を参考例とした任意様式により福祉サイドの支援要請担当者の氏名・連絡先等を整理し、相互に円滑な連携を図ることができるようにすること（20年度においては11月末までを目途に整理し、また毎年度4月末を目途に名簿を更新することが望ましい）。

(4) 福祉サイドの支援要請の体制整備の依頼

(3)によって福祉サイドの支援要請担当者名簿を整理する中で、特に、①福祉事務所を管理する部局と、母子支援担当者又は支給担当者を管理する部局が異なる場合や、②母子支援担当者を外部団体に委託した「母子家庭等就業・自立支援センター」等に配置している場合などにおいて、福祉サイドにおける支援要請の体制が十分整っていないことが判明した場合は、「都道府県生活保護受給者等就労支援事業協議会」等の場において、その事実を福祉部局に対して伝達する等により、支援要請の体制を整備するよう依頼すること。

生活保護受給者等就労支援事業における支援要請担当者一覧（ハローワーク●●管轄分）

地方公共団体名		●●市	〇〇市	▲▲町・△△村
生活保護受給者の支援要請担当者	担当者名	××××	××××	××××
	職名	査察指導員	ケースワーカー	ケースワーカー
	事業における役割	福祉事務所総括コーディネーター	福祉事務所担当コーディネーター	福祉事務所担当コーディネーター
	安定所に対する支援要請の方法	直接要請	統括コーディネーター経由で要請	直接要請
	所属機関	●●市福祉事務所	〇〇市福祉事務所	●〇県▲△地区福祉事務所
	住所	××××	××××	××××
	連絡先	××××	××××	××××
	担当者の所属機関の管轄部局	●●市□□課	〇〇市□□課	●〇県△△課
	管轄部局の責任者名	××××	××××	××××
	連絡先	××××	××××	××××
児童扶養手当受給者の支援要請担当者等	担当者名	××××	××××	××××
	職名	母子自立支援プログラム策定員	母子自立支援プログラム策定員	ケースワーカー
	事業における役割	福祉事務所担当コーディネーターの代理	福祉事務所担当コーディネーターの代理	福祉事務所担当コーディネーター
	安定所に対する支援要請の方法	直接要請	直接要請	直接要請
	所属機関	●●市母子家庭等就業・自立支援センター （(財)●●市母子寡婦福祉連合会）	〇〇市△△福祉会館	●〇県▲△地区福祉事務所
	住所	××××	××××	××××
	連絡先	××××	××××	××××
	担当者の所属機関の管轄部局	●●市△△課	〇〇市△△課	●〇県△△課
	管轄部局の責任者	××××	××××	××××
	連絡先	××××	××××	××××
就労支援チーム準構成員名	××××	××××		
職名	母子自立支援員	母子自立支援員		
連絡先	××××	××××		

生活保護受給者等就労支援事業における支援要請担当者一覧（ハローワーク●●管轄分）

地方公共団体名		●●市	〇〇市	▲▲町・△△村
生活保護受給者の支援要請担当者	担当者名	××××	××××	××××
	職名	査察指導員	ケースワーカー	ケースワーカー
	事業における役割	福祉事務所総括コーディネーター	福祉事務所担当コーディネーター	福祉事務所担当コーディネーター
	安定所に対する支援要請の方法	直接要請	統括コーディネーター経由で要請	直接要請
	所属機関	●●市福祉事務所	〇〇市福祉事務所	●〇県▲△地区福祉事務所
	住所	××××	××××	××××
	連絡先	××××	××××	××××
	担当者の所属機関の管轄部局	●●市□□課	〇〇市□□課	●〇県△△課
	管轄部局の責任者名	××××	××××	××××
	連絡先	××××	××××	××××
児童扶養手当受給者の支援要請担当者等	担当者名	××××	××××	××××
	職名	母子自立支援プログラム策定員	母子自立支援プログラム策定員	ケースワーカー
	事業における役割	福祉事務所担当コーディネーターの代理	福祉事務所担当コーディネーターの代理	福祉事務所担当コーディネーター
	安定所に対する支援要請の方法	直接要請	直接要請	直接要請
	所属機関	●●市母子家庭等就業・自立支援センター （(財)●●市母子寡婦福祉連合会）	〇〇市△△福祉会館	●〇県▲△地区福祉事務所
	住所	××××	××××	××××
	連絡先	××××	××××	××××
	担当者の所属機関の管轄部局	●●市△△課	〇〇市△△課	●〇県△△課
	管轄部局の責任者	××××	××××	××××
	連絡先	××××	××××	××××
就労支援チーム準構成員名	××××	××××		
職名	母子自立支援員	母子自立支援員		
連絡先	××××	××××		

母子家庭の母親の看護師・介護福祉士等の資格取得支援

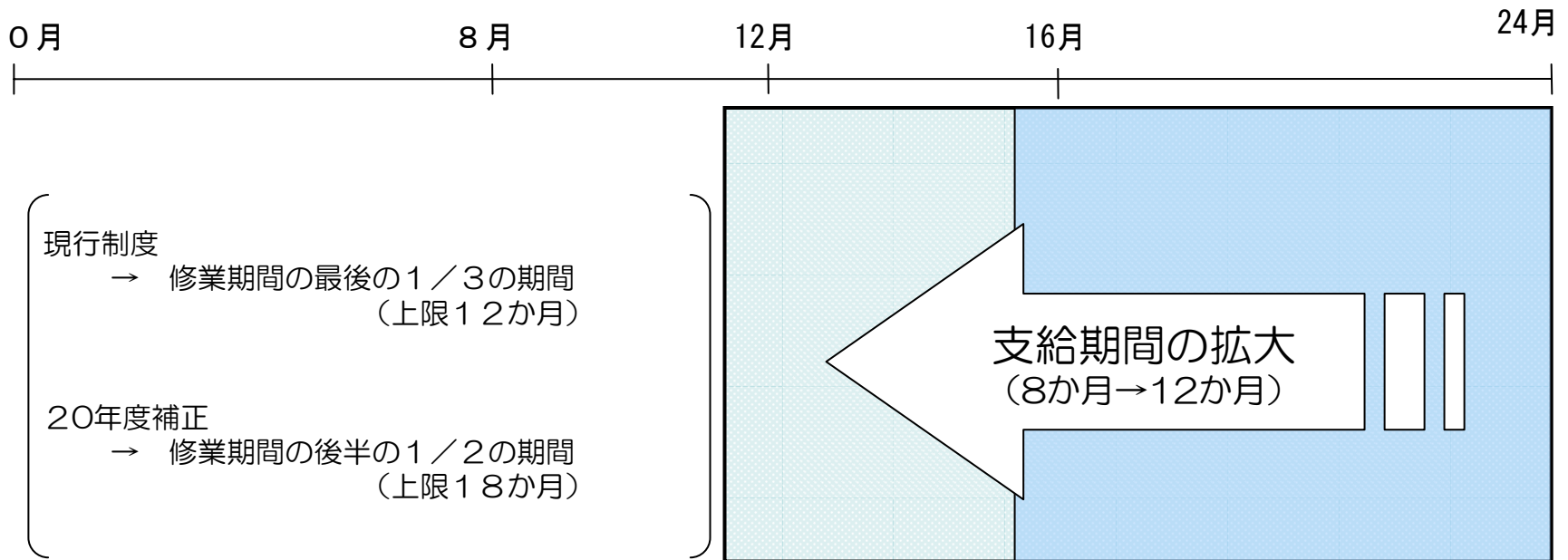
(高等技能訓練促進費の支給期間の拡充)

- 母子家庭の母が看護師、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得することを支援するため、高等技能訓練促進費の支給期間について、現行の修業期間の最後の3分の1の期間から、修業期間の後半の1/2の期間に拡充する。

※ 高等技能訓練促進費

市町村民税非課税世帯月額10万3,000円、課税世帯月額5万1,500円を支給

例) 2年間の介護福祉士訓練コースを利用する場合



委託訓練活用型デュアルシステム

1. 事業の目的

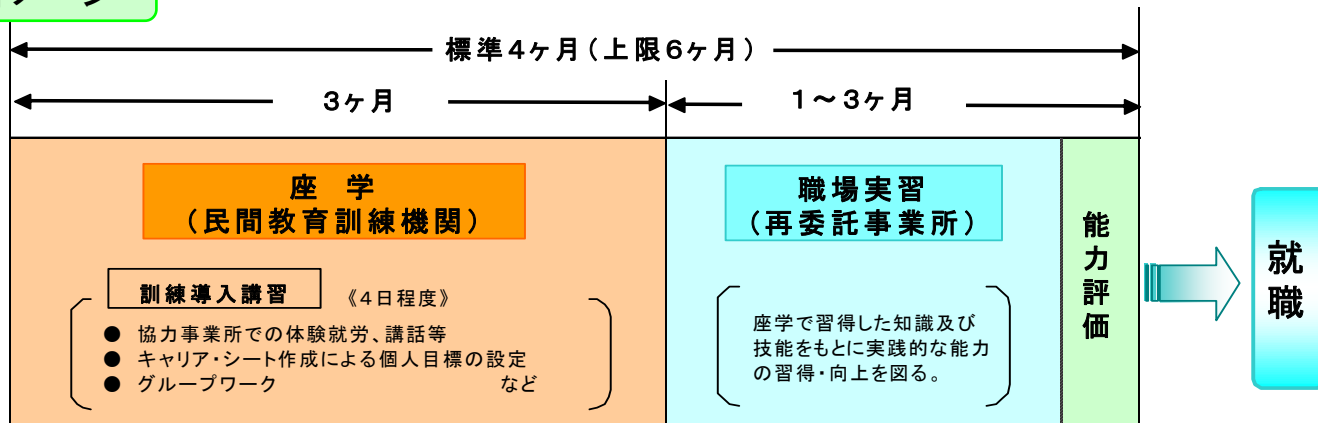
フリーターや子育て終了後の女性等の職業能力形成機会に恵まれなかった方々に対し、訓練受講意欲の喚起から専門学校等の民間教育訓練機関での座学訓練、企業等における実習を一貫した形で講じることで実践的な職業能力を付与し、安定就労への移行を図る。

また、訓練修了後に実習先事業主による実務能力の評価を行うことで就職支援の強化を図る。

2. 訓練の概要

- ① 訓練期間 : 標準4ヶ月（上限6ヶ月）
- ② 対象者 : フリーターや子育て終了後の女性等の職業能力形成機会に恵まれなかった者
- ③ 受講申込 : ハローワークの職業相談窓口
- ④ 受講料 : 無料（ただし、テキスト代等は自己負担）
- ⑤ 訓練内容 : IT関係、経理事務、営業・販売、医療事務、介護福祉等

3. 実施イメージ



「訓練期間中の生活保障のための給付ができる制度」の創設及び拡大

＜改正前の制度＞

職業能力形成機会に恵まれない者が安心して訓練を受けられるよう、委託訓練活用型デュアルシステム受講者等に対する生活費を加味した貸付けを行うもの(技能者育成資金制度)。

- 貸付要件
所得が150万円以下の者
- 貸付額 **46,200円**

- 返還
訓練修了後6か月を経過した後、16年以内の年賦、半年賦等の方法により返還。

《給付ができる制度の創設、貸付額の引上げ等》

一次補正

※H20.11.4制度改正

- 貸付要件
 - ・所得が200万円以下の者
 - ・委託訓練活用型デュアルシステム受講者

○貸付額
46,200円、**100,000円**

- 返還免除要件【創設】
- ・年長フリーター(25～34歳)
 - ・30代後半の不安定就労者
 - ・母子家庭の母親

のうち、次の要件のどちらも満たすもの
(i) 所得が150万円以下の主たる生計者
(ii) 訓練を適切に修了したこと

二次補正

※H21.1.1から適用

《貸付額の引上げ、返還免除要件の拡充等》

生活対策

- 貸付要件
 - ・所得が200万円以下の者
 - ・委託訓練活用型デュアルシステム受講者

○貸付額
46,200円、100,000円
→扶養家族を有する者に対する貸付額:120,000円

- 返還免除要件
 - ・年長フリーター(25～34歳)
 - ・30代後半の不安定就労者
 - ・母子家庭の母親
 - ・40歳以上の者

のうち、次の要件のどちらも満たすもの
(i) 所得が200万円以下の主たる生計者
(ii) 訓練を適切に修了したこと

《貸付要件の拡充、返還免除要件の拡充等》

新たな雇用対策

- 貸付要件
所得が200万円以下のいずれかの者
 - ・委託訓練活用型デュアルシステム受講者

- ・離職した派遣労働者等
- ・橋渡し訓練受講者

○貸付額
46,200円、100,000円
→扶養家族を有する者に対する貸付額:120,000円

- 返還免除要件
 - ・25歳未満の者を追加し、年齢等の要件を撤廃

貸付者のうち、次の要件のどちらも満たすもの
(i) 所得が200万円以下の主たる生計者
(ii) 訓練を適切に修了したこと

【返還免除額】

貸付額	46,200円	100,000円	120,000円
(1)求職活動を行っている場合	36,960円	80,000円	100,000円
(2)就職した場合	46,200円	100,000円	120,000円

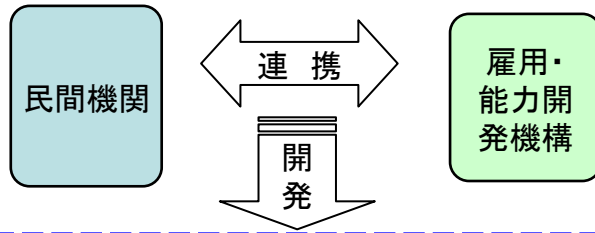
母子家庭の母等を対象とした訓練の整備

母子家庭の母等に対する相談・支援に実績とノウハウを有する民間機関と共同し、母子家庭の母等の特性に応じた訓練運営マニュアル及びモデルカリキュラムを整備するとともに、当該モデルカリキュラム等を活用した訓練コースを民間機関等において実施することにより、母子家庭の母等の就業促進を図る。

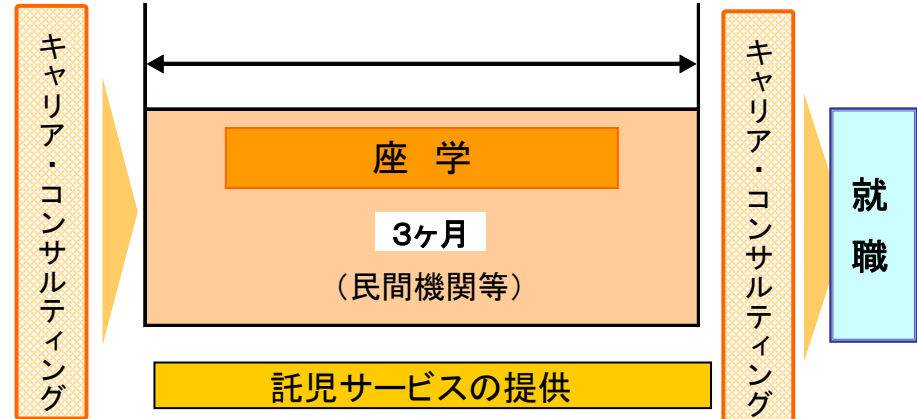
訓練の流れ

(1) モデルカリキュラムの開発(年度前半)

(2) 職業訓練の実施(年度後半)



- ① マニュアルの整備
 - ・精神的なダメージを負っていることを踏まえた指導上の配慮・心理的配慮
 - ・話しかけ方、接し方等に対する配慮
- ② モデルカリキュラムの開発
 - ・訓練ニーズの把握
- ③ 適切な訓練の運用
 - ・実施に先立って、委託先の担当者を集め研修を実施



(受講料・託児サービスは無料)



マザーズハローワーク事業の概要

概 要

マザーズハローワーク(平成18年度より設置)

- ・18年度より全国12箇所(札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州)に設置。
- ・子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施するハローワーク。

※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズサロン(平成19年度より設置)

- ・19年度よりマザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークに「マザーズサロン」(36県各1箇所ずつ)を設置して同様のサービスを展開。

マザーズコーナー(平成20年度より設置)

- ・20年度においては、事業未実施地域であって地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」(全国50箇所)を設置して同様のサービスを展開。
- ※ 20年度第1次補正予算により10箇所、平成21年度予算によりさらに40箇所を設置予定。

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介

- ・ 個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、予約制・担当者制による職業相談・職業紹介等による総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

○ 地方公共団体等との連携による保育関連サービスの提供

- ・ 保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供、保育所入所の取次ぎ等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保

平成21年度母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等の表彰実施要領
(はたらく母子家庭応援企業表彰)

1 趣旨・目的

母子家庭の母の自立の促進を図るためには、その就業の支援策を図ることが極めて重要である。

平成20年度も引き続き、雇用均等・児童家庭局において、母子家庭の母を雇用している企業等、母子福祉団体等に事業を発注している企業等母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を表彰し、もって母子家庭の母の就業促進に向けた社会的機運の醸成を図るものとする。

2 被表彰者

以下の項目にいずれも当てはまる企業等であって、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する「母子福祉団体」以外のもの。

- (1) 母子家庭の母の就業促進について理解があること。
- (2) 母子家庭の母が継続的に就業可能となっているなど職場環境が良好であること。
- (3) 母子家庭の母を相当数雇用し、又は母子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っていること。
- (4) 重大悪質な法令違反がないこと。
- (5) 過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。

3 表彰者

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長とする。

4 候補企業等の募集及び推薦について

募集は公募とするとともに（自薦他薦を問わない。）、地方公共団体より推薦を受け付ける。

5 募集期間

平成21年3月2日～平成21年3月31日までの約1か月間

6 選考方法

- (1) 応募書類については書面による審査を原則とするが、必要に応じて応募内容の詳細について事務局においてヒアリングを実施する。
- (2) 事務局による書面審査等の結果を基に、上記2の対象となる企業等の中から、下記7の審査委員会で受賞企業等を決定するものとする。

7 受賞企業等の決定

上記4により応募を受け付けた企業等について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局内に審査委員会を設け選考する。

8 受賞企業の発表及び表彰

平成21年5月末までを目途に行う。

9 事務局（問い合わせ先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室

電話：03-5253-1111（内線7959）

ファクシミリ：03-3595-2663

養育費相談支援センターについて

養育費相談支援センター設置の趣旨

- 養育費の取り決め率・受給率の増
- ひとり親家庭の生活の安定・子どもの健やかな成長



- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

《養育費の相談支援のスキーム》



養育費相談支援センター

- 養育費に係る各種手続について分かりやすい情報提供
→HPへの掲載、パンフレットの作成
- 地方公共団体等において養育費相談にあたる人材の養成のためのプログラム作成と研修会の実施
- 地方公共団体が行う研修への講師の派遣
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する支援
(困難事例への支援)
- 母子家庭等に対する電話・メールによる相談

電話番号：03-3980-4108
E-mail：info@youikuh.or.jp

母子家庭等就業・自立支援センター

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
- 母子家庭等への講習会の開催

- ・研修
- ・研修講師の派遣
- ・サポート

- ・困難事例の相談

母子家庭の就業支援関係事業の実施状況等（平成20年10月1日現在）

①母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母等に対して、就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供する。

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39か所 (83.0%)	8か所 (61.5%)	11か所 (31.4%)	58か所 (61.1%)
平成16年度	47か所 (100.0%)	12か所 (92.3%)	21か所 (60.0%)	80か所 (84.2%)
平成17年度	47か所 (100.0%)	13か所 (92.9%)	23か所 (62.2%)	83か所 (84.7%)
平成18年度	47か所 (100.0%)	15か所 (100.0%)	32か所 (86.5%)	94か所 (94.9%)
平成19年度	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	35か所 (100.0%)	99か所 (100.0%)
平成20年度 (予定)	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	39か所 (100.0%)	103か所 (100.0%)

③高等技能訓練促進費事業

介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合、就業（育児）と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給する。

○修学期間の最後の1/3の期間（12ヶ月を限度）

○月額10万3千円

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所 (61.7%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	91か所 (13.8%)	127か所 (16.9%)
平成16年度	37か所 (78.7%)	5か所 (38.5%)	24か所 (68.6%)	186か所 (26.6%)	252か所 (31.8%)
平成17年度	40か所 (85.1%)	11か所 (78.6%)	29か所 (78.4%)	265か所 (33.9%)	345か所 (39.2%)
平成18年度	42か所 (89.4%)	14か所 (93.3%)	29か所 (78.4%)	376か所 (49.4%)	461か所 (53.6%)
平成19年度	45か所 (95.7%)	17か所 (100.0%)	29か所 (82.9%)	455か所 (59.2%)	546か所 (63.0%)
平成20年度 (予定)	46か所 (97.9%)	17か所 (100.0%)	34か所 (87.2%)	563か所 (73.1%)	660か所 (75.6%)

⑤母子家庭及び寡婦自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援等母子家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	44か所 (93.6%)	15か所 (100.0%)	24か所 (64.9%)	97か所 (12.7%)	180か所 (22.1%)
平成19年度	46か所 (97.9%)	17か所 (100.0%)	26か所 (74.3%)	117か所 (15.2%)	206か所 (23.8%)
平成20年度 (予定)	46か所 (97.9%)	17か所 (100.0%)	29か所 (74.4%)	130か所 (16.9%)	222か所 (25.4%)

②自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。

○受講料の2割相当額（上限10万円、下限4千円）

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所 (74.5%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	116か所 (17.6%)	158か所 (21.0%)
平成16年度	45か所 (95.7%)	7か所 (53.8%)	24か所 (68.6%)	251か所 (36.0%)	327か所 (41.2%)
平成17年度	47か所 (100.0%)	14か所 (100.0%)	32か所 (86.5%)	346か所 (44.3%)	439か所 (49.9%)
平成18年度	47か所 (100.0%)	15か所 (100.0%)	33か所 (89.2%)	525か所 (69.0%)	620か所 (72.1%)
平成19年度	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	33か所 (94.3%)	613か所 (79.8%)	710か所 (81.9%)
平成20年度 (予定)	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	38か所 (97.4%)	682か所 (88.6%)	784か所 (89.8%)

④母子自立支援プログラム策定事業

個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施することを目的として、母子自立支援プログラム策定員を福祉事務所等に設置する。

※平成18年度より本格実施

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	27か所 (57.4%)	12か所 (80.0%)	14か所 (37.8%)	152か所 (20.0%)	205か所 (23.8%)
平成19年度	40か所 (85.1%)	17か所 (100.0%)	29か所 (82.9%)	320か所 (41.7%)	406か所 (46.8%)
平成20年度 (予定)	42か所 (89.4%)	17か所 (100.0%)	34か所 (87.2%)	399か所 (51.8%)	492か所 (56.4%)

平成20年度実施予定状況(平成20年10月1日現在)

			都道府県					市等					
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
北海道・東北ブロック	1 北海道	◎	◎	◎	◎	◎	札幌市、旭川市、函館市、千歳市、滝川市、釧路市(6/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	(0/32)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、北斗市、小樽市、滝川市、砂川市、深川市、士別市、名寄市、富良野市、北見市、網走市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、帯広市、釧路市、根室市(25/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、北斗市、小樽市、芦別市、深川市、北見市、網走市、苫小牧市、登別市、帯広市、釧路市(15/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、滝川市 (北斗市、北見市、網走市、紋別市、士別市、名寄市、富良野市、留萌市、稚内市在住者分は道の事業対象に含め実施) (14/35)	
	2 青森県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	青森市(1/1)	(0/9)	弘前市、むつ市(2/10)	(0/10)	青森市、弘前市(2/10)	
	3 岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	盛岡市(1/13)	(盛岡市在住者分は県の事業対象に含め実施) (1/1)	(0/12)	盛岡市、八幡平市、花巻市、北上市、奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、久慈市、二戸市(12/13)	盛岡市、八幡平市、北上市、一関市、大船渡市、宮古市、久慈市(7/13)	盛岡市、北上市、釜石市、遠野市、宮古市、久慈市 (左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施) (13/13)	
	4 宮城県	◎	◎	◎	◎	◎	仙台市(1/13)	仙台市(1/1)	(0/12)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	仙台市(1/13)	
	5 秋田県	◎	◎	◎	◎	◎	秋田市、にかほ市(2/13)	秋田市(1/1)	(0/12)	秋田市、能代市、大館市、湯沢市、由利本荘市、湯上市、仙北市(7/13)	大館市(1/13)	秋田市、大館市(2/13)	
	6 山形県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	—	(0/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市、天童市(7/13)	鶴岡市、酒田市(2/13)	山形市、酒田市、鶴岡市(3/13)	
	7 福島県	◎	◎	◎			郡山市、いわき市(2/13)	郡山市(いわき市在住者分は県の事業対象に含め実施) (2/2)	(0/11)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(13/13)	(0/13)	(0/13)	

	都道府県						市 等				
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
8 茨城県	◎	◎	◎	○	◎	鹿嶋市(1/32)	-	(0/32)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(32/32)
9 栃木県	◎	◎	◎	◎	◎	宇都宮市、足利市、小山市、さくら市、下野市、鹿沼市、大田原市、那須烏山市、栃木市、佐野市、矢板市、日光市(12/14)	宇都宮市(1/1)	(0/13)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、矢板市、さくら市(7/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)
10 群馬県	◎	◎	◎	◎	◎	沼田市(1/12)	-	(0/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	桐生市、伊勢崎市、太田市、藤岡市(左記以外の市在住者については県の事業対象に含め実施)(12/12)
11 埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、飯能市、加須市、深谷市、上尾市、狭山市、越谷市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市(25/40)	さいたま市、川越市(2/2)	(0/38)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市(40/40)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市(31/40)	さいたま市、川越市、行田市、狭山市、新座市、鶴ヶ島市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)

			都道府県					市等						
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業			自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業		
関東ブロック	12	千葉県	◎	◎	◎	◎		千葉県市、船橋市、船橋市、柏市(3/3)	千葉県市、船橋市、船橋市、柏市(3/3)	浦安市(1/33)	千葉県市、船橋市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、松戸市、流山市、我孫子市、野田市、佐倉市、白井市、旭市、南房総市、木更津市、君津市、袖ヶ浦市、市原市、習志野市、成田市、四街道市、印西市、山武市、館山市、富里市、茂原市(27/36)	千葉県市、船橋市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、野田市、白井市、木更津市、市原市、習志野市、流山市、成田市、印西市、館山市、袖ヶ浦市、旭市(17/36)	千葉県市、船橋市、柏市、市川市、松戸市、野田市、流山市、浦安市(6/36)	(8/36)
	13	東京都	◎	◎	◎	◎	◎	中央区、港区、新宿区、世田谷区、杉並区、八王子市、府中市、調布市、国分寺市、(9/49)	-	小金井市(1/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市(46/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、青梅市、府中市、調布市、小島市、日野市、東村山市、国分寺市、福生市、狛江市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市(40/49)	港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、福生市、狛江市、清瀬市、武蔵村山市、稲城市、あきる野市、西東京市(33/49)	
	14	神奈川県	◎	◎	◎	◎		横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、藤沢市(5/19)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市(4/4)	(0/15)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市(17/19)	横浜市、川崎市、相模原市(3/19)	
	15	新潟県	◎	◎	◎	◎	○	新潟市、柏崎市、阿賀野市(3/20)	新潟市(1/1)	(0/19)	新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、十日町市、燕市、佐渡市、三条市、五泉市、魚沼市、南魚沼市(11/20)	新潟市、上越市、燕市、南魚沼市(4/20)	新潟市、上越市(2/20)	

			都道府県					市等					
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
16	山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	—	(0/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、南アルプス市、上野原市、北杜市(7/13)	
17	長野県	◎	◎	◎	◎	◎	長野市(1/19)	(長野市在住者分は県の事業対象に含め実施)(1/1)	(0/18)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市(17/19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市(14/19)	小諸市(1/19)	
18	静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	静岡市、浜松市、沼津市(3/23)	静岡市、浜松市(2/2)	(0/21)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、裾野市(23/23)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、掛川市、御殿場市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、裾野市(19/23)	静岡市、浜松市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(23/23)	
19	富山県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	富山市(1/1)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	
20	石川県	◎	◎	◎	◎	◎	金沢市、小松市(2/10)	金沢市(1/1)	(0/9)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(8/10)	金沢市、七尾市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(7/10)	金沢市、小松市、輪島市、加賀市、能美市(5/10)	
21	福井県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/9)	—	(0/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(9/9)	

			都道府県				市等						
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
中部ブロック	22	岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎	飛騨市(1/21)	岐阜市(1/1)	(0/20)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(17/21)	(0/21)
	23	愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、常滑市、小牧市、東海市、大府市、知多市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市、半田市(20/35)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市(4/4)	(0/31)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市(34/35)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、常滑市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、小牧市(29/35)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、春日井市、犬山市、小牧市、知多市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市(13/35)
	24	三重県	◎	◎	◎	◎	◎	伊勢市、志摩市、伊賀市(3/14)	—	(0/14)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市(13/14)	津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、熊野市、いなべ市、伊賀市(9/14)	津市、四日市市、鈴鹿市、名張市(4/14)
25	滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	—	(0/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、野洲市、湖南市(3/13)	
26	京都府	◎	◎	◎	◎	◎	京都市、京丹後市(2/15)	京都市(1/1)	(0/14)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、京丹後市、南丹市(7/15)	

		都道府県					市等					
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
近畿ブロック	27 大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、松原市、大東市、箕面市、柏原市、門真市、藤井寺市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、摂津市、高石市、和泉市、泉南市(32/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市(4/4)	寝屋川市、柏原市(2/30)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(34/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市(31/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、八尾市、枚方市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市(22/34)
	28 兵庫県	◎	◎	◎	◎		神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市(4/29)	神戸市、姫路市、西宮市(3/3)	(0/26)	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、朝来市、淡路市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、丹波市、南あわじ市、宍粟市(25/29)	神戸市、姫路市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、赤穂市、高砂市、川西市、三田市、篠山市、宍粟市(12/29)
	29 奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	御所市、香芝市(2/13)	奈良市(1/1)	(0/12)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、十津川村(13/13)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、十津川村(13/13)	奈良市、大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、十津川村(大和郡山市、天理市、葛城市、宇陀市の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)

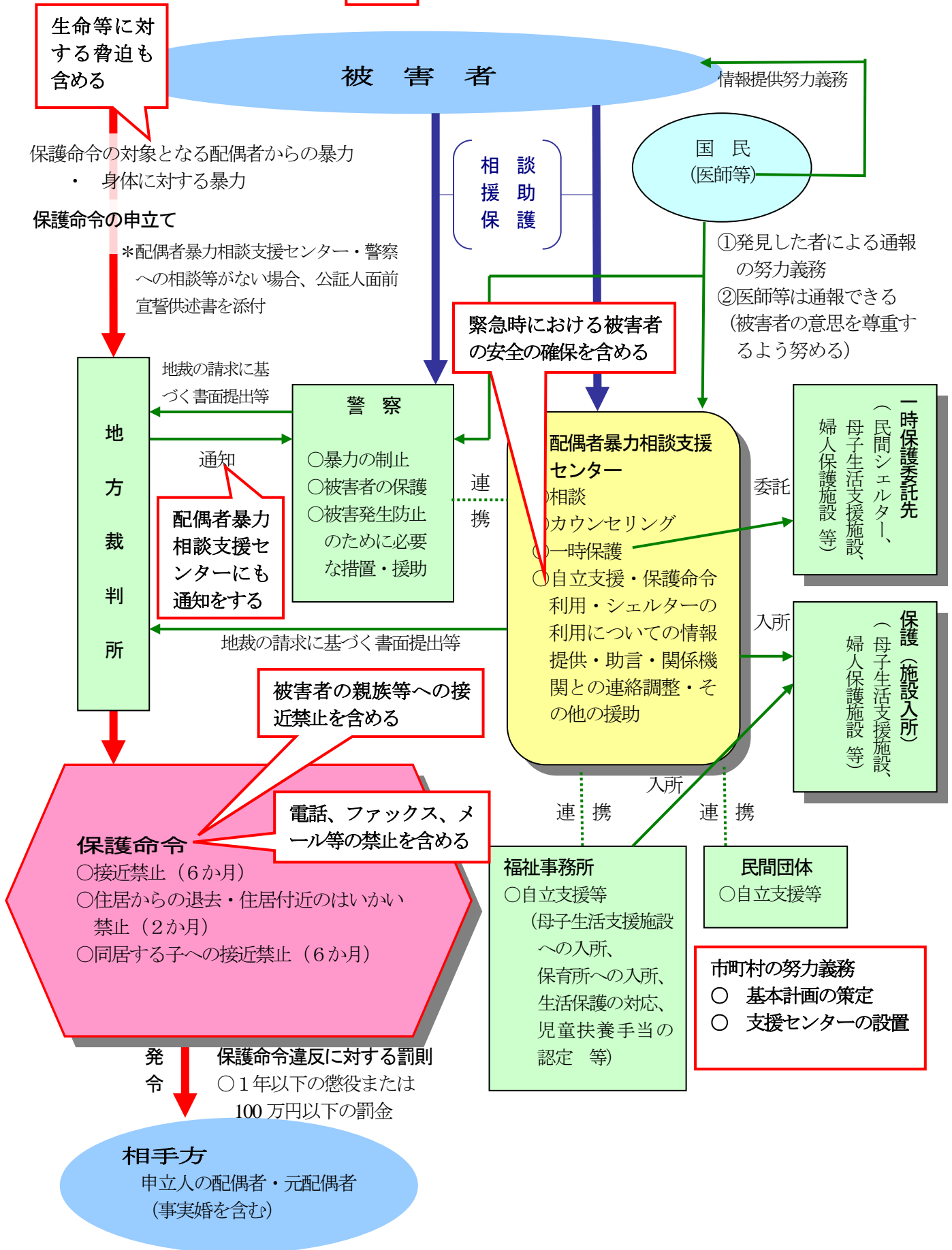
			都道府県					市 等					
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
30	和歌山県	◎	◎	◎	◎	◎	和歌山市、有田市、御坊市(3/9)	和歌山市(1/1)	(0/8)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、有田市(2/9)	
中国ブロック	31	鳥取県		◎	◎	◎	◎	倉吉市(1/4)	-	(0/4)	鳥取市、倉吉市(2/4)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市(4/4)	(0/4)
	32	島根県	○	◎	◎	◎	◎	松江市(1/19)	-	(0/19)	松江市、出雲市、益田市、浜田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、斐川町、邑南町、津和野町、吉賀町、西ノ島町、隠岐の島町(17/19)	松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、斐川町、邑南町、津和野町、吉賀町、西ノ島町、隠岐の島町(16/19)	浜田市、安来市、雲南市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)
	33	岡山県	◎	◎	◎	◎	◎	倉敷市、岡山市(2/16)	岡山市、倉敷市(2/2)	(0/14)	岡山市、倉敷市、津山市、総社市、瀬戸内市(5/16)	倉敷市、瀬戸内市(2/16)	岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、美作市(8/16)
	34	広島県	◎	◎	◎	◎	◎	広島市、福山市(2/19)	広島市、福山市(2/2)	(0/17)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町(16/19)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町(14/19)	広島市、福山市、三原市、尾道市、三次市、庄原市、東広島市、北広島町、大崎上島町(9/19)
	35	山口県	◎	◎	◎	◎	◎	下関市(1/13)	下関市(1/1)	(0/12)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(13/13)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(13/13)	下関市、山陽小野田市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)
36	徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/8)	-	(0/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	

			都道府県					市等					
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
四国ブロック	37	香川県	◎	◎	◎	◎	◎	さぬき市(1/8)	高松市(1/1)	(0/7)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(5/8)
	38	愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市(1/1)	(0/10)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市(10/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)
	39	高知県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/11)	高知市(1/1)	(0/10)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(10/11)	高知市(1/11)
九州ブロック	40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	宗像市、北九州市、福岡市(3/28)	福岡市、北九州市、久留米市(3/3)	(0/25)	福岡市、北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(24/28)	福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(27/28)	福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市、田川市、小郡市、福津市、嘉麻市、朝倉市、宮若市(10/28)
	41	佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	—	(0/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市(10/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市(10/10)	伊万里市、嬉野市(2/10)
	42	長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	長崎市(1/13)	長崎市(県と共同実施)(1/1)	(0/12)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、西海市、雲仙市、南島原市(11/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、松浦市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(9/13)
	43	熊本県	◎	◎	◎	◎	◎	熊本市(1/14)	熊本市(1/1)	(0/13)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市(12/14)	熊本市、八代市、人吉市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市(12/14)	熊本市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、宇城市(9/14)

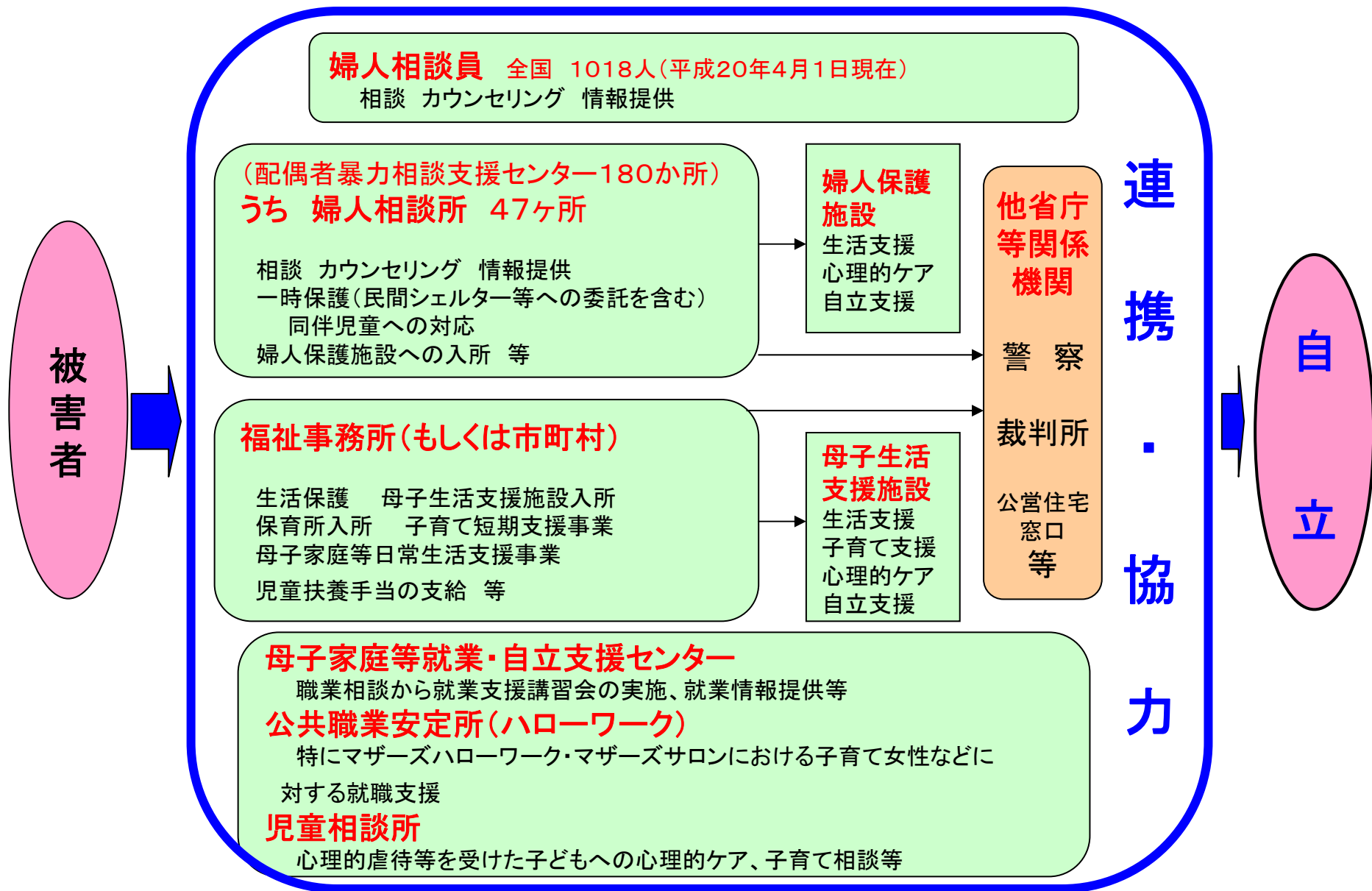
			都道府県					市 等					
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
44	大分県	◎	◎	◎	◎	◎	大分市(1/14)	大分市(県と共同実施)(1/1)	(0/13)	大分市、中津市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市(10/14)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、宇佐市(8/14)	(大分市は県と共同実施、大分市以外の県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(14/14)	
45	宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/9)	宮崎市(1/1)	(0/8)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(9/9)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(9/9)	宮崎市(1/9)	
46	鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	鹿児島市(1/19)	鹿児島市(1/1)	(0/18)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、大口市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、志布志市、長島町(16/19)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、大口市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、志布志市、長島町(16/19)	鹿児島市(鹿児島市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(19/19)	
47	沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	那覇市、浦添市、宜野湾市、石垣市(4/11)	—	(0/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市、名護市(11/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、浦添市、名護市(5/11)	那覇市、沖縄市(2/11)	
都道府県合計	継続して実施(◎)		45	47	47	45	42	平成20年度実施予定状況					
	平成20年度中に実施又は実施に着手(○)		1	0	0	1	0	176/826 (21.3%)	56/56 (100%)	4/770 (0.5%)	737/826 (89.2%)	614/826 (74.3%)	450/826 (54.5%)
	実施予定なし		1	0	0	1	5						

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要 (チャート)

□ は改正法 (平成 20 年 1 月 11 日施行) に盛り込まれた事項



厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について

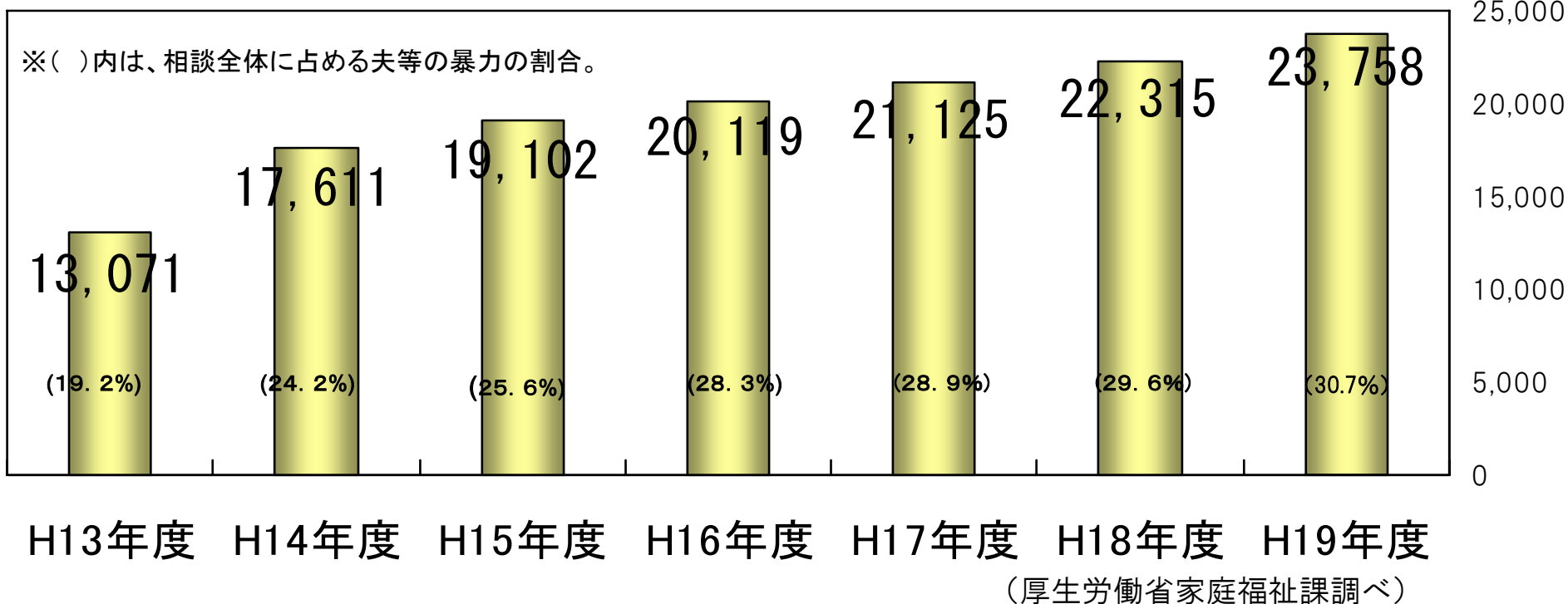


配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律施行後の状況について

婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所及び婦人相談員における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)



(人数)

25,000

20,000

15,000

10,000

5,000

0

H13年度

H14年度

H15年度

H16年度

H17年度

H18年度

H19年度

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

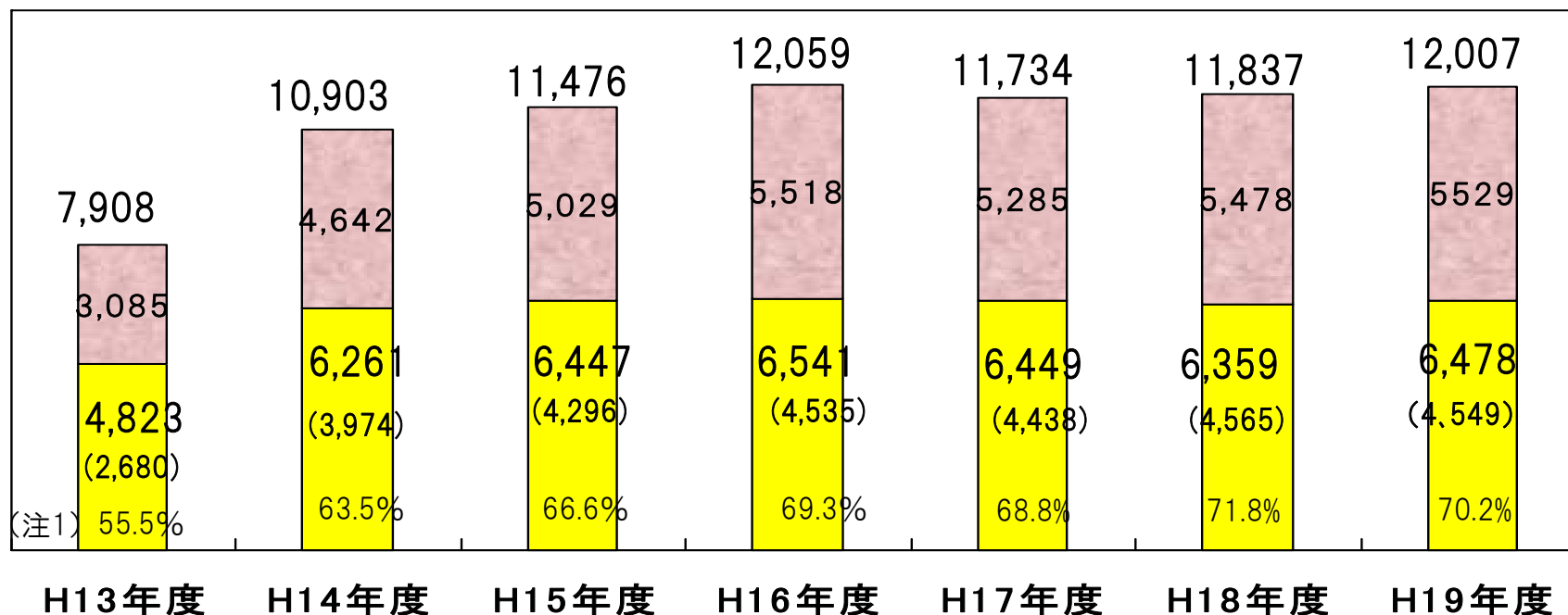
婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数を見ると、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、「夫等の暴力」を入所理由とするものの割合が6割～7割。
- 平均一時保護日数は14.4日(平成19年度)

一時保護された女性
 (うち夫等の暴力を理由とする者)

同伴家族

(件数)



注1) 夫等の暴力を入所理由とする者の割合。

DV被害者の一時保護委託(契約施設数)

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成20年4月1日現在で261施設。
- 平成19年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,750人(女性本人1,661人、同伴家族2,089人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数14.3日となっている。

DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成20年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者更生援護施設	知的障害者更生援護施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	96 (97)	90 (89)	25 (23)	20 (19)	4 (7)	8 (6)	9 (6)	6 (4)	3 (5)	261 (256)

(注1) 母子生活支援施設を除く。

(注2) ()内は、平成19年4月1日現在

平成19年度 婦人保護事業実施状況報告の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

婦人保護事業実施状況報告は、全国の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の状況を、各都道府県の婦人保護事業担当部局に調査し、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が行政資料として把握したものである。

(以下は、平成19年4月1日～平成20年3月31日の状況である。)

1 婦人相談所の業務

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されており、要保護女子に関する各般の問題について相談を行い、必要な調査や医学的、心理学的、職能的判定とこれらに附随した指導を行い、一時保護を行うことを主たる業務としている。

また、平成14年4月からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」という。)第3条により配偶者暴力相談支援センターとしての役割を果たすこととなった。

さらに、平成16年12月からは、人身取引対策行動計画に基づき、人身取引被害者への支援を行っている。

(1) 相談別状況

婦人相談所において受け付けた相談実人員は、来所相談、電話相談等を合わせて136,475人(暴力被害男性を含む)であった。

種別	総数	来所による相談			巡回相談、出張相談による	電話相談		その他(手紙等)
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	巡回相談、出張相談による		夜間相談		
実人員	(100%) 136,475	(13.2%) 17,997	2,626	968	(0.4%) 609	(85.7%) 116,990	24,187	(0.6%) 879
延人員	(100%) 221,445	(31.3%) 69,208	8,122	2,930	(0.5%) 1,004	(66.6%) 147,516	31,320	(1.7%) 3,717

(2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等の暴力を主訴とする実人員は9,175人であり、実人員総数の51.1%にあたる。

総数	夫等の暴力	離婚問題 家庭不和	帰住先なし、 住居問題	親族間の 問題	子どもの 問題	医療関係	経済関係	人身取引 売春強要 など	その他
(100%) 17,971	(51.1%) 9,175	(13.6%) 2,445	(8.9%) 1,600	(4.7%) 839	(4.6%) 831	(3.4%) 618	(2.6%) 473	(0.6%) 100	(10.5%) 1,890

※暴力被害男性は含まない。

(3) 一時保護の状況

一時保護は、売春防止法に基づき、要保護女子の婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に行われる。

またDV法により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされ、母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者には一時保護の委託が可能となっている。

さらに、人身取引対策行動計画に基づき、被害者の一時保護（委託を含む）を行っている。

	実 人 員	うち一時保護委託分	延 べ 人 員	うち一時保護委託分
要 保 護 女 子 等	6, 4 7 8	1, 6 6 1	9 3, 4 9 6	2 3, 7 6 3
同 伴 す る 家 族	5, 5 2 9	2, 0 8 9	8 3, 9 2 3	2 9, 5 1 1

(4) 在所者の一時保護時の主訴別内訳

総数	夫等の暴力	帰住先なし、住居問題	親族間の問題	子どもの問題	人身取引、売春強要など	離婚問題、家庭不和	経済関係	医療関係	その他
(100%) 6, 478	(70.2%) 4, 549	(14.9%) 967	(4.6%) 295	(2.7%) 176	(1.2%) 80	(1.0%) 67	(0.7%) 47	(0.9%) 57	(3.7%) 240

※在所者とは、前年度末在所者と平成19年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

(5) 一時保護後の状況

総 数	帰 宅	福祉事務所	帰 郷	自 立	婦人保護施設	民間団体	病 院	他の婦人相談所	その他
(100%) 6, 315	(18.6%) 1, 176	(15.0%) 950	(13.5%) 854	(13.3%) 843	(10.8%) 683	(3.0%) 190	(2.7%) 169	(0.3%) 19	(22.7%) 1, 431

2 婦人相談員の業務

婦人相談員は、売春防止法第35条に基づき、社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行うこととされている。

また、DV法第4条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うこととされた。

平成20年4月1日現在、47都道府県436名（うち婦人相談所223名）、262市区582名、合計1,018名の婦人相談員が全国に配置されている。

(1) 相談別状況

種別	総 数	来 所 に よ る 相 談			巡回相談、出張相談による 巡回相談	電 話 相 談		そ の 他 (手紙等)
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	巡回相談、出張相談による		夜間相談		
実 人 員	(100%) 113, 929	(52.2%) 59, 470	3, 935	2, 644	(2.5%) 2, 824	(44.6%) 50, 786	997	(0.7%) 849
延 人 員	(100%) 243, 901	(60.0%) 146, 295	8, 677	7, 957	(3.3%) 8, 136	(35.7%) 87, 178	1, 651	(0.9%) 2, 292

※婦人相談所以外の福祉事務所等に配置される婦人相談員が受け付けた相談。

(2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等の暴力を主訴とする実人員は14,583人であり、実人員総数の24.5%にあたる。

総数	夫等の暴力	離婚問題 家庭不和	経済関係	医療関係	帰住先なし、 住居問題	子どもの 問題	親族間の 問題	人身取引 売春強要 など	その他
(100%) 59,470	(24.5%) 14,583	(20.4%) 12,115	(16.2%) 9,637	(9.9%) 5,867	(7.9%) 4,686	(6.2%) 3,701	(3.9%) 2,324	(0.1%) 49	(10.9%) 6,508

3 婦人保護施設の業務

婦人保護施設は、要保護女子を収容保護する施設で、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。(売春防止法第36条)平成20年4月1日現在40都道府県に50か所設置されている。

また、DV法第5条により、配偶者からの暴力被害者の保護を行うことができることとなった。

(1) 入退所状況

	前年度末在所者	当該年度中 新規入所者	当該年度中 退所者	当該年度末 在所者	当該年度中 在所延人員
要保護女子等	544	770	802	512	198,278
同伴する家族	30	473	442	61	19,725
うち同伴児	30	472	441	61	19,722

(2) 在所者の入所時における主訴別内訳

在所者の主訴別入所の内訳をみると、在所者総数のうち、「夫等の暴力」を主訴とする者が38.1%にのぼり、次いで「帰住先なし・住居問題」を主訴とする者が29.9%にのぼる。

総数	夫等の暴力	帰住先なし 住居問題	医療関係	親族間の 問題	経済問題	子どもの 問題	人身取引 売春強要 など	離婚問題 家庭不和	その他
(100%) 1,314	(38.1%) 501	(29.9%) 393	(14.2%) 187	(5.6%) 73	(3.8%) 50	(3.1%) 40	(2.4%) 32	(1.2%) 16	(1.7%) 22

※在所者とは、前年度末在所者と平成19年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

厚生労働省における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成20年11月30日現在）

1 婦人相談所等における保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計254人。うち248人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の96%は警察もしくは入国管理局。
- 18歳未満は計15人。最年少は15歳。平均年齢24.6歳。

○年度別保護実績（合計254人）

平成13年度	1人（タイ1人）
平成14年度	2人（タイ2人）
平成15年度	6人（タイ3人・フィリピン人3人）
平成16年度	24人（タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・コロンビア1人）
平成17年度	117人（フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人）
平成18年度	36人（インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人）
平成19年度	36人（フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人）
平成20年度	32人（タイ18人・フィリピン8人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人）

○都道府県別保護実績（合計254人）

愛知県	53人	長野県	31人	千葉県	28人	東京都	**23人
栃木県	22人	秋田県	18人	島根県	14人	岐阜県	10人
広島県	*9人	鳥取県	9人	群馬県	7人	神奈川県	7人
大阪府	7人	福岡県	6人	茨城県	5人		
兵庫県	4人	徳島県	3人	熊本県	2人		
新潟県・静岡県・大分県・鹿児島県・沖縄県	各1人						

*6人が島根県より、**3人が群馬県より移管のため合計には算入せず

○一時保護委託実績（254人のうち89人）

平成17年4月1日～平成20年11月30日までに89人の一時保護委託を実施
内訳 婦人保護施設34人・母子生活支援施設32人・民間シェルター22人
児童自立援助ホーム1人

○平均保護日数 25.5日

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館 IOM（国際移住機関）等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。

育成環境課關係

1. 「放課後子どもプラン」について

(1) 「放課後子どもプラン」の着実な推進について

① 「放課後子どもプラン」の取組状況について

「放課後子どもプラン」については、できる限り早急に、原則としてすべての小学校区において、放課後や夏休み等の長期休暇時における子どもたちの安全・安心で健やかな活動場所の確保を目指しているところであるが、文部科学省と合同で実施した「放課後子どもプラン実施状況調査」（平成19年12月1日現在）によると、両事業とも実施している小学校区は、4, 153小学校区（全体の19%）にとどまっているところである。

同調査において、事業を実施していない大きな理由として実施場所の確保が困難であることが挙げられたことから、先般、文部科学省と連名で、普通教室として使用しなくなった教室等を「放課後子どもプラン」の実施場所として優先的に活用するようお願いしたところである。（関連資料1（271頁））

今後とも、放課後子どもプランの実施場所の確保を図り、総合的な放課後対策の着実な推進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

② 「放課後子どもプラン」の今後の事業展開について

放課後子どもプランについては、「地方分権改革推進要綱」などで、両事業の一本化について検討するよう指摘を受けており、これまでも文部科学省と検討を行ってきたところであるが、先に述べた合同調査の結果などを踏まえ、現時点でただちに一本化を行うことまでは考えていない。しかしながら、より効果的な事業の推進方策を検討するため、地方自治体や利用者などの声を踏まえつつ、各地域の様々な状況も考慮に入れながら、引き続き事業のあり方や方法論などを検討していく予定である。今後も必要な情報提供や調査協力などを依頼することがあるので、ご協力方よろしくをお願いしたい。

(2) 「新待機児童ゼロ作戦」の推進に基づく放課後児童クラブの設置促進について

① 「新待機児童ゼロ作戦」の推進について

平成20年2月に策定した「新待機児童ゼロ作戦」においては、放課後児童クラブ（小学1年～3年）の提供割合を19%から60%に引き上げることが10年後の目標値として定められたところである。

放課後児童クラブへのニーズは依然として高い状況にあり、希望し

てもクラブを利用できない児童（いわゆる待機児童）は、平成20年5月1日現在で各自治体が把握しているだけでも1万3千人に上っている。

「新待機児童ゼロ作戦」においては、現在「待機児童」として顕在化している需要のみならず、女性の就業率の高まりに応じて、今後必要となる中長期的な需要を勘案した絶対量を計画的に拡大することとされており、各自治体においては、今後、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定を行うに当たって、それぞれの地域におけるニーズを的確に把握し、サービスの提供体制の整備に努められたい。

② 放課後児童クラブの国庫補助について

平成21年度予算案においては、「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を盛り込んだところである。（関連資料2（274頁））

ハード面については、放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設費補助（児童厚生施設等整備費）のか所数及び単価の増を図るとともに、改修費（放課後子ども環境整備等事業）についても、か所数の増を図ったところである。

また、ソフト面についても、クラブの新設や分割に対応するため、24,153か所分の事業費を確保したところである。平成21年度予算案におけるソフト事業の補助基準額については、別冊（交付要綱、実施要綱等）資料19の交付要綱案を参照されたい。

さらに、平成20年度第2次補正予算に計上されている「安心子ども基金（仮称）」には、放課後児童クラブの設置促進にかかる経費についても盛り込まれているところであり、こうした補助事業を活用して、未実施小学校区の早急な解消や、希望してもクラブを利用できない児童の解消に努められたい。

③ 放課後児童クラブの国庫補助に当たっての留意点

既にご承知のとおり、放課後児童クラブの運営面での質的向上を図るため、

ア 200日以上250日未満開所のクラブ

イ 71人以上の大規模クラブ

については、平成22年度から国庫補助を廃止することとしている。国庫補助の廃止対象となるクラブについては、必要な日数の確保や分割等による適正規模での実施などについて、改善策が講じられつつあることと承知しているが、特に、71人以上の大規模クラブについては、平成20年5月1日現在で未だ2,461か所（全体の14%）

が存在するところであり、これらの解消については、国庫補助を活用するなどして、施設の改修や新たな施設の整備など、早急な対応を図られたい。

④ 国庫補助金の適正な執行について

先般、ある自治体において、放課後児童クラブにかかる補助金の執行が適正に行われていなかったことが判明し、国庫補助金の全額返還を行ったところである。具体的には、①市が運営委託を行っていた民間のクラブの運営主体に実態が無く、個人が実際の運営管理を行っていた、②留守家庭児童かどうかの確認を取らず、任意に入所させた児童の数をもって補助金額を算定していた、③収入支出簿等の帳簿類が存在せず、クラブ運営に係る収支の確認ができない状態であったことなど、不適切な運営が行われていたものである。

放課後児童クラブに係る補助金の交付にあたっては、その実情を確認するなど、運営状況を十分に把握し、適正な執行が行われるよう、あらためて管内市町村への指導を図られたい。

(3) 放課後児童クラブガイドラインについて

平成19年10月に、放課後児童クラブの運営に係る基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」を策定したところである。

厚生労働省においては、放課後児童クラブの実施状況調査において、今年度より、ガイドラインの内容に係る設問を新たに加え、クラブの状況を把握したところである。

市町村におけるガイドラインの策定状況については、「国のガイドラインを活用している」と回答した市町村が全体の約半数に上っていたが、一方で、「対応無し」と回答した市町村も約16%あった。また、ガイドラインに基づく運営内容の点検・確認状況については、「点検・確認有り」と回答した市町村は、全体の約63%に止まっており、ガイドラインに沿った適切な設備等の確保、運営がなされているとは言い難い状況であった。

本ガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、全ての放課後児童クラブが運営を行う際に参考としていただくことにより、クラブ全体の質的向上を図ることを目的としているため、管内市町村及び放課後児童クラブ関係者に対して、本ガイドラインの内容のより一層の周知を図っていただくようお願いしたい。

また、ガイドラインを踏まえた取組や各クラブの事業内容については、クラブ利用者または住民に広く周知されることが重要である。規制改革会議の第2次答申においても、各クラブの運営内容がガイドラインの項

目に適合しているかについて利用者がわかるよう、情報公開を行うことが必要とされていることから、各市町村においても、利用者の利便性を考慮した積極的な情報公開を行うよう周知されたい。

全国の放課後児童クラブ情報を含む子育て支援関連情報等については、(財)こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」において幅広く提供しているところであるが、放課後児童クラブ情報の内容を見ると、

- ・ 詳細データが入力されていない、
- ・ 情報が更新されていない、
- ・ 新設の放課後児童クラブの情報が入力されていない

などの状況が見受けられるところである。先般、文書でも更新依頼を行ったところであるが、特に平成20年4月からは、ガイドラインに沿った項目を新たに設けたところであるので、利用者に対する適切な情報提供ができるよう、定期的な情報の更新にご協力願いたい。

2. 児童厚生施設等の設置運営について

(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について

平成21年度における児童館、児童センターに係る施設整備等については、各自治体の実情、要望等を踏まえ、国庫補助基準額の大幅な増を図ったので、施設の設置促進に向けた積極的な対応をお願いする。(関連資料3(275頁))

また、管内市町村に対しては、健全育成の拠点としての活性化や地域における子育て支援の拠点施設(例えば「地域子育て支援拠点事業(児童館型)」の実施)として積極的な活用を図るなどの指導をお願いしたい。

なお、平成21年度の国庫補助等については「平成21年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について」(雇児育発第0216001号平成21年2月16日育成環境課長通知)によりお示ししたところであるので、管内市町村分を取りまとめの上、3月6日までの提出をお願いしたい。

さらに、今回より協議書の提出の際に、新待機児童ゼロ作戦期間中における各自治体の放課後児童クラブ設置に関する取組状況を把握するため、新たに簡単な調書(関連資料4(276頁))をお願いしておりますので、協議書と同様、管内市町村分を取りまとめの上、提出をお願いしたい。

(2) 児童館、児童センターの機能強化について

① 児童館の機能について

各地方自治体においては、児童館・児童センターの機能・役割を再確認し、その強化に取り組んでいるところであると思われる。

しかしながら、児童館・児童センターは、地域にあって①健全な遊びを手段として児童の成長・育成を支援、②地域の子育て支援活動の拠点、③放課後児童の健全育成活動、④母親クラブなどの地域活動を支援し、地域の安全確保を図ること、などを基本的機能としてその有益性を発揮しているところであり、さらに、地域の児童の抱える問題に対応した機能等も求められている。そうした対応の中には、ひきこもりや不登校児童・生徒への支援や児童虐待防止に関わる相談や活動、放課後子どもプラン事業への積極的協力などがある。

児童館・児童センターは、専門性を有した職員（児童の遊びを指導する者）が配置され、地域の児童を幼児から青年まで、共にかかわりながらその成長支援をしていくことができる施設である。地域のすべての児童と保護者に対する総合的な支援拠点として、効果的な事業実施を行えるよう、各市町村等において積極的な取組をお願いしたい。

② 地域子育て支援拠点事業の活用について

平成19年度から、民営の児童館等においても、学齢期の子どもが来館する前の時間等を活用して、「児童館型」として本事業を実施していただくこととしている。

しかしながら、現行の児童館事業との調整、事業のスタッフとなる人材の確保など補助基準を満たす要件や予算措置の面で対応が難しいこと等により、取組が思うように進んでいない状況である。

特に、夏休み等の長期休暇期間中は、朝から学齢期の児童が来館するため開設日数等の要件を満たすことができないという声があることから、長期休暇期間中における弾力的な運営について、実施要綱に明記する予定である（別冊（交付要綱、実施要綱等）資料参照）。

児童館、児童センターには、地域の子育て家庭への支援機能をより一層強化することが期待されている。少子化や核家族化が進む我が国において、子育て家庭支援の中核的役割の一翼を担い、いまある人材や設備をフルに稼働して、地域の子育て支援に資する取組をすべての施設で取り組んでいただくことが時代の要請ともいえ、より一層の積極的な取組が求められていることから、各市町村や児童館等関係者への働きかけをお願いしたい。

3. 児童育成事業推進等対策事業について

本事業は、児童の健全育成を図るための先駆的な事業、全国的なモデルとなる事業を対象として、事業費の10/10を補助するものであり、平成21年度の協議については「平成21年度児童環境づくり基盤整備事業の協議について（児童育成事業推進等対策事業）」（雇児育発第0209001号平成21年2月9日育成環境課長通知）により、3月13日までに協議書の提出をお願いしているところである。

特に、本年度においては、市町村における事業の実施率の低下に鑑み、市町村の取組を優先して採択することとしている。（関連資料5（280頁））

については、20年度に本事業を活用して実施した取組を事例集としてとりまとめ、厚生労働省ホームページに掲載することとしているので、ホームページの事例を参考にするなど、市町村への周知を積極的に行い、市町村からの協議の増が図られるようお願いしたい。

また、事例集により、自治体における取組が促進されるとともに、他の自治体の取組を参考としてその地域の状況に応じた形で実施し、またそれをさらに他の自治体が形を変え実施するといったように連鎖する効果を期待している。

都道府県におかれても、協議通知や事例集を踏まえ、子どもの健全育成や地域の子育て支援に積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村への周知徹底や事業調整を図っていただくようお願いする。

4. 乳幼児と年長児童のふれあいの促進について

中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供することは、これから親となる中・高校生にとって、子どもや家庭の大切さを考える契機となるとともに、将来の子育ての貴重な予備体験となり、育児不安を原因とする虐待の予防にも資することが期待されることから、「子ども・子育てプラン」においても、平成21年度までにすべての児童館等において実施することとされているところである。

厚生労働省では、これまでも、

- ① 児童ふれあい交流促進事業：市町村が児童館等を活用して、こうした取組を実施する際の経費の補助
- ② 児童ふれあい交流支援事業：市町村における取組を支援するため、都道府県レベルでの協議会の設置や研修会の実施のための経費の補助

を行い、支援に努めてきたところである。

当該事業については、その具体的な取り組み事例や、事業を始める際のノウハウがまとめられた冊子「きみからもらったありがとう～中高生と赤ちゃんのふれあい交流事業より～」が（財）児童健全育成推進財団によって作成され、平成20年4月に配布されたところであり、各自治体における事業実施の検討に活用されたい。

5. 児童委員及び主任児童委員について

(1) 児童委員及び主任児童委員の積極的な活用・周知について

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待の増加や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員、主任児童委員が地域のこれらの問題への適切な関わりが求められているところである。

児童委員・主任児童委員活動が円滑に行われるためには、できるだけ多くの方々に、児童委員・主任児童委員の取組についての理解を広げることが必要であると考えており、厚生労働省としても、民生委員・児童委員に関する省のホームページの見直しを行っているところであり、4月からよりわかりやすいホームページにリニューアルできるよう作業を進めているところである。

また、児童委員・主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援活動を行っていることから、児童や保護者と関わることは、地域住民に周知を図る観点からも有効であり、また、学校との連携を図ることが児童委員・主任児童委員の活動をより効果的なものと考えられていることから、今般、小学校・中学校との連携や「乳幼児健診」、子育て広場や子育て支援センター、児童館等の「地域子育て支援拠点」等子どもや子育て家庭が集まる場を活用し、児童委員・主任児童委員の役割について広報・周知している事例を中心に活動事例をとりまとめているところである。

各都道府県・指定都市・中核市においても、本活動事例を参考に、地域の実情に応じた児童委員・主任児童委員の積極的な関わり及び子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりに努められたい。

なお、昨年4月に、児童委員、主任児童委員の活動を地域住民にPRする名刺型リーフレットを配布したところであるが、厚生労働省ホームページに本リーフレット（PDF）を掲載する準備を進めているところ

であり、活用されたい。

また、児童委員・主任児童委員は、市町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画するとともに、市町村・児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で適切な役割を果たすことが期待されていることから、研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いする。

「地域子育て環境づくり支援事業」において、児童委員、主任児童委員を対象とした研修事業、地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会及び地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として児童委員等を講師にした子育てセミナー等の事業を助成対象としているので、この事業を積極的に活用されたい。

（関連資料 6（293頁））

（2）個人情報取り扱いについて

民生委員・児童委員、主任児童委員については、民生委員法第15条に職務を遂行するに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守るということが規定されているところである。

各地方自治体におかれては、地域における民生委員・児童委員、主任児童委員活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供にご配慮願うとともに、地域住民に対しても、制度の正しい理解が得られるよう格別のご配慮をお願いする。（関連資料 7（294頁））

（3）委嘱手続きの簡素化及び迅速化

昨年5月、地方分権改革推進委員会の第一次勧告において、「民生委員の委嘱手続きを簡略化する。その具体的な方策について平成20年度中に結論を得る。」と指摘されているところであり、簡略化のための方策について、年度内に結論を得るべく現在検討しているところである。なお、各自治体においても、欠員が生じた際の欠員補充の手続きについては、極力その迅速化に努めるとともに、民生委員・児童委員の定数に対する充足率が低い自治体においては、引き続き、民生委員・児童委員の確保に努められたい。

6. 母親クラブ等の地域組織活動の活性化について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親子交流・世代間交流をはじめ、子どもの健全育成の向上のための研修会の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいているところであるが、こうした取組のための経費の補助を行う「地域組織活動育成事業」の活用も図りながら、引き続き活動の推進に努められたい。

特に、近年、子どもが安全で安心して過ごせる地域へのニーズが高まっていることから、児童館及び放課後児童クラブを利用する子どもの来所・帰宅時における見守り活動や、児童遊園等の巡回や遊具の点検などについては、母親クラブ等の地域組織と連携・協力を図るなど、効果的かつ重点的な取組をお願いしたい。

7. 児童福祉週間について

(1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

(2) 児童福祉週間の標語について

平成20年9月1日～10月15日にかけて、児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を全国募集したところ、4,535作品の応募があり、主催者で選考した結果、次の作品を平成21年度児童福祉週間の標語と決定した。

「ありがとう つたわるころが うれしいよ」
（玉田 ^{たまだ} 雄以^{ゆい}さん 34歳（神奈川県）の作品）

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知を図ることとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及されたい。

(3) 児童福祉週間の事業展開について

子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが重要であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努め、行政のみならず、民間企業、団体等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進していくこととしている。

また、全国の地方自治体における児童福祉週間の取組について、毎年お知らせいただき、取りまとめのうえ報道発表資料としているところであり、地域における子育て支援に関連した先駆的・魅力的な取組を中心にまとめることとしているので、引き続き御協力を御願いたい。なお、推薦に当たっては、貴管内市区町村の取り組みからも幅広く選んでいただくようお願いしたい。

8. 児童手当について

児童手当は、本人からの申請に基づき市町村長が認定して、はじめて受給権が発生する制度であり、従来より、制度の周知に努めていただいているところであるが、受給対象者が児童手当の申請を知らなかったことなどによるトラブルが発生しないよう、更なる周知の徹底をお願いしたい。

なお、市町村が独自に取り組んでいた児童手当制度の案内を母子健康手帳に記載する周知方法については、昨年12月15日付母子保健課長通知雇児発第1215001号「母子健康手帳の任意記載事項様式の改正について」において、児童手当制度の案内を任意記載事項として取り入れ、本年4月1日以降、使用されることとなったので、お知らせする。

また、周知の一助として、児童手当制度のリーフレット等を作成中であり、できあがり次第、登録のあった必要部数を送付するので活用をお願いしたい。

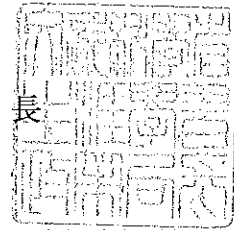
(育成環境課 関連資料)



20文科施第363号
雇児発第1128002号
平成20年11月28日

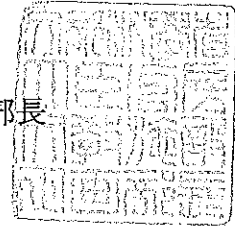
各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長



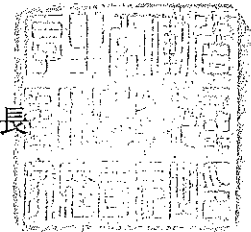
(印影印刷)

文部科学省大臣官房文教施設企画部長



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



(印影印刷)

普通教室として使用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」への活用について (通知)

放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、平成19年度より文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を推進しているところですが、その実施場所の確保が大きな課題となっております。

一方、公立学校施設は地域における中核的な公共施設であり、児童生徒数の減少により普通教室として使用しなくなった教室を有効活用することは、市区町村の財政状況が厳しい中、必要不可欠です。

特に「放課後子どもプラン」の実施場所として活用することは必要性が高く、普通教室として使用しなくなった教室を学校施設の他の用途に用いることが真に必要な場合を除き、「放課後子どもプラン」の実施場所としての活用ニーズに優先的に応えることが求められております。

「放課後子どもプラン」の実施に当たっての学校諸施設の活用促進については、既に「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について」（平成19年3月14日 文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省大臣官房文教施設企画部長・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）によりお願いしているところです。

また、先般とりまとめられた「生活対策」（平成20年10月30日 新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）においても、生活安心確保対策として、子育て支援の拡充が盛り込まれております。

貴職におかれましては、このような趣旨を踏まえ、下記の点についてご留意いただくとともに、管内・域内の市区町村、市区町村教育委員会及び公立小学校長に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 普通教室として使用しなくなった教室をはじめとする学校諸施設の活用促進について

「放課後子どもプラン」（「放課後子ども教室推進事業」、「放課後児童健全育成事業」のいずれかを先行して実施している場合、これから実施する場合を含む。以下同じ。）の実施に際しては、子どもたちの多様な活動の場が確保できるよう、学校教育に支障が生じない限り、普通教室として使用しなくなった教室、体育館、図書館等の学校諸施設の有効活用が図られるようにすること。その際、過去に普通教室として使用しなくなり、現在何らかの活用を行っているものについても、「放課後子どもプラン」としての活用ニーズがある場合には、その活用を図ることができないか検討すること。

また、教育委員会において、市区町村における「放課後子どもプラン」の活用ニーズを学校に対して積極的に情報提供するとともに、学校諸施設の活用状況を可能な限りオープンにすること。その上で、教育委員会と首長部局が連携して検討を行い、市区町村における学校諸施設の適切な有効活用を推進すること。

2. 国庫補助を受けて整備された学校施設の財産処分手続について

「放課後子どもプラン」実施に際して、国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合で、学校施設を転用し、財産処分手続が必要となる場合であっても、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成20年6月18日 文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）において、財産処分手続の大幅な弾力化が図られていることに留意すること。

なお、放課後や学校の授業日以外の時間帯を利用する等により一時的に学校教育以外の用に供する場合は、財産処分には該当せず手続は不要であること。特に、「放課後子ども教室推進事業」は、実施場所を固定することなく、教室や体育館、図書館、特別教室等の空いている時間での実施が可能であり、そうした場合には、転用手続きを必要とはしていないことから、積極的な活用について検討すること。

3. 事業の管理運営について

「放課後子どもプラン」は学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施に当たり学校施設を使用する際は、実施主体である市区町村等が責任をもって事業の管理運営を行うこと。特に事故等の責任体制については、実施主体である市区町村等が主導し、関係者と十分な検討を行い、事前に責任の所在を明確にし、対外的に示すことで、学校の懸念を払拭するよう努めること。

平成21年度「放課後子どもプラン」関係予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

○総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進

23,453百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

(1) 放課後児童クラブ運営費（ソフト事業） 17,622百万円

○ 放課後児童健全育成事業費

・ か所数 20,000クラブ → 24,153クラブ

(+4,153クラブについては年度途中開所分)

(2) 放課後児童クラブ整備費等（ハード事業） 5,668百万円

○ 創設費補助の充実【児童厚生施設等整備費】

・ 学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設か所数の増及び単価の増を図る。

か所数 300か所 → 394か所

単価 12,500千円 → 21,124千円

○ 改修費及び設備費補助の充実【放課後子ども環境整備等事業】

・ 大規模クラブの解消を図るための改修、既存施設（学校の余裕教室等）を改修して放課後児童クラブ室を設置する際の改修か所数の増を図る。

・ 既存施設（学校の余裕教室等）において新たに放課後児童クラブを実施する際の児童のロッカー等を購入する場合の費用（設備費）の補助を行う。

か所数 2,835か所 → 5,268か所

(参考) 平成20年度第2次補正予算案に計上の「安心こども基金(1,000億円)」に、放課後児童クラブの設置促進にかかる経費についても計上

(3) 放課後子ども教室推進事業（文部科学省）との連携促進 163百万円

両事業の効率的な運営方法を協議する委員会や、一体的な活動を促すコーディネーターの設置、指導者（員）研修を実施する。

児童厚生施設等整備費 国庫補助基準額

改 正 後		
(21年度単価(案))		
(別紙)		
平成21年度 児童厚生施設等整備補助基準額等(案)		
〈創設・改築施設整備国庫補助基準単価〉		
種	別	基準額
小型児童館	クラブ室設置	42,289 千円
	クラブ室未設置	35,561 千円
都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等 (163.2㎡以上)		27,239 千円
児童センター	クラブ室設置	58,044 千円
	クラブ室未設置	51,316 千円
大型児童センター	クラブ室設置	77,687 千円
	クラブ室未設置	70,959 千円
大型児童館A型	1㎡当たり	405,000 円
大型児童館B型		607,724 千円
初度設備相当加算	児童館・児童センター	2,823 千円
	大型児童センター	5,065 千円
	大型児童館	113,947 千円
移動型児童館用車両整備加算(大型児童館)		4,179 千円
〈拡張施設整備国庫補助基準単価〉		
拡張単価	1㎡当たり	142,800 円
年長児童用設備加算		5,101 千円
〈放課後児童クラブ室(単独設置分)創設施設整備国庫補助基準単価〉		
放課後児童クラブ室(単独設置分)		21,124 千円
※放課後クラブ加算		6,728 千円

現 行		
(20年度単価)		
(別紙)		
平成20年度 児童厚生施設等整備補助基準額等		
〈創設・改築施設整備国庫補助基準単価〉		
種	別	基準額
小型児童館	クラブ室設置	35,086 千円
	クラブ室未設置	31,105 千円
都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等 (163.2㎡以上)		23,826 千円
児童センター	クラブ室設置	50,840 千円
	クラブ室未設置	46,859 千円
大型児童センター	クラブ室設置	66,497 千円
	クラブ室未設置	62,516 千円
大型児童館A型	1㎡当たり	356,800 円
大型児童館B型		535,414 千円
初度設備相当加算	児童館・児童センター	2,469 千円
	大型児童センター	4,462 千円
	大型児童館	100,389 千円
移動型児童館用車両整備加算(大型児童館)		3,682 千円
〈拡張施設整備国庫補助基準単価〉		
拡張単価	1㎡当たり	124,900 円
年長児童用設備加算		4,462 千円
〈放課後児童クラブ室(単独設置分)創設施設整備国庫補助基準単価〉		
放課後児童クラブ室(単独設置分)		12,500 千円
※放課後クラブ加算		3,981 千円

放課後子どもプラン推進事業等実施予定状況調

都道府県・指定都市・中核市名

改修等予定状況等 ※ 上段はか所数を、下段は児童数を記入

市町村名	放課後子どもプラン推進事業 (放課後児童クラブ設置促進事業)		放課後子どもプラン推進事業 (放課後児童クラブ環境改善事業)		安心こども基金 (放課後児童クラブ設置促進事業)			合 計	
	21年度 実施予定 か所数及び 増加登録 予定児童数	22年度 実施予定 か所数及び 増加登録 予定児童数	21年度 実施予定 か所数及び 増加登録 予定児童数	22年度 実施予定 か所数及び 増加登録 予定児童数	20年度 実施予定 か所数及び 増加登録 予定児童数	21年度 実施予定 か所数及び 増加登録 予定児童数	22年度 実施予定 か所数及び 増加登録 予定児童数	21年度 実施予定 か所数及び 増加登録 予定児童数	22年度 実施予定 か所数及び 増加登録 予定児童数
合 計									

- (記入要領)
- 各年度の「実施予定か所数及び増加登録予定児童数」について
- 1 協議書提出時点で予定している数を記入すること。
 - 2 「増加登録予定児童数」は、改修等を実施することによる増加登録予定児童数を記入すること
 - 3 放課後子どもプラン推進事業について、平成21年度実施予定分については、様式10、様式11、様式12についても作成の上、提出すること
 4. 2か年事業等については、整備最終年度に計上すること。
- (その他)
- 平成22年度実施予定分調べについては、平成22年度の予算要求に必要とするため調査を行うものであることからご協力願いたい。

様式 10

平成21年度 放課後子どもプラン推進事業(放課後児童クラブ設置促進事業) 国庫補助申請予定額調

実施市町村名 ①	施設名 ②	国庫補助申請予定額 ③	増加登録予定児童数 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 改修 2. 設備の設置、備品購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品購入
市町村 計	か所			1. 改修 (か所) 2. 設備の設置、備品購入 (か所)
				1. 改修 2. 設備の設置、備品購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品購入
市町村 計	か所			1. 改修 (か所) 2. 設備の設置、備品購入 (か所)
				1. 改修 2. 設備の設置、備品購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品購入
市町村 計	か所			1. 改修 (か所) 2. 設備の設置、備品購入 (か所)
合 計	か所			1. 改修 (か所) 2. 設備の設置、備品購入 (か所)

(記載要領)

- ③の「国庫補助申請予定額」は、基準単価案(7,000千円)と支出予定額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額とする(千円未満切り捨て)
- ⑤「事業実施内容」については、該当するもの全ての番号に○をすること。また市町村、都道府県ごとの「か所数」を記載すること。

様式 1 1

平成21年度 放課後子どもプラン推進事業(放課後児童クラブ環境改善事業) 国庫補助申請予定額調

実施市町村名 ①	施設名 ②	国庫補助申請予定額 ③	増加登録予定児童数 ④	購入予定備品等の内容 ⑤
市町村 計	か所			
市町村 計	か所			
市町村 計	か所			
合 計	か所			

(記載要領)

③の「国庫補助申請予定額」は、基準単価案(1,000千円)と支出予定額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額とする(千円未満切り捨て)

平成21年度 安心子ども基金(放課後児童クラブ設置促進事業) 基金使用見込額調

実施市町村名 ①	施設名 ②	基金使用見込額 ③	増加登録予定児童数 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置
				1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置
市町村 計	か所			1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置(か所) 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置(か)
				1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置
				1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置
市町村 計	か所			1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置(か所) 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置(か)
				1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置
				1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置
市町村 計	か所			1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置(か所) 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置(か)
合 計	か所			1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置(か所) 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置(か所)

(記載要領)

- ③の「基金使用見込額」は、補助基準額と支出予定額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額とする(千円未満切り捨て)
- ⑤「事業実施内容」については、いずれかの番号に○をすること。また市町村、都道府県ごとの「か所数」を記載すること。

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

平成 21 年度児童環境づくり基盤整備事業の協議について
(児童育成事業推進等対策事業)

標記事業については、現在、予算案を国会に提出しているところであるが、事業の円滑な実施に向け、事前に事業計画を把握するために下記のとおり協議を実施することとしたので、当該事業に係る国庫補助を希望する場合は、別紙様式 1 による協議書を提出されたい。

なお、都道府県においては、管内市町村（特別区を含む。）の協議書を取りまとめの上、提出されたい。

記

1. 協議内容

- (1) 都道府県事業（指定都市、中核市を含む。）
- (2) 市町村事業（特別区を含む。）

2. 協議方法

書面協議を原則とするので、書面のみで審査できるよう具体的にわかりやすく記入すること。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があること。

3. 提出書類・提出期限

別紙様式 1 による協議書を 平成 21 年 3 月 13 日（金） までに提出すること。

4. 留意点

- (1) 事業の実施については、「児童育成事業推進等対策事業実施要綱（案）」（別添 1）のとおりであり、予算成立後速やかに通知することとしている。
また、「平成 21 年度 採択方針について」（別添 2）により採択することを原則としていること。
- (2) 事業名は、事業内容を簡潔に表現したものを短くまとめた名称とすること。
また、複数の事業を一事業名で表す場合は、総括表（様式任意）を作成し、かつ、事業内容数に応じて協議書（別紙様式 1）を作成すること。
この場合、総括表には各事業の優先順位を付すこと。
- (3) 要望額については、各自治体における事業実施体制等を十分に勘案した適正な金額であること。
また、原則として、一事業当たりの金額が、都道府県、指定都市、中核市においては、100 万円、市区町村においては、50 万円以下の小規模なものは採択しない方針であること。
- (4) 協議にあたっては、事業の目的、事業内容、期待される効果、必要性等を十分検討した上で提出すること。

児童育成事業推進等対策事業実施要綱（案）

1 目的

児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、事業の一部について、事業を実施するのに適した者に対して委託することができるものとする。

3 事業内容

次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし国が別途定める国庫負担（補助）制度の対象となる事業は除外する。

(1) 児童育成のための普及啓発事業

(2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的事业

(3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条に基づく公益法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業

(4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議

(5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業

(6) その他(1)～(5)に準ずる事業

4 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める採択方針に従い、事前に協議を行うものとする。

5 留意点

国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費用

(1) 都道府県及び市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとするが、事業によって必要な場合には複数年での実施も可能とする。

平成 21 年度 採択方針について

1. 平成 21 年度の児童育成事業推進等対策事業は、以下の事項に基づき予算の範囲内で採択する。
2. 原則として、児童の健全育成を図るための新しい事業、全国的なモデルとなる事業であり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができるものを採択する。
3. 対象となる事業については、別添 1 の実施要綱（案）に定めるとおりであるが、21 年度においては、市町村における事業の実施率の低下に鑑み、市町村の取組を優先して採択する。

(1) 次世代育成支援対策の推進に関する取組

① 行政、NPO、企業、経済団体等が連携して実施する子育て支援の推進 (取組内容)

既存の行政施策の一環的な地域活動という関係を超えて、行政と地域の子育て支援活動に取り組むNPO、地域組織、企業等が連携を図り、その地域における子育て意識醸成のための取組、自治体の子育て支援策や企業の取組の好事例などを収集し、情報発信、啓発を行うなどの取組

【地域での取組例】

- ・企業の協力の下、子どもが親の勤務先に迎えに行き、親を連れて定時で退社する取組など
- ・地域で子育てを支援するため、高齢者などが地域の子どもの見守りや預かりなどを行うボランティア活動など

(支援内容)

原則として、1 都道府県あたり 500 万円を上限

原則として、1 市町村 あたり 300 万円を上限

※ ただし、事業の必要性・重要性・優先性等を勘案して、必要に応じて上限額を超えて支出を可能とする。(以下同じ)

② 地域の子育て支援活動者間のネットワークの構築

(取組内容)

地域の子育て支援活動に取り組む地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター、つどいの広場など)、児童館(県立児童厚生施設とその県内の児童館等とのネットワークづくりを含む。)、母親クラブ、主任児童委員等が地域の子育てをめぐる課題を共有し、共に学び、高め合うための交流や、ネットワークの形成のために実施

する情報交換や、交通安全教室、災害時の避難訓練などを行う合同研修などの取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

③ 妊娠から出産、学齢期までの子育て支援に関する取組

(取組内容)

新生児訪問、乳児家庭全戸訪問、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診、就学前健診及び学校における健診などの親子と接することができる様々な機会に、子どもの心身の状況やそれぞれの時期において親子にどのような子育て支援サービスが必要なのかを把握しデータベースを構築する。また、得られたデータを分析し、自治体の施策を検証し改善につなげていくなど、他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

(2) 児童福祉週間において新たな取組をする事業

(取組内容)

毎年、各地方公共団体における児童福祉週間にちなんだ取り組みについて公表(厚生労働省より)しているが、その際、各都道府県から推薦された取組の中で、他の自治体の参考となる特色のある、もしくは先駆的な取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

(3) 放課後児童の安全確保を推進するための特色のある取組

(取組内容)

放課後児童クラブや児童館などの行き帰りの安全を確保するため、帰宅バス運行の試行、集団帰宅、父兄交代同行帰宅の実施などの積極的な取組やマニュアルの作成など他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

(4) 児童館又は児童遊園において実施する先駆的な取組

(取組内容)

児童館が実施する「障害児との交流事業」や児童館を拠点とした児童参加型の「地

域の子育ち・子育て環境づくり事業」に関するプログラムの提供など他の自治体の参考となる特色のある取組。

また、児童遊園において、子どもと高齢者が一緒に共有しあえる空間づくりに関する特色のある取組や、児童遊園を活用した安全、安心な街づくりなど他の自治体の参考となる取組。

また、児童館において地域子育て支援拠点事業を推進するため、長期休暇期間における場所確保の具体策の検討、拠点事業担当者の確保策、児童館職員との連携のあり方などを検討し、児童館での実施マニュアルを作成するなどの取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

(5) 子ども虐待の予防・防止に向けた先行的な取組

(取組内容)

毎年、地方公共団体における「児童虐待防止推進月間（オレンジリボン・キャンペーン）」等にちなんだ取組をはじめとした子どもの虐待防止に向けた広範かつ効果的な活動など、社会全体で児童虐待を防止する機運を高める取組（ただし、単なるイベントだけの取組は除く。）。

※ 本取組においては、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が設置（平成21年度中に設置予定も含む。）されていることが補助要件となる。

ただし、都道府県に協議会が設置されていない場合でも、当該都道府県内の市町村全てが協議会を設置している場合は補助対象とする。また、都道府県に協議会が設置されていない場合であって、当該都道府県内に協議会を設置していない市町村がある場合は、当該市町村に協議会設置促進を図るための取組に限って補助を可能とする。

また、リボンなどの物品代は補助の対象とならない。

【取組例】

- ・虐待通告のためのカード（児童相談所等の通告先電話番号等を明記したもの。）を子どもを含めた地域住民に幅広く配布するなど、虐待発生への抑止力が働くような取組
- ・児童虐待をテーマとしたキャラバン、演劇公演等地域住民に対し、児童虐待防止を直接訴えかけるような取組
- ・児童虐待防止に向けた啓発作品展の開催等、親子の参加による普及啓発活動等

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

(6) 里親委託の推進に向けた普及啓発のための先駆的な取組

(取組内容)

通常の啓発活動に加えて、10月の「里親月間」を中心に職域等に対象を絞り込み、里親募集のための啓発活動、里親制度の普及活動など里親委託の推進を図るための先駆的な取組（単なるイベントだけの取組は除く。）を実施し、他の自治体の参考となる取組。

【取組例】

- ・職場や学校のPTA等において、地域の里親や里子経験者との交流・意見交換等による普及活動の実施
- ・対象とする職域等において活用できる普及啓発ビデオの作成

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

4. 本事業の目的は、「2」に掲げるとおり、事業実施の成果を全国に発信し、普及することにあるため、事業実施後は、事業の分析、検証等を行うこと。成果が得られた事業については、速やかにその報告を行うとともに、他の自治体にその成果の発信を行うことを原則とする。

5. 別紙様式2の事業評価書については、平成22年3月末日までに提出すること。

なお、21年度事業の協議を行う自治体のうち、20年度においても本事業を実施している場合は、20年度事業の実施の内容や事業展開が21年度の取組にどのように生かされているか等も考慮して採択の可否を決定するので、21年度の協議にあたって、必ず、20年度事業について、別紙様式2による事業評価書を提出すること。

6. 次に該当する事業は、採択（対象）しないものとする。

- ① 施設や設備を整備することが目的の事業
- ② 前年度と同一内容の事業
- ③ 人件費を負担するような後年度の費用負担が見込まれる事業
- ④ 他の補助金の振替的な事業
- ⑤ 自治体の独自財源で実施していた既存事業の振替的な事業
- ⑥ 個別施策に関して毎年度実施する研修事業等
- ⑦ 単なるイベント的事业
- ⑧ 限られた人員を対象とする児童等の海外派遣事業等
- ⑨ 備品購入費等一部の費目に偏っている事業

7. 要望額については、当該自治体における事業実施体制等を十分に勘案した適正な金額であること。また、原則として、一事業当たりが、都道府県、指定都市、中核市においては100万円、市区町村においては50万円以下の小規模なものについては採択しないこととする。

児童育成事業推進等対策事業 協議書 (都道府県・市区町村事業共通)

都道府県・市区町村名

1 事業名	
2 事業の目的	
3 事業内容	<p>(事業概要) ※詳細が分かるように具体的に記載する</p> <p>(委託先) ※事業の一部委託をする場合に委託先を記載する</p> <p>(実施要綱の該当項目とその理由) ※○をつけ理由を記載する (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)</p> <p>〔 「平成21年度 採択方針について」に掲げる優先して採択する取組内容 ※○をつける (1) ① ② ③ (2) (3) (4) (5) (6)</p>
4 実施時期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
5 対象者	
6 見込対象人数・作成部数等	人 部

7 総事業費 (支出予定額内訳書を添付)	千円 (当初予算 ・ 補正予算)
8 国庫補助要望額	千円
9 事業実施が必要な背景及び自治体の取組の現状	
10 事業実施により期待される効果	
11 全国の見地から当該事業が模範的・先駆的である理由	
12 他の自治体への事業の成果の発信方法等※発信先・方法を具体的に記載	
13 その他	
14 所管部局	部・局 課 係 担当者名 () (連絡先電話 — — 内線)

(注) 1. できるだけ、具体的に記載してください。本協議書に、記載しきれない場合は、別に、事業内容がわかる資料を添付してください。

2. 前年度に本事業を実施した場合は、本協議書を提出する際に、別紙様式2の事業評価書を必ず提出すること。

(下限額) 都道府県、指定都市、中核市 100万円
市区町村 50万円

支出予定額内訳書

経費区分	支出予定額	積算内訳
○ ○ 費	円	
合 計		

- (注) 1 事業ごとに内訳をそれぞれ区分して記入すること。
 2 需用費の食料費及び会議費、委託料、負担金については、特にその内訳を詳細に記入すること。
 3 事業の一部が委託可能であることに留意すること。
 例：総事業費500万円、国庫補助500万円、委託料500万円 → 全部委託であるので不可

児童育成事業推進等対策事業 事業評価書 (都道府県・市区町村事業共通)

都道府県・市区町村名 _____

1 事業名	
2 事業の目的	
3 事業内容	(事業概要) ※適宜、報告書等事業の実施内容が分かる資料を添付して下さい。
4 実施時期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
5 対象者	
6 対象人数・作成部数等 (実績)	
7 総事業費 (支出額内訳書を添付)	千円 (当初予算 ・ 補正予算)
8 事業実施が必要な背景	
9 当該施策に係る自治体の取組の現状	※本補助事業のほかに、当該施策に係る取組について、その概要が分かる資料を適宜、添付願います。
10 事業実施により期待した効果	
11 期待した効果を達成するために特に行った対応	

<p>12 事業実施により現れた効果</p>	<p>① 実施主体（都道府県・市町村）として</p> <p>例) 行政として、民間の活動団体や地域住民とのコミュニケーションや連携についての、〇〇〇のようなシステムが構築された。</p> <p>② 当該事業の対象者、関係機関・団体等との関係から</p> <p>例) 関係機関、団体、地域住民等とのネットワーク作りの必要性の認識が浸透し、〇〇〇のようなネットワークが構築された（される予定である）。</p> <p>③ ①、②以外の地域住民、民間団体等からの反応等</p> <p>例) 〇〇〇のような基本的な情報や問題点が明らかになり、地域の住民や民間団体等の中で〇〇〇のような取組が始まった。</p>
<p>13 「12」事業実施により現れた効果で記載した事柄のうち、次年度以降の取組に反映されるべき事柄</p>	<p>① 実施主体（都道府県・市町村）として</p> <p>例) 新たな取り組みを行う場合、まずは地域住民や民間活動団体等との協働の必要性についてを検討するようになった。</p> <p>② 当該事業の対象者、関係機関・団体等との関係から</p> <p>例) どんな些細なことでも、情報の共有化を図るといった視点が検討されるようになった。</p> <p>③ ①、②以外の地域住民、民間団体等からの反応等</p> <p>例) 行政からだけが発信元ではない、地域・社会全体で取り組んでいくといった視点が重視されるようになった。</p>

14 次年度以降の取組方針	<p>※「13 次年度以降の取組に影響を与えた点」に記載した内容を踏まえて、ここでは具体的な取組について記載して下さい。</p> <p>① 実施主体（都道府県・市町村）として</p> <p>例) 新規単独事業として、〇〇〇を趣旨としたNPO法人との協働事業の予算化を図ることとした（予定である）。</p> <p>② 対象者、関係機関等との関係から</p> <p>例) 事業を契機に定期的な意見交換会を開催することとした。</p> <p>③ その他、地域住民、民間団体等からの反応等</p>
15 他の自治体に発信した事業の成果等	<p>① 相手先自治体名</p> <p>② 「①」を相手先として選んだ根拠</p> <p>③ 提供の方法及び内容</p>
16 所管部局	<p style="text-align: center;">部・局</p> <p style="text-align: center;">課 担当者名（係</p> <p style="text-align: center;">（連絡先電話 — — 内線）</p>
17 その他連携を図った部局	<p style="text-align: center;">部・局</p> <p style="text-align: center;">部・局</p> <p style="text-align: center;">課 課</p> <p style="text-align: center;">係 係</p>

(注) できるだけ、具体的に記載してください。本報告書に記載しきれない場合や、別に既存の報告書等がある場合など、事業内容がわかる資料を併せて提出してください。

支出額内訳書

経費区分	支出額	積算内訳等
○ ○ 費	円	
合 計		

- (注) 1 事業ごとに内訳をそれぞれ区分して記入すること。
 2 需用費の食料費及び会議費、委託料、負担金については、特にその内訳を詳細に記入すること。

「地域子育て環境づくり支援事業」について

(参 照)

- 「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」(平成9年6月5日児発第396号)別添7「地域子育て環境づくり支援事業実施要綱」
- 「児童環境づくり基盤整備事業の国庫補助について」(平成9年6月5日厚生省発児第72号)

(事業内容) 地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員(主任児童委員を含む)等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する事業。

(実施主体) 都道府県・指定都市・中核市

(補助率) 1/3(負担割合 国1/3、都道府県・指定都市・中核市2/3)

(基準額) 都道府県・指定都市・中核市1か所当たり年額

(平成21年度) 936,000円

事 務 連 絡
平成19年 3月 2日

都道府県
各指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について

民生委員・児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭等を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な民生委員・児童委員、主任児童委員には、これらの問題への適切な関わりが求められているところです。

標記につきましては、別添のとおり、当省において開催いたしました全国厚生労働関係部局長会議（平成19年1月16日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成19年2月23日）でご配慮をお願いしてきたところであります。民生委員・児童委員、主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であります。一部の自治体におかれましては個人情報保護に関する法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対しても情報提供に慎重となるあまり、児童、妊産婦、母子家庭等の実情を把握するために必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があるとの報告を受けております。

民生委員・児童委員、主任児童委員につきましては、民生委員法で守秘義務が規定されており、職務上を知りえた個人の身上に関する秘密は守られていることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

また、地域住民に対しても、民生委員・児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮をお願いいたします。

児 童 手 当 制 度 の 概 要

制 度 の 目 的	○児童養育家庭の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する															
支 給 対 象 手 当 月 額	○小学校修了までの児童（12歳に到達後の最初の年度末まで） ○0～3歳未満 一律10,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：5,000円 第3子以降：10,000円															
支 払 期 月	○支払期月：毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）															
所 得 制 限 4人世帯（夫婦 と児童2人）の 年収ベース	○所得限度額 被用者 収入ベース：860万円未満 非被用者 収入ベース：780万円未満															
費 用 負 担	<p>【0歳～3歳未満 児童手当等】</p> <p>[被用者]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">事業主 7/10</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">国1/10</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">地方2/10</td> </tr> </table> <p>[特例給付]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">事業主 10/10</td> </tr> </table> <p>[非被用者]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">国 1/3</td> <td style="width: 67%; text-align: center;">地方 2/3</td> </tr> </table> <p>[公務員]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">所属庁 10/10</td> </tr> </table> <p>【3歳～小学校修了前 小学校修了前特例給付】</p> <p>[被用者・非被用者]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">国 1/3</td> <td style="width: 67%; text-align: center;">地方 2/3</td> </tr> </table> <p>[公務員]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">所属庁 10/10</td> </tr> </table>	事業主 7/10	国1/10	地方2/10	事業主 10/10	国 1/3	地方 2/3	所属庁 10/10	国 1/3	地方 2/3	所属庁 10/10					
事業主 7/10	国1/10	地方2/10														
事業主 10/10																
国 1/3	地方 2/3															
所属庁 10/10																
国 1/3	地方 2/3															
所属庁 10/10																
事業主拠出金	○厚生年金保険等被用者年金制度の適用事業所の事業主が負担 ○拠出金の額は、厚生年金保険等被用者年金の標準報酬月額及び標準賞与額を賦課標準として、それぞれに拠出金率を乗じて得た額 拠出金率（平成21年度：1.3/1,000）															
財 源 内 訳	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">21' 予算案</td> <td style="text-align: center;">(20' 予算額)</td> </tr> <tr> <td>給付総額</td> <td style="text-align: right;">10,160億円</td> <td style="text-align: right;">(10,280億円)</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td style="text-align: right;">2,690億円</td> <td style="text-align: right;">(2,730億円)</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td style="text-align: right;">5,680億円</td> <td style="text-align: right;">(5,740億円)</td> </tr> <tr> <td>事業主拠出金</td> <td style="text-align: right;">1,790億円</td> <td style="text-align: right;">(1,810億円)</td> </tr> </table> <p>※公務員を含む。</p>		21' 予算案	(20' 予算額)	給付総額	10,160億円	(10,280億円)	国庫	2,690億円	(2,730億円)	地方	5,680億円	(5,740億円)	事業主拠出金	1,790億円	(1,810億円)
	21' 予算案	(20' 予算額)														
給付総額	10,160億円	(10,280億円)														
国庫	2,690億円	(2,730億円)														
地方	5,680億円	(5,740億円)														
事業主拠出金	1,790億円	(1,810億円)														

児童手当の財源内訳

0～3歳未満(支給月額 一律10,000円)

		サラリーマン			自営業者		公務員	
<所得制限額> 860.0万円 → 特例給付 附則 第6条 780万円 → 本則給付		事業主 10/10					国	地方
		事業主 7/10	国 1/10	地方 2/10	国 1/3	地方 2/3	10/10	10/10

3歳～小学校6年生(支給月額 第1子第2子:5,000円、第3子以降:10,000円)

		サラリーマン		自営業者		公務員	
<所得制限額> 860.0万円 → 小学校修了前特例給付 附則 第8条 780.0万円 → 附則 第7条		国 1/3	地方 2/3			国	地方
		国 1/3	地方 2/3	国 1/3	地方 2/3	10/10	10/10

※<所得制限額>は、夫婦+児童2人家庭の場合の年収ベース。
 ※所得制限は、主たる生計維持者について適用する。

保育課関係

1. 待機児童解消に向けた取組について

(1) 新待機児童ゼロ作戦の推進について

保育所の待機児童については、待機児童ゼロ作戦の推進等により、改善傾向にあったものの、平成20年4月には5年ぶりに増加に転じ、依然として都市部を中心に、約2万人が存在している。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた仕事と生活の調和やサービスの質の確保等の視点を踏まえ、平成20年2月には、保育所等の待機児童の解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を策定し、平成20年度から平成22年度までの3年間を集中重点期間として、取組を進めることとしている。

具体的な目標値としては、昨年12月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議によって策定された「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において10年後（2017年）の達成水準として設定された、保育サービス（3歳未満児）の提供割合38%を掲げている。

各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、計画的なサービス提供体制の整備に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務付けられている市区町村（特定市区町村）においては、保育所整備のほか、家庭的保育事業や定員の弾力化等の施策を積極的に活用し、こうした関連施策の活用を含め適切かつ具体的な計画を策定するなど、地域住民における保育ニーズに応えることができるよう積極的な取組をお願いしたい。

なお、民間保育所の施設整備については、これまで次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）により、各市町村の整備計画に基づく整備の推進を図ってきたところであるが、今般の平成20年度第2次補正予算に計上した「安心こども基金（仮称）」により平成22年度までの保育所整備の促進を図ることとしている。

(2) 児童福祉法に基づく保育計画について

児童福祉法に基づく保育計画の策定については、平成20年4月1日に新たに特定市区町村及び特定都道府県となった市区町村及び都道府県は、今年度中に保育計画を策定しなければならないこととされている。当該市区町村及び都道府県においては、現在、保育計画策定の最終段階であると考えているが、引き続き次の点にご留意をお願いする。

① 特定市区町村においては、市区町村保育計画を定め、これを公表す

るとともに都道府県知事に提出すること。

- ② 特定都道府県においては、都道府県保育計画を定め、これを公表するとともに厚生労働大臣に提出すること。

なお、保育計画を策定した市区町村・都道府県においては、児童福祉法に基づき、毎年少なくとも1回は当該計画に定められた事業の実施状況を公表されたい。

また、特定都道府県においては、既定の都道府県保育計画の内容の検討を行い更なる推進を図るとともに、特定市区町村に対し必要な助言を行うなど、策定に当たっての援助に努められたい。

(3) 保育所運営費について

- ① 兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減について

保育所運営費国庫負担金における国と市町村の精算基準である「保育所徴収金基準額」においては、現在、同一世帯から2人以上同時に保育所、幼稚園等を利用している場合において、2人目は1/2、3人目以降は1/10に保育料を軽減しているところである。

平成21年度予算案において兄弟姉妹のいる家庭のさらなる保育料軽減措置として、同一世帯から2人以上同時に保育所、幼稚園等を利用している場合においては、3人目以降について無料とすることとしているので、管内市町村において適切に取扱われるよう周知方お願いしたい。

- ② 保育単価表定員区分の改正について

保育所における保育の実施については原則定員の範囲内で行うこととしているが、都市部を中心として年度途中における入所や、待機児童解消への取り組みとして定員を超えて受け入れることが認められているところである。

この場合、定員を超えて受け入れた児童が一定数を超える場合には、積極的に定員の見直しに取り組んでいただく必要があるが、現行の30人刻みでの定員区分では1つの定員区分間の単価変動が大きく、定員変更を行いにくい状況となっていることから、定員の見直しに積極的に取り組めるよう、平成21年度から定員区分を10人刻みに細分化することとしている。

なお、定員区分細分化に伴い、平成10年2月13日児保第3号「保育所への入所の円滑化について」通知についても別冊（交付要綱、実施要綱等）資料28のとおり改正を行う予定であるので、保育の実施が適切に行われるようご配慮願いたい。

(4) 保育所入所待機児童数調査等の実施について

待機児童ゼロ作戦の進捗状況や認可外保育施設の状況を把握するため、毎年度「保育所入所待機児童数調査」及び「地方公共団体における単独保育施策の状況調査」並びに「認可外保育施設の現況調査」を依頼しているところであるが、待機児童解消への計画的な取組みを推進するための基礎データとしてその状況を継続的に把握することが必要であることから、平成21年度においても、各調査の提出に対して引き続きご協力をお願いしたい。

2. 多様な保育サービスの推進について

一時預かり事業（旧：一時保育促進事業）や延長保育等の多様な保育サービスについては、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までの具体的な目標を掲げて重点的に推進しているところである。

平成21年度予算案においては、「子ども・子育て応援プラン」の最終年度であることから、目標の達成に向けた必要な予算を計上するとともに、以下のとおり事業内容の見直し（改善）を図っているところであるので、積極的な取組みをお願いしたい。

あわせて、管内市町村及び保育所が地域における多様な保育需要に対する積極的な取組みができるよう、特段のご配慮をお願いする。

(1) 家庭的保育事業について

家庭的保育事業については、改正児童福祉法において法定化され、平成22年4月に施行することとしている。そのため、家庭的保育事業を実施するに当たっての実施基準やガイドラインを策定することとしており、「家庭的保育の在り方に関する検討会」において、ご議論いただいているところである。検討会での報告を元に、省令改正などを行うこととしており、その際は、パブリックコメントの募集などを予定している。

また、「安心こども基金(仮称)」において、家庭的保育の実施場所に係る改修費の補助を実施する「家庭的保育改修事業」、家庭的保育者の研修を実施する費用の補助を実施する「家庭的保育者研修事業」を実施することとしており、将来の需要を見込み積極的に事業を推進されたい。

なお、本事業の実施は平成22年度末までとなっているので留意されたい。

さらに、家庭的保育事業については、平成21年度予算案において、

対象児童数を5,000人に拡充するとともに、実施要件を緩和し、家庭的保育事業の取り組みの拡大を図ることとしているので、積極的な取り組みをお願いします。

〈主な改正点〉

① 事業対象自治体

待機児童がいる自治体のみならず、すべての自治体で実施可能とする。

② 家庭的保育支援者の要件緩和

従来の家庭的保育者6人以上に家庭的保育支援者1人の配置から、3人以上に1人の配置に緩和する。

③ 連携保育所の要件緩和

家庭的保育者への支援等を行う連携保育所について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準を満たす認可外保育施設についても対象とする。

（2）病児・病後児保育事業について

① 補助方式の変更について

「病児・病後児保育事業」については、これまで利用実績にかかわらず定額の国庫補助を行ってきたところであるが、今後は、実施施設における利用実績に応じた国庫補助とし、利用者ニーズへの対応や経営の安定を図ることとしたので、積極的な取り組みをお願いします。

② 利用料について

本事業に係る利用料については、これまで事業費の2分の1相当の額が適当であると周知しているところであるが、低所得者（生保世帯、市町村民税非課税世帯）に対しては、実施施設の判断により利用料の減免ができるよう、減免分についても国庫補助することとしているので、適切な利用料の設定を行っていただくよう管内市町村及び実施施設への周知方をお願いします。

③ 体調不良児対応型の実施要件について

体調不良児対応型においては、予算の効率的配分の観点から、実施要綱に定める要件のほか、採択基準（国庫補助を受けるための要件）を別途定めているところであるが、平成21年度の採択基準については、次のいずれかの要件を満たす実施施設を補助対象とするので、ご留意願いたい。

<補助の要件>

- ① 看護師（保健師・助産師・准看護師を含む）を常時2名以上配置している保育所
- ② 延長保育を2時間以上実施している保育所
- ③ 夜間保育所
- ④ へき地（山間地・離島・過疎地）に所在する保育所
- ⑤ 平成19年度経過措置分（旧自園型実施保育所）

注1 次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について（平成20年11月28日雇児発第1128003号通知）に定める延長保育促進事業の定義に基づき2時間以上の延長保育を実施している保育所

注2 公立保育所にあつては注1と同等の要件を具備する保育所であつて、市町村が適当と認める保育所

注3 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号通知）の別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所

注4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第143号）第13条の2第1項の規定による特地勤務手当の支給を受けている官署（人事院規則9-55別表）から半径4km以内に所在する保育所

（3）一時預かり事業について

一時預かり事業（旧：一時保育促進事業）については、これまでも予算補助事業として、実施の促進に努めてきたところであるが、今般、改正児童福祉法により、平成21年4月1日から児童福祉法に基づく事業として施行されることとなったところである。

具体的な運用については、事業開始に伴う届出事項や事業実施に関する必要な基準を設けるとともに、第2種社会福祉事業として位置づけ、さらなる普及促進を図ることとしている。（関連資料7（334頁））

実施主体については、多様な主体による取り組みを促進していくため、特に制限は設けておらず、これまでの保育所における実施に加えて、地域子育て支援拠点や商業施設内など様々な場所で事業展開されることが期待される。

このため、一時預かり事業にかかる国庫補助については、別紙のとおり3類型に区分することとしており、保育対策等促進事業費補助金により補助することとしているので、ご承知おき願いたい。（関連資料6（333頁））

(4) 地域ニーズへの対応について

保護者の勤務形態の多様化等に伴い、地域における保育ニーズに対してきめ細やかに対応する必要があることから、以下に掲げる各事業については、従来の保育所での実施のほか、地域の保育資源として一定の基準を満たす施設における事業実施を可能とし、保育サービスの提供手段の多様化を図ることとしたのでご留意願いたい。

① 家庭的保育について

家庭的保育事業については、平成21年度において、地域ニーズへの対応の観点から、次の改正を予定している。

・連携保育所の要件緩和

家庭的保育者への支援等を行う連携保育所について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準を満たす認可外保育施設についても対象とする。

② 休日・夜間保育について

休日保育事業、夜間保育推進事業については、「子ども・子育て応援プラン」に基づく計画的な事業実施のため、補助単価を大幅に見直すとともに、保護者の勤務形態の多様化に対応するため、これまでの認可保育所における事業実施に加え、次の①及び②の要件を満たす施設における事業実施を可能とし、当該施設についても国庫補助の対象とすることとしているので、ご承知おき願いたい。

<補助の要件>

- ① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条及び第33条第2項に定める設備及び人員に関する基準を満たす施設
- ② 当該施設の運営に要する費用について、市町村が継続的な公費助成を行っている施設
(保護者負担(利用料)を軽減することを目的とした公費助成は含まない。)

(5) 駅型保育試行事業について

駅型保育試行事業については、モデル事業として平成6年度から実施しているところであるが、相当の期間を経過し、モデル事業としての当初の目的は達成されたことなどから、既に実施市及び事業者に対してお

知らせしているとおおり、平成21年度をもって事業を終了することとしている。

実施市においては、事業者に対して、再度、事業終了を周知徹底するとともに、認可化移行に向けた取組や事業終了に伴う児童の受け入れ先の確保等の特段のご配慮をお願いしたい。

3. 認定こども園の実施状況等について

平成18年10月1日に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）が施行され、認定こども園制度が開始されたところである。

認定状況については、平成20年4月1日現在で229件の認定があり、今後約2,000件の申請が見込まれているところである。

各都道府県におかれては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」（平成18年9月18日18初幼教第6号・雇児保発第0915001号。以下「法施行課長通知」という。）においてお願いしているとおおり、利用者や事業者（施設）等の視点に立ち、認定こども園に関する窓口の一元化等、関係機関相互の密接な連携協力を図るなど、認定こども園の設置促進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

特に、「社会福祉法人が設置・経営する認定こども園に係る会計処理の取り扱いについて」（平成19年4月6日雇児保発第0406002号）、「認定こども園の税制上の取扱いに関する留意事項について」（平成19年4月20日19初幼教第5号・雇児保発第0420001号）を发出しているところであり、市区町村及び事業者等の制度に関する認識を深めるため、情報提供や普及啓発について、格別の配慮をお願いしたい。

また、平成20年10月には、認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により「認定こども園制度の在り方に関する検討会」を立ち上げたところであり、平成20年度中に結論を得る予定である。

なお、国においても、厚生労働省と文部科学省が連携して幼保連携推進室を設置し、認定こども園に関する照会への一元的な対応やホームページを通じた情報提供等を行っているところである。ホームページについては、今後、全国の認定こども園に関する情報や関係法令、通知等を随時掲載していきたいと考えているので、各都道府県におかれては、認定予定状況をはじめ、関連する情報を幅広く提供されたい。

(参考)

- 幼保連携推進室ホームページ <http://www.youho.org/index.html>
- 幼保連携推進室メールアドレス info@youho.org

4. 保育所の規制緩和等について

(1) 規制改革会議・地方分権改革について

昨年12月に決定された規制改革会議の「規制改革推進のための第3次答申－規制の集中改革プログラム－」において、保育所における直接契約・直接補助方式の導入や保育所の入所基準等に係る見直しについては、様々な課題があることを考慮し、認定こども園の実施状況等を踏まえ、その可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討することとされ、これを尊重する旨の閣議決定もなされたところである。答申では、そのほか保育士資格制度の見直し、家庭的保育の拡充、病児・病後児保育サービスの拡充や認定こども園制度の見直しなども盛り込まれている。これを受け、本年3月には、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」が再改定される予定である。

また、地方分権改革については、平成19年5月に地方分権改革推進委員会が「地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方」を取りまとめたことをはじめ、同年11月には「中間的なとりまとめ」を決定したところである。「中間的なとりまとめ」においては、認定こども園制度の運用改善、幼保一元化に向けた制度改革や保育所を含めた福祉施設の設置基準の見直しなどが取り上げられている。これらの項目については、平成20年春以降順次「勧告」が行われてきたところであり、本年夏から秋には「地方分権改革推進計画」として閣議決定されることとなる。さらに、平成21年度内を目途に新分権一括法案の国会提出を目指すこととされている。

(2) 構造改革特区について

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」については、平成19年度に引き続き、平成20年10月から11月にかけて、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第47条第1項に基づき、特区認定市町村における事業の実施状況についてアンケート調査を行ったところである。本年度は、自園調理の保育所との比較を行

ったところ、自園調理を行っている保育所の方が、きめ細かな対応を行っているとの認識が多く、特に体調不良児への対応については、両者の現場での認識の違いが大きかった。こうした状況を踏まえれば、本特例措置を全国展開する場合には、調査の結果懸念されている弊害を解消するための方策を明らかにし、その実施を担保することが必要と考えられる。このため、このような方策が具体化されていない現時点においては、本特例措置の全国展開について、引き続き検討が必要と考えている。

また、保育所の給食の外部搬入については、「調理室の設置」及び「調理員の配置」が義務付けられていることから、施設における給食については外部搬入方式を採用することは認められないと解釈され、実際そのように運営してきたところである。また、近年の食事の提供方法の多様化を踏まえ、従来の解釈を明確化するため、平成20年4月に児童福祉施設最低基準の改正を行った。

これらを踏まえ、特区の認定等なく、給食の外部搬入を行っている保育所が依然として存在することから、引き続き適切な指導を行うようお願いする。

(3) 保育所の民営化について

都市部を中心とする保育需要の増大を受け、平成13年の児童福祉法の改正において、保育所の供給拡大を図るために、公有財産の貸付け、保育所運営業務の委託その他の措置を積極的に講じ、社会福祉法人等多様な民間事業者の能力を活用した保育所の設置・運営を効率的かつ計画的に促進することとされた。この貸付先、委託先等の選定に当たっては、「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」（平成13年11月30日雇児発第761号）において、保育所が児童福祉を担う重要な機能を有していることに鑑み、手続きの透明性、公平性に配慮されるようお願いしている。しかし、一部の市町村において、選考基準や選考過程が不明確であるなど、手続きの透明性、公平性に問題があると思われる事例も見受けられるところであり、平成16年7月に送付した「保育所の地域への多様な展開事例集」も参考としつつ、円滑な民営化が行われるよう引き続き適切な対応を図りたい。

また、昨年例にあるとおり、急な事業廃止により、保育を利用する者に不安を与えないよう、民営化や保育所認可に際しては、特に事業運営の安定性が確保されていることに留意し、万が一事業廃止となった場合のサービス確保のあり方についても併せて検討されたい。

5. 保育所の入所について

都市部を中心に待機児童が多い状況の中で、保育所入所希望者が多い場合の入所児童の選考については、透明性・公正性の確保が求められる。具体的には、母子家庭や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮するとともに、就労や家庭の状況などもきめ細かく考慮し、あらかじめ公表した公正な方法で選考されるよう、特段の配慮をお願いしたい。

(1) 保育所入所の円滑化について

保育所への入所の円滑化については、「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日児発第73号・児保第3号）により実施されているが、平成21年度においては別冊（交付要綱、実施要綱等）資料28のとおり改正を予定しており、各地方公共団体においては保育所における保育の実施が適切に行われるよう、以下の点について改めてご配慮願いたい。

① 定員内保育

保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であること。

② 定員の見直し

定員の見直しの基準は、連続する過去の2年度間*常に定員を超えており、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態であること。

なお、保育の実施にあたっては、保育ニーズがあるにもかかわらず意図的に入所児童数を調整することがないようにすること。

（見直し後の定員は、年間を通じて入所児童数が定員の範囲内に納まるよう設定すること。）

※ 平成23年4月1日から適用とする。ただし、平成21年4月1日、平成22年4月1日時点において連続する過去の3年度間常に定員を超えており、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合は定員の見直しに取り組むこと。

③ 定員変更の留意点

定員の見直しは地域の保育需要の適切な把握が重要であることから、定員見直しに当たって都道府県知事は、あらかじめ地域の保育需要等に関し、市町村長の意見を求めること。

保育所の経営の安定化を図るため、平成21年度より保育単価の定

員区分の細分化を行うこととしており、定員の見直しへの取組を阻害しないような仕組みとすることから、定員については入所児童数に応じた設定を行うこと。

(2) 保育所入所の促進について

① 育児休業期間中及び終了時における入所の取扱いについて

ア 保護者が育児休業することとなった場合に、休業開始前既に保育所に入所していた児童については、「育児休業に伴う入所の取扱いについて」（平成14年2月22日雇児保発第0222001号）において、

i 次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合、

ii 当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合等、児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差し支えないとしているところであり、育児休業の取得により、入所していた児童を一律に保育所から退所させることのないよう、柔軟な対応をお願いしたい。

なお、平成17年の育児・介護休業法の改正においては、一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業ができることとされたところであるが、この場合においても、同様の取扱いであるので、併せてご了知願いたい。

イ 保育所によっては、育児休業期間終了時を含め、新規に保育所に入所する児童について、いわゆる「ならし保育」が実施されている場合があるが、1～2週間程度の「ならし保育」の間中は、通常の勤務形態による就労が困難となることが多いと考えられることから、「育児休業期間終了時における保育所の弾力的取扱いについて」（平成18年7月5日雇児保発第0705001号）において、「ならし保育」として適当と考えられる1～2週間程度の期間内において、育児休業終了前に保育所への入所決定を行い入所させること等の取扱いを行って差し支えないとしたところである。

企業で独自に「ならし保育」に対応するための休暇制度を設けている場合等について、保育所においても、企業の取組に応じた柔軟な対応をお願いしたい。

② 母子家庭等及び特別の支援を要する家庭の児童の保育所優先入所について

ア 「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」(平成15年3月31日雇児発第0331011号)において、保育所に入所する児童を選考する際の母子家庭等の優先的な取扱い等についての具体的な取扱いをお示ししているところであるが、当該通知の内容について、改めてご了知願いたい。

なお、昨今、DV被害の深刻化が問題となっているが、DV被害者の児童の保育所への入所については、父母等が離婚調停中など「母子家庭等」とは認められない場合であっても、当該被害者や児童等の状況を総合的に勘案した上で、児童福祉の観点から特に必要と認められる場合には優先的に取り扱うなど、各自治体において適切にご配慮をお願いしたい。

イ 平成16年に児童虐待の防止等に関する法律が改正され、同法において、児童福祉法第24条第3項の規定により、保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないことが規定されたところである。この具体的な取扱いについては、「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」(平成16年8月13日雇児発第0813003号)においてお示ししているとおりであり、当該通知の内容について、改めてご了知願いたい。

なお、認定こども園制度においては、認定こども園である私立保育所(私立認定保育所)の利用は、利用者と施設との直接契約によることとしているところである。

私立認定保育所が入所する子どもを選考する際は、法施行課長通知においてお示ししているとおりで、こうした母子家庭等や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮しなければならないこととしており、各自治体におかれては、十分にご留意願いたい。

(3) 保育所の費用徴収制度の取扱いについて

保育料については、児童福祉法第56条第3項の規定に基づき、保育の実施に要する費用を扶養義務者等から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して市町村長が定めることとしており、保育料の徴収基準となる課税額の階層区分の認定に関する「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」(平成7年3月31日児企第16号)により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村長が認めた場合は、当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行っても差し支えな

いこととしているところである。

昨今、DV被害者等が深刻化する中、こうした家庭において父母等が別居し、離婚調停中の場合などにおいては、現に保育所入所児童を扶養している者の負担能力に著しい変動が生じている場合もあると考えられることから、「家計に与える影響を考慮する」との児童福祉法第56条第3項の規定の趣旨に照らし、こうした場合について、個々の家計の収入の実態を踏まえた適切な保育料の徴収にご配慮願いたい。

また、保育料の滞納については、保育料を納めている保護者との公平性の問題はもとより、市町村の他の予算から補填するなど他者に負担が生じたり、保育所の安定的な運営に影響を及ぼし、保育所に入所する児童の健やかな育成が損なわれるおそれもあるなど、極めて重大な問題である。保育料の納付については、保護者の方々に応分の負担をしていただくことの必要性について十分に説明し、理解と協力を求めることが必要であり、正当な事由なく保育料を納めない保護者については、関係部局等と連携した納付の呼びかけ、徴税担当部局等との連携のうえ、更には、財産調査及び差押等の滞納処分を含め、厳格な対応を図られたい。

(4) 保育所に関する情報提供について

全国の保育所情報等の子育て関連情報については、財団法人こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」として平成13年2月から情報を広く提供しているところである。

特に、保育所情報についてはアクセス件数が最も多く、常に新しい情報の提供が求められている。については、平成20年1月10日付け事務連絡で各地方公共団体及び保育所において最新情報への更新をお願いしているところであるが、引き続き情報の更新についてご配慮願いたい。

6. 保育所保育指針の施行及び保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定について

平成20年3月28日に公布された「保育所保育指針」は、1年間の周知期間を経て、平成21年4月1日に施行される。保育所保育指針においては、①質の向上の観点から大臣告示化により最低基準としての性格を明確化すること、②各保育所の創意工夫や取組を促す観点から内容の大綱化を図ること、③保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明確で分かりやすい表現を用いること、④指針と併せ、解説を作成すること、という基本的考え方を踏まえ、保育所の役割等の明確化、保育の内容（養護

と教育)の充実、小学校との連携、保護者に対する支援、計画・評価、職員の資質向上などの内容の見直しがなされたところである。

保育指針の告示化と同時に、国においては、保育指針に基づく現場での実践を支援するための行動計画(国の施策及び地方公共団体の取組が望ましい施策に関する総合的な行動計画)として、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」(以下「アクションプログラム」という。)を策定した。また、平成20年2月27日に国が取りまとめた「新待機児童ゼロ作戦」においても、「保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する」と明記しているところである。

アクションプログラムの具体的内容として①保育実践の改善・向上、②子どもの健康及び安全の確保、③保育士等の資質・専門性の向上、④保育を支える基盤の強化の4つの柱とそのねらいを設定し、具体的に取り組むべき内容について示している。また、国が取り組むことと、各地方公共団体が取り組むことが望ましいことを示している。

国としては、このアクションプログラムに基づき、平成20年度中に、
① 保育所における自己評価ガイドライン
② 保育所における感染症予防対策ガイドライン
を策定し、各都道府県等あて通知する予定である。また、地域における保育実践の更なる改善・向上に資するため、「保幼小連携事例集」及び「保育指針を映像に！」(2枚組DVD)を作成し、送付することを予定している。

アクションプログラムの実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間としており、既にアクションプログラムを策定している都道府県及び市町村においては計画に沿って進められるよう、未策定の自治体においては、関係者で協議して策定するようお願いしたい。

また、保育指針が児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に基づく告示となることに伴い、保育指針の遵守状態に関する指導監査を行うこととなる。保育内容等の監査に当たっては、保育指針を踏まえた保育所の取組の過程等を尊重するとともに、行政側からの保育内容等へのアプローチや現場との対話・協議が欠かせないことに留意されたい。

各地域の実状や課題などを踏まえ、保育の質の向上に資する取組が、保育現場と行政との協働により計画的に行われるとともに、新たな保育所保育指針の趣旨・内容の普及を図ることに特段の配慮を願いたい。

7. 安心こども基金（仮称）について

「安心こども基金（仮称）」については、昨年10月30日に「新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」において取りまとめられた「生活対策」において『安心こども基金』創設による子育て支援サービスの緊急整備」が盛り込まれたことを受けて、平成20年度第2次補正予算に1,000億円が計上されたところである。

「安心こども基金（仮称）」については、都道府県に基金を造成し、市町村と連携のもと「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間である平成20年度から平成22年度において、保育所の整備、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的としているものである。

このような主旨を踏まえ、都道府県及び市町村においては、積極的な取組を行うようお願いしたい。

なお、「安心こども基金（仮称）」における認定こども園事業費と、保育所運営費国庫負担金に関する事務については、事業者の事務負担の軽減に資するため、申請窓口を一本化する等一元的な対応が図られるよう従前よりお願いをしているところであるが、まだ一本化されていない市町村においては早急に対応いただくよう配慮をお願いしたい。

8. 保育所等における事故防止等について

（1）保育所等における事故防止について

保育所及び認可外保育施設の保育については、一人一人の子どもに応じて健康を保持し、安全を守るよう心がけることが基本であるが、思いもよらぬ原因により尊い命が失われる事故等が発生している。

近年、発生した死亡事故の主なものは、

- ① 午睡中、呼吸が停止して亡くなった。
- ② 所外活動中、交通事故に遭い亡くなった。
- ③ 送迎バス内で、熱射病で亡くなった。
- ④ O-157等の感染症に罹患して亡くなった。

等であり、様々な状況下で事故等が発生している。

このため、次に留意の上、貴管内の保育所等に対して、必要な措置を講じ、事故の発生防止に努めるよう指導をお願いする。

- ① 日頃から子どもの事故発生についての知識を持つこと。

- ② 保育室、園庭、遊具等の施設・設備及び施設内外の活動等において危険な箇所がないかどうかについて点検し、常に安全に対する意識をもつこと。

特に、近年の公園等に設置された遊具での事故報告を踏まえ、保育所の遊具の安全確保のため、日常の点検と発見されたハザードに対する措置等をとるなど、万全を期されるよう指導方願います。

また、このほか「保育所保育指針」（平成20年3月28厚生労働省告示第141号）の「第5章健康及び安全」に基づき適切に対応するようお願いしたい。

（2）保育所の耐震化の促進について

保育所を利用している子どもの安心・安全を確保する観点から、保育所の建物の耐震化を図ることは重要である。全国的な取組状況をみると、耐震診断実施率は36%、保育所の耐震化率は59.7%に留まっており、各都道府県等における取組は大きな格差が生じており、設置主体別の耐震化率をみると、公立保育所は56%、私立保育所62.9%となっている。これらを踏まえ、各都道府県等においては、管内市町村に対する情報提供を通じて、保育所の耐震化の推進に努められたい。

また、保育所の耐震診断に要する費用については、「住宅・建築物安全ストック形成事業（国土交通省所管）」により補助対象とされていることから、各地方公共団体の関係部局と連携を図りこれらを活用し、耐震診断を着実に実施されたい。なお、この耐震診断を行う際の法人負担分の経費については、施設運営に支障のない範囲で施設会計からの支出が可能であることを申し添える。

（3）認可外保育施設に対する指導監督について

事業所内託児施設を含む認可外保育施設の指導監督については、児童福祉法第59条及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）により行われているところであるが、平成18年度の認可外保育施設の点検結果においては、都道府県知事等への設置の届出等が義務づけられている施設（届出対象施設）のうち、認可外保育施設指導監督基準に適合している施設は45%、届出対象施設のうちベビーホテルについては、基準に適合している施設が30%であり、昨年度から改善したものの依然として低い水準にあるところである。

一方で、多数の死亡事故が発生しているほか、滞在期間が数年にもわたる長期滞在児の存在が明らかになるなど、認可外保育施設に対する適切かつ厳正な指導監督の徹底が改めて必要不可欠である。

また、昨年12月に決定された「規制改革推進のための第3次答申」において、「認可外保育施設における保育の質及び適正な運営を確保する観点から、都道府県による指導監督が、形態や分類にかかわらず、あらゆる認可外の保育施設・サービスについて適切に実施されるよう、徹底を図るべき」とされた。

このため、都道府県等においては、改めて児童福祉法及び認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督の徹底を図るとともに、特に改善を求める必要がある施設に対しては、

- ① 改善状況を確認するため、必要に応じて施設の設置者等に対する出頭要請や、施設に対する特別立ち入り調査を行う、
- ② 改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善の見通しが無いなどの悪質な場合には、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行う、

等、速やかに改善がなされるよう厳格な措置を講じるなど、届出対象であるか否かにかかわらず適切な指導監督の実施をお願いする。

さらに、去年の例にあるとおり、急な事業廃止により、保育を利用する者が緊急に他の保育手段を選ぶ必要が生じることなどによって、子どもの育ちに影響を与えるなど、不適切な事例が生じていることも踏まえ、特段のご指導をお願いしたい。

また、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで事業停止又は施設閉鎖を命じることができることとされており、施設の施設長や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、こういった緊急時に該当すると想定されるので、特段の配慮をお願いしたい。

(参考)

平成19年度末までの過去5年間における死亡事故件数（厚生労働省に報告があったものに限る）

- ・認可保育所 18件
- ・認可外保育施設 28件

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)

(保育課 関連資料)

安心こども基金（仮称）の概要

（平成20年度第2次補正予算）

100,000百万円

（厚労省：95,867百万円、文科省：4,133百万円）

1. 趣 旨

都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

2. 事業概要

国から交付された交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、平成20年度～平成22年度までの間、次の事業を実施する。

事業名		概要
保育所等整備事業	①保育所等緊急整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 集中重点期間として、平成22年度末までに保育所の緊急整備の前倒し実施を可能とする。その際、待機児童が多く財政力が乏しい市町村の保育所の新設等において、追加的財政措置を行う。 都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料等の補助を実施する。
	②放課後児童クラブ設置促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助を実施する。
	③認定こども園整備等事業	<ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型、幼稚園型、保育所型の施設整備、幼稚園型、保育所型の事業費補助を実施する。（認定こども園整備事業、認定こども園事業費）
家庭的保育改修等事業		<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育（保育ママ）事業を推進するため、その実施場所にかかる改修費用等の補助を実施する。（家庭的保育改修事業・家庭的保育者研修）
保育の質の向上のための研修事業等		<ul style="list-style-type: none"> 保育の質の向上のために全国の保育士を対象に研修を実施する。

3. 配分方法等

（1）配分方法

児童数や待機児童数等により、各都道府県の配分額を算定し配分する。

（2）都道府県から市町村への配分方法

市町村に対する配分については、地域の実情に応じて各都道府県が管内市町村と協議を行い各々決定する。

認定こども園制度の概要と現状①

(資料2)

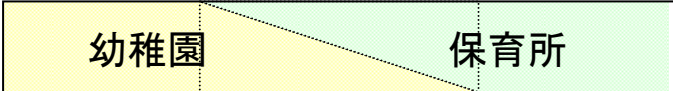
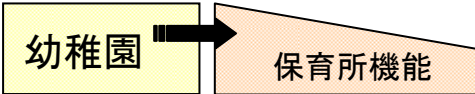
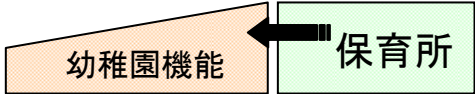
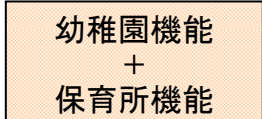
認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

○幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを 都道府県が認定

- ①教育及び保育を一体的に提供
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
- ②地域における子育て支援の実施
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の類型と財政措置

類型	地域のニーズに応じた選択	財政措置	認定数(H20.4.1現在)
幼保連携型		幼稚園と保育所の補助の組合せ	104カ所
幼稚園型		幼稚園の補助制度	76カ所
保育所型		保育所の補助制度	35カ所
地方裁量型		(一般財源)	14カ所
			計229カ所

認定こども園制度の概要と現状②

各都道府県の認定状況

都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	16	滋賀県	3
青森県	1	京都府	0
岩手県	5	大阪府	2
宮城県	1	兵庫県	15
秋田県	12	奈良県	0
山形県	4	和歌山県	2
福島県	5	鳥取県	0
茨城県	5	島根県	0
栃木県	7	岡山県	3
群馬県	12	広島県	7
埼玉県	4	山口県	1
千葉県	8	徳島県	2
東京都	19	香川県	1
神奈川県	12	愛媛県	4
新潟県	2	高知県	3
富山県	2	福岡県	9
石川県	5	佐賀県	8
福井県	1	長崎県	15
山梨県	1	熊本県	1
長野県	7	大分県	5
岐阜県	1	宮崎県	5
静岡県	0	鹿児島県	9
愛知県	4	沖縄県	0
三重県	0	合 計	229

幼保連携推進室調べ(平成20年4月1日現在)

規制改革推進のための第3次答申

(平成20年12月26日 最大限尊重閣議決定)(抜粋)

Ⅱ. 各重点分野における規制改革

1 社会保障・少子化対策

(2)福祉、保育、介護分野

② 保育分野

ア 抜本的な保育制度改革

(ア) 直接契約方式の導入

保育所間での切磋琢磨により、利用者から選ばれる保育所となるための努力を促す観点から、先行事例である地方公共団体の取組や認定こども園制度を参考にし、利用者自らが施設に直接申込みを行い、契約を結ぶ方式の導入について検討し、結論を得るべきである。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

イ) 直接補助方式(バウチャー等)の導入

投入されている公的補助を機関補助ではなく、予め公開された明確かつ透明性のある基準に基づいた保育の必要度に応じて、バウチャー等で子育て世帯に配分するといった、利用者補助方式の導入について検討し、結論を得るべきである。低所得世帯や障害児を持つ世帯については、世帯所得や障害の程度、保育の緊急度など公による優先度の判断や、それに対応した応諾義務等により利用の確保を行うべきである。

その際、公的補助の対象は保育所に限定せず、認定こども園や、家庭的保育(保育ママ)等の施設型以外の保育サービス等にも拡大することについて検討する。もちろん、公費を使用する対象サービスとして、一定の基準を設けることは前提条件であり、事業者による適切な情報公開の徹底や質の確保を図ることは、公の責任において行われるべきである。

その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

ウ) 「保育に欠ける」要件の見直し

「保育に欠ける」要件を近年の実態に照らして見直し、共働き世帯のみならず、専業主婦(夫)世帯でも、必要に応じて保育所において保育・子育て支援サービスを利用できるような基準に改めることを検討し、結論を得るべきである。

なお、入所希望者数が定員数を超える場合、利用者への補助方式における補助額の設定に必要な「要保育度」と同様の概念で、その必要度に応じて優先順位付けされるような仕組みを併せて導入することについて検討すべきである。

その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

イ 保育所に係る制度改革と運用改善

(ア)イコールフットイングによる株式会社等の参入促進

以下の具体策について、検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

第1に、施設整備交付金の対象となっていない社会福祉法人等以外の事業者に対して、保育単価に施設整備の減価償却相当分を見込む、あるいは土地・建物の賃借料について一定の補助を行うことについて

第2に、株式会社など社会福祉法人以外の事業者に対し、追加的に求めている社会福祉法人会計基準に基づく会計処理について

第3に、事業者が最低基準を維持し、更なる質の向上に向けたインセンティブを働かせる構造となるよう、運営費の用途範囲の在り方について【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、詳細について検討・結論・措置】

また、民営化の際、市町村において透明かつ公正な手続きが行われているか実態を把握し、社会福祉法人以外の民間事業者が合理的な理由なく排除されないよう、引き続き都道府県への周知徹底を図るべきである。

【平成21年度措置】

(イ)地域の実情に応じた施設の設置の促進

効率よくサービス供給量を拡大することができ、待機児童の解消やパートタイム労働者等の「保育に欠ける」要件を満たさない児童の受入れにも道がひらけることから、例えば小規模であっても一定の質が保たれている保育の類型を国の制度として位置づけ、利用者の選択による直接契約方式の下、柔軟な設置基準により運営するとともに、一定の補助・支援を行うことを検討し、結論を得るべきである。

その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

(ウ)保育所における給食の外部搬入方式の容認

特区事業「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」(特例番号920)について、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、子どもの年齢や発育状態、日々の体調、食物アレルギー等への十分な対応策も含め、全国規模での展開に向け、引き続き精力的に検討を進め、できる限り早期に結論を得る。

【平成20年度検討、できる限り早期に結論】

また、特区事業が全国展開された場合においては、給食に在り方全般について検討を行うべきである。

【特区事業が全国展開された場合には速やかに検討】

(エ)保育所等における運営状況の検証

～問題意識のみ～

(オ)入所選考等に係る情報開示の徹底

利用者の納得性を高める観点から、市町村による保育所の入所選考等に係る情報提供の実施状況の詳細を把握し、情報開示の徹底を図るべきである。

【平成21年度措置】

ウ その他の保育・子育て支援サービスの拡充

(ア) 認定こども園制度の見直し

a 運用改善による普及の促進

認定こども園制度の普及促進の観点から、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」(平成20年7月)や、文部科学省、厚生労働省の両省局長級の検討会において本年7月末に取りまとめられた普及促進策に基づき、早期に運用の改善を行うべきである。具体的には、認定件数の増加を図るため、既存の制度における認可の有無にかかわらず、例えば、文部科学省と厚生労働省の補助金を一本化するなどして、幼稚園型の保育所機能及び保育所型の幼稚園機能に対し、施設整備費や事業費等を補助すべきである。

【平成20年度より逐次実施】

b 認定こども園の制度改革

本年10月に、認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により立ち上げられた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、本年度中に結論を得る。

【平成20年度結論】

(イ) 家庭的保育(保育ママ)の拡充に向けた取組

a 家庭的保育者の要件の緩和

家庭的保育事業を法制化する児童福祉法の改正案が第170回臨時国会に再提出され、成立したところであり、今後省令で定められる家庭的保育者の要件については、先行して実績を上げている地方公共団体の取組を十分参考にし、要件の緩和を図るべきである。具体的には、保育士、看護師等の資格保有者に限定せず、基礎的な研修の修了を条件に、意欲のある育児経験者を保育者と認めるなど柔軟な要件設定とすべきである。

また、現行の保育者要件では、保育に専念できる環境が必要であるとの理由から、「未就学児童を現に養育していないこと」とされているが、例えば、フランスでは実子も含めて3人まで保育することが法的に認められており、これは、女性が子育てしながら収入を得る機会と、保育ママのなり手の確保の双方に役立っていると考えられることから、未就学児童を養育している者も含めるべきである。

【平成21年度検討・結論、平成22年度措置】

b 実施基準・ガイドラインの適切な策定

家庭的保育事業が法制化されたのち、国の補助を受け家庭的保育制度を利用する地方公共団体の数が増えるよう、実施基準・ガイドラインの策定に際しては、一定の質の確保を前提に、過度に厳しくならないよう配慮すべきである。

【平成21年度検討・結論、平成22年度措置】

c 対象児童の拡大

国の家庭的保育事業についても、小規模で弾力的な保育サービスの1つとして、「ア 抜本的な保育制度改革(ウ)」「保育に欠ける」要件の見直し」の中で併せて検討し、結論を得るべきである。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討し、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

d 「家庭的保育支援者」の見直し

家庭的保育事業における家庭的保育支援者については、その配置状況や制度として十分機能しているかどうかの検証を踏まえ、必要に応じて見直すべきである。

【平成21年度検討・結論、平成22年度措置】

(ウ) 民間の保育ママサービスの指導監督基準の適正化

今後、家庭的保育事業を法律に位置づけるに当たり、事業の安全性や質の確保を図る観点から、市町村が家庭的保育者に遵守させる実施基準を設けるなどとしているところであり、その際には、民間の保育ママサービスに係る認可外保育施設指導監督基準に代わり、新たに基準を設けることが適切か否かについても併せて検討すべきである。

【平成21年度検討・結論、平成22年度措置】

(エ) 認可外保育施設の質の維持・向上

認可外保育施設における保育の質及び適正な運営を確保する観点から、都道府県による指導監督が、形態や分類にかかわらず、あらゆる認可外の保育施設・サービスについて適切に実施されるよう、徹底を図るべきである。

【平成21年度措置】

(3) 雇用・就労分野

② 保育士資格制度

ア 保育士養成施設等における科目等の見直し

保育士養成施設及び保育士試験の科目については、今の保育の現場にふさわしい保育士の質を担保できるよう、保育現場で実践的に活用できる内容の充実を図るとともに、必要な整理を行うべきである。なお、これらの見直しによって、負担が軽減されることが望ましいが、少なくとも、全体としての負担が増えることがないように図るものとする。

さらに、保育士養成施設において、国家試験を義務付けるなど知識・技能の習得が確実になされる方策を検討すべきである。

【平成21年度結論】

イ 多様な人材が保育現場に入りやすくなるような方策の検討

例えば、保育士試験においては、高卒者及び中卒者は、2年あるいは5年の実務経験を受験要件としているが、実務経験を積む機会が限定的で、育児経験を有する者等多様な人材が、保育士資格を取得するには困難なことも多い。そのため、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)に記載された「保育士試験受験要件等の見直し」の内容にとどまらず、多様な人材が、保育の質を担保することを前提に、保育現場に入りやすくなるような方策について速やかに検討すべきである。

【平成21年度結論】

④ 病児・病後児保育サービスの拡充

ア 病児・病後児保育施設に対する補助金交付に関する職員配置基準の緩和

病児・病後児保育施設に対しては補助金の交付が行われているが、要求される配置職員が平成20年度から増員され、利用定員4人以上の施設では、看護師等1名以上と保育士2名以上となった。しかし、この職員配置基準は、保育所の職員配置基準(子ども3人(乳児)~30人(満4歳以上の幼児)に対し保育士1人。)や、病院の職員配置基準(診療報酬では、一般病棟入院について、看護職員1人に対し、入院患者7・10・13・15人で区分されている。)に比べても、過剰なもので、保育サービス提供者及び利用者に対する負担が大きい。そればかりか、看護師・保育士資格保有者の募集が難しい現状においては、サービス提供自体が抑制されるおそれすらある。

配置職員の増員を含めた平成20年度の病児・病後児保育事業の再編の効果について、サービスの質・量の両面から調査・分析を行い、職員配置基準の緩和を検討すべきである。

【平成21年度結論 平成22年度措置】

地方分権改革推進

第一次勧告と地方分権改革推進要綱の比較

第一次勧告 (H20. 5. 28)

【幼保一元化・子ども】

- 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。
- 保育所について、「保育に欠ける」入所要件の見直し、直接契約方式の採用等について総合的な検討に着手し、平成20年中に結論を得る。

【福祉施設の最低基準等】

- 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ、具体的な基準は地方自治体が地域ごとに条例により独自に決定し得ることとする。

【福祉施設の最低基準等】

- 福祉施設の認可、指導監督等に係る事務については、老人福祉施設並びに児童福祉施設のうち保育所、児童館及び認可外保育施設に関するものは、市に移譲する。

地方分権改革推進要綱 (H20. 6. 20)

(地方分権改革推進本部決定)

【幼保・子ども】

- 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、認定こども園制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。
- 保育所について、「保育に欠ける」という入所要件の見直し、保護者と保育サービス提供者との直接契約方式について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。

【福祉施設の最低基準】

- 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、保育の質や、高齢者の生活の一定の質の確保のための方策を前提としつつ、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地方自治体が条例により決定し得るなど、地方自治体が創意工夫を生かせるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る。

【基礎自治体への権限移譲の推進】

- 第1次勧告の第3章で委員会が示した「基礎自治体への権限移譲の方針」を踏まえ、第1次勧告の別紙1「基礎自治体への権限移譲を行うべき事務」に掲げた事務について、都道府県から市町村への権限移譲の検討及びこれに伴う国、都道府県の関与の在り方の見直しを行い、結論を得て計画に盛り込む。
- 都道府県条例による事務処理特例制度の活用を推進するため必要がある場合、関連する個別法令や補助金・負担金制度を見直し。

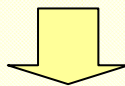
保育所保育指針の改定について

「保育所保育指針改定に関する検討会」報告書(平成19年12月21日)

資料5

改定の背景

- 子どもの生活環境の変化(人と関わる経験の不足、生活リズムの乱れなど)
- 保護者の子育て環境の変化(不安や悩みを抱える保護者の増加、養育力の低下など)



保育所に期待される
役割が深化・拡大

- ・質の高い養護や教育の機能
- ・子どもの保育とともに、保護者に対する支援を担う役割

保育所が果たすべき役割を再確認し、その役割・機能が適切に発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、指針の内容の改善・充実を図ることが必要。

改定に当たっての基本的考え方

- 質の向上の観点から、大臣告示化により最低基準としての性格を明確化
- 保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化(現行の13章を7章に)
- 保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明解で分かりやすい表現に
- 指針と併せ、解説を作成

改定の内容

○ 保育所の役割

- ・ 保育所の役割(目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など)、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化

○ 保育の内容、養護と教育の充実

- ・ 養護と教育が一体的に展開される保育所保育の特性とその意味内容の明確化
- ・ 養護と教育の視点を踏まえた保育のねらいと内容の設定
- ・ 保育の内容の大綱化、改善・充実
- ・ 誕生から就学までの長期的視野を踏まえた子どもの発達の道筋
- ・ 健康・安全及び食育の重要性、全職員の連携・協力による計画的な実施

○ 小学校との連携

- ・ 保育の内容の工夫、小学校との積極的な連携、子どもの育ちを支えるための資料の送付・活用

○ 保護者に対する支援

- ・ 保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援
- ・ 子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結び付く支援の重要性

○ 計画・評価、職員の資質向上

- ・ 保育実践の組織性・計画性を高めるための「保育課程」の編成
- ・ 自己評価の重要性、評価結果の公表
- ・ 研修や職員の自己研鑽等を通じた職員の資質向上、職員全体の専門性の向上
- ・ 施設長の責務の明確化

改定に伴う今後の検討課題

- 指針の趣旨・内容の保育現場等への伝達・普及
- 保育内容の充実に資するための制度改正(児童福祉施設最低基準の見直し)
※ 養護及び教育を一体的に行うという保育所保育の特性を明記。
- 保育所における人材の確保と定着
- 保育環境等の整備
- 保育の質の向上のためのプログラムの策定

【今後のスケジュール】

平成21年4月

保育所保育指針の施行

新保育所保育指針について

- 第1章～第7章で構成、保育所における保育の内容を定める
- 厚生労働大臣告示(平成20年3月28日公布)

第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容
2. 保育の実施上の配慮事項

第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す(2章以下の根幹を成す)

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

保育所における保育の質の向上のための アクションプログラムについて

経緯及び趣旨

保育所における質の向上を図るため、国（厚生労働省）が取り組む施策及び地方公共団体（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、保育所保育指針改定（平成20年3月告示）に併せて通知。

各地方公共団体においても保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定することを奨励。
（次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画と一体的に策定することも可）

実施期間

平成20年度から平成24年度までの5年間

アクションプログラムの概要

- (1) 保育実践の改善・向上
自己評価、保育実践に関する調査研究の推進、情報技術を活用した業務効率化など
- (2) 子どもの健康及び安全の確保
保健・衛生面の対応の明確化、看護師等の専門的職員の確保の推進、嘱託医の役割の明確化、特別の支援を要する子どもの保育の充実など
- (3) 保育士等の資質・専門性の向上
保育所内外の研修の充実、施設長の役割強化、保育士資格・養成の在り方の見直し
- (4) 保育を支える基盤の強化
評価の充実、保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用、専門的な人材や地域の多様な人材の活用、保育環境の改善・充実のための財源確保

アクションプログラムの策定と実施

国が取り組んでいる事項

- 保育所の自己評価ガイドラインの作成
- 保育所における保健・衛生等に関するガイドラインの作成
- 保育所・小学校の連携を進めるための事例集等の作成
- 保育所の研修体系の作成
- 保育士資格・養成の見直し・検討(カリキュラム内容・養成のあり方等)
- 施設長の役割・資格等の見直し・検討 等

地方公共団体での策定の推奨

- 保育実践上の課題に関する調査研究の支援・活用
- 保育所の関係機関等との積極的な連携及び協力
(保育所児童保育要録の様式の作成に係る協議・保・幼・小連携等も含む)
- 特別の支援を要する子どもの保育の充実
- 保育所の研修内容の充実・外部講師の活用など研修体制の整備
- 専門的な人材や地域の多様な人材の活用
- 保育環境の改善・充実

保育所保育指針に関する指導監査について

保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働大臣告示)が平成21年4月1日から施行されることに伴い、適正かつ円滑な児童福祉行政指導監査の実施に資するよう、「児童福祉行政監査の実施について」(平成12年4月25日児発第471号局長通知)について改正を行う。

【基本的な考え方】

- ・保育所保育指針において、具体的に義務や努力義務が課せられている事項を中心に、子どもの発達に応じた適切な保育が行われているかどうか、また、そのための適切な運営が行われているかどうかについて、各保育所の創意工夫や取組を尊重しつつ、実施すること。
- ・取組の結果のみに着目するのではなく、取組の過程(保育実践及びその振り返り、自己評価の取組等)についても尊重すること。
- ・「保育所保育指針解説書」については、法的拘束力を有するものではなく、指導監査の際に、同解説書に基づく指導等を行うことのないよう留意すること。

児童福祉行政監査の実施について(雇用均等・児童家庭局長通知)【保育所関係部分一部抜粋】

【現行】

(2) 児童福祉施設事項

第1. 適切な入所者処遇の確保

1. 入所者処遇の充実

[保育所]

(1)、(2) (略)

(3) 入所児童の発達に応じた適切な保育が行われているか。

(4) 保護者との連絡(登所、降所等)が適切に実施されているか。

以下 (略)

【改正案】

(2) 児童福祉施設事項

第1. 適切な入所者処遇の確保

1. 入所者処遇の充実

[保育所]

(1)、(2) (略)

(3) 保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。

ア 保育課程を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか。

イ 保育の記録や自己評価に基づいて、保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、保育要録の小学校への送付が行われているか。

ウ 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。

エ 職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。

以下 (略)

一時預かり事業の実施類型について(H21年度～)

(資料6)

	一時預かり事業(保育所型)	一時預かり事業(地域密着型)	一時預かり事業(地域密着型)に類するもの
根拠	法第6条の2第7項(第2種社会福祉事業)		予算措置(予算上の事業)
実施主体	市町村又は保育所を経営する者	市町村又は市町村が適切と認めた者	地域密着型に同じ
対象児童	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 (法第6条の2第7項)		法第6条の2第7項を準用
実施場所	保育所	その他の場所(地域子育て支援センター等)	地域密着型に同じ
設備基準	最低基準第32条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けること。(規則第36条の7第1項)		規則第36条の7第1項に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。
人員基準	最低基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。ただし、当該保育士の数は2名を下ることはできないこと。(規則第36条の7第2項)		最低基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う担当者を配置すること。ただし、当該担当者の数は2名を下ることはできないこと。担当者は、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を配置すること。
保育内容	最低基準第35条の規定に準じ、事業を実施すること。(規則第36条の7第3項)		規則第36条の7第3項を準用
利用者負担	利用料の額については、当該事業の実施に要する費用を勘案し、かつ、当該事業の対象とする乳幼児の保護者の家計に与える影響を考慮して定めること。 (規則第36条の7第5項)		規則第36条の7第5項を準用
国庫補助基準額	資料16 交付要綱(案)のとおり		資料16 交付要綱案のとおり
その他	都道府県知事への届出(法第34条の11第1項)		認可外保育施設の届出(法第59条の2)

一時預かり事業 Q & A

問1 施行規則第1条の5について、「特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。」と規定されているが、具体的にどのような場合を想定しているのか。

(答) 特定の乳幼児のみを対象とする一時預かりとは、近所の預かり合い、イベント入場者のみを対象とするようなイベント会場に設置される託児所、幼稚園が行う園児のみを対象とした預かり保育、従業員の子どものみを対象とした事業所内保育施設での預かり等を想定している。

問2 施行規則第36条の5について、一時預かり事業の開始に伴う都道府県知事への届出は、これまで一時保育を実施していた保育所についても必要とされるのか。また、届出は毎年度必要とするのか。

(答) これまで一時保育を実施していた保育所についても、一時預かり事業として実施する場合には都道府県知事への届出を行うことが必要となる。

なお、届出は事業開始時に必要とするものであり、毎年度の届出は必要なく、届出内容に変更が生じた際に改めて変更の届出すれば足りる。

問3 施行規則第36条の5について、児童福祉法上の事前の届出とともに、社会福祉法上の社会福祉事業を実施するための事後の届出も必要か。

(答) 社会福祉法第74条の定めにより、社会福祉法上の届出は不要である。

問4 施行規則第36条の5について、一時預かり事業の開始に伴う都道府県知事への届出を怠った場合、罰則はあるのか。

(答) 法令上、特段の罰則は設けてはいないが、国庫補助要件を満たさないこととなるため、一時預かり事業の国庫補助は受けることはできない。

また、問3にあるように社会福祉法に基づく社会福祉事業としても位置づけられないため、消費税に係る非課税措置の適用を受けることができないなどの不利益が生じることが考えられる。

問5 施行規則第36条の7第2項について、一時預かり専任の保育士の配置が必要とされるのか。

(答) 配置される保育士については専任・兼任の別は問わないが、現に対象児童を預かっている間においては、規則に定める人員配置基準を満たすことが要件となる。

問6 施行規則第36条の7第2項について、預かる乳幼児の数が少人数(例えば1名)であっても保育士の数は2名を下ることはできないのか。

(答) お見込みのとおり。

なお、予算事業ではあるが、保育士を1名以上配置するとともに、一定の研修を受講した担当者を配置する類型(地域密着Ⅱ型)を別途設けることとしている。

(詳細については資料15「実施要綱案」を参照されたい。)

問7 一時預かり事業に係る国庫補助はどのように行われるのか。

また、国庫補助の対象となる施設は、施行規則第36条の5に基づく届出を行った施設と解して良いか。

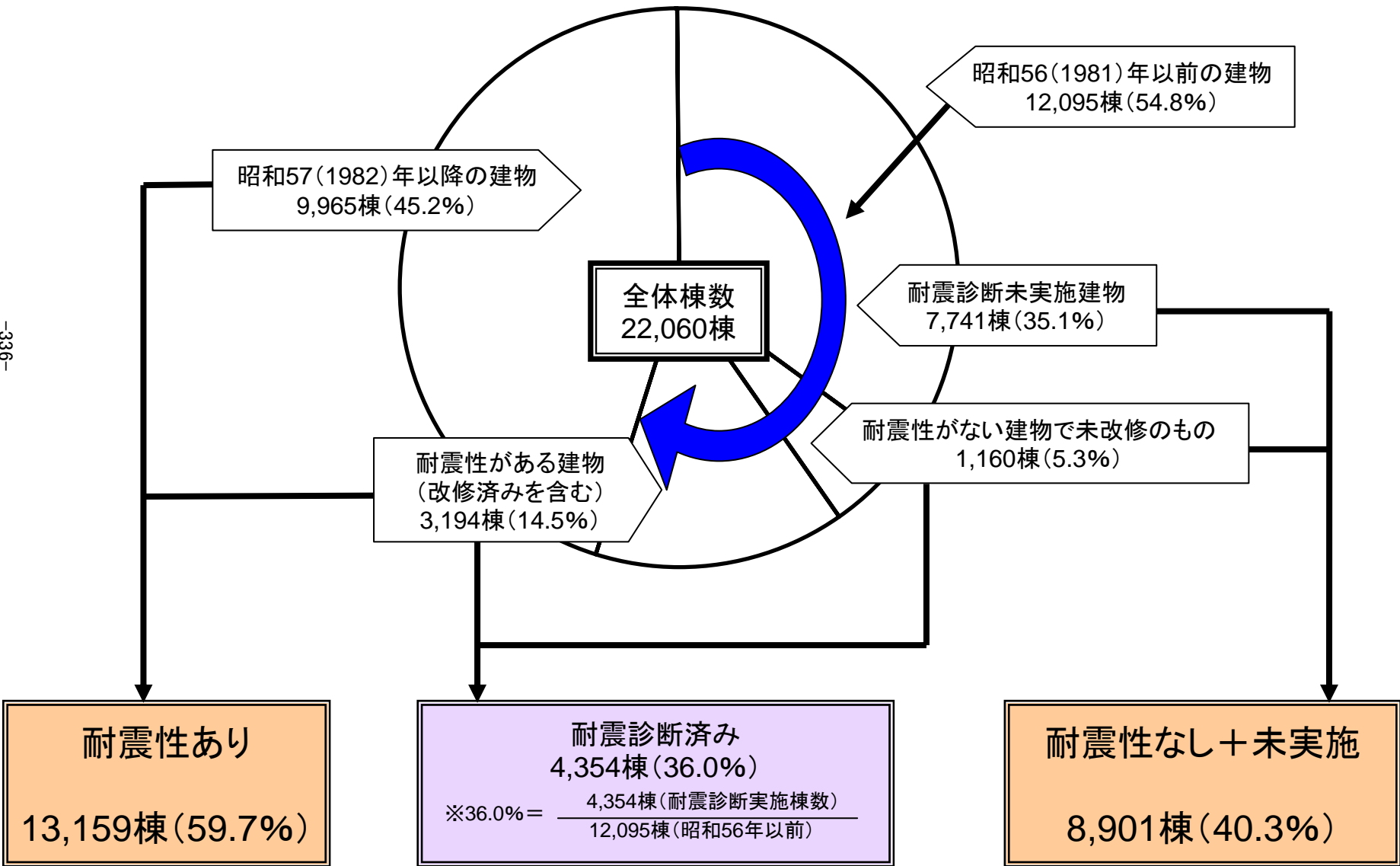
(答) 従前の一時保育と同様に「保育対策等促進事業費補助金」により国庫補助を行うこととする。

後段については、お見込みのとおり。

(詳細については別冊(交付要綱、実施要綱等)資料29「保育対策等促進事業費補助金実施要綱案」を参照されたい。)

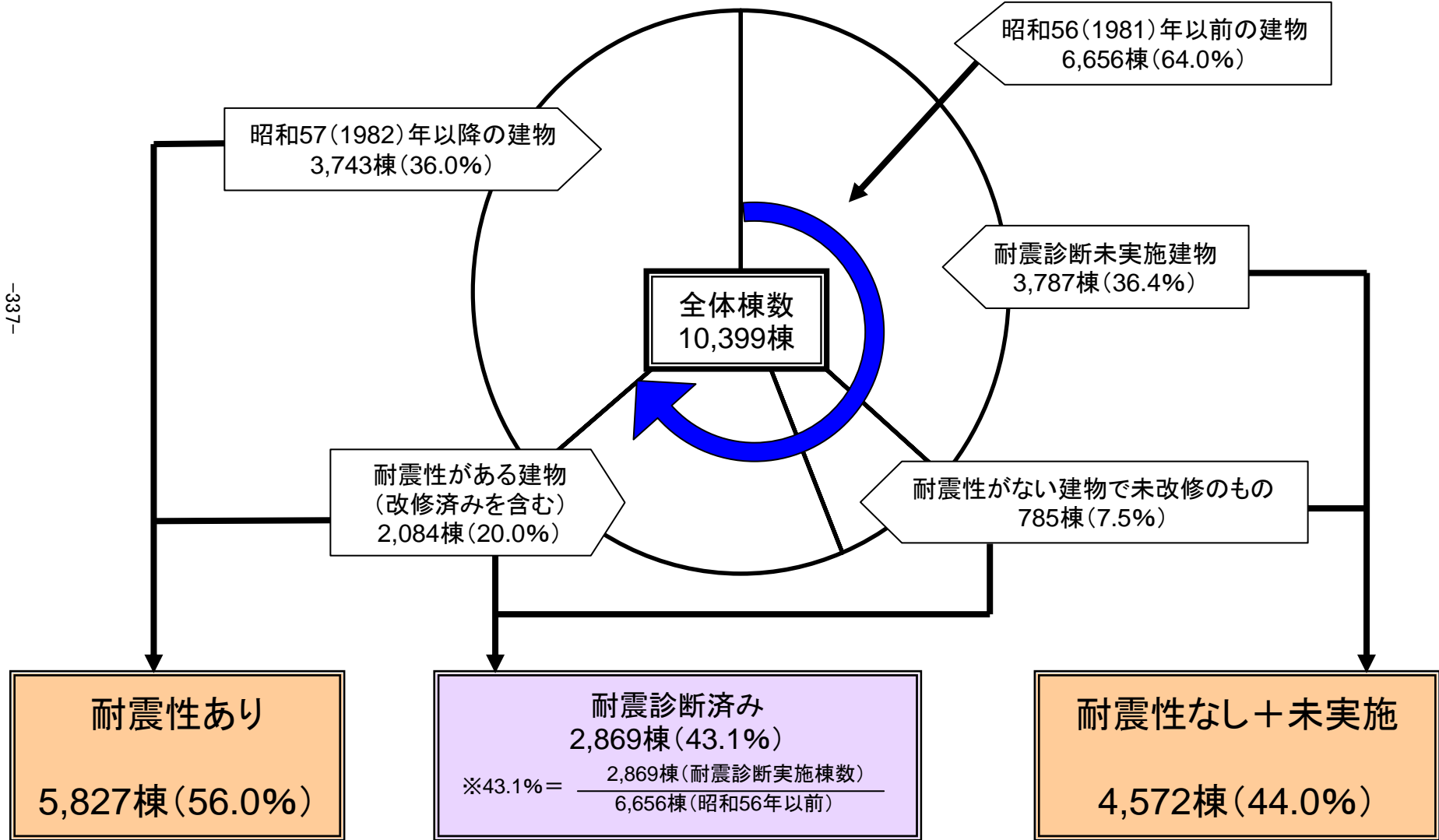
平成20(2008)年 保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況

-336-



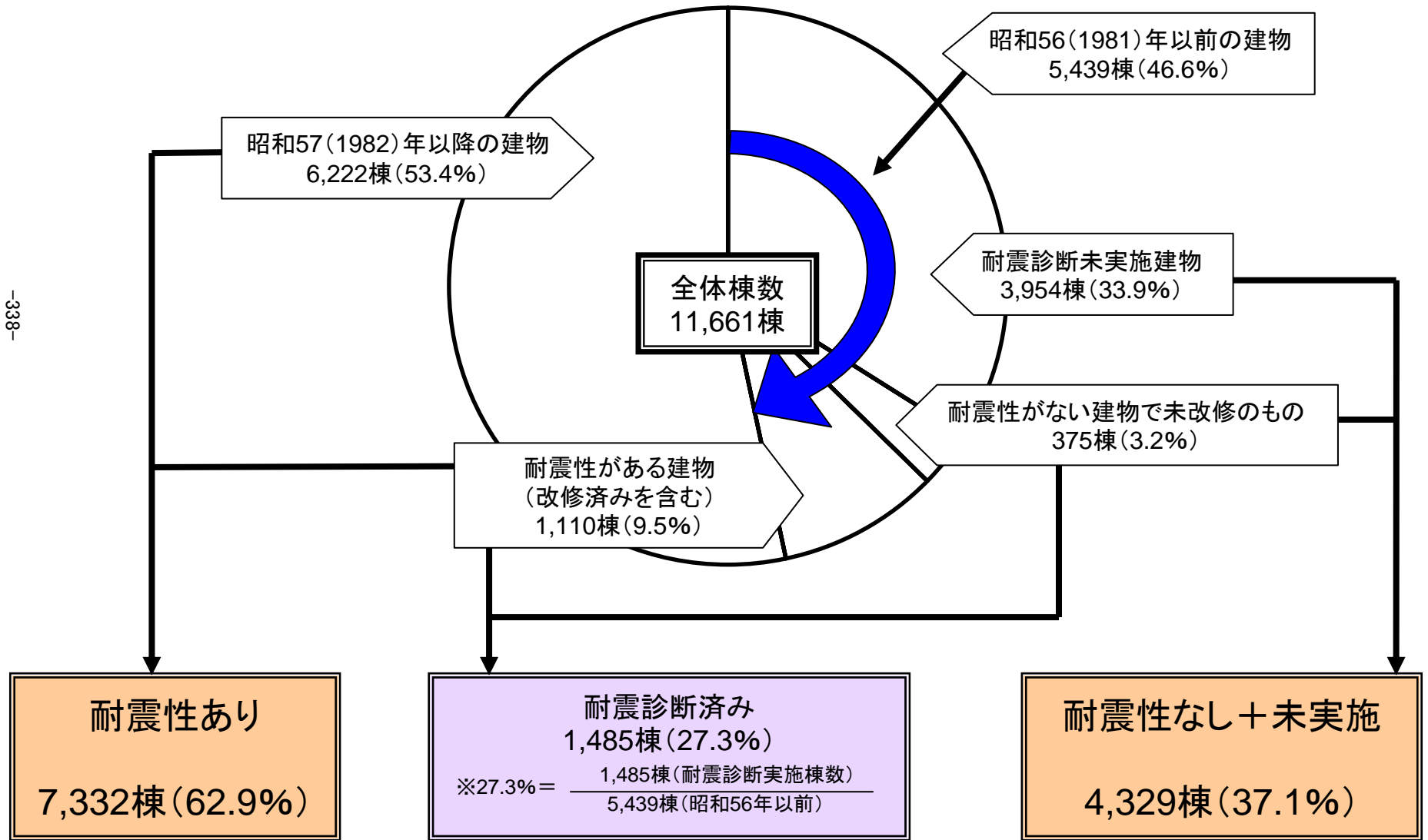
平成20(2008)年 公立保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況

-337-



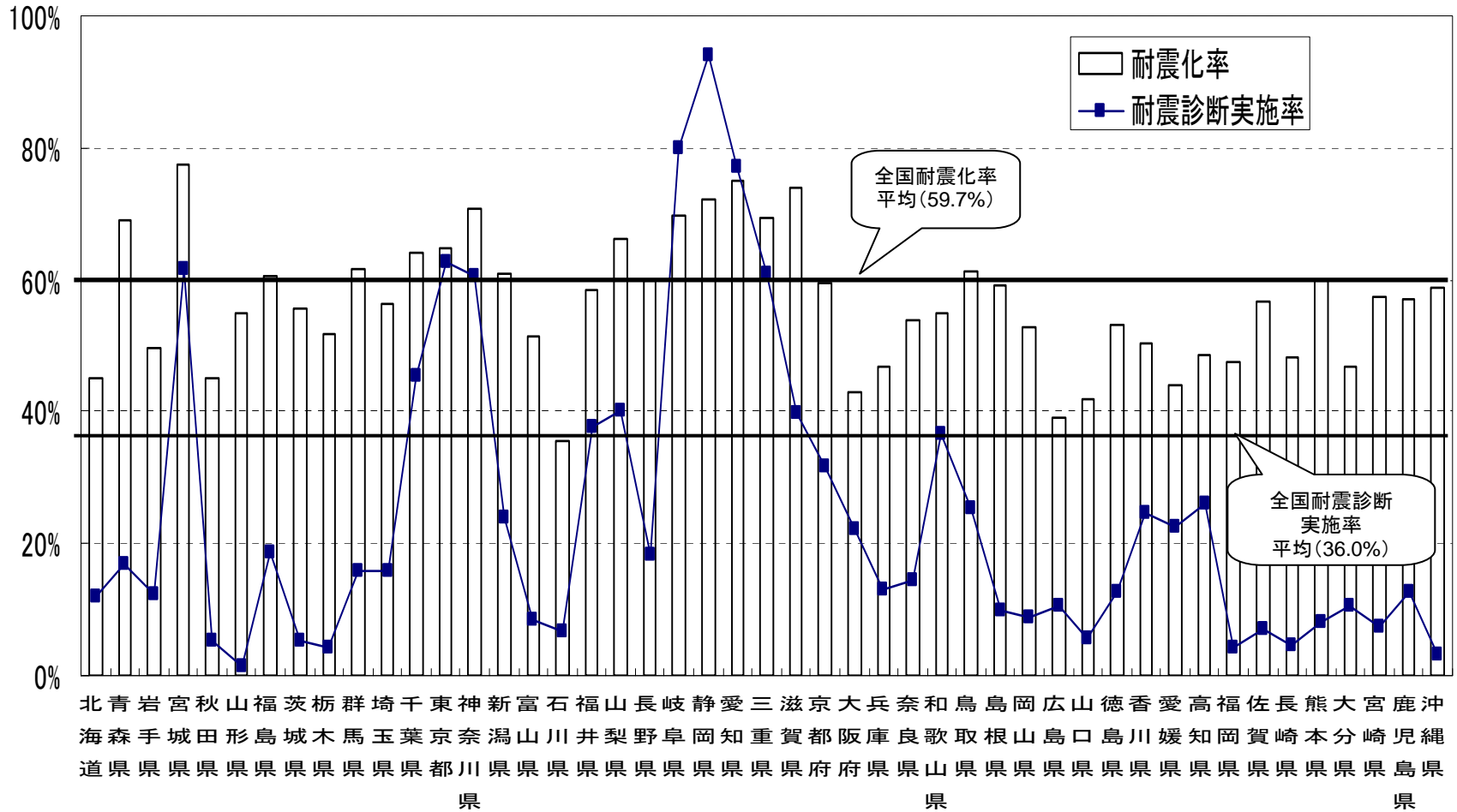
平成20(2008)年 私立保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況

-338-



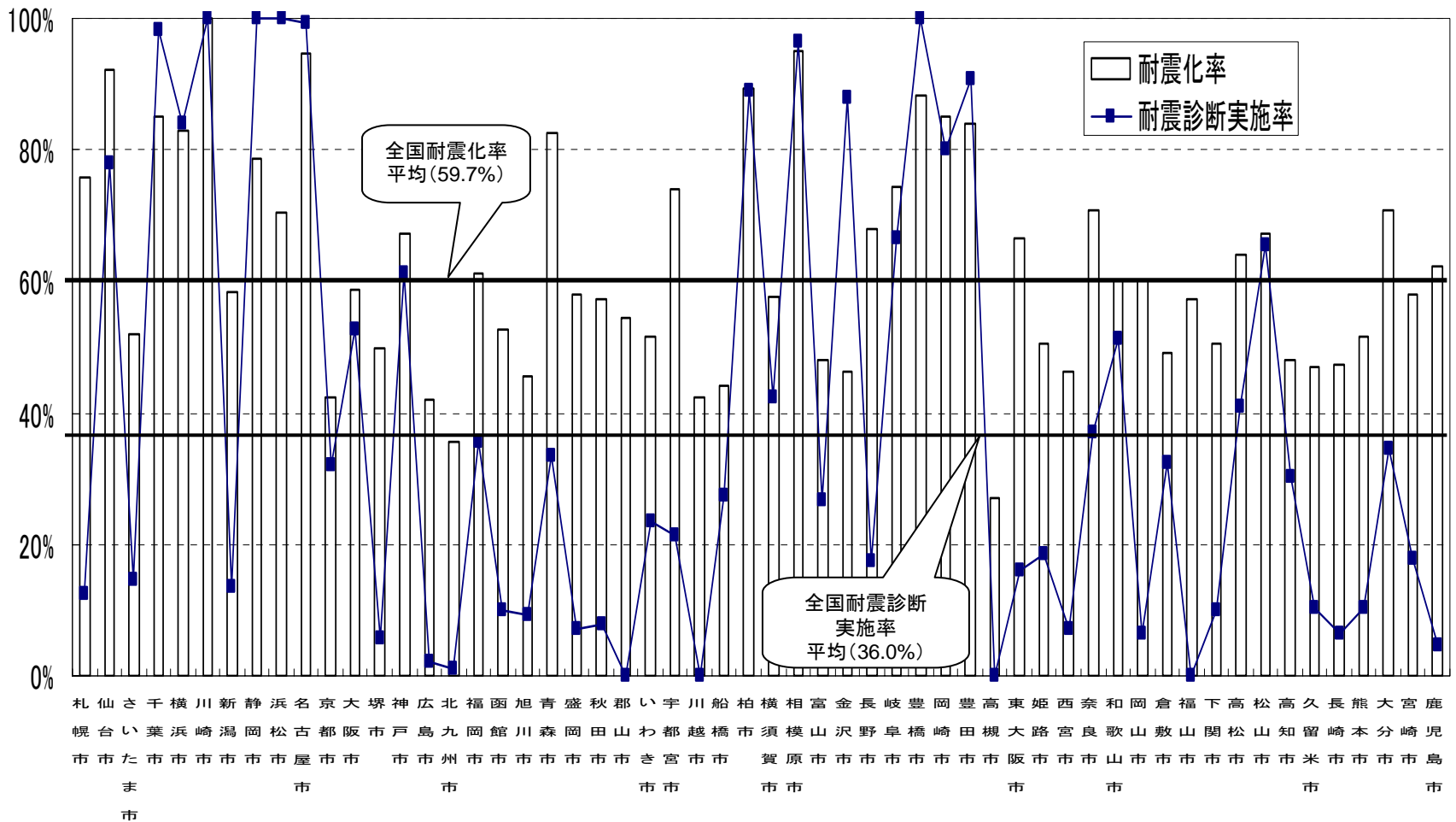
保育所の耐震化の状況<都道府県分>

平成20年4月1日



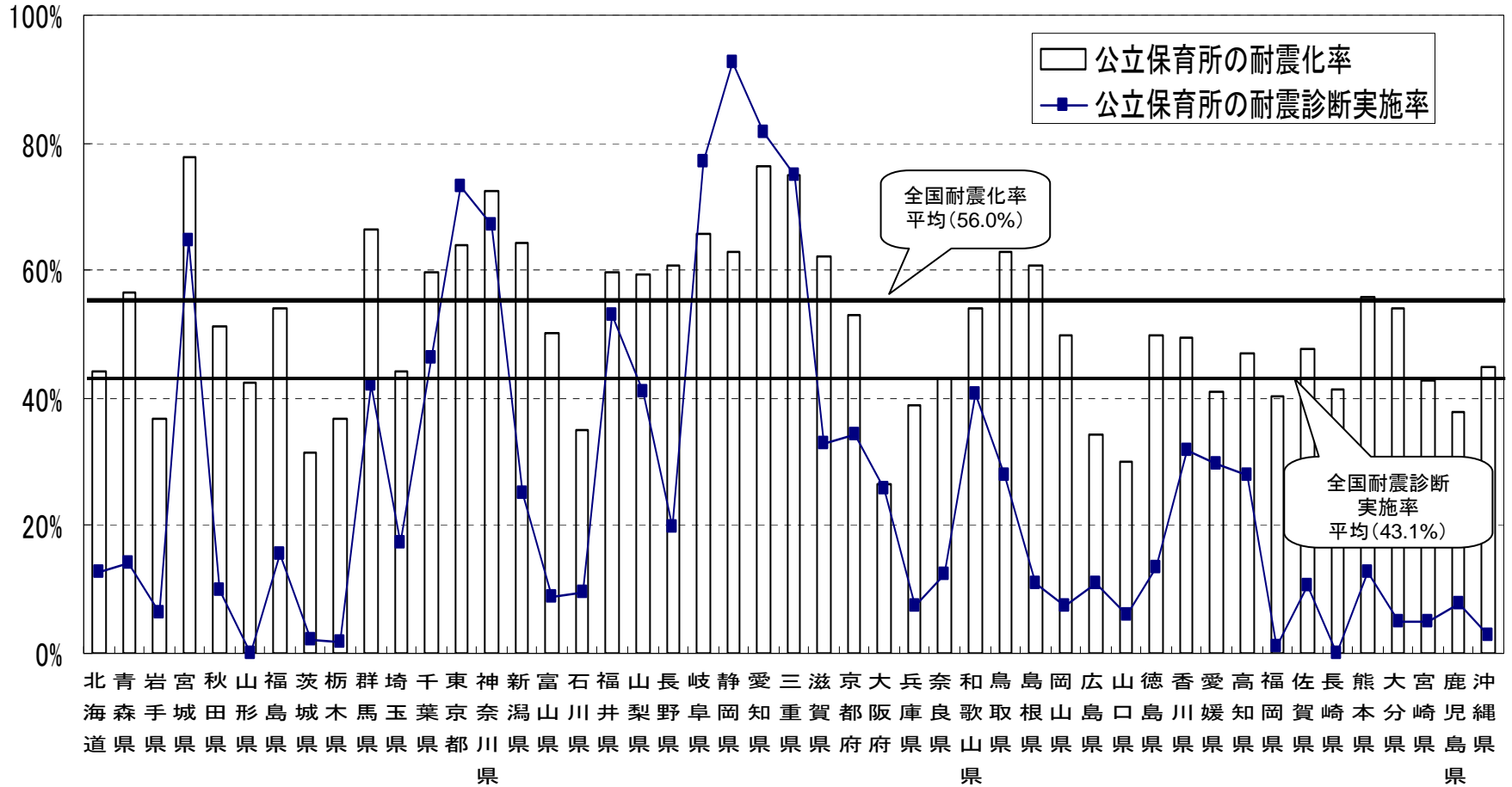
保育所の耐震化の状況<指定都市・中核市分>

平成20年4月1日



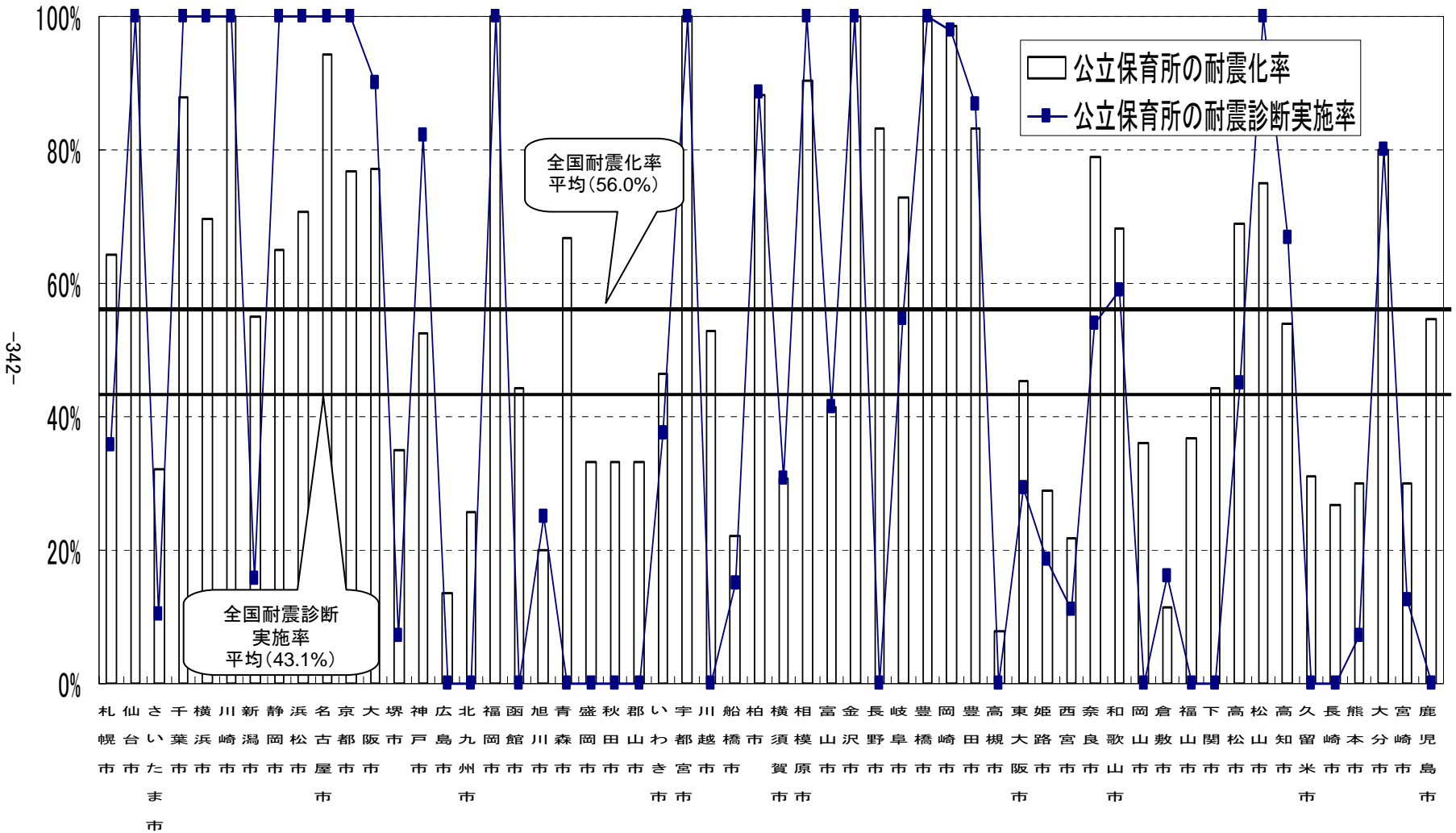
公立保育所の耐震化の状況<都道府県分>

平成20年4月1日



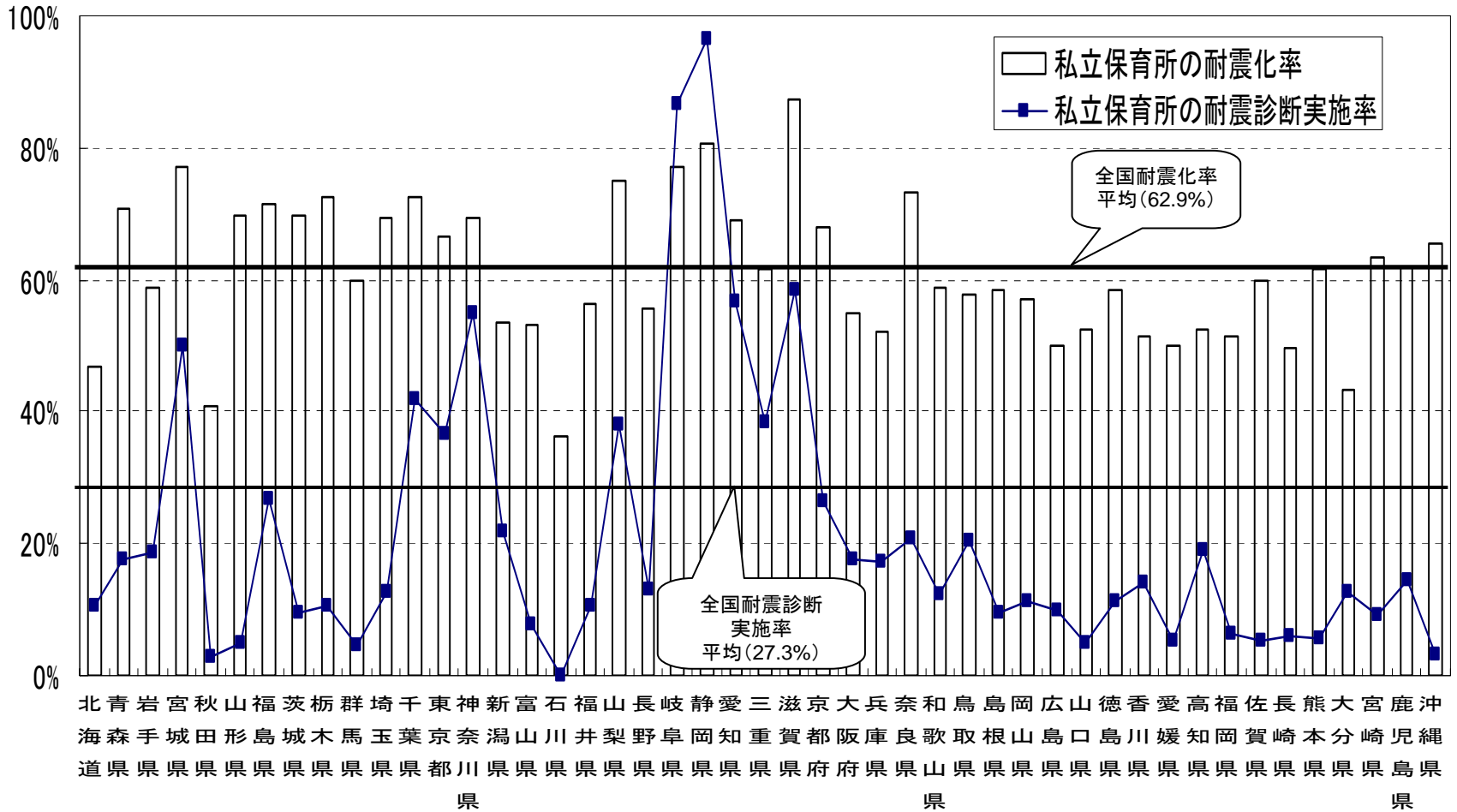
公立保育所の耐震化の状況<指定都市・中核市分>

平成20年4月1日



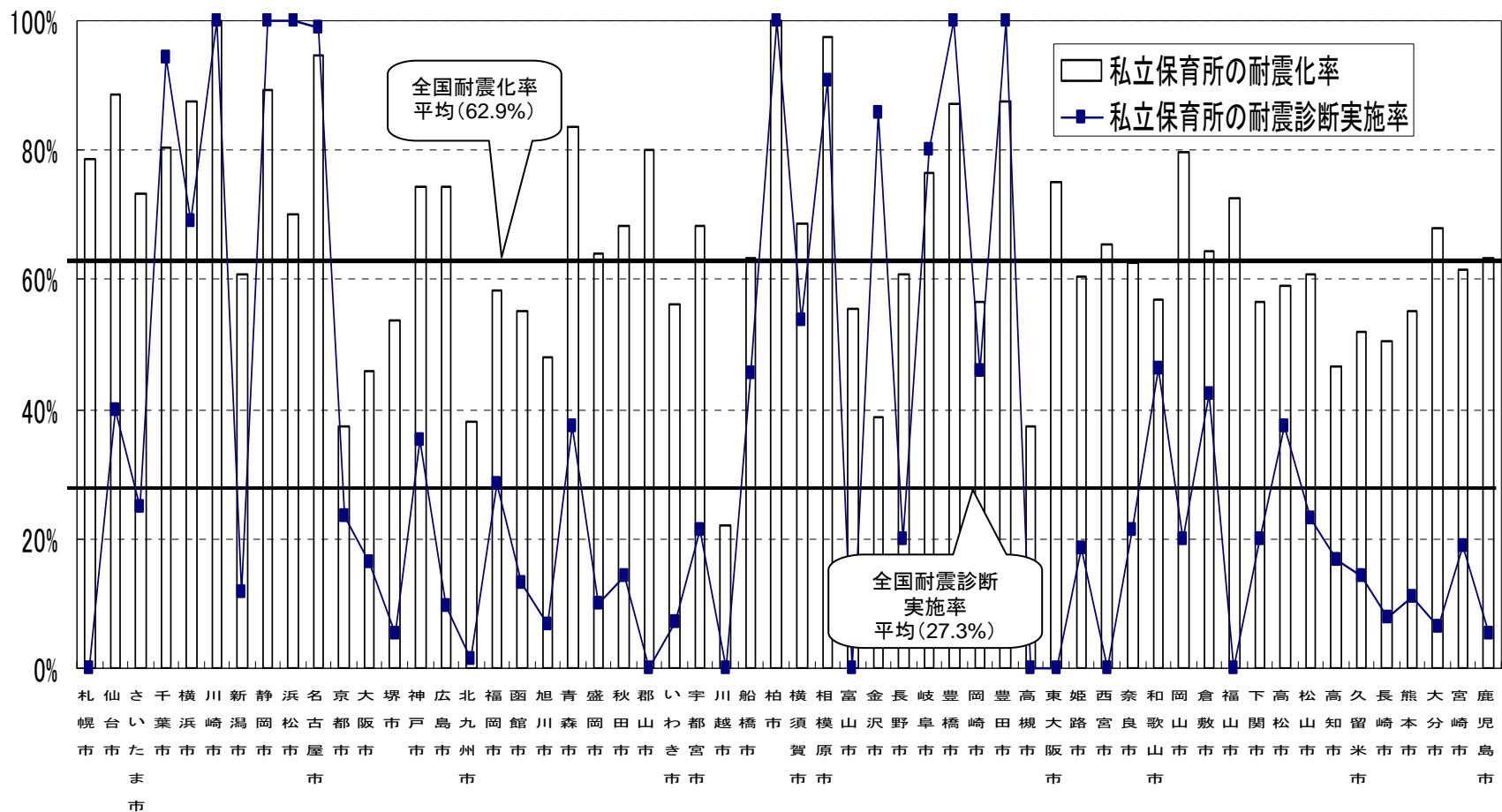
私立保育所の耐震化の状況<都道府県分>

平成20年4月1日



私立保育所の耐震化の状況<指定都市・中核市分>

平成20年4月1日



①都道府県

都道府県名	延長保育実施状況(保育課調べ)						保育所総数(20.3.1現在)		
	公立		民間		合計		公立	民間	合計
	か所数	実施率	か所数	実施率	か所数	実施率			
1 北海道	73	19.9%	108	61.7%	181	33.4%	367	175	542
2 青森県	21	31.8%	259	79.2%	280	71.2%	66	327	393
3 岩手県	87	53.0%	150	82.4%	237	68.5%	164	182	346
4 宮城県	90	54.2%	42	84.0%	132	61.1%	166	50	216
5 秋田県	66	61.7%	80	88.9%	146	74.1%	107	90	197
6 山形県	66	51.6%	76	69.1%	142	59.7%	128	110	238
7 福島県	71	49.7%	68	100.0%	139	65.9%	143	68	211
8 茨城県	108	54.0%	244	93.5%	352	76.4%	200	261	461
9 栃木県	82	46.3%	97	98.0%	179	64.9%	177	99	276
10 群馬県	35	26.9%	217	76.4%	252	60.9%	130	284	414
11 埼玉県	222	57.8%	297	88.7%	519	72.2%	384	335	719
12 千葉県	243	65.3%	147	80.3%	390	70.3%	372	183	555
13 東京都	697	69.7%	591	87.2%	1,288	76.8%	1,000	678	1,678
14 神奈川県	95	82.6%	150	89.3%	245	86.6%	115	168	283
15 新潟県	168	44.6%	88	69.3%	256	50.8%	377	127	504
16 富山県	61	37.2%	65	100.0%	126	55.0%	164	65	229
17 石川県	145	72.1%	65	89.0%	210	76.6%	201	73	274
18 福井県	71	44.1%	103	90.4%	174	63.3%	161	114	275
19 山梨県	57	41.3%	72	72.7%	129	54.4%	138	99	237
20 長野県	157	34.4%	62	92.5%	219	41.8%	457	67	524
21 岐阜県	99	36.7%	97	81.5%	196	50.4%	270	119	389
22 静岡県	64	37.6%	131	85.1%	195	60.2%	170	154	324
23 愛知県	221	37.0%	78	56.9%	299	40.7%	597	137	734
24 三重県	60	21.6%	98	61.6%	158	36.2%	278	159	437
25 滋賀県	62	48.1%	107	94.7%	169	69.8%	129	113	242
26 京都府	51	33.3%	73	89.0%	124	52.8%	153	82	235
27 大阪府	233	87.3%	343	97.4%	576	93.1%	267	352	619
28 兵庫県	139	49.3%	278	87.1%	417	69.4%	282	319	601
29 奈良県	65	65.7%	52	100.0%	117	77.5%	99	52	151
30 和歌山県	48	36.4%	25	69.4%	73	43.5%	132	36	168
31 鳥取県	73	52.5%	53	91.4%	126	64.0%	139	58	197
32 島根県	41	42.7%	137	79.2%	178	66.2%	96	173	269
33 岡山県	64	49.2%	64	94.1%	128	64.6%	130	68	198
34 広島県	69	28.2%	70	73.7%	139	40.9%	245	95	340
35 山口県	39	33.9%	117	83.0%	156	60.9%	115	141	256
36 徳島県	45	30.6%	68	93.2%	113	51.4%	147	73	220
37 香川県	24	28.2%	39	79.6%	63	47.0%	85	49	134
38 愛媛県	32	15.5%	41	62.1%	73	26.7%	207	66	273
39 高知県	6	4.0%	29	69.0%	35	18.3%	149	42	191
40 福岡県	89	47.1%	286	79.2%	375	68.2%	189	361	550
41 佐賀県	48	75.0%	143	93.5%	191	88.0%	64	153	217
42 長崎県	24	33.3%	236	87.7%	260	76.2%	72	269	341
43 熊本県	85	49.1%	272	96.5%	357	78.5%	173	282	455
44 大分県	23	29.1%	87	62.1%	110	50.2%	79	140	219
45 宮崎県	18	19.1%	156	79.2%	174	59.8%	94	197	291
46 鹿児島県	20	21.7%	181	67.5%	201	55.8%	92	268	360
47 沖縄県	64	48.5%	213	92.2%	277	76.3%	132	231	363
小計	4,421	46.0%	6,455	83.4%	10,876	62.7%	9,602	7,744	17,346

※1 実施率＝延長保育実施か所数÷保育所総数(小数点以下第2位を四捨五入)

※2 保育所総数:平成20年3月現在の保育所数

[公立11,594か所 民間11,282か所 合計22,876か所]

※3 公立:設置主体が自治体立のもの 民間:上記以外のもの

※4 民間保育所か所数はソフト交付金19年度交付決定ベース

②政令指定都市・中核市

市名	延長保育実施状況(保育課調べ)						保育所総数20.3.1現在)		
	公立		民間		合計		公立	民間	合計
	か所数	実施率	か所数	実施率	か所数	実施率			
1 札幌市	15	53.6%	136	85.5%	151	80.7%	28	159	187
2 仙台市	49	100.0%	68	100.0%	117	100.0%	49	68	117
3 さいたま市	62	100.0%	52	98.1%	114	99.1%	62	53	115
4 千葉市	58	96.7%	32	100.0%	90	97.8%	60	32	92
5 横浜市	56	50.9%	253	92.7%	309	80.7%	110	273	383
6 川崎市	89	100.0%	34	100.0%	123	100.0%	89	34	123
7 新潟市	43	45.3%	95	93.1%	138	70.1%	95	102	197
8 静岡市	19	40.4%	38	70.4%	57	56.4%	47	54	101
9 浜松市	21	87.5%	59	98.3%	80	95.2%	24	60	84
10 名古屋市	49	39.8%	95	60.1%	144	51.2%	123	158	281
11 京都市	16	47.1%	142	64.3%	158	62.0%	34	221	255
12 大阪市	50	37.9%	162	74.3%	212	60.6%	132	218	350
13 堺市	24	96.0%	72	100.0%	96	99.0%	25	72	97
14 神戸市	76	100.0%	105	96.3%	181	97.8%	76	109	185
15 広島市	36	40.4%	68	98.6%	104	65.8%	89	69	158
16 北九州市	9	28.1%	115	92.7%	124	79.5%	32	124	156
17 福岡市	17	100.0%	141	92.8%	158	93.5%	17	152	169
18 旭川市	3	60.0%	17	35.4%	20	37.7%	5	48	53
19 函館市	1	7.1%	18	50.0%	19	38.0%	14	36	50
20 青森市	3	60.0%	78	95.1%	81	93.1%	5	82	87
21 秋田市	15	100.0%	29	96.7%	44	97.8%	15	30	45
22 郡山市	12	48.0%	13	100.0%	25	65.8%	25	13	38
23 いわき市	0	0.0%	20	100.0%	20	32.3%	42	20	62
24 宇都宮市	19	100.0%	51	98.1%	70	98.6%	19	52	71
25 川越市	20	100.0%	12	92.3%	32	97.0%	20	13	33
26 船橋市	9	33.3%	27	96.4%	36	65.5%	27	28	55
27 横須賀市	12	100.0%	27	96.4%	39	97.5%	12	28	40
28 相模原市	17	60.7%	37	100.0%	54	83.1%	28	37	65
29 富山市	32	57.1%	29	96.7%	61	70.9%	56	30	86
30 金沢市	13	100.0%	97	99.0%	110	99.1%	13	98	111
31 長野市	7	15.9%	42	97.7%	49	56.3%	44	43	87
32 岐阜市	2	6.3%	16	100.0%	18	37.5%	32	16	48
33 豊橋市	4	80.0%	25	50.0%	29	52.7%	5	50	55
34 岡崎市	13	37.1%	17	94.4%	30	56.6%	35	18	53
35 豊田市	17	37.0%	9	75.0%	26	44.8%	46	12	58
36 高槻市	13	100.0%	24	100.0%	37	100.0%	13	24	37
37 東大阪市	14	100.0%	43	97.7%	57	98.3%	14	44	58
38 姫路市	14	41.2%	49	94.2%	63	73.3%	34	52	86
39 奈良市	1	4.3%	15	75.0%	16	37.2%	23	20	43
40 和歌山市	2	7.7%	32	97.0%	34	57.6%	26	33	59
41 岡山市	24	44.4%	58	96.7%	82	71.9%	54	60	114
42 倉敷市	12	41.4%	56	96.6%	68	78.2%	29	58	87
43 福山市	70	100.0%	50	94.3%	120	99.2%	68	53	121
44 下関市	8	30.8%	25	75.8%	33	55.9%	26	33	59
45 高松市	23	54.8%	29	96.7%	52	72.2%	42	30	72
46 松山市	22	78.6%	33	100.0%	55	90.2%	28	33	61
47 高知市	6	21.4%	24	40.7%	30	34.5%	28	59	87
48 長崎市	0	0.0%	82	96.5%	82	82.0%	15	85	100
49 熊本市	19	95.0%	110	99.1%	129	98.5%	20	111	131
50 大分市	0	0.0%	39	78.0%	39	60.9%	14	50	64
51 宮崎市	2	16.7%	89	90.8%	91	82.7%	12	98	110
52 鹿児島市	11	100.0%	82	98.8%	93	98.9%	11	83	94
小計	1,129	57%	3,071	86.8%	4,200	75.9%	1,992	3,538	5,530
合計(①+②)	5,550	48%	9,526	84.4%	15,076	65.9%	11,594	11,282	22,876

※1 実施率＝延長保育実施か所数÷保育所総数(小数点以下第2位を四捨五入)

※2 保育所総数:平成20年3月現在の保育所数

[公立11,594か所 民間11,282か所 合計22,876か所]

※3 公立:設置主体が自治体立のもの 民間:上記以外のもの

※4 民間保育所か所数はソフト交付金19年度交付決定ベース

延長保育実施か所数

	公立		民間		合計	
	か所数	実施率	か所数	実施率	か所数	実施率
H18年度	5,304	44.8%	9,127	83.5%	14,431	63.4%
H19年度	5,550	48.0%	9,526	84.4%	15,076	65.9%
対前年度増減	246	104.6%	399	104.4%	645	104.5%

※1 実施率＝延長保育実施か所数÷保育所総数(小数点以下第2位を四捨五入)

※2 保育所総数:平成20年3月現在の保育所数

[公立11,594か所 民間11,282か所 合計22,876か所]

※3 公立:設置主体が自治体立のもの 民間:上記以外のもの

※4 民間保育所か所数はソフト交付金19年度交付決定ベース

都道府県

実施率上位10位(公立)

大阪府	87.3%
神奈川県	82.6%
佐賀県	75.0%
石川県	72.1%
東京都	69.7%
奈良県	65.7%
千葉県	65.3%
秋田県	61.7%
埼玉県	57.8%
宮城県	54.2%

実施率上位10位(民間)

福島県	100.0%
奈良県	100.0%
富山県	100.0%
栃木県	98.0%
大阪府	97.4%
熊本県	96.5%
滋賀県	94.7%
岡山県	94.1%
茨城県	93.5%
佐賀県	93.5%

実施率上位10位(合計)

大阪府	93.1%
佐賀県	88.0%
神奈川県	86.6%
熊本県	78.5%
奈良県	77.5%
東京都	76.8%
石川県	76.6%
茨城県	76.4%
沖縄県	76.3%
長崎県	76.2%

実施率下位10位(公立)

高知県	4.0%
愛媛県	15.5%
宮崎県	19.1%
北海道	19.9%
三重県	21.6%
鹿児島県	21.7%
群馬県	26.9%
広島県	28.2%
香川県	28.2%
大分県	29.1%

実施率下位10位(民間)

愛知県	56.9%
三重県	61.6%
北海道	61.7%
愛媛県	62.1%
大分県	62.1%
鹿児島県	67.5%
高知県	69.0%
山形県	69.1%
新潟県	69.3%
和歌山県	69.4%

実施率下位10位(合計)

高知県	18.3%
愛媛県	26.7%
北海道	33.4%
三重県	36.2%
愛知県	40.7%
広島県	40.9%
長野県	41.8%
和歌山県	43.5%
香川県	47.0%
大分県	50.2%

政令指定都市・中核市

実施率上位10位(公立)

仙台市	100.0%
さいたま市	100.0%
川崎市	100.0%
神戸市	100.0%
福岡市	100.0%
秋田市	100.0%
宇都宮市	100.0%
川崎市	100.0%
横須賀市	100.0%
金沢市	100.0%
高槻市	100.0%
東大阪市	100.0%
福山市	100.0%
鹿児島市	100.0%

実施率上位10位(民間)

仙台市	100.0%
川崎市	100.0%
高槻市	100.0%
千葉市	100.0%
堺市	100.0%
松山市	100.0%
相模原市	100.0%
郡山市	100.0%
岐阜市	100.0%
いわき市	100.0%

実施率上位10位(合計)

仙台市	100.0%
川崎市	100.0%
高槻市	100.0%
福山市	99.2%
さいたま市	99.1%
金沢市	99.1%
堺市	99.0%
鹿児島市	98.9%
宇都宮市	98.6%
熊本市	98.5%

実施率下位10位(公立)

いわき市	0.0%
長崎市	0.0%
大分市	0.0%
奈良市	4.3%
岐阜市	6.3%
函館市	7.1%
和歌山市	7.7%
長野市	15.9%
宮崎市	16.7%
高知県	21.4%

実施率下位10位(民間)

旭川市	35.4%
高知市	40.7%
函館市	50.0%
豊橋市	50.0%
名古屋市	60.1%
京都市	64.3%
静岡市	70.4%
大阪市	74.3%
奈良市	75.0%
豊田市	75.0%

実施率下位10位(合計)

いわき市	32.3%
高知市	34.5%
奈良市	37.2%
岐阜市	37.5%
旭川市	37.7%
函館市	38.0%
豊田市	44.8%
名古屋市	51.2%
豊橋市	52.7%
下関市	55.9%

母子保健課關係

1. 妊婦健康診査等について

(1) 妊婦健康診査への公費負担の拡充について

妊婦健康診査については、このたび、第二次補正予算において、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診を必要な回数（14回程度）受けられるように、平成22年度までの間、地方財政措置されていない残りの9回分について、国庫補助、地方財政措置により2分の1ずつ支援することとしている（関連資料1（359頁））。

各都道府県におかれては、今年度内に基金にかかる条例等の制定を行い、本交付金によるものを含めた管下市町村における妊婦健康診査事業の公費負担が円滑に実施されるよう、迅速かつ適切な取組をお願いする。

また、里帰り先や助産所で受診した妊婦健康診査の費用についても、本交付金の交付の対象となることから、こうした場合においても公費助成が受けられるよう、引き続き、管下市町村への助言、指導等をお願いする。

(2) 妊婦健康診査の受診及び早期の妊娠届出の勧奨について

妊婦健康診査の受診の勧奨及び早期の妊娠届出の励行については、従来より、適切かつ効果的な健康診査及び保健指導の推進をお願いしているところであるが、平成20年10月に厚生労働省において、既存の日本語版に加え、諸外国語版の啓発用デザインを作成し、ホームページに掲載したところである。各自治体におかれても、広報誌・ホームページへの掲載やリーフレットの作成、各種窓口での配布など、普及啓発にご活用いただくとともに、積極的な取組が図られるよう管下市町村への指導をお願いする。（関連資料2（361頁））

○リーフレット掲載ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>

2. 妊産婦ケアセンター（仮称）について

近年、産前産後の妊産婦は、核家族化、経済的不安や子の病気等の社会心理的問題による様々なストレスの増大などにより、特に褥婦の10～20%は産後においてうつ病を発症するなど、母体の健康管理を行う上で、適切な支援を行うことが重要な課題となっている。

このため、平成21年度予算案において、入院を要しない程度の体調不良（うつ病など）の妊産婦を対象に宿泊型（デイサービスを含む。）のサービス（母体ケア、乳児ケア等）を提供する「妊産婦ケアセンター（仮称）」に対して運営費の一部を補助することとしている。（関連資料3（362頁））

本事業に実施に当たっては、利用者を10人程度宿泊させることができる施設とし、原則として、利用者の居室、食堂、カウンセリング室、乳児保育室、体操等を行う多目的室などの設備を設けるものとしている。詳細については、「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱」に盛り込むこととしているので、各都道府県においては、本事業の実施について積極的な検討をお願いします。（別冊（交付要綱、実施要綱等）資料32）

また、これらの事業を行うための施設整備については、新たに、次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の対象とすることとしているので、併せて積極的な検討をお願いします。

3. 子どもの心の問題等への対応について

近年、ひきこもりなどの適応不全、小児うつ、摂食障害など様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等）などへの関心が高まり、積極的な対応の強化が社会的要請となっている。しかしながら、子どもの心の診療を専門的に行う医師及び専門医療機関が絶対的に不足している状況である。また、関係機関への技術支援・情報提供等のネットワーク機能を有する拠点病院の整備も課題となっているところである。

こうしたことから、平成20年度より都道府県域における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等と連携した支援体制の構築を図るため「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」を創設し、モデル事業として実施している。

本事業においては、

- (1) 子どもの心の診療支援（連携）事業
- (2) 子どもの心の診療関係者研修事業
- (3) 普及啓発・情報提供事業

を実施することとし、都道府県に対して3年を限度に補助を行うこととしている。平成20年度は、9都道府県において実施されており、また、厚生労働省において当該事業等に対する助言・評価を目的とした有識者会議を開催しているところであり、年度内に第2回目の開催を予定している。

また、国立成育医療センターを中央拠点病院として、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行っており、平成20年度は都道府県拠点病院の担当者を集めた研修会を実施した。

各都道府県におかれては、本事業の実施について来年度も積極的な検討をお願いします。

4. 小児慢性特定疾患治療研究事業について

小児慢性特定疾患治療研究事業の対象療養に係る医療保険の高額療養費の取り扱いについて、これまで一律の自己負担限度額としていたものを、医療保険の所得区分や該当回数に応じた自己負担限度額とすることとする予定である。

本改正については、平成21年5月から実施予定であり、改正に係る詳細な事務手続きなどについては、今後、通知等により連絡することとしているので、その実施について特段の配慮をお願いします。

5. 「健やか親子21」について

「健やか親子21」は、妊産婦死亡や乳幼児の事故死などの課題と、思春期における健康問題や親子の心の問題などについて、21世紀の母子保健の取組の方向性と目標（値）を示して、関係機関・団体が一体となって取り組む国民運動計画である。その達成のためには、国民をはじめ、教育・医療・保健・福祉・労働・警察等の関係者、関係機関・団体がそれぞれの立場から寄与することが重要である。

このため、関係機関・団体が一体となって各種取組を効率的に進めることを目的として、平成13年4月に「健やか親子21推進協議会」が設立され、平成21年2月現在で85団体が参加している。

○「健やか親子21」公式ホームページ

<http://rhino.med.yamanashi.ac.jp/sukoyaka/>

(1) 「健やか親子21」第2回中間評価の実施について

「健やか親子21」は平成21年で開始から9年目を迎える。「健やか親子21」は、母子保健分野において「健康日本21」の一翼を担うという位置づけと、次世代育成支援対策の一環としての位置づけを有しているが、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の見直し時期に併せて、平成21年度までに、「健やか親子21」の第2回目の中間評価を実施することとした。

「健やか親子21」において設定している指標等の直近値に関するデータ収集については、都道府県・市町村に対し、乳幼児健康診査における受診者へのアンケート調査の実施や、自治体における取組状況の提出等について、すでに協力を依頼しているところであるが、平成21年度当初から、調査票の配付等を開始する予定である。

第2回中間評価にご理解ご協力いただくとともに、引き続き、「健やか親子21」の一層の推進について、ご尽力をお願いしたい。

(2) 健やか親子21全国大会

今年度の全国大会は、「小さな命 みんなでサポート はぐくもう 未来の日本の主役たち」をテーマに福岡県で開催された。来年度は、「育てよう親のちから! こどもの未来!! ~私たちが今できる一步を踏み出そう~(仮)」をテーマとして、平成21年11月10日(火)~12日(木)に、静岡県(静岡市民文化会館)において開催される予定である。

(3) マタニティマークについて

「健やか親子21」の取組の一環として、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保を目指し、妊産婦に対する社会の理解と配慮を促すため、平成18年3月に「マタニティマーク」を発表した。

平成19年度から、各市町村において、母子健康手帳と併せてマタニティマークの配布を行ったり、マタニティマークの趣旨を普及啓発したりできるよう、地方財政上の措置を行っている。

平成20年8月に各都道府県・政令市・特別区を通じ調査したところ、取組を始めた市区町村が平成19年度よりも増加していた。

しかしながら、未だ国民への周知が十分でないとの指摘もされている。国においても啓発に取り組んでいるところであり、都道府県、市町村においても、更なるマタニティマークの周知、普及に向けた取組の推進を

願います。(関連資料4 (363頁))

○ マタニティマークのホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>

6. 周産期医療関係事務の移管について

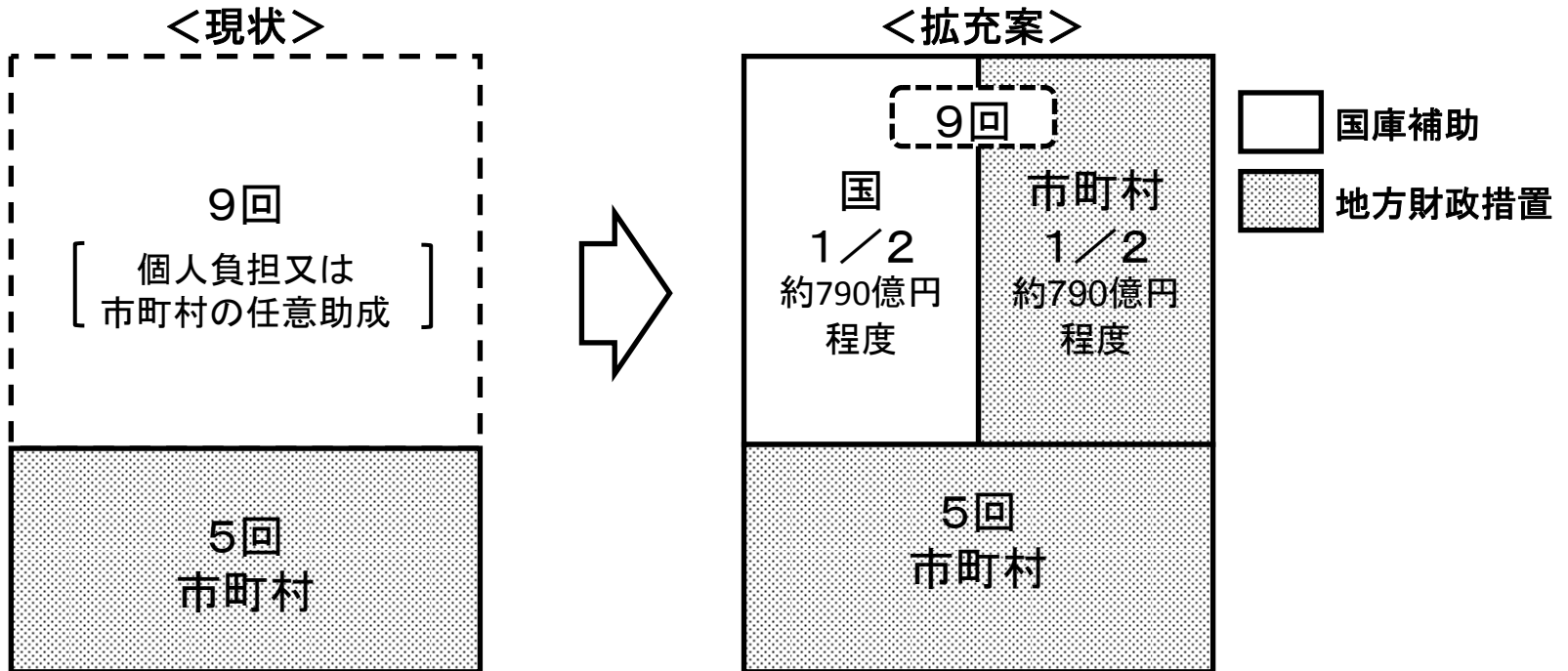
救急医療、周産期医療、小児医療、災害医療及びへき地医療の確保に係る業務を一体的かつ効率的に進めるため、平成21年1月1日付けで、雇用均等・児童家庭局母子保健課が所掌していた周産期医療関係事務を医政局指導課救急・周産期医療等対策室に移管したので、ご了知願いたい。

(母子保健課 関連資料)

妊婦健診の公費負担の拡充について

内容

- 妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を拡充。
- 現在、地方財政措置されていない残りの9回分について、平成22年度までの間、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。
- 都道府県は、平成20年度中に妊婦健康診査支援基金(仮称)を造成する。(条例の制定等)



妊婦健康診査臨時特例交付金の概要

1 目的

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところである。

このため、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする。

2 交付金の規模

平成20年度二次補正予算額 790億円

3 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。

なお、交付金は補助金等適正化法の適用の対象とする。

4 交付金事業の実施

交付金は、平成20年度中に都道府県に基金を造成することとし、この基金を活用して、平成22年度末まで支出することができるものとする。

なお、平成22年度末に残余財産が生じた場合は、国庫に納付する。

※ 基金を造成する場合は、各都道府県において年度内に基金にかかる条例等の制定を行う。

5 交付対象事業

母子保健法第13条に基づき、市町村が委託する病院・診療所又は助産所において実施する妊婦の健康診査について、交付の対象とする。

6 交付額

別に定める算定方法に基づき、各都道府県に配分する。各都道府県は、管内市町村から妊婦健診に係る実施計画を審査の上、その費用に対して交付する。

7 補助率

国1/2、市町村1/2

※ 市町村には、地方交付税が措置される予定

Para uma gravidez e um parto saudável

すこやかな妊娠と出産のために

ポルトガル語版



Ao engravidar, notifique a gravidez na prefeitura o quanto antes possível!

早期に妊娠の届出をしましょう!

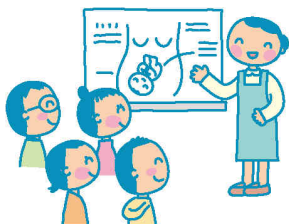
- Se for confirmada a gravidez, dirija-se o quanto antes ao departamento responsável da prefeitura onde reside para notificar a gravidez.
妊娠に気づいたら、お住まいの市町村の窓口にてできるだけ早く妊娠の届出を行ってください。
- No departamento responsável da prefeitura, será possível receber a Caderneta de Saúde da Mãe e da Criança (boshi kenkou techou), assim como os cupons que darão direito a submeter-se aos exames de pré-natal, orientação por parteiras e assistentes de saúde pública, apresentação de cursos para as gestantes e para os pais (casal) e várias outras informações.
窓口では、母子健康手帳の交付とともに、妊婦健診を公費の補助で受けられる受診券や、保健師等による相談、母親学級・両親学級の紹介、各種の情報提供などを受けることができます。



Faça sem falta os exames de pré-natal!

妊婦健康診査を必ず受けましょう!

- Durante a gravidez, é necessário um cuidado ainda maior com a saúde.
妊娠中は、ふだんより一層健康に気をつけなければなりません。
- Submeta-se aos exames de pré-natal de rotina nas instituições de saúde pelo menos 1 vez por mês (mais de 2 vezes após as 24 semanas de gestação e 1 vez por semana após as 36 semanas de gestação).
少なくとも毎月1回(妊娠24週以降には2回以上、さらに妊娠36週以降は毎週1回)、医療機関などで健康診査を受けましょう。



O que são os exames de pré-natal?

妊婦健康診査とは

- São exames que têm como objetivo avaliar o estado de saúde da gestante e o estado de desenvolvimento do bebê que está dentro da barriga, através da medição do corpo, exame de sangue • medição da pressão arterial • exame de urina, etc.
妊婦さんの健康ぐあいや、お腹の赤ちゃんの育ちぐあいをみるため、身体測定や血液・血圧・尿などの検査をします。
- Especialmente, as doenças como **anemia, hipertensão arterial induzida pela gravidez e diabetes melitus gestacional** podem afetar tanto o desenvolvimento do bebê que está dentro da barriga quanto prejudicar o estado de saúde da mãe.
特に、**貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病**などの病気は、お腹の赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。
- Submetendo-se aos exames de pré-natal, possibilitará o diagnóstico e o tratamento precoce das doenças.
妊婦健診を受けることで、病気などに早く気づき、早く対応することができます。

Os principais sintomas a serem observados.

気をつけたい症状

Caso apresente os seguintes sintomas, entre em contato com o médico o mais breve possível!
次のような症状が出たら早く医師に相談を!

<input checked="" type="checkbox"/> Inchaço むくみ	<input checked="" type="checkbox"/> Forte constipação (prisão de ventre) がんこな便秘
<input checked="" type="checkbox"/> Hemorragia genital 性器出血	<input checked="" type="checkbox"/> Corrimentos vaginais anormais 普段と違うおりもの
<input checked="" type="checkbox"/> Dores abdominais 腹痛	<input checked="" type="checkbox"/> Forte dor de cabeça 強い頭痛
<input checked="" type="checkbox"/> Febre 発熱	<input checked="" type="checkbox"/> Forte enfraquecimento devido ao enjôo de gravidez つわりで衰弱がひどい
<input checked="" type="checkbox"/> Diarréia 下痢	<input checked="" type="checkbox"/> Irritação イライラ
<input checked="" type="checkbox"/> Tontura めまい	<input checked="" type="checkbox"/> Palpitações (batimentos cardíacos) aceleradas 動悸が激しい
<input checked="" type="checkbox"/> Ânsia de vômito • vômito はきけ・嘔吐	<input checked="" type="checkbox"/> Não sente os movimentos do feto que até então sentia 今まであった胎動を感じなくなったとき
<input checked="" type="checkbox"/> Profunda sensação de insegurança 強い不安感	



Marca da maternidade マタニティマーク

O Ministério da Saúde, Trabalho e Bem Estar Social através da marca da maternidade está promovendo oferecer "um ambiente seguro e tranquilo para as gestantes".

厚生労働省では、マタニティマークをとおした「妊産婦にやさしい環境づくり」を推進しています。

Ministério da Saúde, Trabalho e Bem Estar Social

厚生労働省



Saúde dos pais e dos filhos 21
健やか親子 21

妊産婦ケアセンター(仮称)のイメージ

施設の規模

居室(定員10人程度)、食堂、カウンセリング室、乳児保育室、ランドリー室、体操等を行う多目的室 など

職員の配置

医師、助産師、保健師、看護師、臨床心理士、事務職員 など

妊産婦ケアセンター(仮称)の事業内容

一週間程度ケアセンターに宿泊し、助産師及び保健師又は臨床心理士等による妊産婦ケアを実施

①産前産後体操指導、②母体ケア、③乳児ケア、④乳房ケア、⑤各種育児、授乳、沐浴等について相談・指導

※日帰りのデイサービスも実施

①産前産後体操指導

②母体ケア

- ・母体の健康状態管理
- ・子宮の収縮等チェック

③乳児ケア

- ・乳児の健康状態管理
- ・体重、排便等チェック

④乳房ケア

- ・乳房マッサージ
- ・乳汁の分泌量の調整
- ・乳腺炎予防
- ・乳頭亀裂ケア

⑤各種相談・指導

- ・育児相談
- ・授乳指導
- ・沐浴指導

マタニティマークについて

1. 趣旨

21世紀の母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子 21」では、その課題の一つに「妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保」を挙げている。この課題の達成のためには、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場から取り組むことが重要である。

とりわけ、各種交通機関における優先的な席の確保については、優先席のマークなどにおなかの大きな妊婦のマークが使われているが、妊娠初期には外見からは妊娠していることが分かりづらいことから、周囲からの理解が得られにくいという声も聞かれるなど、さらなる取組が必要とされている。

こうした課題の解決に向けて、「健やか親子 21」推進検討会において、マタニティマークを募集し、マークを妊産婦に役立てていただくとともに、妊産婦に対する気遣いなど、やさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起することとし、平成 18 年 3 月に発表した。

○マタニティマークとは？

- ・妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。
- ・さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

2. マタニティマークの利用方法等について

マークは厚生労働省ホームページからダウンロードし、個人、自治体、民間団体等で自由に利用できる。<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>



3. マークの普及に向けた取り組み

厚生労働省のホームページ、政府広報、ポスター等様々な機会をとおして多くの人に広く周知するとともに、関係省庁をとおして、交通機関、職場、飲食店等に本取り組みへの協力を依頼している。

マタニティマークに関する取組の状況調査結果

平成20年8月末現在

1 マタニティマークに関する広報物やグッズの作成・購入状況

ポスターやリーフレットを用いた「マタニティマークをとおした妊産婦にやさしい環境づくり」に関する広報や、妊産婦個人が使用するマタニティマーク入りグッズの作成・購入に関する市区町村事業の実施状況

	平成19年度(実績)		平成20年度(予定含む)	
	実施している市区町村数	作成・購入数	実施している市区町村数	作成・購入数
啓発用ポスター	111	22,453	70	5,314
啓発用リーフレット	58	175,258	57	151,296
啓発用シール・ステッカー・マグネット	49	23,918	50	19,337
啓発に関するその他の取組	560		634	
妊産婦が服や持ち物につけるマーク入りグッズ(キーホルダー・ストラップ・バッジ等)	467	538,021	586	670,627
妊産婦が使用するマーク入りシール・ステッカー・マグネット	162	205,157	237	254,411
妊産婦個人用グッズその他の取組	77		111	
(再掲)妊産婦個人用グッズを作成・購入している市区町村の実数	581		746	

(参考)保健センター、中学校、高校等用として、平成20年1月に厚生労働省が自治体へ配付したポスター49,340枚、リーフレット2,866,300枚。交通事業者、百貨店などへも配付し、合計、ポスター61,000枚、リーフレット3,038,000枚を作成。

2 マタニティマーク入りグッズの配付状況

平成20年度の市区町村の事業として、妊産婦個人用グッズを作成・購入している場合におけるグッズの配付方法別の市区町村数

	母子健康手帳 交付と同時配付	母親・両親学級 で配付	その他の方法	合計
原則として全員	664	0	3	667
希望者のみ	65	1	1	67
その他	10	1	1	12
合計	739	2	5	746

3 市区町村におけるその他の取組例

- 役所の駐車場にマタニティマークを表示し、妊産婦が優先駐車できるスペースの設置
- 市営バス、市営鉄道における妊産婦への優先的な席確保に関する啓発
- 学生を対象とした思春期講座等でマタニティマークの趣旨を説明
- 広報誌、役所ホームページ、ケーブルテレビ、自治会回覧、市民向け健康カレンダー等を用いた普及啓発
- 団体等から寄付されたマタニティマーク入りグッズの配付

4 都道府県における取組例

- 一括してマタニティマーク入りグッズを購入し、市町村が活用できるように希望する市町村へ配付
- ポスターを作成し、スーパー、医療機関、銀行、交通機関等に掲示を依頼
- コンビニエンスストアの駐車場にマタニティマークの表示を推奨
- 企業とのタイアップで、商品パッケージにマタニティマークの趣旨を印刷し普及啓発

[厚生労働省雇用均等・児童家庭母子保健課調べ]

5 マタニティマーク入り妊産婦個人用グッズの配付に関する取組状況別の市区町村数

平成20年度において、「1_作成・購入して配付中」41.2%、「2_平成21年度は作成・購入を検討中」6.5%、「3_以前に作成・購入した在庫を配付中」3.0%、「4_団体等からゆずりうけたグッズを活用」21.2%であり、合計すると、妊産婦個人用グッズを何らかの方法で配付している又は今後作成・購入を検討している市区町村は71.9%(1,301か所)になる。

都道府県名	回答市区町村数	平成19年度	平成20年度 (最も当てはまるものを1つ回答。ただし、1を優先して回答。 2~8の複数に当てはまる場合は2を優先、重複回答なし)							
		作成・購入して配付	「1_作成・購入して配付中」ではない理由や今後の予定							
			1_作成・購入して配付中	2_平成21年度は作成・購入を検討中	3_以前に作成・購入した在庫を配付中	4_団体等からゆずりうけたグッズを活用	5_必要だが財政的に困難	6_活用の場が少なく要望もない	7_グッズなしでも妊産婦にやさしい環境である	8_その他
北海道	180	28	38	12	8	42	17	58	3	2
青森県	40	4	6	1	0	13	9	11	0	0
岩手県	35	9	11	3	1	10	6	2	0	2
宮城県	36	10	12	3	0	12	3	4	0	2
秋田県	25	2	4	1	1	6	2	10	1	0
山形県	35	6	9	1	1	14	6	3	0	1
福島県	59	12	18	9	2	12	5	10	1	2
茨城県	44	19	23	2	0	6	9	2	0	2
栃木県	31	11	19	4	2	0	3	1	0	2
群馬県	38	11	21	5	0	5	2	3	0	2
埼玉県	70	47	48	1	7	11	1	2	0	0
千葉県	56	25	27	3	2	7	11	4	0	2
東京都	62	35	43	2	0	4	1	6	1	5
神奈川県	33	21	24	1	2	4	0	1	0	1
新潟県	31	7	11	4	0	4	0	10	2	0
富山県	15	8	7	0	1	7	0	0	0	0
石川県	19	5	4	2	1	5	2	4	0	1
福井県	17	4	4	1	1	5	3	3	0	0
山梨県	28	9	14	1	0	5	0	4	2	2
長野県	81	16	28	10	0	28	5	7	1	2
岐阜県	42	16	22	4	0	10	2	3	0	1
静岡県	41	18	22	1	1	7	6	3	0	1
愛知県	61	40	44	3	0	7	4	3	0	0
三重県	29	10	17	1	1	5	2	2	1	0
滋賀県	26	9	15	2	0	9	0	0	0	0
京都府	26	9	14	2	0	4	2	2	0	2
大阪府	43	26	31	2	2	4	2	0	0	2
兵庫県	41	13	21	1	1	10	4	3	0	1
奈良県	39	12	15	0	0	13	4	6	0	1
和歌山県	30	3	9	1	0	8	2	9	0	1
鳥取県	19	4	8	4	0	3	0	2	0	2
島根県	21	7	6	1	3	4	2	4	1	0
岡山県	27	12	13	0	5	4	1	2	0	2
広島県	23	10	9	0	0	3	6	5	0	0
山口県	20	8	7	2	1	6	2	2	0	0
徳島県	24	3	6	0	1	8	5	4	0	0
香川県	17	8	12	2	0	1	2	0	0	0
愛媛県	20	7	8	2	1	4	2	3	0	0
高知県	34	5	6	3	2	7	7	7	0	2
福岡県	66	19	25	3	1	18	14	4	0	1
佐賀県	20	12	11	0	2	7	0	0	0	0
長崎県	23	3	8	1	0	4	8	1	1	0
熊本県	48	8	12	8	0	9	13	4	1	1
大分県	18	6	7	2	1	0	5	1	1	1
宮崎県	30	8	8	0	1	11	5	5	0	0
鹿児島県	46	14	14	4	1	12	6	7	1	1
沖縄県	41	2	5	2	2	5	12	11	2	2
合計	1,810	581	746	117	55	383	203	238	19	49
			1,301			509				
%	100.0%	32.1%	41.2%	6.5%	3.0%	21.2%	11.2%	13.1%	1.0%	2.7%
			71.9%			28.1%				
	-	-	100.0%							

(注)%については、端数処理の影響で合計すると100%になっていないものもある。

<参考> マタニティマーク入り妊産婦個人用グッズの配付に取り組んでいる市区町村数の推移

平成19年8月末時点の調査結果と、今回の調査結果を比較すると、マタニティマーク入り妊産婦個人用グッズを市区町村の事業として作成・購入し配付している市区町村数の推移は、平成18年度199か所(10.9%)、平成19年度581か所(32.1%)、平成20年度746か所(41.2%)となっている。

都道府県名	平成19年8月末時点調査		平成20年8月末時点調査		
	回答市区町村数	平成18年度作成・購入して配付	回答市区町村数	平成19年度作成・購入して配付	平成20年度作成・購入して配付中
北海道	180	11	180	28	38
青森県	40	1	40	4	6
岩手県	35	2	35	9	11
宮城県	36	6	36	10	12
秋田県	25	1	25	2	4
山形県	35	0	35	6	9
福島県	60	4	59	12	18
茨城県	44	4	44	19	23
栃木県	31	6	31	11	19
群馬県	38	6	38	11	21
埼玉県	70	32	70	47	48
千葉県	56	5	56	25	27
東京都	62	15	62	35	43
神奈川県	33	6	33	21	24
新潟県	35	1	31	7	11
富山県	15	2	15	8	7
石川県	19	1	19	5	4
福井県	17	2	17	4	4
山梨県	28	3	28	9	14
長野県	81	3	81	16	28
岐阜県	42	3	42	16	22
静岡県	42	2	41	18	22
愛知県	63	16	61	40	44
三重県	29	5	29	10	17
滋賀県	26	2	26	9	15
京都府	26	2	26	9	14
大阪府	43	9	43	26	31
兵庫県	41	3	41	13	21
奈良県	39	3	39	12	15
和歌山県	30	3	30	3	9
鳥取県	19	0	19	4	8
島根県	21	2	21	7	6
岡山県	27	6	27	12	13
広島県	23	1	23	10	9
山口県	22	1	20	8	7
徳島県	24	2	24	3	6
香川県	17	2	17	8	12
愛媛県	20	2	20	7	8
高知県	35	2	34	5	6
福岡県	66	6	66	19	25
佐賀県	23	2	20	12	11
長崎県	23	2	23	3	8
熊本県	48	2	48	8	12
大分県	18	2	18	6	7
宮崎県	30	2	30	8	8
鹿児島県	49	5	46	14	14
沖縄県	41	1	41	2	5
合計	1,827	199	1,810	581	746
%	100.0%	10.9%	100.0%	32.1%	41.2%

[厚生労働省雇用均等・児童家庭母子保健課調べ]

食育の推進

(母子保健・児童福祉分野)

取組の方向性

食育基本法(食育の推進に係る基本的施策)

- 妊産婦・乳幼児に対する栄養指導の充実
- 保育所等における食育の推進

子ども・子育て応援プラン(食育の推進に関する目標)

- 保健センター、保育所、学校等関係機関と連携して食育の取組を推進する市町村 100%
- 給食や保育活動を通して食育の取組を推進する保育所 100%

「健やか親子21」における目標

- 保育所、学校、住民組織等関係機関の連携により取組を推進している市町村 100%(現状 87.1%)

健やか生活習慣
国民運動
平成20年度～

子どもの頃からの健全な食習慣の形成が
生活習慣病対策の観点からも重要

関係団体の推薦
取組事例の提供等

現状の取組

- 自治体における取組
自治体における取組の推進(次世代育成支援対策交付金)
妊産婦・乳幼児の栄養指導の実施
- 保育所における取組
保育所保育指針の改定(食育についても明記)
保育所における食育計画づくりガイドの作成・公表(平成19年11月)
- 民間企業等の取組
幼児のための食環境づくり

◎取組内容の充実・実践の促進が必要

- (子どもの健全育成の観点からの取組の充実)
- 取組事例の収集・分析→公表
- 食環境づくりに関する普及啓発

◎科学的根拠の整理

- 妊産婦・乳幼児の食事摂取基準の作成及びその活用に関する検討
- (平成20年度)基準づくり(分科会設置)
- (平成21年度)児童福祉施設の給食等での活用ガイドの作成

ガイドラインの策定

- 食から始まる健やかガイド(平成16年2月)
- 妊産婦のための食生活指針(平成18年2月)
- 授乳・離乳の支援ガイド(平成19年3月)

-367-

普及啓発

基盤整備

児童福祉施設給食関係検討

妊産婦・乳幼児等の
食事摂取基準の策定

平成20年度

妊産婦・乳幼児に関する
国内、国外データの収集
系統的レビューの実施

科学的、統計的
政策的検討

妊産婦・乳幼児等の
食事摂取基準の策定
・推定平均必要量
・推奨量
・目安量
・上限量

平成21年度

子どもの健全な発育・発達を支援する
ための給食運営に必要な視点

栄養管理

乳児・幼児期の子どもの発育・
発達の観点も含め、食事摂取基
準を活用した食事計画・実施・評
価など具体的な栄養管理手法
の検討

食育

新鮮な地域の食材の利用や地
域、家庭への情報提供など食育
の観点からの検討

衛生管理

中小規模の施設、子どもの調理
への参加などを視野にいたした衛
生管理手法の検討

児童福祉施設における
給食運営ガイド(仮称)
の作成

児童福祉施設にお
ける適切な活用
に向けた普及啓発

児童福祉施設

乳児院、保育所、児童養護施
設、知的障害児施設、肢体不
自由児施設、児童自立支援施
設等の児童福祉施設

母子保健医療対策等総合支援事業等の実施状況

平成20年度(国庫補助対象分)

	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	療育指導事業	生涯を通じた女性の健康支援事業				特定不妊治療費助成事業	健やかな妊娠出産等サポート事業		
			健康教育事業	女性健康支援センター事業	不妊専門相談センター事業	不妊専門相談センター実施機関		小児科・産科医療体制醸成事業	安心・安全な妊娠・出産等支援体制整備事業	
001	北海道		○			○	旭川医科大学医学部附属病院	○		
002	青森県		○	○	○	○	弘前大学医学部附属病院	○		
003	岩手県		○	○	○	○	岩手医科大学附属病院	○	○	○
004	宮城県					○	国立大学法人東北大学病院	○	○	○
005	秋田県					○	秋田大学医学部附属病院	○	○	
006	山形県		○	○	○	○	山形大学医学部附属病院	○		
007	福島県		○					○		
008	茨城県		○			○	三の丸庁舎、県南、県西生涯学習センター 茨城県産科婦人科医会	○	○	
009	栃木県		○	○	○	○	パルティとちぎ男女共同参画センター	○	○	
010	群馬県					○	(財)群馬県健康づくり財団	○		
011	埼玉県		○			○	埼玉医科大学総合医療センター	○		
012	千葉県		○	○	○	○	松戸市保健所、印旛保健所、長生保健所、君津保健所	○		
013	東京都	○	○			○	(社)日本家族計画協会	○		
014	神奈川県	○		○	○	○	神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所	○	○	
015	新潟県			○	○	○	新潟大学医歯学総合病院	○		
016	富山県		○	○	○	○	富山県立中央病院	○		
017	石川県	○				○	石川県不妊相談センター	○	○	○
018	福井県					○	福井県看護協会会館、福井大学医学部附属病院、国立病院機構福井病院	○		
019	山梨県		○			○	県民情報プラザ	○		
020	長野県					○	看護総合センターながの	○	○	
021	岐阜県					○	岐阜保健所、岐阜県県民ふれあい会館	○		
022	静岡県	○	○	○	○	○	静岡県総合健康センター	○		
023	愛知県		○	○	○	○	名古屋大学医学部附属病院	○		
024	三重県	○				○	三重県立看護大学	○		○
025	滋賀県		○	○	○	○	滋賀医科大学附属病院	○		○
026	京都府		○			○	京都府立医科大学附属病院	○		
027	大阪府	○	○			○	ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)	○		○
028	兵庫県		○	○	○	○	兵庫県立男女共同参画センター	○		
029	奈良県		○	○	○	○	奈良県健康づくりセンター	○		○
030	和歌山県		○			○	岩出保健所、田辺保健所	○		
031	鳥取県	○		○	○	○	鳥取県立中央病院	○		
032	島根県		○			○	島根県立中央病院	○	○	
033	岡山県	○				○	岡山大学病院	○		
034	広島県		○			○	県立広島病院	○		○
035	山口県		○	○	○	○	山口県立総合医療センター、各健康福祉センター	○		○
036	徳島県		○	○	○	○	徳島大学病院、各保健所	○	○	
037	香川県		○	○	○	○	香川県立中央病院研修棟	○		
038	愛媛県		○	○	○	○	愛媛県心と体の健康センター	○		
039	高知県		○			○	各保健所	○		○
040	福岡県		○	○	○	○	保健福祉環境事務所：宗像、鞍手、久留米	○		
041	佐賀県					○	佐賀県中部保健福祉事務所	○		○
042	長崎県	○	○	○	○	○	各保健所	○		
043	熊本県		○	○	○	○	熊本県女性相談センター	○		
044	大分県					○	大分県立病院	○		○
045	宮崎県		○	○	○	○	中央保健所、都城保健所、延岡保健所	○		
046	鹿児島県			○		○	鹿児島大学病院、各保健所	○		○
047	沖縄県		○	○		○	中央保健所	○		○
	小計	9	32	24	30	46		47	10	14

	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	療育指導事業	生涯を通じた女性の健康支援事業				特定不妊治療費助成事業	健やかな妊娠出産等サポート事業	
			健康教育事業	女性健康支援センター事業	不妊専門相談センター事業	不妊専門相談センター実施機関		小児科・産科医療体制醸成事業	安心・安全な妊娠・出産等支援体制整備事業
048	札幌市			○	○	札幌市不妊専門相談センター	○		
049	仙台市		○	○			○		
050	さいたま市				○	さいたま市保健所	○		
051	千葉市				○	千葉市保健所	○		
052	横浜市				○	横浜市立大学附属市民総合医療センター	○		
053	川崎市	○	○	○			○		
054	新潟市						○		
055	静岡市						○		
056	名古屋						○		
057	浜松市						○		
058	京都市				○	下京保健所、京都市子ども保健医療相談・事故防止センター	○		
059	大阪市	○					○		
060	堺市						○		
061	神戸市						○		
062	広島市	○	○				○		
063	北九州市				○	小倉北区役所	○		
064	福岡市		○	○	○	博多区保健福祉センター	○		
065	旭川市						○		
066	函館市						○		
067	青森市	○			○	青森市健康増進センター（元気プラザ）	○		
068	盛岡市						○		
069	秋田市						○		
070	郡山市						○		
071	いわき市	○					○		
072	宇都宮市						○		
073	川越市			○	○	埼玉医科大学総合医療センター	○		
074	船橋市			○			○		
075	柏市	○					○		
076	横須賀市						○		
077	相模原市						○		
078	富山市						○		
079	金沢市	○					○		
080	長野市						○		
081	岐阜市						○		
082	豊橋市						○		
083	豊田市						○		
084	岡崎市						○		
085	高槻市						○		
086	東大阪市	○					○		
087	西宮市						○		
088	姫路市						○		
089	奈良市	○	○				○		
090	和歌山市						○		
091	岡山市						○		
092	倉敷市						○		
093	福山市						○		
094	下関市						○		
095	高松市						○		
096	松山市	○					○		
097	高知市						○		
098	久留米市	○		○			○		
099	長崎市	○					○		
100	熊本市						○		
101	大分市						○		
102	宮崎市	○					○		
103	鹿児島市						○		
104	小樽市								
105	八王子市	○							
106	藤沢市								
107	尼崎市								
108	西宮市								
109	呉市								
110	大牟田市								
111	佐世保市								
112	千代田区								
113	中央区								
114	港区								
115	新宿区								
116	文京区								
117	台東区								
118	墨田区								
119	江東区								
120	品川区								
121	目黒区								
122	大田区								
123	世田谷区								
124	渋谷区								
125	中野区								
126	杉並区								
127	豊島区								
128	北区								
129	荒川区								
130	板橋区								
131	練馬区								
132	足立区								
133	葛飾区								
134	江戸川区								
小計	9市	14市	5市	7市	9市		56市		
合計	9都府県 9市	32都道府県 14市	24都県 5市	30都県 7市	46都道府県 9市		47都道府県 56市	10県	14府県

(その他)

平成21年度 児童福祉関係主要会議等予定表

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
4	第4回愛育班員全国大会	15	1	東京都	母子保健課
	児童相談所長研修（前期）	22～24	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国自立援助ホーム長会議	27	1	東京都	家庭福祉課
	こいのぼり掲揚式	27	1	厚生労働省	育成環境課
5	児童福祉週間	5～11	7	—	育成環境課
	児童福祉週間中央行事	6（予定）	1	東京都（上野公園）	育成環境課
	児童福祉文化賞表彰式	8（予定）	1	厚生労働省	育成環境課
	児童福祉文化賞発表会	9	1	東京都	育成環境課
	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	27～28	2	仙台市	総務課
	全国児童自立支援施設長会議	28～29	2	大分県	家庭福祉課
	児童相談所常勤医師専門研修	28～29	2	仙台市	総務課
	放課後子どもプラン指導者研修会（基礎セミナー）	31	1	青森市	育成環境課
	全国情緒障害児短期治療施設長会議（1回目）	未定		横浜市	家庭福祉課
6	保育を高める全国研修集会	3～5	3	札幌市	保育課
	第7回思春期保健相談士学術研究大会	6	1	大阪府	母子保健課
	東日本Aブロック児童厚生員等研修会	9～12	4	茨城県日立市	育成環境課
	地域虐待対応研修指導者養成研修（Aグループ）	9～12	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第52回全国私立保育園研究大会	17～19	3	高知県	保育課
	西日本Aブロック児童厚生員等研修会	23～26	4	大阪市	育成環境課
	乳児保育担当者研修会	23～26	4	千葉県浦安市	保育課
	児童虐待防止研修（保健師等）	29～7/3	5	国立保健医療科学院	総務課
	児童相談所児童福祉司指導者基礎研修	30～7/3	4	子どもの虹情報研修センター	横浜市
	全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議	未定	1	厚生労働省	総務課
	全国児童家庭支援センター協議会実務者研修会	4～5	2	神奈川県	家庭福祉課
	研修「地域母子保健」（地域1 子どもの食育を考える）	11～12	2	東京都	母子保健課
	第34回遺伝カウンセリングリフレッシュセミナー	20～21	2	東京都	母子保健課
	第31回全国母子生活支援施設職員研修会	24～26	3	横浜市	家庭福祉課
放課後子どもプラン指導者研修会（基礎セミナー）	28	1	宇都宮市	育成環境課	

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
7	第53回全国乳児院研修会	1 ~ 3	3	山形市	家庭福祉課
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	1 ~ 4	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国婦人保護施設長等研究協議会	2 ~ 3	2	東京都	家庭福祉課
	障害児保育担当者研修会	7 ~ 10	4	千葉県浦安市	保育課
	中国・四国・九州ブロック母親クラブ指導者研修会	9 ~ 10	2	宮崎市	育成環境課
	先天性代謝異常症等検査技術者研修会	9 ~ 10	2	東京都	母子保健課
	遺伝カウンセリングセミナー（第37回基礎コース）	9 ~ 12	4	東京都	母子保健課
	第6回思春期ピアカウンセラー養成者養成セミナー（前期）	17 ~ 20	4	東京都	母子保健課
	地域虐待対応研修指導者養成研修（Bグループ）	21 ~ 24	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第57回思春期保健セミナーコースⅠ（総論編）	24 ~ 26	3	大阪府	母子保健課
	全国情緒障害児短期治療施設職員研修会	29 ~ 31	3	広島県	家庭福祉課
研修「地域母子保健」（地域2 発達障害児の早期発見と支援）	7月~8月	2	東京都	母子保健課	
8	放課後子どもプラン指導者研修会（基礎セミナー）	6	1	長崎市	育成環境課
	大学生・大学院生児童虐待MDT（多分野横断チーム）研修	6 ~ 7	2	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第58回思春期保健セミナーコースⅠ（総論編）	7 ~ 9	3	東京都	母子保健課
	第60回全日本少年野球大会	18 ~ 20	3	新潟県	家庭福祉課
	第9回思春期ピアカウンセリング・コーディネーター養成セミナー	22 ~ 23	2	東京都	母子保健課
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	25 ~ 28	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	北海道・東北・関東・甲信越ブロック母親クラブ指導員研修会	27 ~ 28	2	青森県弘前市	育成環境課
	遺伝カウンセリングセミナー（第37回実践コース）	27 ~ 30	4	東京都	母子保健課
9	北海道・東北地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会	1 ~ 4	4	山形県	保育課
	第31回全国青年保育者会議	2 ~ 4	3	横浜市	保育課
	第47回思春期保健セミナーコースⅡ（各論編）	4 ~ 6	3	大阪府	母子保健課
	放課後子どもプラン指導者研修会（基礎セミナー）	6	1	長崎市	育成環境課
	全国保育士養成セミナー・研究大会	9 ~ 11	3	仙台市	保育課
	全国児童家庭支援センター研究協議会	10 ~ 11	2	長崎県	家庭福祉課
	東海・近畿・北陸ブロック母親クラブ指導者研修会	10 ~ 11	2	神戸市	育成環境課
	地域虐待対応アドバンス研修	10 ~ 22	2	岩手県	総務課
	東日本Bブロック児童厚生員等研修会	15 ~ 18	4	新潟県湯沢町	育成環境課
	初任保育所長研修会	15 ~ 18	4	千葉県浦安市	保育課
	養育費相談支援に関する全国研修会	中旬	2	香川県	家庭福祉課
	全国母子自立支援員研修会	中旬	2	香川県	家庭福祉課
	情緒障害児短期治療施設指導者研修	16 ~ 18	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	コメディカルのための遺伝カウンセリングセミナー（第35回初級コース）	19 ~ 21	3	東京都	母子保健課
	地域虐待対応アドバンス研修	29 ~ 30	2	岡山県	総務課
	北信越・東海地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会	29 ~ 10/2	4	石川県	保育課
	西日本Bブロック児童厚生員等研修会	29 ~ 10/2	4	大分県別府市	育成環境課
	家庭相談員全国大会	未定	1	東京都	総務課
第3回子どもの心の診療医研修会	未定	1	東京都	母子保健課	

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
10	里親月間	1 ~ 31		—	家庭福祉課
	母子保健強化月間	1 ~ 31		—	母子保健課
	第3ブロック児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	9	1	鳥取県	母子保健課
	全国児童自立支援施設職員研修会	13 ~ 15	3	函館市	家庭福祉課
	東日本ブロック中堅児童厚生員等研修会	13 ~ 16	4	東京都渋谷区	育成環境課
	第9回全国児童館・児童クラブ岩手大会	17 ~ 18	2	盛岡市	育成環境課
	全国母子寡婦福祉研修大会	18 ~ 19	2	北九州市	家庭福祉課
	児童相談所長研修（後期）	7 ~ 9	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	児童養護施設職員指導者研修	13 ~ 16	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	関東地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会	13 ~ 16	4	さいたま市	保育課
	第53回全国母子生活支援施設研究大会	15 ~ 16	2	福井市	家庭福祉課
	第48回思春期保健セミナーコースⅡ（各論編）	16 ~ 18	3	東京都	母子保健課
	第59回全国乳児院協議会	20 ~ 21	2	別府市	家庭福祉課
	全国保育所理事長・所長研修会	21 ~ 23	3	新潟県	保育課
	全国婦人相談員・心理判定員研究協議会	22 ~ 23	2	秋田県	家庭福祉課
	全国児童館長研修会	26	1	東京都	育成環境課
	第63回全国児童養護施設長研究協議会	28 ~ 31	3	宮城県	家庭福祉課
	全国民生委員児童委員大会	29 ~ 30	2	新潟県	育成環境課
	第4ブロック児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	30	1	徳島県	母子保健課
	第55回全国里親大会	未定	1	未定	家庭福祉課
地域母子保健（地域3 発達障害児の早期発見と支援）	10月～12月	2	東京都	母子保健課	
11	児童虐待防止月間	1 ~ 30		—	総務課
	SIDS（乳幼児突然死症候群）強化月間	1 ~ 30		—	母子保健課
	幼保連携研修会	4 ~ 6	3	東京都渋谷区	保育課
	全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会	5 ~ 6	2	埼玉県	家庭福祉課
	地域組織活動指導者（母親クラブ）全国大会	5 ~ 6	2	倉敷市	育成環境課
	第2ブロック児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	6	1	岐阜県	母子保健課
	放課後子どもプラン指導者研修会（スキルアップセミナー）	8	1	岡山市	育成環境課
	第53回全国保育研究大会	11 ~ 13	3	愛媛県	保育課
	西日本ブロック中堅児童厚生員等研修会	10 ~ 13	4	岡山市	育成環境課
	平成21年度健やか親子21全国大会（母子保健家族計画全国大会）	11 ~ 12	2	静岡県	母子保健課
	子どもの虐待防止推進全国フォーラム	14 ~ 15	2	新潟県妙高市	総務課
	第9回月経随伴症状とマンスリービクスセミナー	14 ~ 15	2	東京都	母子保健課
	全国婦人保護施設等指導員研究協議会	中旬	2	神奈川県	家庭福祉課
	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	16 ~ 20	3	国立保健医療科学院	総務課
	第1ブロック児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	17	1	東京都	母子保健課
	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	18 ~ 20	3	国立保健医療科学院	総務課
	公開講座	21（予定）	1	子どもの虹情報研修センター	総務課
	治療機関・施設専門研修	24 ~ 26	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国自立援助ホーム連絡協議会	未定	2	群馬県	家庭福祉課
	地域子育て支援センター担当者研修会	24 ~ 27	4	千葉県浦安市	保育課
第43回全国保育士会研究大会	26 ~ 27	2	京都市	保育課	
全国児童厚生員指導者養成研修会	30 ~ 12/4	5	静岡県掛川市	育成環境課	
12	児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	1 ~ 4	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第56回思春期保健セミナーコースⅢ（実践編）	4 ~ 6	3	大阪府	母子保健課
	事故予防研修会	9 ~ 11	3	東京都渋谷区	保育課
	コメディカルのための遺伝カウンセリングセミナー（第33回上級コース）	11 ~ 13	3	東京都	母子保健課
	第6回思春期ピアカウンセラー養成者養成セミナー（後期）	12 ~ 13	2	東京都	母子保健課
	放課後子どもプラン指導者研修会（基礎セミナー）	13	1	神戸市	育成環境課
児童福祉施設指導者合同研修	16 ~ 18	3	子どもの虹情報研修センター	総務課	

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
1	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	3 ～ 6	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第57回思春期保健セミナーコースⅢ（実践編）	8 ～ 10	3	千葉県	母子保健課
	第35回遺伝カウンセリングリフレッシュセミナー	9 ～ 10	2	未定	母子保健課
	全国児童相談所一時保護所指導者研修（第1グループ）	13 ～ 15	3	武蔵野学院	総務課
	放課後子どもプラン指導者研修会（基礎セミナー）	17	1	岐阜市	育成環境課
	近畿・中国・四国地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会	19 ～ 22	4	広島市	保育課
	乳児院職員指導者研修	26 ～ 29	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
放課後子どもプラン指導者研修会（スキルアップセミナー）	下旬	1	東京都	育成環境課	
2	九州地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会	2 ～ 5	4	佐賀県	保育課
	全国児童相談所一時保護所指導者研修（第2グループ）	3 ～ 5	3	武蔵野学院	総務課
	母子栄養講座 ～生活習慣病をめぐって～	3 ～ 5	3	東京都	母子保健課
	全国児童養護施設中堅職員研修会	4 ～ 6	3	東京都	家庭福祉課
	地域虐待対応アドバンス研修	9 ～ 10	2	沖縄県	総務課
	児童福祉施設心理担当職員合同研修	17 ～ 19	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第10回思春期保健セミナー上級コース	19 ～ 21	3	未定	母子保健課
	中堅保育所長研修会	24 ～ 26	3	千葉県浦安市	保育課
	地域母子保健（地域4 保健師の役割とリーダーシップ）	25 ～ 26	2	東京都	母子保健課
	全国情緒障害児短期治療施設長会議（2回目）	未定		茨城県	家庭福祉課
	第36回全国保育士研修会	未定		未定	保育課
第36回中高年女性保健セミナー	未定	3	東京都	母子保健課	
3	テーマ別研修（性的虐待）	3 ～ 5	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	テーマ別研修（家族への支援）	10 ～ 12	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国家庭福祉施策担当係長会議	中旬	1	厚生労働省	家庭福祉課